東京大学史料編纂所研究成果報告 2024 12 (二〇二五年三月)

中世東大寺記録

東大寺法華会・興福寺維摩会関係史料

西尾 知己

畠山

聡

基盤研究 (A) (2018~2023 年度)日本中近世寺社<記録>論の構築 一日本の日記文化の多様性の探究とその研究資源化(代表遠藤基 郎)(課題番号 18H03583) 報告書

II

興福寺維摩会記録

		解題	
はじめに	(付凡例)	_	維摩会記録 一四一—五四一
I 東大	東大寺法華会記録	<u>-</u>	佐季会日記 一四二 <u>一</u> 四六六
解題			計
_	法華会英憲・英訓筆跡日記 一四二―四三九 ・・ 9	三	維摩会記 一四二—四六五 :
	法華会私日記 一四一一五〇二 ・・・・・・ 21	四	維摩会遂業日記 一四二—四六-
三	法華会探題・講師抜出 一四二―四四七 ・・・・ 32	五	維摩会日記 一四二—四九三
四	法花会日記 薬師院―二―二九四 ・・・・・・ 38	六	維摩会竪義日記 一四二—四七
五.	法華会短尺箱日記 一四二—四二九 ・・・・・ 41	ī	
六	法華会探題并講師日記 一四二—四三〇 ・・・・ 45	. 1	
七	法華会開口并論匠番表白等 一四一—五二四 · · 52	八	維摩会真俗私日記 一匹一—五
八	法華会講師日記 一四一—四九六 ・・・・・ 55	九	愚記 薬師院―二―二五六 :
九	法華会講師日記 一四一—五〇一 ・・・・・・ 59	$\overline{\bigcirc}$	維摩会日記 一四二—四六八
$\dot{}$	法花会日記講師方 一四二―四一二 ・・・・・ 66		
<u> </u>	法華会日記講師方 一四二—四一三 ・・・・・ 68		
<u> </u>	法華会講師日記 一四二—四一四 ・・・・・・ 72		
	法華会旧記 一四一一五〇九 ・・・・・・・ 75		
一四	法花会竪者方日記 薬師院─二─二九○─一 ・・ 86		
<u>一</u> 五.	法華会日記 薬師院―二―二九一 ・・・・・・ 90		
六六	法花会始行日記 薬師院―二―二九二 ・・・・・ 103		
一七	法花会私日記 薬師院―二―二九六 ・・・・・ 108		
一八	法花会日記 薬師院―二―二九七 ・・・・・・ 110		
一九	永正二年東大寺法華会記録		
	京都大学総合博物館所蔵一乗院文書 · · 113		

212 210 187 186 173 166 160 158 155 124 121

はじめに

華会と興福寺維摩会に関するものを翻刻するものである。 中世東大寺記録出世後見・倶舎三十講関係史料』(東京大学史料編纂所研究成果報告二○二○一一) と『中世東大寺記録出世後見・倶舎三十講関係史料』(東京大学史料編纂所研究成果報告二○二○一一) と『中世東大寺記録出世後見・倶舎三十講関係史料』(東京大学史料編纂所研究成果報告二○二○一一) 基盤研究(A) 18H03583「日本中近世寺社△記録→論の構築―日本の日記文 華会と興福寺維摩会に関するものを翻刻するものである。

本冊は東大寺記録のシリーズとしては一区切りとなるものである。東大寺の部類記と共通する性格を帯びている。
本冊は東大寺記録のシリーズとしては一区切りとなるものである。東大寺の部類記と共通する性格を帯びている。

次に原本と写本の区別と読み取り方の注意点であるが、これは少し複雑とな

る。

となる親本の起点、すなわち祖本がここでの原本である。それは記主が経験しある。ここでの原本は、写本を基準点とした相対的な定義である。写本の対象をもそも原本とは何かの定義が難しい。写本原本という表現も可能だからで

今後のために活かすべく記録したようなテキストである(本冊法華会記録四・た内容をまとめたものとなる。つまり、ある年の法華会の竪義がその経験を、

七号他、

維摩会記録二号他多数

る。内容や筆跡によって判定する必要がある。とえるなら、親の日記帳の余った部分に子供が書き継いでいるような具合であの(伝領者)が、さらに追記をする場合もある(本冊法華会記録一四号他)。た原本はその作成者のみが書き手で完結する場合もあるが、それを継承したも

本が親本となることも一般的である(本冊法華会記録六号他)。
本)を第一次的に書写する場合もあるが、数次わたる書写を経た一世代前の写本)を第一次的に書写する場合もあるが、数次わたる書写を経た一世代前の写本が 発に備えた《現在》の記録だとすると、写本は事前準備に参考にす

典型が、 , v ある。その際、 解釈だけとなる。 材料とできる。 増えるし、 現存する写本と原本 前述の伝領者による追記筆跡情報である。 また原本の持っていた情報が失われることとなる。 記事の中の年月日が第一の手がかりとなることは言うまでもな 写本の場合には書写者の筆跡のみとなるので、 したがって内容を吟味して追記関係を慎重に復元する必要が (祖本)の世代が離れれば離れるほど、 原本では筆跡が区別の判断 失われるものの 様々なノイズは 判断材料は内容

できると思われる。のは後者である。複数の場合、書写のありようの違いにより大きく二つに分類のは後者である。複数の場合、書写のありようの違いにより大きく二つに分類写本は単一の原本(祖本)の書写の場合と、複数の場合がある。複雑になる

第一は、複数親本の区別が明瞭なタイプである。理想的な事例は親本の奥書

二号、 親本の別がわかりやすい。 し曖昧である場合は、切れ目を読解する必要が発生する(本冊法華会記録一・ など識語(書物の由来を示す注記)に言及し、自らの書写識語をつけるもので、 維摩会記録一号)。 一方、そうした区別の指標となるものが、不在ない

らば かろうじて、個々の親本引用であること示す記述があるだけで(例:@@@云、 第二は、 『吾妻鏡』の記述方式に近い(本冊法華会記録三・九号)。 地の文の途中に親本の部分的引用があるものである。このタイプは 引用元テキストの奥書の書写をしないことが多い。 たとえるな

きである か否か、その場合、 なる。その上で、引用史料の区切りを明確化することや、 以上のように写本はふたつのタイプがあり、その見極めが利用の前提作業と 底本となる日記がどの層位にあたるかなどが追究されるべ 書写が数次にわたる

ば、 ものが残存せず、写本中の引用のみが現在する唯一の痕跡である場合が少ない 断によらねばならず、その結論が適切があるかの証明はむずかしい。 からである。 ただし識語情報が不十分で、親本間の切れ目が不明瞭な場合は、読解者の判 他に祖本・別写本があれば、それを参照すればよいが、これら参考となる 結局、 解釈者の仮説の範囲にとどまらざるをえない。 なぜなら

らいたい。 となってしまうので、 が、以下の解題ではあえてそれを試みている。 力確定すべき事実と考えるからである。ただ誤りがあれば、 したがって、誤りを避けるため仮説の提示は行わないという方針もあるのだ さらに修正案が提示されることを期待する。 読者には、 ここでの仮説が適切か判断の上、 記録・日記を利用するために極 かえってマイナス 利用しても

> である。 は数回にわたる原本調査の機会を与えて下さったことに重ねて感謝する次第 書館および京都大学総合博物館には感謝申し上げる。とりわけ東大寺図書館に だし最終的な責任は編集・校訂した遠藤基郎にある。 大史料編纂所研究支援職員 最後に本報告書をなすにあたって、貴重な史料の刊行を許可賜った東大寺図 掲載史料の翻刻は、 旧科研グループの西尾知己・畠山聡が担当した他、 (当時) の佐藤亜梨華・柴田修平にお願いした。 解題は遠藤が担当した。 た

史料翻刻凡例

際の割り付けであり、後ろが今回の記号使用表記である。 現を省略し、 今回の史料翻刻は傍注・割書など、本来原本どおりの文字配列・大きさの再 記号で表現した場合がある。 主な例を示しておく。 →の前は、 実

* @ * @ * * \downarrow @ @ @ | * * * *

* * * * 0000 . @ @ \downarrow \downarrow * * * @ @ @

@ @ @

* * * (0000000000)

*(@ * *

(「あ」に重ねて@を書く)

字・異体字も置換をしている。 文字については、基本的に常用字体に統 (例:寸面→対面 一したが、 一部例外がある。

I 東大寺法華会記録

東大寺法華会記録解題

東大寺法華会は、奈良時代以来の歴史を持つ論義法会である。寺内だけでなく南都他寺(興福寺・薬師寺・法隆寺)の参加があり、南都寺院社会に共有の法会であった。同時に寺内僧にとって重要な寺僧身分階梯のひとつであった。東大寺法華会の概略や、記主の役割を基準に分類した八類型の特徴は、すでに遠藤基郎「中世後期東大寺「記録」「日記」序論」(『日本中近世寺社〈記録〉以下で説明した。そこでの分類は、①出世後見・寺務代、②執行(含む会行事)、以下で説明した。そこでの分類は、①出世後見・寺務代、②執行(含む会行事)、の南都綱所・注記、④講師、⑤探題、⑥竪義(竪者)、⑦学侶、⑧会料方納所であった。

る。なお配列は、前述の分類順とは異なる。(1複数職衆・一般聴衆(①④⑥⑦)、る。なお配列は、前述の分類順とは異なる。(1複数職衆・一般聴衆(①④⑥⑦)、以下では、本冊掲載の個別の諸本の書誌(書写・伝来)に絞り込んで説明す

としたと思われる。

年・応永二十年・宝徳三年・文明九年の記録の写本である。 これは江戸前期の英性による(法華会記録一号参照)、応安二年・明徳二なお②については遺漏があった。「法華会探題旧記」(一四一・五一一)であ

複数職衆・一般聴衆

法華会英憲・英訓筆跡日記 一四二―四三九

る。少し丁寧に説明しておく。写関係にあって、今回掲載した史料の中では、もっとも複雑な構成となってい写関係にあって、今回掲載した史料の中では、もっとも複雑な構成となってい江戸前期(概ね一七世紀)の英性撰の写本である。複数の日記が重層的な書

弘治年間(一六世紀第二四半期)の英訓による追記③⑦、(う)この(あ)(い)大きく(あ)大永元年(一五二一)撰の密乗坊英憲本②④⑤⑥、(い)天文・

を北林院から伝領した訓憲識語①と追記⑧である

(あ)は本冊の大部分を占める。その内訳を祖本の成立順で示すと以下のようになる。④宝徳三年(一四五一)正月度の竪者普門院実経本でもっとも長いのでその折のものだろう。②(1オ)は、④~⑥をまとめた際の英憲の識語で、のでその折のものだろう。②(1オ)は、④~⑥をまとめた際の英憲の識語で、あるいは表紙見返し書だったと判断する。英憲は自ら講師を勤めたことを契機あるいは表紙見返し書だったと判断する。その内訳を祖本の成立順で示すと以下のよい。過去の法華会記録と自らの経験を交えて記録し、今後の参考資料にしよう

からもこの二人は師弟関係にあって、英憲自筆本が引き継がれたのである。一部弘治二年(一五五六)十一月度法華会の関係記事もある。一部、写し漏れがあって最末尾 27 ウに追加で写している。表紙ウワ書の「英憲・英訓筆跡」によれば、(あ) 英憲自筆に(い) 英訓自筆が追記されたのであった。通字使用によれば、(あ) 英憲自筆に(い) 英訓自筆が追記されたのであった。通字使用によれば、(あ) 英憲自筆に(い) 英訓自筆が追記されたのである。一部、写し漏れがあって、英憲自筆本が引き継がれたのである。

は、ついでに書写されたと判断する。 が、ついでに書写されたと判断する。 がは一見すると法華会と直接関係ないようだが、前二者は法華会竪義を勤綱関係は一見すると法華会と直接関係ないようだが、前二者は法華会竪義を勤

るのは、明らかに矛盾するので、これは英訓の追筆と判断する。また(あ)②大永元年擬講英憲識語の第一行目に(い)③⑦の項目立てがあ

る。 (う)表紙見返し①の訓憲識語によれば、訓憲は北林院から(あ)(い)を得たとする。ちなみに(あ)英憲は北林院にいたことがある(『大日本古文書石清水文書(菊大路)』六巻四二六号)、英訓も同院の可能性が高いから、訓憲は原本を得たのであろう。その後、訓憲本人ないしその関係者が⑧慶長・元和度の本を得たのであろう。その後、訓憲本人ないしその関係者が⑧慶長・元和度の本を得たのであろう。その後、訓憲本人ないしその関係者が⑧慶長・元和度の本を得たのであろう。その後、訓憲本人ないしその関係者が⑧慶長・元和度の

寛永年間の年記が見えている。ただ本号は若い時期に書写された可能性が高い。料紙となった紙背文書には

二 法華会私日記 一四一—五〇二

〜④、(い) 浄実撰本⑥、(う) 文明八年出世後見発給文書抜き書き⑦からなる。寛永八年(一六三一)惣持院重祐の書写本であり、大きく(あ)英訓撰本①

(あ)は、①大永元年十一月度講師・寺務代英憲、②「講師次第之事」、③天文九年十一月度の寺務代兼講師英訓、④天文十六年(一五四七)十一月度探題東寺務代英訓、⑤弘治二年(一五五六)一二月度探題兼寺務代英訓かの金書をある。②はその際の地の文である。また天文九年度の③の途中(17ウ)に「弘治二年」度への言及があることのも一種の地の文と言える。なお③天文九年度は永正三年焼失した講堂に変わって大仏殿が初めて会場となった際のものであり興味深い。

は極めて短い引用であり、実英本にあったのであろうが、なぜここにあるかはる(34オ・38ウ識語)。同年五月度の講師準備のためであった。なお再末尾(う)元和四年(一六一八)閏三月に(あ)(い)を相次いで清凉院実英が写してい

(い)の⑤浄実講師日記は本冊法華会記録第一二号の別写本である)

不明である。

語)。なお本冊法華会九号はこの時、同時期に写されたものであろう。は寛永八年(一六三一)八月度に重祐が講師となったことにあった(39 ウ識本第二号そのものは、その実英本を親本とした重祐写本で、その書写の契機

考えられる。 表紙の「上生院」の黒印は、後に惣持院から同院に本書が移った際のものと

法華会探題・講師抜出 一四二―四四七

あった北林院成杲の撰。(あ) 応安二年(一三六九) 年から享保元年(一七一六)江戸中期の宝暦・明和頃(一八世紀四半期第三期) に年預五師や出世後見で

見を順不同であげた、さしあたりの記録ノートと判断される。ては、年次順配列ではなく、時間が前後する場合が数多い。成杲の入手した知記録一二号)・口伝などから次第や作法について引用などがある。(あ)についまでの講師・探題・竪者・精義など僧名の書き上げと、(い)日記(本冊法華会までの講師・探題・竪者・精義など僧名の書き上げと、(い)日記(本冊法華会

四 法花会日記 薬師院—二—二九四

年 は学侶延秀の院家に伝来したものであろう。後に執行家正法院に移り、貞享元 うにも思える。 の作法まである。 の問者の可能性もあるが断定は困難で、役割なしの一般聴衆の可能性もある。 ③天文九年日記に対応する。 天文九年(一五四〇)の延秀撰の原本 (一六八四)正法院実宣が修覆した(後補裏表紙見返し)。 法華会実施決定後の様々な寺内の対応・準備から、 さらに維摩会・大仏殿修正会での学侶中臈の故実に及ぶ。 法華会に関わる大きな流れを記述することに目的があったよ 延秀は法華会聴衆である。あるいは加任竪義かそ (祖本にあたる)である。 当日の次第、 本冊第二号 本来 聴衆

探題

五 法華会短尺箱日記 一四二—四二九

英の追記「探題故実条々」などからなる。(①応永八年(一四〇一)正月度の探題弁玄大僧都、②某聞書、③寛永五年実

印記」などの文言も見える。①②をまとめた祖本は、寛永五年(一六二八)四ようにも読めるが、なお確証がない。途中、「尊勝院御物語」「北室故大納言法である。②は、全体で応永八年の興福寺修南院の教示内容が基本となっているのは、北室故大納言法印記」や興福寺別当修南院からの指南を整理したもの

法印実秀が書写したものである(10ウ奥書)。 本五号そのものは、実英所蔵本を寛文六年(一六六六)十二月度の探題惣持院本五号そのものは、実英所蔵本を寛文六年(一六六六)十二月度の探題惣持院の深題清涼院法印実英に伝領されたが、損傷の激しい「古本」であったた

れていたカナ表記を取らせているのだろう。
口伝でしか伝え得ないものということが、漢字に比べより音声に近いと感じらするために、より日常語に近い表記を選択したとも言えるが、あわせて本来、するである。具体的な身体所作を表現

六 法華会探題并講師日記 一四二—四三〇

応永二九年(一四二二)十二月度の探題普門院法印権大僧都秀経撰本が祖本である。四聖坊英性に伝領され、それを親本に、本冊第五号と同じ時、寛文六年(一六六六)十二月度の探題惣持院法印実秀が写している(14ウ奥書)。 紀が異なる他、本号に見えない講師日記もあって困惑する。親本である四聖坊紀が異なる他、本号に見えない講師日記もあって困惑する。親本である四聖坊所蔵本の表題をそのまま写した結果と推測される。本号にはない文明九年講師所蔵本の表題をそのまま写した結果と推測される。本号にはない文明九年講師所蔵本の表題をそのまま写した結果と推測される。本号にはない文明九年講師所蔵本の表題をそのまま写した結果と推測される。本号にはないか。

講師

七 法華会開口并論匠番表白等 一四一—五二四

実例を集めたもの。うち一件は正中二年の年記がある。後、澄芸が伝領した(表華会だけでなく、東大寺八幡八講・東大寺三季講・興福寺維摩会などの表白の鎌倉末期・南北朝期の学侶賢慶撰の原本(祖本にあたる)である。東大寺法

紙ウワ書)。

八 法華会講師日記 一四一—四九六

時代には惣持院が伝領した(表紙ウワ書朱印)。

以前講師を務めた西室公顕法印から口伝指南を得たことにも触れている。江戸以前講師を務めた西室公顕法印から口伝指南を得たことにも触れている。江戸心永十三年(一四〇六)二月度の講師尊勝院光経撰本を、文安四年(一四四

九 法華会講師日記 一四一—五〇一

献から適宜取捨して、書きつけたものと理解すべきと思われる。 元和四年(一六一八)五月度講師清涼院法印実英が、多数の旧記引用を交え 元和四年(一六一八)五月度講師清涼院法印実英が、多数の旧記引用を交え 元和四年(一六一八)五月度講師清涼院法印実英が、多数の旧記引用を交え 元和四年(一六一八)五月度講師清涼院法印実英が、多数の旧記引用を交え 元和四年(一六一八)五月度講師清涼院法印実英が、多数の旧記引用を交え 元和四年(一六一八)五月度講師清涼院法印実英が、多数の旧記引用を交え で おいち 適宜取捨して、書きつけたものと理解すべきと思われる。

生院に移っている(表紙ウワ書黒印)。 大僧都重祐が書写したものであり、本冊二号と同時期のことであった。後に上本号そのものは、この実英本を寛永八年(一六三一)八月度の講師惣持院権

八年重祐の筆跡であるから、親本実英本をそのまま写したものと考えられる。て冊子を用意し、起筆した日付と解釈すべきだろう。なお表紙ウワ書は、寛永本文に同年四月などの記事がある。おそらく講師実英が準備の記録ノートとし問題は、表紙ウワ書の元和四年閏三月二十八日に書写した旨の記述である。

) 法花会日記講師方 一四二—四一二

領し、最終的に惣持院に伝わっている(表紙ウワ書朱印)。 忠が書写し、それを親本に室町後期の密乗坊英憲が写したものである。英憲の忠が書写し、それを親本に室町後期の密乗坊英憲が写したものである。英憲の忠が書写し、それを親本に室町後期の密乗坊英憲が写したものである。英憲の文明九年(一四七七)四月度の講師延英が自らの経験をまとめた祖本を、延

| 法華会日記講師方 | 一四二—四一三

文明十三年(一四八一)四月度講師英祐に随行した密乗坊英憲(当時一九歳)文■に移ったのだが(裏表紙奥書)、最終的に前一○号と同じく惣持院所持と英■に移ったのだが(裏表紙奥書)、最終的に前一○号と同じく惣持院所持と英書である。英訓に伝領された(表紙ウワ書)。さらにの経験を英憲が丹念に記録したからである。

一 法華会講師日記 一四二—四一四

天正五年(一五七七)十二月度講師擬講浄実(当時五六歳)による自身の記録で原本(祖本)である。奥書に、この時の事情が書いてある。戦乱は東大戦に巻き込まれ交通が遮断したため、急遽浄実に代わったとある。戦乱は東大戦に巻き込まれ交通が遮断したため、急遽浄実に代わったとある。戦乱は東大本号を親本としており、後世の見本となっている。

星皇

一三 法華会旧記 一四一—五〇九

三年(一四三一)に光祐が写している(8ウ識語)。年未詳芝律師口伝聞書、③康応元年(一三八九)の書写奥書のある浄願坊日記年未詳芝律師口伝聞書、③康応元年(一三八九)の書写奥書のある浄願坊日記(あ)の内訳は、①応永二十年(一四一三)正月度竪義重弁法華会日記、②

(い)は、④永享十二年(一四四○)正月度竪義朝乗法華会日記、⑤文明三年(一四七一)九月竪義恵延日記である。なお④末尾の前に永享四年正月五日年(一四七一)九月竪義恵延日記である。なお④末尾の前に永享四年正月五日年の後、文明十三年(一四八一)二月に順円がそれを書写している(17オ識語)。その後、文明十三年(一四八一)二月に順円がそれを書写している(17オ識語)。これは四月からの自らの竪義に備えるためであった。

い。おそらく自らによる写本(い)に(う⑥)が追記されたのだろう。つまり(う⑥)文明十三年四月度は竪義順円本人の記録である。これには奥書がな

(い)(う)は一冊として伝領されたのである.

したものだろう。同人は明暦四年(一六五八)五月度で竪者を勤仕しておりそそして本号は、(あ)と(い)(う)の二冊をあわせて親本として、英性が写

し識語)

の際に撰述した可能性がある(薬師院文庫史料二―二二四)。

四 法花会竪者方日記 薬師院―二―二九○―一

度維摩会聴衆定賢日記を追記する。本号は、原本(祖本にあたる)の伝領者が、その余った丁に、伝領者英訓が引き続き②大永三年(一五二三)十二月度をかでいる。まず①は明応三年(一四九四)十月度竪義経順日記であり原本とないでいる。まず①は明応三年(一四九四)十月度竪義経順日記であり原本とないでいる。

的に薬師院に伝来した。 本冊各号にも現れる江戸初期の清凉院実英に渡り(表紙見返ウワ書)。最終

執行

一五 法華会日記 薬師院―二―二九一

月度) 触れ、 李。 61 ニュアルとしての完成度は高い。この三年後、 失するが ったために記述内容は詳しい。 永正二年(一五〇五)十一月度の執行・会行事を兼帯した叡実撰の原本 貞享元年(一六八四)九月に正法院実宣が修覆している(後補裏表紙見返 執行となって最初の法華会であったことに加えて執行・会行事兼帯であ にも及ぶ。さら一旦脱稿後も朱筆追記での情報を付加するなど、業務マ 過去の事例(永徳二年〔一三八二〕十二月度、 (以後再建されず)、その指図が掲載されている点で史料的価値が高 双方の業務の個別の仕事の由来や留意事項にも 永正五年(一五〇八)講堂は焼 文安四年 (一四四七) 二 祖

六 法花会始行日記 薬師院―二―二九二

場となった。叡実が筆をとったのはこうした事情によるのだろう。前号と同じ ある。永正五年講堂焼失後、 く貞享元年(一六八四)九月に正法院実宣が修覆している。 永正十年(一五一三)四月度の執行・会行事兼帯の叡実撰の原本(祖本)で 初めての法華会であり、かなり手狭な中門堂が会

法花会私日記 薬師院―二―二九六

が高い。 続く。年預五師への結解料があるところから、惣寺方の法華会料納所の可能性 半は銭分で、探題以下の職衆、三綱・楽人などへの下行銭、 に対する結解料がある。後半は米分で、大仏供、公人・堂童子などへの下行が 弘治二年(一五五六)十二月度の「法華会料結解状」である(書き出し)。前 あるいは年預五師

寺方納所を兼帯した可能性もなくはない。 状を慶長年間に実祐が写した写本の可能性がある。あるいは実祐が弘治二年惣 この点が悩ましい。後欠であるために不安は残るが、弘治二年の会料納所結解 ただし表紙ウワ書によるならば、 本号の筆者は慶長年間の執行実祐であり、

八 法花会日記 薬師院―二―二九七

月に正法院実宣が修覆している。 その余った丁に引き続き慶長七年(一六〇二)十二月度で記録している。原本 であろう。 自らが執行として関わった天正五年 (一五七七)十二月度を記述し、 (祖本にあたる) である。 原表紙には薬師院(花押)とのみで僧名不明であるが、後補表紙の通り実祐 他の執行の記録と同じで、貞享元年(一六八四)九

注記

一九

永正二年東大寺法華会記録

京都大学総合博物館所蔵一乗院文書

進行状況確認を示すものであろう。なお泰淳は、 ている。 『大乗院寺社雑事記研究論集五』(大乗院寺社雑事記研究会編) 会注記方日記」(帝塚山大学奈良学総合文化研究所蔵南院家文書)として残し して、出仕者の出欠管理などを行ったと考えられる。合点が付されているのは ある。ほとんどは後者である。 ある。東大寺年預五師・出世後見からの連絡文書と出仕僧侶などの折紙注文で を勤めた興福寺僧丹波寺主泰淳の手元に実際に届いた法華会用の文書綴りで 本冊法華会記録二号③、四号と同じ天文九年(一五四〇)十一月度で、注記 二〇一六年、四一頁以下)に田中香織による翻刻がある。 注記は法会当日それを懐に納め、適宜手元に出 本号史料の写を「東大寺法華

院

法華会英憲・英訓筆跡日記 (東大寺図書館一四二・四三九号)

○紙背文書と校合作業のための朱合点などは省略した。

○(う①)(あ②)などの区切りは解題参照

(表紙ウワ書)

法華会 英憲・英訓筆跡日記

英性

(表紙見返し)

(う①文禄三年訓憲職語)

此本北林院経蔵ヨリ訓憲 〈禅栄房〉 申請矣、

文禄三 五月日

(1オ)

(あ②大永元年擬講英憲識語

法華会放請并有職阿闍梨之補任在之、○英訓追記か。い③⑦

法華会普門院実経竪義日記○あ④ 〈改名秀雅

出世後見沙汰次第折紙等案文○あ⑤ (暁円法印日記)

法華会初問表白()あ⑥

大永元年十一月六日写之.

寺務方并会料納所擬講英憲

(1 ウ)

(い③天文三年出世後見英訓発給文書抜書)

(あ④宝徳三年竪義実経日記

宝徳三年正月十六日法華会始行之、

(2 オ)

0 (貼紙)「応永廿年」が混入している。

探題別当僧正東室隆実

竪者実経 〈年十五才〉

一、去十一月三日、自寺務来年正月十六日可有法華会執行、可被竪者懃仕旨、・

以出世後見被申之間、 僧正在京之時節也、 可申上之由返事畢、 仍京都へ申

処二、可領掌之趣、申クタサルト間、同十七日可懃仕之由、寺務エ申之間

目出之由返事畢

(2 ウ)

如近年者、 花厳宗ノ良家衆ハ初夜竪義ヲ懃仕之間、 本竪者相模公宥憲ニ替

彼ヲ加任ニナシテ本竪者ヲ沙汰シ畢、 必モ名僧方可勤初夜事、

テ、

本竪者竪義者事

放請 奥ニ案文在之、〇裏表紙見返 明年法華会 加任竪義者事

某法師

右別当未補之間、 寺門評定所放請如件、

天文三年十二月日

出世御後見擬講英訓判

寺務代法印権大僧都英訓判

其監触ヲ不知能々可尋、(濫觴カ)

因内ノ題ヲ取事、 名僧ト住侶トノ時ハ、良家ハ縦ヒ下﨟ナレトモ、先題ヲ

撰テ取ル也、 良家衆アマタアル時ハ、其内ニテ﨟次ニ取ヘキニ、今度ハ西

室ノ公恵上首ノ間、 申合テ題ヲ定メ畢

(3オ)

同十五日、 被成放請畢、 放請ノ使ニ廿三疋ノ分下行シ畢

同日召請帥五師経真、 短冊ノ文字読等習始メラレ畢、 杉原 東・布 段礼

分ニ遣之、

同廿四日、 吉日之間 被始加行、 七日一一二参社

祈師堂衆賢良二申付、 自今日々参云々、

十二月朔日誂舜良得業承俊、 大夫公盛重

(3 ウ)

精義• 問役方へノ短冊共写之、問役方へノ重ノ書趣、 色々ニアレトモ、 因

内 一明ヲ別紙ニ書タルヨシ、近年又多分加様ニ沙汰セリ、 問役ノ方へ一ノ

問 モ答不入故ニ略之、 兀 ノ重ノ問マテカクヘシ、二三ノ問ハ三ノ重ノ問マテ可書、 兀 ノ問ハ問題計ナルカ故ニ、因内共ニー紙ニ書ク、 イツレ Ŧī.

間又同シ

精義方へモ因内別紙ニ書之、 兀 五問 ハ各一紙ニ書テ遣了、 精義方へハ重

分悉ク書テ遣ス、

(4才)

一、注記方へハー問ヨリ五問マテ悉ク問題ノ答マテ書也、 何故ノ重ヨリ後ヲハ

不可

宝徳三正月四日、以承俊得業探題方へ義者拝礼并送物ノ現紙等可有御免之(名)

电 被申遣之処二、不可有子細云々、 略之畢、

同五日夜ヨリ、 後夜入堂ヲ始了、三ヶ夜也、 当寺計也

一、義名ノ催状 〈立紙・礼紙アリ、 杉原二重ニ書タリ〉

(4 ウ)

彼状云、

明日可令出竪義々名給候由、 別当僧正所候也 恐々謹言

延海

正月十一日

(奉)

大納言禅師御房 返事認様、 立 紙 • 礼紙ヲスル也、 杉原二枚ニアリ

明日可出法華会竪義々名之由、 謹承侯了、 早可存其旨候也、 以此旨、 可令

申 F入給候、 恐々謹言、

正月十一日

竪義者実経 〈請文〉

(5オ)

此ハ奉書之間、 又付状ニ認テ遣了、出世奉行延海法印ナトモ、 出世奉行ス

ル事ニヤ、 能々可存知事也、 上綱衆ハ、住侶方へハ若輩ノ時モ恐々謹言ト

書間、 如此沙汰シ了、 但能々思案アルヘキ事歟、 有議ノ仁ニ可尋之、 奥ニ

モ表書ニモ、

竪者実経ト書へシ、

今度表書二竪者卜不書、

越度也、

催状、

探題ノ直 ノ状ト奉書ト二様ニアリ、可得其心也、 竪者返事モ直ノ返事付状

二様也

(5 ウ)

御請 ノ御請ノ案文

謹請

綱牒一紙

右依 宣旨、 自十六日被始行東大寺法華会竪義者、 謹拝領如件、

宝徳三年正月十六日

実経

杉原二枚ヲカサネテ書テ、立紙ヲスル也、 不捻シテヲシヲルナリ、

若キ修学者者、 襲衣ニテ袈裟モカケ

(6オ)

スシテ蘿箱ノ蓋ニ入テ以テ出ティ御請ヲ請取ル也、又御請ヲ出ス時

モ蘿箱ノ蓋ニ入テ以テ出テ渡ス也、 綱掌・鎰取ニハ三種毛立等ニ

テ勧酒畢

諸奉行

装束方 〈経賢弁公・堯賢讃岐公〉

出仕方 〈帥五師経真・舜良得業承俊 ·民部公経綱

·送物方 〈舜良得業承俊〉、・申継方 〈綱英筑後寺主〉

雑掌方 〈助公秀嗣・筑後法橋英守

献之次第方〈民部公経綱

(6 ウ)

座敷料理 〈侍従公秀綱・筑後公綱英〉

灯燭 〈讃岐君尭賢・卿公経性

十二日暁景ニ義名ト十題トヲ認テ、承俊得業付衣ニ白五条ニテ蘿箱ノ蓋ニ

義名・十題入テ、持参之処、 義名・十題ハ請取畢、 名籍ヲ可給云々、

略定之間、 令無沙汰之処、 又催促二字ヲスル間、 ヤカテ認テ、 又舜良得業

持参了、二字ノ書様、 奥二古キ跡ヲ載之間、 別ニ不記

十六日、 棟門ノ内ニ幔一帖引之、幔ハ年預

(7オ)

五師ニ申テ借寄了、・中門・棟門両所ニ立沙シ畢

座敷事、 九間ト四方六間ノ障子ヲ取ノケテ、中﨟以下ノ座トス、茶所ヨリ(×間)

東ノハシ綱所マテ十間取ヒロケテ、 方廣衆ノ座敷トス

役送事、 御前、 侍・中童子、 次間ハ御小者・代官・殿原共沙汰之、 御前配

饍

侍五人 〈伊予上座祐玄・丹後上座舜暁・筑後寺主綱英・讃岐君尭賢・越後 君英俊〉

(7 ウ)

中童子二人 阿茶丸・虎千世丸

次間配饍、 御小者四人〈千代石丸・初石丸・今乙丸・藤満丸〉

当日、天晴

四時分、 宿坊工可被出由、 以力者〈直垂〉二人触サセ畢、 学非学唯窓衆マ

テ催シ畢、 大都ハ出畢、 悉来臨之後、 酒晏ヲ始メ了、(宴) 五献也、 初ノ三献

アラ物ナリ、 四献目ハ図カキタル、五度イリヲ出了、五献目ハセト入、同

図書タル、 盃ヲ用意シ畢、 肴風情事、 別紙記ス、

(8オ)

院主僧正着座ノ事、 先例依難知、 東室エ相尋ル処ニ、当別当竪義ノ時、 先

師東室僧正康海着座シテ勧盃云々、 仍今度任此義了、

酒晏事畢後、 綱掌・鎰取御請ヲ持テ来ル、経賢弁公襲衣ニテ、 蘿箱ノ蓋ヲ

持テ、出合ニ請取之畢、 則御請文認テ遣ス、請文ノ書様ヲ クニ載之、綱掌・(奥)

鎰取二三種肴毛立 变 五献勧之、 下行物如

(8ウ)

例、 ヲクニ記之、

神人〈廿一人計〉、 公人〈十四人計〉、 御礼ニ参ス、 給一献畢 〈三種肴、

毛

立五美、

小綱参、一献等同前

夜ノ四時分、 催威儀僧十五人、 三献ヲ勧ム、 座敷ハ次間之配饍、 御小者・

代官・殿原衆也

威儀僧ノ奉ヲハ両三日ノ先ニ取也

出仕後夜ノ後也

(9オ)

行列次第、 棟門ヨリ出仕

先力者二人 〈取松明二行〉、 次走童二人 〈取続松

次大童子四人〈千代石丸・初石丸・今乙丸・藤満丸〉

次従僧二人 〈舜暁上座 綱英寺主

次竪者、 次中童子二人 〈阿茶丸・虎千代丸〉

取松明、

次右方威儀僧十五人 〈侍従得業英覚、 会堂ナリニテ供奉、 先例如何、)

次唐笠持一人白丁、

持続松・生松仕丁一両

次立近廊等ノ儀、 或如常、 会堂ニ入ル五床ニ

(9 ウ)

腰ヲ掛テ、 向南居候、 札ヲ取方如常、 札ヲ取テ後、 扇ヲ持テ高座エ登歟、

札トル時、 扇ヲ懐中シメルマヽ、登高座スルハヨシ、扇ヲ手ニ持テ、高座

懐中ノマヽスクニ登高座スル敷否ヤ無思束之間、

竪者少々評定シテ、所詮

二登事ハ、更々不可有事也、 然ハ懐中ノマ、登高座、 可然也ト談合シテ、

如此沙汰シ畢

次竪義訖テ退出、 会堂ノ西ノ近廊エ出テヽ、闇馬道エ出テ、 其ヨリ還ル宿

坊、

(10 才)

一、大童子ノ事、 寺大童子ト云者ハ平坊ノ下人也、 上綱衆召具スル事、 下品至

極之由、 先年沙汰アル間、 中大童子ヲ召具スヘキ処ニ、竹王丸一人ナラテ

ハ人躰ナキ間、 イカヽスヘキヤノ処ニ、竹王申様ハ、 先例ヲ人尋候へハ、

無人数ノ時、非大童子ニモ立合事、無子細候歟之由ヲ申間、 大童子三人卜竹王卜合四人治定之処、其夜一乗院俄御社参之間、 其通ニテ、非 竹王指合

也 計会之由侘申間、無力又小者一人

(10 ウ)

尋出シテ召仕レ、格悟ニナシ召具ス、仍今度ハ一円ニ非大童子也、 四人共

義名ノ書様

ニ格悟也、 寺大童子ヲツルヽヨリハマスヘキ歟

西室ノハ大童子四人内一人ハ竹王丸也、 余ハ寺大童子歟ト云々、

一、大夫法印延海ハ一床ニ可出仕之処、老躰ノ上、肺気ニョリテ、行歩不叶間

ヲ ワシテ一床ニ着ス、行道ニモアワス、ヤカテ又ヲワレテ還ト云々、先例

無覚束事也

服者従僧事沙汰アリ、尋先例之間、

弁玄

(11 才)

永徳三年歟

僧都日記云、 服者モ従僧以下ノ供奉人ハクルシカラス、当年東北院ノ従僧

モ、 一人ハ服者アリト、他寺ノ人物語スル也云々、

又服者遂業等例、尊勝院家維摩会記見タリ、

折ル也、不封極注ニ書也、〉
〈杉原二枚ヲ重テ書テ、用立紙也、

註進 法華会初夜竪者所立義名事

断惑義童

疏四種相違義

(11 ウ) 右注進如件、

宝徳三年正月十二日 竪義者実経

此義者書様ニ花厳・三論ノ書様カワル子細不存知、 雖然、

書之間、 是ヲ用畢

十題ノ書様如常

探題送物案文〈杉原二枚ヲ重テ書テ、立紙ヲスル也、ヲシヲル也、〉

進上 法華会初夜竪者酒肴棚事

(12 才)

合 棚二脚

大瓶一双

鷺一双

右進上如件、

宝徳三年正月十六日 是モ杉原二枚重テ立紙アルヘシ、ヲシヲル 竪者実経

進上 法花会初夜竪義者捧物事

合紙 一 積 〈上積十帖・下積二十五束・結緒帯二筋〉

右進上如件、

(12 ウ)

礼紙ハナシ、巻之、不捻押

宝徳三年正月十六日 竪者実経

以上、探題へ送状如此認テ、員数ヲハ不載シテ、別ニ送物代二百疋執進之、

可然様、 可有御披露ト折紙ニ書テ、承俊得業ノ奉書ニテ、 少輔得業順実方

、遣了、退紅ノ仕丁ニ長櫃ヲカヽせテ、大童子フタコニテ、探題方へ遣了、

講師并一床エノ送物文事

講師方

奉送 法華会初夜竪義者捧物事

華厳宗多分如此

(13 才)

合紙一積 (代四百文)

右奉送如件、

宝徳三年正月十六日 竪者実経

当講ハ修南院法印也、 上綱タル間、 世俗方ヲ略了、

一床送物ノ案

奉贈 法華会初夜竪者威儀供捧物事

合紙一積 (代六百文)

右奉送如件、

宝徳三年正月十六日 竪者実経

(13 ウ)

如此認之了、一床皆住侶也、以上送物共退紅ニモタせテ力者ヲソエテ遣了、

大童子略之、講師同之、

調鉢代ノ書様〈イカニモ吉杉原ヲ四ニ切テ、中ニ大書之、員数ヲハ裏ニチ ヰサー(トカク也、)

法華会初夜竪義者調鉢代

ウラノコノ辺ニ、世俗捧物代五百文

諸下行

探題、 二貫文

法印、 六百文

(14 才)

僧都二人、五百六十文宛 律師二人、五百四十文宛

擬講三人、五百廿文宛 得業廿三人、五百文宛

威儀師、 五百廿文

従儀師二人、 五百文宛

講師 〈上綱〉 四百文

読師五百文

散花師、 四百八十文

会行事 〈寛家法橋、 五百四十文)

執行 〈快実寺主〉五百文 正勾当、 五百文

権勾当、 四百八十文

(14 ウ)

合廿二貫七百九十二文

従方

従僧二人、六百文

威儀僧十五人〈二貫五百九十文、拝礼三人卅文宛〉

同奉取小綱百文

中童子二人、六百文

大童子四人〈格悟〉、一貫二百文 走童二人、二百文

力者六人〈百廿三文、 廿文宛〉 又童子八人、八百文

唐笠持一人、廿文

(15 才)

寺方

講堂仏餉百文〈寺升一斗代〉 読経僧十人〈一石代、同、

一貫文)

綱掌鎰取 〈同二斗代、二百文〉 小綱二百文〈同二斗代〉

公人〈同三斗代、三百文〉

以上米分

読経僧十人〈捧物代三百六文、 小綱公人〈雑紙代百一文〉 一帖宛〉 小綱公人拝礼二百文 鎰取 (雑紙二帖代四十文)

以上

祈師

(15 ウ)

貫文

装束身入賃〈六具分〉六百文

以上九貫百八十三文

惣合卅一貫九百七十八文

寺方助成

会料二貫八百文 助成方八貫文

亭饗料百文 油倉五百文

以上、 此油倉ノ五百文ハ本竪者方へ渡ス間、 不請取、

(16 才)

以上、 普門院日記写之、 (実経)

大永元年十一月六日 擬講英憲

(あ⑤応永十年東大寺出世後見暁円法華会日記)

法華会出世後見日記

先所作配兼日用意之、自他寺会参之仁可用意:

講問役人交名并ニ所作配一品書テ、注記方へ可遣、 講問役書様折紙

法華会講問役次第

〈興福寺講師之時定〉

(16 ウ)

初問 卿僧都

夕座 三川僧都

第二日

朝座 中納言僧都

> 副問者 朝座

若狭擬講

夕座

永順五師〈法隆寺〉

越後得業

以上如此書之、

当寺講師之時ハ、 副問者無之、又問役ハ自『他寺末寺、

(17 ウ)

亭差帳書遣会行事方様

ル也、

副ハ問者ハ第四日ノ朝座ニ付也、

朝座ノ令懃仕也、問講畢テ軈而問者ヲ挙

差定 明年法華会竪者交名事

々々法師

々々々々

々々々々

々々々々

右所差定之状如件、

夕座 帥律師

第三日

武蔵律師

(17 才)

タ 座

覚現房五師

〈薬師寺〉

第四日

三川僧都賢春	深観房僧都琳弘興福寺	卵僧都 尋盛	探題 寺務僧正〈尊勝院〉	一床	法華会出仕交名	講 師 慈恩院僧都 (×読)	一、注記方へ惣之会参之仁、仮名・実名・年戒書之可遣、此モ折紙、	(18 ウ)	年号月日	右請定如件、	々々法師 タ々法師	二番	々々法師 タ々法師	二番	々々法師 々々法師	一番	請定。亭論匠衆事	一、論匠衆請定〈案文〉	(18 才)	年号月日
欠欠欠 欠欠 欠欠	二番	快実法師	澄祐法師	一番	亭論匠衆	一、喚立擬講方〈可遣様〈折紙〉	如此書遣之、応永十年始行之時、如此被於	大弐公浄弁	散花師	(19 ウ)	左左左 左左	左左左 左左	左左左 左左	了忍房得業英祐	顕覚房五師定有	二床	武蔵律師重俊	帥律師覚祐	中納言僧都経胤、蓮蔵院	(19 才)

会、

(20 ウ)

々々々 Þ Þ 々々

(20 才)

三番

Þ 人々々 Þ Þ 々々

如此書可遣也、 Þ 人々々 Þ Þ Þ Þ

応永十年始行之時、○英憲識語 大都分禄之至、 枝葉略之、

(あ⑥東大寺法華会初問表白)

法華会初問表白

夫今大会者、自天平之往事、既ニ為リ日域之 恒 規、コウ 誠ニ是一天無双之大

四海安全之御願ナル者歟、 爰二問者夏﨟、 徒二 蘭 憖 応候、

= 纔二挙少二明之問端ッ、 初問ニ最尤憚リ道儀之荘観ヲ、

愧文載之旱賤ヲ、ハツ

然 而 只為備法会之勝躅トモ

論義畢後初問送句

抑 門 好 深シ、二明ノ疑ニ有憚ッ四座依ッ次゚、両帖僅ニ揚ッ題ッ

(い⑦天文・弘治年間出世後見英訓発給文書抜書)

一、補任 大仏殿有職阿闍梨事

(21 才)

某阿闍梨 〈補任料三百五十文〉

(21 ウ)

寺務代法印権大僧都英訓

一、補任 大仏殿有職阿闍梨事

重祐阿闍梨補任料三百五十文

右別当未補之間、依寺門評定所補任如件

寺務代法印権大僧都英訓在判

天文十一年十二月吉日

○27丁裏よりの挿入を指示

都維那祐実

σ|補任

東大寺三綱職事

(22 才)

右寺務未補之間、 依寺門之評定所補任如件

天文廿二年 〈癸丑〉十一月廿四日

寺務代法印権大僧都英訓

右依別当之仰、補任状如件、 或ハ別当未補之間、依寺門評定、

年号月日

寺務代法印権大僧都英訓

出世御後見実名判

放請 明年維摩会竪義者事

某得業 放請之代三百五十文

右別当未補之間、 依寺門評定所放請如件、

天文十一年正月八日

雖 有補任料、今度私戒師沙汰之間、 ケタミ畢

補任 東大寺執行職事

祐実都維那

右寺務未補之間、 依寺門之評定、 所補任如件

(22 ウ)

天文廿二年 〈癸丑〉十一月廿五日

寺務代法印権大僧都英訓

以上二通之補任者

薬師院佐京公得度之時、 私英訓戒師懃之、則寺務之代之間、二通之補任所(×盛)

望之間、 書与畢、任料ハ二通ニ何ツレモ雖有之、今度得度之戒師、愚老沙

汰之間、 於任料二者、ケタミ畢

一、弘治二年辰十一月ニ可有法華始行之旨、 · 寺

(23 才)

門惣別相定畢、 教観房雖為本堅者、既去年卯十月七日、依病気ニ死去之故

次之﨟次則公胤法師本竪者之補任所望之間、 書与畢

放請 当年法華会本竪者竪義者事

公胤法師 放請代二百卅文請取畢

右別当未補之間、 為寺門之評定、 所放請如件

弘治二年八月十八日

(23 ウ)

寺務代法印権大僧都英訓

放請 当年法華会加任竪者事

訓英法師 放請代二百卅文請取畢

右別当未補之間、 為寺門之評定所放請如件

弘治二年十一月四日

寺務代法印権大僧都英訓

一、伝聞、自今日十一月四日法華会之加行被始之由、承及畢、学乗房訓藝法師、

養舜房

(24 才)

憲祐法師、 春識房訓英法師、 以上三人

同日ニ加行畢ト云々、其中ニ訓藝法師ハ為本竪者四人之内間、

先年天文十

六年末、法華会之時、 本竪者ノ放請ハ出畢、

憲祐法師放請、

同日四日出之畢、

料物

⟨二百卅文、

請取畢、〉

大仏殿有職阿闍梨者、 惣而六旬也

此内三旬ハ末寺分、三旬ハ学業ノ内ニ顕密兼相依ノ仁、法華会遂業之仁躰

ニ補任ヲ成スハ

(24 ウ)

規模儀也、

則当年

〈丙辰〉法華会遂業之躰三人所望之間、成補任ヲ畢、

補任 大仏殿有職阿闍梨事

憲祐阿闍梨

右依法華会遂業所補任如件

弘治二年十二月廿八日

(25 ウ)

寺務代法印権大僧都英訓

次淨実阿闍梨方へ同成有職阿闍梨之補任出了、

(25 才)

(う⑧慶長・元和年間某法華会日記)

慶長七〈壬寅〉十二月十九日法華会執行、

講師興修南院法印大僧都光助

探題無量寿院法印訓藝 〈八十五才、 卯正月十四日死去)

会始清凉院法印真海

唄役観音院訓盛大法師

祐藝、

竪義者 花 浄観、 花 訓賢、 $\widehat{\equiv}$ 良意、 花 実英、 $\widehat{\equiv}$ 澄延、

訓秀

_ 得業成ノ事、 会〈壬寅〉十二月廿三日結願、 廿四日於新造屋、 年預訓盛被

披露、 浄観・訓賢〈二仁〉

同廿六日、二月堂集会、 堂司浄観、 呪師実英

慶長八 卯 正月八日、 於新造屋、 良意・実英〈二人〉

(26 才)

得精畢、 年預実英披露 永隆寺行ノ前

慶長九 辰 正月八日、 澄延・祐藝〈二人〉

(26 ウ)

卜云々、

一、従

〈三月十五日ニ〉

已上、

寺務代補任取ル事、学侶マテ放請ヲトル、本竪者〈四仁〉、加任〈二仁〉、

寺務加任〈一人〉法華会竪義遂業已後、

得業之補任ハ不被取、

往古ハ取ル

今度モ阿闍梨所望之人者補任ヲ取ル也、 訓秀取ル云々、

一、元和四 〈戊午〉五月廿三日、 法華会執行、

放請衆英経・重祐・浄光〈本竪者〉、寺務代清凉院法印真海補任出畢

百五十文ツヽ〉、実隆〈本竪者〉

(27 才)

御寺務東南院僧正増孝 〈北京小野随心院与兼住〉 放請補任取ル云々、

上四人、

 $\widehat{\Xi}$

予 〈加任竪者〉 東南院ヨリ法華会加任竪者之補任ヲ、慶長十八十二月晦

二頂戴、 料弐百卅文遣畢

一、予従東南院本僧坊供僧之補任、慶長十九二月十九日頂戴、 〈料鳥目壱貫弐百

文進上〉

小野遣、

(27 ウ)

実盛 (加任) 補任東南院ヨリ、 了恩 〈寺務加任料ハ不知、〉

已上三人、都合竪者七仁

訓秀ハ阿闍梨補任 〈寺務代清凉院法印真海ヨリ被申請〉、 同辰年、

已

英経・重祐〈二口〉会式已後、其年午六月朝日鎧探題三昧之刻、 ラル、、年預訓秀ヒロウ、

得業二成

一、浄光・実隆〈二口〉、 元和五 (己未) 正月八日、 於新造屋得精畢、

年預訓秀

権律師、

(い⑦の一部)

σ一、補任法花会亭論匠衆事、 『│ 是ゟ上へ入』○21丁裏への挿入を指示。 英慶法師

右所補任如件、

天文九年十月十三日

(裏表紙見返し)

寺務代法印権大僧都英訓

訓 天文十六年〈未〉十一月十七日ヨリ法花会執行在之、探題法印権大僧都英 七十二才、講師興福寺東院僧都御房兼範

加任竪者竪義者事、

某法師

放請法花会本竪者義者事、放請ノ代二百三十文、

弘治二年九月廿三日

右別当未補之間、為寺門評定、

所放請如件

寺務代法印権大僧都英訓

(裏表紙)○白紙

20

二 法華会私日記(東大寺図書館一四一・五〇二号)

○写本一四一―四九八で欠損箇所を補った部分は、四角囲みで表した。

(表紙ウワ書)

法華会私日記

英訓法印、浄実 □□□□ 黒印を捺する。 黒印を捺する。 黒印を捺する。

(黒印「東大寺上生院」)

か寺完

法印重祐

(あ①大永元年寺務代兼法華会講師英憲日記:

(1オ)

(表紙見返し)

○白紙

大永元年〈辛巳〉十一月五日ヨリ法花会□□□日

、探題清涼院秀海法印也、探題第二度目也

最初ノ宿坊ハ北室金蔵院有借用□□懃役畢、

第二度目ノ探題ハ於上司清涼院ニ探題被懃訖、各ノ無等閑仁探題箱等諸神

御影向之事也、然者如借坊被懃畢ナハ、可然之由、各ノ秀海法印教訓被申

畢、法印返答云、探題之事、既ニ及第二度畢、又借坊之事者、事ノ外造作

儀ナル故、当坊ニテ可有

(1 ウ)

沙汰之由、返答畢ヌル間、各一往ノ教訓ノ分ニ而止畢

其後維摩会執行、大乘院殿分御竪者精義者、秀海法印也、其ノ日ノ四ツ時

沙汰畢、只今ノ秀海法印ノ病気俄之義出来、併テ依古様之聊爾ニ歟ト奉行蓮花院被申畢、去年貴寺法花会探題藪ノ内ニ而御沙汰無勿体之由、及本腹儀、乗物ニテ当寺へ被帰畢ヌレハ、即時ニ令本腹如本ノ也、其時ノ会分ヨリ俄カニ気煩ヒ、色々他寺之仰天也、松井ヲ薬師ニ雖被相付、終ニ無

(2 才)

会奉行衆各被申畢、可得心事也、其日、闕如ノ精義ハ三時計ノ間ニ、東院

僧正御房御沙汰神変不思議之由、自他寺衆稱美被申畢

廿七、御宿坊者北室円祥坊ヲ、有御借用、探題御沙汰也、先規如此厳重也、一、寛正四年〈癸未〉正月十六日ヨリ法花会執行、探題普門院法印秀雅、御年

不可有聊爾儀也、

講師者、密乗坊英憲擬講、講師坊

(2 ウ)

子〈一双〉・鳥目百疋被持参畢、重衣白五帖ニテ被出畢、其日請用衆当年預一、九月廿日、於清涼院秀海法印探題坊ニ、英憲擬講講師口伝被沙汰畢、則瓶

十月廿日、於『寺務代英憲擬講密乗坊二|手番|被沙汰畢

椿賢擬講·公意擬講·英訓得業·快憲得業、

以上五人

召請衆

探題秀海法印・年預偆賢五師・公意擬講

(3才)

快恵得業・英訓得業、以上五人、

一、用意廻章ハ自探題坊被廻畢、使者ハ出納之役也、文巻ニ裹ミテ持テ廻リ畢

(戒壇院千手堂)

会式定日ノ前へ三日計リ前キニ廻シ畢

探題床ニ着座時、 影向之間ノ戸ヲタテヨトノ下知ハ昼竪義ノ時ハ不下知セ

也 被申訖、

当寺専順得業自当年秋之■比、 内々京都随心院ト被申合、 鳥羽谷反銭被相切

畢 当寺集会評定云、 彼ノ谷之事ハ

(3 ウ)

雖東南院殿御知行也で、於田地者自他宗之談義并講問之料也、無披露ノ義、

恣之沙汰無謂、 自然堂塔之修造并於会式法事等之所用"者、 無力可被切っ、

不爾、 私シノ反銭、 恣之儀 一向無其謂、 所詮於専順得業"者、 可被処一生

不免之罪—科—之評定一決畢、(過) 依之、法花会ノ聴衆被停止せ、 会□後、 伊賀

国へ令下向、 終ニ無ク免除ノ義、会□中ニ専順得業、興福寺ノ衆徒吉田五

郎ヲ

(4才)

相語ヒ、 当年預偆賢擬講ノ披官イヌイ垣田ノ道順カ住宅ヲ被破却セ畢、 依

如此ノ之物窓『、法華会一日延引畢、言語道」断之曲事共也、於専順得業者、

講問役三人交名并所作配 一品書テ注記方へ可遣之

法花会結願後伊賀国へ下向畢、

終ニ不蒙寺門之免除、

於田舎令入滅畢

当寺ノ講師之時ハ、 副問者無之、 問役ハ興福寺

(4 ウ)

薬師寺・法隆寺沙汰也

興福寺講師ノ時ハ、 副問者在之、問役者当寺之僧綱ヨリ次第二薬師寺・法

隆寺等沙汰也、

(あ②講師次第之事)

講師次第之事

当寺ノ講師二ヶ度沙汰シ畢テ、 次第第三度目ニ興福寺講師 ニ当ル也、

大永元年 〈辛巳〉十一月講師英憲法印

天文九年 〈庚子〉 十二月講師私英訓法印

此後チハ興福寺ノ講師ニ当ル也

(5オ)

一、自天文十六年〈丁未〉十一月法花会執行在之、

興福寺東院権少僧都兼範講師御懃役也

(あ③天文九年寺務代兼法華会講師英訓日記

〈庚子〉十二月十九日法華会執行畢

自天文九年

一、会堂之事、 講堂・僧坊 〈永正五年 〈辰〉三月十八日二〉炎上以後、

於中門

堂ニニヶ度法花会執行在之、降雨之時ナントハ供奉之童僕令乱転、

雖及異義三、

理等之用却過分ノ失墜等、 大ニ無益之造作也、 所詮於寺門二、

(5 ウ)

法花会之事者、 聖武皇帝已来為 御行幸之会式之上ハ、何於大仏殿"不執

行せ哉、 況ヤ花厳会・般若会・浄名会等之十二大会、多ク以テ於テ大仏殿

被執行畢、 依之、 講読之高座東西仁在之、 其証無紛之由、 依ヶ多分之評定

今度初テ於大仏殿三法花会執行畢

一、探題西室院権僧正公順

、講師愚身法印英訓〈六十五才〉

(6 オ)

法花会講師論義 〇以下、問答記事は省略

初日〈十九日〉朝座、 開白問者 興福寺龍勝院暁胤擬講

(7ウ)

(7オ)

同夕座〈十九日二座〉 寛舜得業〈陽善房得業、北之院殿ニ住〉

(8 ウ)

第二日〈廿日〉朝座 覚清擬講、《興》春学房、龍雲院

(9 ウ)

第三日

(廿一日)

朝座

英乗得業

同夕座 《興 》 実乗得業〈了観房得業、観音院ノ同宿〉

(11 才)

同夕座

興

訓憲得業

〈谷坊〉

(12 才)

第四日〈廿三日〉朝座 《興》興厳得業、惣珠院

(12 ウ)

同夕座 《興》祐算擬講、発心院

(13 ウ)

○以上省略

一、初夜竪者、第二夜竪者、第三夜竪者、第四竪者、夜ハ本竪者四人、

一、第二日竪者、第三日竪者、第四日竪者

(14 大)

日ハ三人ノ加任ノ竪者ト云也

一、十九日初日開白ノ夜モ講問二座〈在之、〉別初夜之研学浄芸法印ハ、開白ノ

日ノ夕座ノ講問ニ付テ竪義畢、初日ハ初夜之研学一人之竪者ハカリ也、

師并ニ探題ソラカエリ也、講問二座在之故ニ如此、

第二日ヨリ一日ニ竪者二人ツヽ有之、第三日ニニ人、第四日ニニ人、合シ

テ七人ノ竪者也、

一、第五日ニ於テハ無講問世、講師ハ結願之義式計リ也、縁起ノ奥ニ作法在之、

此ノ後行香并三札在之、探題ト

(14 ウ)

末へノ已講トノ之役ナリ、五ヶ日目ニ結願也

○英訓

一、今度自寺門、私寺務代ニ被差畢ヌル間、諸寺聴衆年戒等当坊ヨリ調畢(英訓

一、今度於当寺聴衆ノ内ニ英厳法印并春祐律師二人会始ナリ、権少僧都快憲ハ

雖為自『春祐律師上衆、快憲僧都ハ、第三日ノ竪者英雅法師之精義役ニ相

〈次座春祐ヲ会始ニ定ル也、〉

初夜研学ノ精義ハ頼賢擬講ノ沙汰也、第三夜ノ

定畢ヌル故ニ、会始ノ体ニ除之畢、

(15 才)

竪者幸儼法師ノ精義ハ澄芸擬講沙汰畢、於当寺『者、精義役ノ体三人也、

此精義者ノ体ニハ、於竪間役"者、無沙汰也、如此於当寺聴衆之内"、竪間

役沙汰之体ハ、秀覚得業・宗助得業・実紹得業・宗芸得業此四人ノミ也、

御問役ノ体、 余二少分ノ故ニ、 興福寺聴衆可有心加増之由評定也、 惣而

興福寺之聴衆雖七人ハ上古ノ義・、 今度ハ

(15 ウ)

十人請シ畢ヌル、則自寺務代彼聴衆ノ体相定畢

此等之趣、 法花会於沙汰人中二、自上衆次第二、於各々ノ坊三、唱会合ラ被

相定畢

沙汰人ハ秀覚得業・宗助得業・宗芸得業三人也、 此外寺務代、 会料納所快

憲僧都・惣寺年預頼賢擬講・学侶年預実耀法師、依上古之例。、此等四人被

加入 以上七人ノ沙汰人也、〈上古ハ十二人ノ旧記モ在之、望ヶ時。」広略有ル

也

(16 才)

、今度七人竪者ノ体、 英運法師・実胤法師・幸儼法師・興定法師、 以上四人

本竪者、 加任三人ハ浄芸法師・英雅法師・英実法師、 此内一人於,英実法師

雖為末座、 於寺務代『私ニ有』由緒ノ義者、七人目ニー人之竪者可申

請之由、 堅固ニ被所望間、 無っ力寺務方一口ノ分申定畢

加任ノ内浄芸法師ハ雖為加任、 花厳宗ノ内ニテハ為上首間、 英運法師 二被

相替、 初夜之

(16 ウ)

研学ヲ沙汰シ畢ヌ、則英運法師ハ、雖為本竪者ノ内ノ一﨟、 第二日ノ竪者

沙汰畢、 実胤法師ハ自英運法師、 雖為末座、 本竪者相当ノ処、 第二﨟ナル

故二、 第二夜ノ竪者沙汰畢

> 兼日ニ専寺并他寺一床之聴衆ノ交名、 年戒ヲ付ケ、仮名・実名・坊号ヲ付

注記方ヨリ所望スル時遣之っ

一、竪者ノ体并講問役精義ノ体、 唄師・散花師、 注記方へ注シテ遣畢

(17 オ)

一、一床ノ聴衆并講師・読師、 此等ハ京都へ注進在之、早々注記方ヨリ所望ス〇僧綱所

ル時遣ス也

床賦ハ注記方之沙汰也、 故二、 兼日ニ聴衆ノ交名、 年戒ヲ付、 早々注記方

へ遣ス也、

七人ノ竪者ノ十題、 自 問五問マテ、 一問一答ノ分ヲ、 各々ノ竪者方へ、

乞請ケテ注記方へ遣ス也、 何故ノ重ヨリ後ハ不書也、 論義ノ初ニ、初夜ノ

竪者、第二夜ノ竪者ト、 実名ヲ書ヲ并ニ花厳宗・三論宗ト名ノ下ニ書キ加

ヘテ遣ス也

(17 ウ)

一、講堂ノ々童子ノ事、前々法花会之時、自『寺務代被申付畢スル間、 当年ノ法

花会モ木屋ノ公人清宗ニ申付畢、 則彼ノ体所望申間、 無別義申付也、

子方へ油ノ代、 《時ノ油ノネナリ、》五百文下行也、(値) 此レハ寺務方ヨリノ下

行也、惣シテ油五升也、八合升ノ定メ也、 油ニテ八合ノ升ニ五升ナリトモ、

代物ニテ《時ノネニテ》五百文ナリトモ法花会へノ堂童子へ下行スル也

一、今年弘治二年自十二月(ママ) 〈丙辰〉廿一日法花会執行畢、 時ノ評定云、法花会

ノ堂童子ハ、自今

(18 才)

以後、 法花会ニハ於六堂ノ々童子之中ニ、以当番ノ堂童子ヲ、則法花会ノ

堂童子ニ可懃之、上古大講堂在之時、 則当番衆法花会ノ堂童子懃之例ノ故

也卜評定

(あ④天文十六年寺務代兼法華会探題英訓日記)

法花会、天文十六年〈丁未〉自十一月十七日執行畢

| 自天文十六年〈丁未〉六月上旬之比、 可有法花会執行之由、 竪者衆各々有烈

寺務代私英訓法印方へ被申入畢、 其後於惣寺集会ニ度々有テ披

(18 ウ)

露、 則多分、一同ニ可有執行之由、一決評定畢、 依之、法花会沙汰人被差

定畢、 六月廿二日

英運得業・栄賀得業・英実得業三人、此外寺務代英訓法印・会料納所頼賢

法印・惣寺年預浄芸五師・学侶年預憲 法師、 此四人ハ先規也、合七人

竪者衆 〈七口〉、《少将公》英澄法師 〈初夜研学、花厳宗〉、《治部卿》秀範

法師 〈第二夜竪者〉、《貞忍房》公海法師 〈第二日加任〉、 《大蔵卿》隆賢法

師 〈第三夜竪者〉、 《明順房》 順定法師 〈第三日竪者〉、 《学禅房》延秀法師

〈第四夜竪者〉

(19 才)

《乾弁公》 賢祐法師 (第四日竪者) 以上七人

各竪者自八月十二日加行被始畢

一、自九月十三日ノ夜、後夜入堂、且五人於『安楽坊、

同自十六日於地蔵院、二

八被始之由、 被治定畢

九月十三日為吉日間、 興福寺注記方へ、自寺務代法印英訓方、 可有法花会

執行之由牒畢

其詞云、

当寺法花会来十月可有執行之由候、 可被成其御心得候、 目出恐々謹言

(19 ウ)

英訓法印 ^{寺務代}

九月十三日

注記御房

一、当年探題法印英訓〈寺務代勤之、七十二才、〉

講師興福寺東院権少僧都兼範 〈御宿坊金蔵院

自興福寺講師之次第ハ、当時之講師二人ツヽケテ、被遂之畢後、 第三度目

之法花会二、自興福寺被参懃畢、

薬師寺并法隆寺遣触状、 九月廿六日

(20 才)

其詞云、

ヨキ杉原ニテ折紙也

当年法花会、 来十月可有執行候、 聴衆交名并年戒可注給候、 恐々謹言、

東大寺観音院

九月廿六日 英訓

薬師寺沙汰所

法隆寺へノ状之文言ハ同

年預所 杉原ニテ折紙也

自他寺ノ年戒、 同九月廿六日ニ取リ畢

十月廿日、 於当坊観音院二、 手番在之、 則

(20 ウ)

請用衆、 前々者雖為五人、 於テ今度者、 惣寺衆皆請畢、 当参十一人英訓法

印・ 頼賢法印・英厳法印・宗助法印・英運得業・実胤得業・大夫得業・《当

年預》 浄芸得業・栄賀得業・英実得業、 以上十一人、

此外禅実得業ハ在田舎也、 宗芸得業ハ為目代防州へ下国也、 雖然三ヶ年

下国已満之故、剰へ当年維摩会竪者切口ノ故ニ、自寺門当年四月中

三可

有上洛之由、 被申下畢、 則八月中ニ可有上洛之由其後

(21 才)

雖有返牒、 于今至十月廿日ニ迄テ上洛之由不及風聞いせ

信花坊英運得業、当年維摩会竪者、十月八日二、自他寺被相触間?

坊寺務代、 英運得業方へ、当年維摩会催シ畢、 則無別儀領掌畢、 随而今日

廿日手番之砌ニ、十一月ニ可有法花会之旨必定也、維摩会之竪者被請取畢、○東大寺

以後可有法花会ノ聴衆ニ出仕并問役等被沙汰歟之由、

内々及上沙汰畢、

依

之旧記勘云、 大永元年 (辛巳) 十一月十五日ヨリ

(21 ウ)

法花会執行在之、則同年十二月ニ維摩会在之、当寺ノ竪者地蔵院浄憲得業

快恵得業二人、 此 一人則十一月十五日ヨリ執行之法花会ノ聴衆へ在会参

|人共ニーノ問ノ問役被懃畢問 則以此先例ヲ、 今度於テモ英運得業ニ、

> 問役等沙汰在之、 為後年一記之畢

注記ノ問題七人ノ竪者ノ分、 悉ク注記方へ十一月六日調へ渡シ畢并聴衆自

寺・他寺・末寺分悉ク年戒ヲ付テ、仮名・実名注シテ同日注記方へ渡畢

(22 才)

一、亭論匠奉取ノ小綱ハ、法花会ノ年預ノ少綱奉ヲ取ル、寺務方ヨリ五十文下(今論匠奉取ノ小綱ハ、法花会ノ年預ノ少綱奉ヲ取ル、寺務方ヨリ五十文下

探題ノ威儀僧ノ奉ハ何レノ少綱ニ也トモ、 知音次第二取スル也、 五拾文下

行畢、 今度ハ亭ノ奉取ト同シ人ニ取ラセ畢、 合亭ノ奉取リト探題ノ奉取ト

一色ニ百文下行之

探題ノ奉ヲハ会式ノ定日之三日ハカリ前ニ取ルヘシ、

自リ竪者方捧物以大童子ヲ被送ク畢、 其返事ノ請取ノ詞云、

(22 ウ)

則自当

初夜ノ研学為シテ御竪義御捧物・、 以別義ョ百疋進上被申畢、 則具ニ以令披露

候、 相心得可申之旨候也

天文十六年十一月十七日 行事僧清順在判

初夜研学少将公御房

次々ノ竪者同之、

探題口伝ニ東院殿へ参出申

御樽二荷・酒代百五十文・慈仙 〈廿丁、八十文〉・柿一盆、 一貫文ソエテ進

弋 以上、

(23 才)

法花会執行、 吉目ニ、 百文

用意ノ物共、二百十文〈杉原三帖〉、五十文〈カイタ一帖〉、百五十文 力

ワラケ、二百文 アツキ、五拾文〈探題威儀僧奉ヲ取ル少綱へ下行〉、五拾 亭論匠奉ヲ取ル少綱方へ下行、五百文 酒ノ代、 六百文 柴、《十合

升》八斗 酒ニ入ル、、八十文 タウフ、百五十文 ウトン、二百文 サ

ウメン、百文 クズ六升、九十文 シイタケ、餅米〈用意スへシ、赤飯用〉、

三百六拾文、油三升代 六百文 味噌ノ代

(23 ウ)

木具方 水門ヒモノヤ申事

《代二百五十文》短尺箱 短尺ノ札〈七十枚〉 檜扇代五十文

カンナカケ 合七百文

一、注記方へノ硯ハ、出世ノ後見方ヨリ出スト云々、瓦硯ト筆二管ト・墨一廷

ト・小刀一ツ、ヒタツカ紙ニテ柄ヲ巻ク、水入レハス土器ニツ、重テ紙ヲ

切テ上へ二置ク《代百文ト申也》、硯箱ハ檜物師ニソゲサスル也、長サ一尺

ハカリ、 広サ六七寸也、 蓋アリ、 会式結願ノ後ハ出世後見方へ返也

(24 大)

探題諸従下行

一、大童子二人三百文ツヽ、中童子一人三百文、従僧〈二人三百文ツヽ、〉合一

貫五百文

一》力者七人百文ツヽ、合七百文、又童子四人〈合四百文、一人別百文

ツ <u>、</u>

一、威儀僧卅人三貫文、聴衆ノ威儀僧五人五百文!

《二》唐笠持一人百文、 加用二人〈五十文ツヽ、

一、法花会ノ堂童子方へ油ノ代五百文、寺務方ヨリノ下行ト云々、

油ハ八合ノ升ニ五升也、 油ナリトモ代物ニテ也ト下行スル也

(24 ウ)

、一貫四百五十文 伶人方〈濃州大井荘ノ所下也、 引違テ先々渡シ畢、

此外正面等ノ骨オリ衆ニ三人、 〈百文ツヽ、合三百文

一、当年ノ竪者七人ノ得業成之時、維摩会ノ放請、各々三百五十文ツヽ請取リ

一年ニニ人ツ、得業ニ成ル也、七人ノ内ニテ初夜ノ竪者英澄法師ト秀

範法師ト二人ハ、則当年中ニ得業ニ成ルト也、 次ノ公海法師ト隆賢法師ト

ハ次ノ年於テ伴寺ノ懃行之砌ニ、 成業

(25 才)

得請令披露畢、此内於隆賢一者、 有識ノ阿闍梨所望之間、阿闍梨之放請ヲ成

畢 次年順定法師、 同ク有識ノ阿闍梨所望ノ間、 阿闍梨之放請ヲ成シ畢

次ニ延秀法師同ク得請畢、 次年乾賢祐法師、 同ク成業ノ得請成シ畢

以上七人之竪者悉ク成シ成業ノ放請ヲ畢

一、於放請『、法花会ノ本竪者ニ加任ノ竪者、 悉ク放請ノ代二百卅文、

一、成業成之放請代、阿闍梨并得業ノ放請之代

(25 ウ)

業ノ放請ヲ被渡ヲ也、

各々三百五十文ツ、也

ヲ入畢ヌル也、 後年ノ本竪者四人へ各々成が放請す畢、 其四人ハ則良順房実雅・春学房英海・教観房珍賢・学乗房 此四人会中ニ取リ放請リ畢、衣ニスミ

訓芸

以上四人、後年法花会本竪者也、 悉ク成シ放請畢ヲ畢、 各ノ放請之代二百

卅文ツ、被持サ畢

以上、天文十六年〈寺務代〉 私英訓法印 〈七十二才ニテ〉 探題懃役之私日

記也

(26オ

阿闍梨ノ放請ヲ取シ各人ノ維摩会ノ聴衆ニ被渡ッ時ハ、 又重テ取っ 維摩会得

阿闍梨ノ得請ニテハ聴衆ニ渡ル事ハ不叶也、

又阿闍梨

之旨、

学侶一同之評定也

ノ得請 ノ体ノ維摩竪義遂業之時モ、 又重テ取デ維摩会得請之放請、 遂立会式

ヲ也、

亭論匠衆ハ六人新ク被が望人体在之時ハ、補任ヲ出シ畢、 文ツヽ也、 惣シテ論匠衆六人ノ体、 対シテ御寺務ニ望ミ次第二、被成御補任 補任料三百五十

ヲ也、

(26 ウ)

非い寺次第二へ也、 講御執行在之、 英祐法印卅講御結願之次日、 則愚身、 普門院秀雅僧正御寺務之時、 愚身ヲ召具シテ、 於彼ノ御院家、卅 此体論匠衆

ニ被加ヘテ、 可給之由所望被申畢ヌル処ニ、 軈而惣持院英順得業ノ出世ノ

> 後見二被仰付か、 英順得業ヨリ、 論匠衆ノ放請ヲ被出畢、 則三百五拾文遣

畢 之納所英憲法印方ヨリ取リ畢ヌ、近年無御寺務、未補時 其 ノ放請ハ三面ノ僧坊炎上ノ時、 焼失畢、 其以後紛失之放請ヲ、 八、自会料之納所

補任ヲ

(27 才)

只取ル也、 無補任料、也

(あ⑤弘治二年寺務代兼法華会探題英訓日記

対

寺門、近年法花会執行無之間、 各評定云、惣寺無人衆之故、 弘治二年 〈丙辰〉自八月之比、 別而者又天下惣別寺領等為祈祷/、 、当年中二御執行頼存之由、於新造屋『被披露畢』 四人ノ本寺竪者ト三人ノ加任ト七人ノ竪者、 会式執行目出

竪者衆

良順房実雅 〈花厳宗、 初夜研学、 法自相、 精義者快祐擬講、 興ノ蓮成院、

(27 ウ)

第二日了識房浄実、 花厳宗、 一因違三、精義者興ノ窪転性院春覚房

一夜春学房英海、 花厳宗、 当寺普賢院精義者栄賀擬講

第三日栄順房憲祐、 三論宗、 因違四、 精義興ノ慈心院

第三夜学乗房訓芸、 三論宗、 法差別、 精義者長禅房擬講、 《興 9 珍蔵院

第四日春識房訓英、 三論宗、 局通寸、 精義者浄芸擬講、 《東》 地蔵院

第四夜無量寿院公胤、 三論宗、 有法差別、 精義者興ノ成身院

当年之次第、 聴衆両宗之次第、 《花厳宗》 次第散花之体之事

次第聴衆ハ金珠院浄仙房阿闍梨宗快也

(28 才)

金蔵院未被熟散花師ノ役ヺ之間、 雖可為彼之体、 当位律師之故二一床之可

為出仕歟、 於密宗『者、 於一床出仕之所役無之故二、次之﨟次之浄仙阿闍

梨へ摂定ル也

当年之次第、散花之体ハ忍辱山可為知恩院之貞尭房弘助法師也

会料之事、濃州大井荘近年不納故、 自竪者衆、 惣寺へ助成之事被申送畢

惣寺ヨリ返答之、折節、 自防州陶方、家之重

(28 ウ)

室 雪 筌 天目〈内白〉・水指・玉 閑 絵五色上畢、(宝) ユキノカマ 故二壳次第二百貫文

分助成可申也、 当座ノ事ヲハ先ッ々為竪者衆ト有ヶ借銭、 会式ヲ可被調之由

返条也、 此外会料不足之事者、如天文十六年会式、各竪者衆被積銭沙汰。、会

式興行可在之、 自惣寺返事也、 則竪者衆有領掌各加行事被始畢

初夜研学良順房実雅者、 九月廿七日二加行被始畢

(29 才)

於当坊十一月九日二手番調之、惣寺衆七人、其外寺僧若輩ノ衆六人、合十

三人、二百四拾三文〈市ノカク物〉、(買) 百廿文〈酒一斗二升〉、《長合ノ升ニ》

白米一斗八升、後段者〈イノコ餅〉、 同米壹斗五升

一、十一月〈十三日夜・十四夜・十五夜、三ヶ夜〉後夜入堂畢、 以上両衆七人、

於テ無量寿院ニ同時ニ被沙汰畢

同十日、 薬師寺・法隆寺、 注記方へ法花会執

(29 ウ)

行事牒畢、 吉キ杉原ニテ折紙也

当年十二月中旬之比、法花会可有執行候、聴衆交名并年戒可注給候、恐々

謹言

御寺務奉行

十一月十日

観音院法印英訓

法隆寺 〈文章ハ両寺同也、〉

薬師寺

注記方牒送状云、

沙汰所 年会所

恐々謹言

当寺法花会来十二月中旬之比、 可有執行之由候、

十一月十日

御寺務奉行

観音院法印英訓

(30 才)

注記御房

一、探題松明用意ニ廿五所山ノ松木三本モライテ切畢、 人夫五人在之、此内杣

人、《長合》米一斗、 硯水五十五文、

講師ハ重衣ニテ白五帖、 探題ハ重衣ニテ常ノ袈裟ニテ、口伝也

十一月廿日頼賢法印、 講師口伝在之、

時 ノ請用衆 鳥目百疋并ニ瓶子ノ代十疋

〈相ソエテ〉被持畢

法印英運、 英雅擬講、 興定得業、 英澄得業、 英実得業、 年預五師浄芸ハ依

可被成其御心得、

目出、

悪気。不被成出仕也

以上成業衆八人、此外若輩衆五人請用之

(30 ウ)

後段用意 〈在之〉、麺類・スイモチト、 〈飯ノ時ハ白衣ニテ賞翫〉

百文〈市ノカイ物〉、《長合》白米一斗五升 百文酒一斗ノ代、百文後段

以上講師口伝

素麺ノ代

会式吉日十二月ノ十五日・十七日・廿一日、 以上三ヶ日

十疋幸徳井へ遣畢、折紙ノ口ニニ十疋遣之由注ル也

十月廿二日

(31 才)

十一月廿三日ニ自他寺ノ聴衆年戒取リ畢、 杉原二折紙也

其詞云、

法花会聴衆年戒

《探題》 英訓法印 《講師》 頼賢法印 《会始》英運法印 浄芸擬講

栄賀擬講 興定得業 英澄得業 公海得業 隆賢得業 延秀得業 英実

得業 以上

(31 ウ)

当寺ノ分ハ以承仕っ年戒ヲ取也、 出納他行故ニ承仕ヲ雇フ也

法花会 興福寺聴衆、 年戒

各仮名・実名次第仁、 御沙汰侯而、 年戒被相付而可給候

十一月廿三日

法印英訓

折紙ノ口ニ如此つ書テ、 文巻ニ裹ミテ使者出納ニ渡シ畢

私云、 興福寺ノ坊号ヲ一々ニカナニテ書テ出納ニ内ニ持セハ、可然敷、(仮名)

(32 才)

一、探題ノ威儀僧ノ奉ヲ取ヲハ、会式定日ノ前へ三ヶ日計リサキニ、何レノ少

綱也トモ、 知音ノ小綱ニ奉ヲ取ラスル也、 今度ハ小綱賢栄ニ申付ケ畢

亭ノ論匠ノ奉ヲモ同ク少綱賢栄ニ申付、 則十二月十六日ニ各々ノ奉ヲ取リ

畢 会式ハ当月廿一日必定也

用意廻章ノ会式定日ヨリ前三ヶ日計前ニ廻シ畢、 出納文巻ニツヽミテ持テ

廻リ畢、

(32 ウ)

催義名事、

明後日 〈廿一日〉可合出竪義々名給之由、探題法印御房所候也、

件

十二月十九日

興定

良順御房 余ノ六人ノ文言同之、

後年本竪者四人之放請事、 会中ニ成シ畢ヌ、 十二月廿二日

英光法師 〈禅宗房〉 光憲 〈観乗房

(33 才)

経宗 〈少輔公〉 快円法師 〈深長房

以上各々二百卅文ツ、放請料被出畢

於四人ノ本竪者ノ内ニ光憲ハ、依テ現病ニ在田舎也、会式之時分ハ無寺住、

仍執達如

又於経宗二者、 関東下刻之間、 現病遠他行之

事者、 寺門ノ之掟旨之故ナルカ故ニ、成シ放請ヲ畢

《初夜研学》良順房〈二百文〉 《惣持院》第二夜英海 (二)百文)

房》第二日浄実〈三百文〉 第四夜公胤〈二百文〉 是ハ祝言計リニ助成

遣了、

(33 ウ)

者、 学乗房へハ当尾イモ谷ノ地子一石五斗、当年辰ノ地子助成ニ遣畢、 出シ畢、 以十合升『五斗遣畢、於訓英春識房』者、十貫文ノ積銭引キ違テ寺門 来年巳ノ三月中ニ可有。返弁トノ約束也、利分者助成ニ故実スル 於憲祐

也、 七人ノ竪者へ各少分を令助成畢

短尺箱ヲ出ス時ハ、 探題出仕之時、初ノ開白ト結願ト計リ、手輿ニハ乗ル也、 彼ノ箱ニ恐ル、故ニ、輿ニハ不乗也、 歩行也、 中間ノ出仕ニハ 私探題

(34 才)

二ヶ度勤之、 第二度目十二月廿一日ヨリ執行畢、 八十二才

以上

以英訓法印自筆写之畢

元和四年戊午閏三月廿五日法印実英〈写之畢、〉

(い⑥天正五年浄実法華会講師日記)

〇以下は 38 丁オまで本冊法華会記録一二号、 写し。省略する。 一四二-四一四法華会講師日記の

(38 ウ)

至テ今日廿二日三雖無上洛、

以浄実擬講之奥書也

元和四年戊午閏三月廿九日法印権大僧都実英

来五月中旬之比、 法花会可有執行之旨、必定也、 然予講師相当之間、

写之

訖

(39 才)

(う⑦文明八年出世後見発給文書抜書)

○一四二-七五出世後見之日記の15丁オ(『中世東大寺記録出世後見・倶舎三十 講関係史料』東京大学史料編纂所研究成果報告二〇二一-一六、七九頁)と同

(39 ウ)

文の記述であり、省略する。

寛永八年辛未七月日 〈清凉院法印実英之以本写之畢、 法印権大僧都重祐

(40′ 裏表紙見返、 裏表紙)○白紙

三 法華会探題・講師抜出(東大寺図書館一四二・四四七号)

(表紙ウワ書)

専寺法華会探題講師抜出

全 ン つ自氏

権大僧都成杲

(表紙見返し)○白紙

(1オ)

大永元年巳十一月五日始行、講師〈密乗坊〉英憲擬講〈三論宗〉

探題清冷院秀海法印〈第二度〉〈会始竪者〉

専寺講師時副問者無之、問役ハ興福・薬師・法隆三ヶ寺沙汰也、他

寺講師時、副問者在之、問役ハ専寺之僧綱次第・薬師・法隆二ヶ寺

ノ沙汰也、

寺務代英憲

寛正四〈癸未〉正月十六日始行、講師英憲擬講〈三論―〉

探題普門院秀雅法印〈廿七齡、宿坊北室円祥坊〉

講師次第、専寺講師二ヶ度沙汰畢、第三度目他寺ノ講師沙汰之、

会始

竪者

(1 ウ)

天文九庚子十二月十九日、講師〈観音院〉英訓法印〈三論―〉

探題西室院公順権僧正

会始

竪者

一、会堂ノ事、講堂僧坊〈永正五年辰三月十八日〉炎上以後、於中門堂二

ヶ度執行ト云々、法華会之事、聖武皇帝已来為行幸之会式之上、何於

大仏殿『、不執行哉、現華厳会・般若会・浄名会等之十二大会、多ク以

於大仏殿被執行畢、今度始而於大仏殿執行了

寺務代英訓法印

天文十六丁未十一月十七日、講師〈興福寺東院〉兼範権少僧都〈法相一〉

探題観音院英訓法印

会始英運法印

初夜〈花〉英澄、第二夜秀範〈加任〉・公海、竪者本竪公胤、加任訓英

定、第四夜延秀〈法〉・弁祐、

精義

(2 オ)

弘治二丙辰十二月廿一日講師頼賢法印〈八十二歳)

〈寺務代英訓〉探題観音院英訓法印〈第二度、八十二歳

会始英運法印

竪者初夜研学〈花〉実雅、第二日浄実、同夜英海、第三日憲祐、同夜

訓芸、本堅公胤、加任訓英・憲祐、第四日訓英、第四夜公胤

精義 専寺 第四日地蔵院擬講

他寺
初夜快祐擬講、第二日春覚房、同夜英賀擬講、第三日慈

第三日隆賢

法・

顕

于時寺務

探題尊勝院権大僧都光経

〈賢春記ニハ採題寺務云々、〉

応永廿二乙未正月始行

〈普門院〉

講師

(2 ウ)

精義

〈専寺・他寺〉

第三日宗憲

心院、 第三夜珍蔵院、 第四夜成身院

天正五丁丑十二月講師-人北林院> 上生院浄実擬講義

隆賢法印

(3 ウ)

(寛永九年十一月·明曆四年五月度分省略)

(3才) (元和四年五月度分省略)

精義

(4 ウ)

(延宝八年十二月度・宝永元年十一月度分省略

(5才) (享保元年十一月度分省略

(4 オ)

(寛文六年十二月度分省略

探題上生院浄実法印 (七十一才)

会始

花 宗憲、 添 $\widehat{\Xi}$ 訓 盛、 第四 日 花 浄賢、 添 $\widehat{\Xi}$ 英光

竪者 初夜 花 快円、 第二夜 花 真海、 添 $\widehat{\Xi}$

定賢、第三甲東

(5 ウ)

一、応永廿巳正月十八日始行、

講師

探題

会始

竪者第三夜重弁

永享十一年

法花会探題実相坊弁法印隆盛、

花蔵坊伊与法印寛英両人也、

会

始密乗坊卿僧都良祐

寺務西室院権僧正 永享十二年壬子正月十二日始行、 興福寺慈恩院 講師大納言権大僧都任円

〈法相〉

探題西室院権僧正

慶長七壬寅十二月十九日始行光助大僧都

興福寺修南院

〈法相一〉

探題無量寿院訓芸法印

〈八十四才、

卯正月十四卒)

会始清涼院真海法印

〈寺務代

精義

竪者

会始

竪者

花

浄観、

花

訓賢、

〈三〉良意、

花

実英、

 $\widehat{\Xi}$

澄延、

 $\widehat{\Xi}$

祐芸、

 $\widehat{\underline{\exists}}$

訓秀

会始 〈弁権大僧都 · 卿権少僧都 · 侍従権律師

竪者第四夜朝乗

精 義 専寺伊与権大僧都、 侍従権律師、 性実擬講、 延海擬講

(6才)

他寺

源息房権律師、

任観房権律師

光耀擬講

33

寺務秀雅法印 文明三年卯九月六日始行、 講師 〈浄法院〉大納言権大僧都任円

探題普門院秀雅法印

会始弁権律 師賢憲、 少輔権律師順実

竪者七人、 初夜 花 行盛、 第二夜 $\widehat{\Xi}$ 東南院、 第三日

義 専 寺四 恵、 第三夜東室光任第四夜 П 聡海僧都 澄春僧都、 $\widehat{\Xi}$ 盛海権 恵延、 律師 第四夜 順実権 律師 顕覚

精

他 寺三口

寛尊権大僧都、 実悟擬講、 寛心擬講

別当東室

一、文明九年丁酉閏正月廿五日始行、 探題東室光任僧都 但 [雖為未遂講任先規云々、〉 講師延覚権少僧都

会始重忠律師 〈是ハ擬講ヲ不経律師下云々、〉

著

精義七 \Box 専寺 应 口 他 一十二日

(6 ウ)

探題普門院権僧正秀雅 〈第三度目

文明十三辛丑四月廿日始行、

講師禅識房権大僧都英祐

会始 卿権少僧都澄 延 (花厳宗)

竪 初夜 花 円盛、 第二日 花 順円、 第一

一夜

花

秀範、

第三

竪者七

 \Box

英経、

第四夜

〈三〉実友、第三夜 〈花〉英定、 第四日 花

宗順

精 義 専寺 澄 延権少僧 都、 他寺三 〈各重役〉 擬講、興弘擬講実心権少僧都、 興弘擬講 兼光

一、宝恵三辛夫寺務東室隆実僧正

〈法相一〉

宝徳三辛未正月十六日始行、 講師修南院法印

探題東室僧正 隆実

会始

良

竪者 花、 良家〉 実経〈十五才〉、 (三、良家) 公恵、 〈相模〉宥憲、

(余者分明追而可考、)

出世後見延海法印

(7オ)

寺務尊勝院

、応永十年

始 行 講師 慈恩院僧

都

探題尊勝院僧正

会始蓮 蔵院 〈中納 言 経胤

僧

都

竪者

精 義

応安二年四月十日始行、 講師

探題

会始按察律師 春 宝

精 義

(7 ウ)

応永卅五戊申 ·潤三月廿三日始行、 講師法 眼 和尚 光実

竪者	会始	探題	一、応永五年十一月 始行、講師重俊擬講〈仮名武蔵〉	(8ウ)	他寺 専他不分明、精義清覚〈探題普門院〉	光	会始西室房宣権少僧都	探題〈東室光海法印・普門院秀経法印権大僧都今年被任云々、両探題〉	一、応永廿九壬寅十二月十七日始行、講師弁雅権大僧都別当僧正	精義	竪者	(8才)	会始	探題禅識房法印	一、明応七戊午 講師大夫僧都 不分明	精義	竪者	会始	探題西室〈房恵法印〉
(以下余白)	精義	竪義	会始	探題実演法印・弁実大僧都、任此職	一、応永八年後正月四日始行、講師別当東南院(9ウ)	講宣下了、有別記、	一、講師光経律師、不経已講、昇綱位、講師勤仕之条、他思遺恨之ー、准	精義	竪者	会始	探題	一、応永十三丙戌二月廿一日始行、講師光経律師	(9才)	精義	竪者経顕	会始	探題	一、応永十六年 講師覚祐	精義

(TI 才)

御後見櫃ノ古記

手無之、仍東室僧正康海先年ノ探題ニテ御ワタリアル間、探題分ニ成一、聖実僧正房俊探題ニテ御他界ノ時、会料先用下行之時ハ、探題ヲハ取

申サレテ、先用分被召了、

年他界セラレ 永享十一年法華会ハ、 東室ニ在之、 ナサレ畢、 両 人也、 会始 仍支配分是ヲ取ル、 ・タリ、 彼ニモサヤウノ記置アリト ハ密乗坊卿僧都良祐ナリ、 両探題ノ花蔵坊ノ支配分ヲ卿僧都良祐ヲ探題分ニ 探題ハ実相坊弁法印隆盛・ 是モ先規ヲ勘テ見時、 爰二伊与法印寛英、 テ御寺務ヨリ如此沙汰セラレ 花蔵 成坊 伊与 北室法印 永享十一 法印寛英 ノ 目 記

畢

(11 ウ)

(七行余白)

亭番論義表白

講スルヲ一乗ヲ而十座: ノ之御味 『重テ簡シテ四日 荘 ノ断揄ノ之威光ヲ開 ノ碩才写、 令ュリナラ四双之論義ヲ、 事 八 軸 而 五. 若爾 日 備 ハ者長 社 壇

吹

、キ出ス也

東ノ運久ク諸徳ノ学 昌 矣

以上随喜導師

(12 才)

也

表白ニハ上声・返声在之、

縁記読ニハ

返声ハカリ

也云

々、

訓

廻

向

講師口伝〈北林院〉

旧記云、 ヲ挙ク、 也 ヌレハ、 伝、 終ヌレ 注記磬ヲ打テ、其後呼行事小綱ヲ来ル、 注 講師先表白、 記 小綱帰ル、 侍ヲ召テ講下ノ鐘ヲ打ス、 其後牒ヲ取、 次勧請神分尊有之後挙っ経ョ、 香呂持、 其聞テ下 答 其時始縁記 ノ時 ル、 如 其ヲ見テ問 意ヲ取ル、 後 レセハ 初日ニ有 講問 終

口 テト [伝云、 聴衆床ニ着座之時、 小綱二為紙燭 蠟 奶 軈 而挙経ヲ、 (燭カ) 遣之、 縁記 正見為也、 後 散 花

増楽『、奉副威光尊之廻向之句有之云々、講之、第四日ハ八巻ト并ニ普賢経講也、次捧講演説切、影向天神地延一、経講様事、開白ノ時無量義経ト第一巻トヲ講、後々ハ前次ニー巻ツ、

向ス、 結願作法之事 次ニ是故普賢以下ハ 是ヲ名ヶ訓廻 〈第五日〉 向上、 明ス普賢ノ徳ヲ也、 蓋番差事、 如 此結願畢テ後、 如 初日 講師 五. 勧 日 請 至心、 ノ勤行ヲ法界衆生ニ 後立 勧 ネチムク 敞進尺迦 尊 等 如

(12 ウ)

様ニスレハ、注記意得テ呼ッ侍ッ、鐘ヲ打ス時退出、下乗正ヲ出時キ、

スル 卯月廿七 仁 正源院 也、 其 様 日 訓賢法印令同道、 講師 ハ法華会縁起一返被読之、 口伝 興福寺喜多院空慶 是最初二探題被伝授畢、 空慶云、 僧正 縁 記読 参 其次ニ講師 畢 表白読 同 探題 各 \Box 伝 別

ハ、重テ可含相伝也云々、

読師ハ令精進、懸ヶ御仏、毎日縁記一返并朝座・夕座へ会講問可行之云々、

当寺ノ旧記ニハ其趣全不見也、

但、訓秀ハ探題伝受、他へ不可致旨状ヲ被乞間、種々勘旧記処ニ、其

趣全不見及、先年訓芸法印探題之時、一乗院へ被遣状在之、則其趣ニ

マカセテ他へ不可有伝受之間、正源院ヨリ被遣也、於『当寺、御門跡

不知之、其時之

院家衆在之者、

他へ伝授勿論也、

凡人ハ他へ伝受不叶云々、

実説歟、

(13 才)

使僧訓賢探題ヨリ訓秀ヲ被雇間、召三人喜多院へ参也、

(以下余白)

(裏表紙)○白紙

四 法花会日記 (東大寺図書館薬師院文書二・二九四号)

一、先途者、

遂楽会要脚并加行定日等可被申談之由、

英雅住坊於成福院対ヤニ

之旨、

評定畢、

連々依之去八月廿七日ニモ、

於先途者、

無其便故、

致参会、

種々評定在之、

所詮各於無其便者、

惣寺物被用之、

可有会式執行

○紙背文書があるが省略した。

(表紙ウワ書)

延秀

法花会日記

〈天文九

子

執行在之

(表紙見返し)○白紙

(1オ)

法花会条々事〈天文十〉(九)

八月廿七日為先途者、於唐禅院二季講問砌、 惣寺・年預唱集会、会式事披

露畢、 連々雖経其沙汰、八幡宮造替并上遷宮・転害会以下、至去年打続故

難調置候、 於今者必可有執行、 然者可致加行之旨、 先途者へ被出集儀之趣一﨟英運

返答了、五師頼賢

□後順次遂会合、大方返条分差間、(已) 用脚等之事、 致入魂、 弥々厳密ニ可及

沙汰之由、 申談、 九月十一日 於地蔵院二惣寺衆悉令召請、 則従中飯各皆

参畢、 構後段酒勧申、 於其席会式沙汰人可被相指

(1 ウ)

之意□文、依申合則仁体被定畢

沙汰人〈本来沙汰人擬講以上不指之、 但依事可有故実歟、)

秀覚、 宗助、 宗芸、会料納所快憲、寺務代英訓

於当日用脚等沙汰無之、 至晚各退散畢

(2 オ)

被住興隆心、

以他足可被執行旨、

懇望之披露畢、

無兎角儀為

惣寺被遂領納、 被催加行上者、 于今至、用脚事、 全不可存先途者旨、 内覚

悟事決定畢、 雖然、 為向後以使節、 惣寺・年預并寺務代・其外沙汰人中

任先段御催、 加行始可申示者、 会式事弥々厳密二御執沙汰頼存候旨、

送、 可然旨多分評定故、 実胤 〈二﨟〉・英雅 〈当沙汰所〉 両人、 為一﨟所指

之 先途者評定旨申之他、 各無別儀返答故、 則簡吉日、 同月廿七日一﨟英

運・〈初夜研学〉浄芸・英雅、 □(以 □上 □三) 被始加行者也、 同十月九日 △二﨟

実胤 (一人加行始)

(2 ウ)

興定・英実〈二人加行、〉同十八日幸厳加行、 祈師各有之、堂方也、

一、竪者住坊服者事并御茶衆服事、 依□事、 他寺東院殿へ、従寺務代英訓法印

被尋申処、曾以不苦子細之、仍今度禅実房幸侭如此勤役畢、然処出仕之砌

大雨フリ畢、 向後者但無御益歟

加行者観音講出仕事、 会式当月ハ無出仕、 其前月マテハ有テ出仕、 問者探

維摩会同之

(3オ)

用脚事、 之故、 業無力同心了、但初夜研学廿貫文、余十貫文、拙者ハ寺家ノ加人悦酒相手業無力同心了、但初夜研学廿貫文、余十貫文、拙者ハ寺家ノ加人門間相手 由 為此度先途者非例如何之由重々雖有申事、 出了、各令会合、凡此会式天平勝宝四始行已後、至当年既及七百九十余年、天文九庚子 懇望之条、 為失墜□□□条、(以外) 依難調、 為先途者身上、 従惣寺七人竪者、 其旨披露処、 似煩敷、 可有談義之旨、為寺務代英訓法印被申 准例如何之由煩敷 専又於用脚無之者、 不可為例旨、寺務代一行可出申 会式不可成遂

、威儀僧之事、服者不可然之間、除畢、

分積銭了、

此外威儀僧以下如形一献在之、

但為随意上思之也

(3 ウ)

□□□発心院長行擬講、(寺)

竪精・手番然処彼体法タル間、

以故実纔三百疋

・、コテュは引き得くにようなな、、など、ヨ・など、男など、了、ア・カーのでは、「おいかない」である。「おいかない」では、「おいかない」では、「おいかない」では、「おいかない」では、「おいかない」では、「

一、加行中寺門結解以下出仕事、不然之、内々参会制限了、

一、霜月五日於寺務代住坊、手番在之、〈請定無之、〉修学者十人計会人者畢、

(4オ)

後夜入堂事、 仏. 蔵院沙汰畢、 幡・ 春日厚紙袋一ツヽ用之、 〈三ヶ夜、 同 十四日ヨリ英運・実胤・興定・幸儼、 此内一ヶ夜〉 白米二升ツヽ、 十一月十一日浄芸・英雅・英実、 御へイ載畢、 於信花坊沙汰了、 別無施物 於地 大

一、採題〈西室院公順僧正御房〉御一人御勤役畢

之

一、講師観音院英訓法印勤役畢 時ノー﨟也、

読師安養坊春定大〈中門堂方一﨟也〉

霜月廿四日、於寺務代向役手番在之、筆考

(4 ウ)

□前□一人被語了、年戒調次第沙汰之、

竪者并当寺聴衆皆下事、依寺門無物、以切符故実畢、当下行無-

会場者、於大仏殿執行畢、竪者座ハ西入口北脇在之、

内〈十〉義名三論□多賢聖分認給如旧記、合三色持参之、伴直垂着下部、義名事、極月十五日探題〈出仕、随身物二字懸名乗・実名、十題論義・因

ツヽラノフタ持之、■入了、二字十題ハ懐中、時宜之事、本者従僧

(5 才)

出之、 具之、 垂着ツヽラノフタヲ御櫞マテ具之、 御尋ノ時、 僧今度ハ竪者直ニツヽラノフタヲ随身了、 次探題目ヲ見合謹礼在之、 以之則奉行参、 仍従僧彼フタヲ持、 袖下ヨリ進上之、 御前披露畢、 其後彼ツヽラフタヲ持参、 竪者跡ニ出仕、 今度略義故、 彼フタヲ可持之事ト 重而十題奉行渡之、 出世奉行頼賢渡之、 此義不可然、 ミスノ外ニ櫞ニ蹲畢、 御前推之、 免為略義上ハ、 次出仕畢、 番二二字 其時十題 先着座、 依無従 直

(5 ウ)

□人モ在之、竪者重衣白五帖

、加行会中沙汰之、

、探題・講師不加行

竪者沙汰次第事、 〈加行後夜入堂義名ヨリ会堂出仕、〉、

極月廿五日為新得業、 両人中﨟衆初而集会出仕在之、 御請人者、 自以前披

露砌中座可許可旨、 決定ノ上、以少綱彼両人被催畢、 其時両人着座了、 自

余中﨟衆者不能披露、 中﨟畳出仕了、集会所未

(6才)

座拡ニ被敷之、得業一例畳也、 遂業已後、 中腐惣寺集会出仕在之、大湯田

伴寺・ 方広衆座被着畢

一、御請事、 正月乃至極月随意也、 〈年中二人守之、〉

堂方読師僧 〈上十人〉下行事、 会式ノ砌、当下行壹石〈寺升〉廿疋余哉

又得請ノ時石〈寺升〉・四百十二文別下行畢、堂読師方へ交名ヲコイ人別支

配畢

中﨟修正出仕、 鈍色白五帖・草履用之、

(6 ウ)

大殿修正中﨟畳ハ薄縁用之、

法花会時、 於竪者会料納所饗料代請之、 請取如例

於修理納所、 油倉所出五十疋請之、 〈本竪者四人分也、〉

中﨟於永隆寺ヒサシノ間出仕了、

□従 □儀 出仕内饗出仕畢

□者従寺門請分八貫五百文 〈助成〉 二貫八百文〈皆下在之、〉

中﨟解除会出仕者第四床也、 〈着座〉 第五床ハ本竪者放請者懸腰之、当時ハ

若輩ノ面々各義放請衆ノ外ハ床外立畢

(7オ)

一、今度論匠衆六口之内、 英覚・延超二人成業ナリ、 亭饗料聴衆分ト論匠分ト

二口宛下行先規也、 此旨勧学院頼賢法印私記、 年預覚悟様被注置、古キ日

記ニ在之、

(7ウ) 〇白紙

(後補裏表紙見返し)

紙数八枚

貞享元年九月日修覆 法眼実宣

(後補裏表紙) ○白紙

40

五 法華会短尺箱日記(東大寺図書館一四二・四二九号)

○校合作業のための朱合点などは省略した。

(表紙ウワ書)

実秀法印

法華会短尺箱日記

(朱印『惣持院』)

応永八年後正月四日法華会始行

(1オ)

(①探題弁玄大僧都記)

(表紙見返し)○白紙

採題ノ法則、北室殿ノ御日記ヲ大夫得業シテ、東南院殿ヨリ申請テ大都致

沙汰之処ニ、札箱之様并札奉納之様不見之間、後正月二日参于修南院尋申

之処ニ、短冊箱シタヽムル様、短冊奉納之事ハ口伝在之流ニ多キ事也、其

職ニナラヌ人ニハ申マシケ

(1 ウ)

レトモ、探題ニテ御渡侯ハ、口伝申サント被仰也、

一、箱ニ緒ヲツクル様、蓋ニモ身ニモア ナヲニモミテ緒ヲ留ムル処ヲ其内ニナ

シ、惣ノ緒ヲモ内ニナシ様ニツクル也、身ノアナヲハ蓋ノシタニナル処ニ(下)

アクル也、

一、紙シク様、コ ワ杉原ヲタケヲ箱ノソコノヒロサニキリアワセテ、箱ノハシ(強) (強)

ヘナル方ヲ一分ケヲカケテヲ リテ箱ノ前ノ方へ立へシ、(折)

(2 才)

サテシキテ、奥ノキワヨリアマリヲ立テ、上ヘキスル様ニ引ヲヽウ也

一、ツリ緒ハ、カウヒネリヲホソクシテヨリ合セテツル也、水引ハワルシト被

仰間、今度ハウスヤウヲカウヒネリニシテョリ合セテツル也.(薄様)

一、ツリ緒ムスフ様ハ、箱ノ内ヨリ引出シテ、両方ヲワナニムスヒテ、大概ヒ

ネリ合セテ上ノ方ヘサシカウ流モアリ、又蓋ト身トノアイヘヲ シ(推)

(2 ウ)

入ル流モアリ、又ヒネリハセテ、輪ノ様ニ指二ハカリニマキテ、箱ノ中へ

ヲシ入ル流モアリ、三流也、

一、短冊奉納ノ様ハ、ソトワ以ヲ左ヘナシテ、内明五枚重ネテ奥ニヲク、因明

五枚重ネテハシニヲク也、

上へカサスル也、一問一番ノ上ニヲク也、二問ヨリ五問マテハ文字ヲ上へ

重スル様ハ五問ハイチ下也、

次二四間、

次第ニ

向テヲク也、一問ヲハ文字ヲ下ヘナシテヲク也

(3才)

一、札ヲニトヲリ中ニ奉納スレハ、箱三ツニワケラル、様ニマクハリテヲク也、

箱ノ両方ノキワト中トヲアクル様ニヲク也、(途)

一、朝ヨリ札ヲ奉納シテツクエノ上ニ置ニ、屛風ヲ引マワシテ、人ニイロワセ(机)

我身ニ向テ置へシ、出候時ハ箱ノウシ取テ、会堂ノ侍ニ渡候也、侍ハ(ママ)

テ、

会堂タナノ南ヨリ北向ニナリテヲク也、

(3 ウ)

、短冊箱出事ハ、 短探 題ノ初年ハ修学者、後年ハ侍法師出也、二番ノキタハ

シマテヲリテ渡也、 西院家ハ初年ヨリ侍出《畢》也ト云々、

以上修南院ニテ相伝分大概記之、被『仰之、於『当寺』、自方々当院へ被尋云々、

応永八年後正月 日 権大僧都

(4オ)

(②某撰聞書)

法華会、応永八〈辛巳〉 暦潤正月四日ヨリ始行、時之寺務東南院、両採題

実演法印・弁玄大僧都、 弁玄任此職出仕之用意、北堂故大納言法印日記ヲ(室)

借申、被致沙汰、但札奉納ノヤウ、彼日記ニ見ヘサル間、(様) 興福寺ノ別当修

南院殿ニ罷向尋申サル、 更二口伝ナキ事ニ候へトモ、既明日会 候、

当職事ニテ候間、

(4 ウ)

トテヲヒタヽシク トヒシノ由被申ケルト物語候、此職 レン仁ハ望

期口伝アルヘキ事可有、〇以下親本欠損か

一、箱シタヽメ様、コワ杉原ノタケヲ、ハ コノナカキカタニアテヽ、キリアワ(箱) (長)

スヘシ、マヘニナルカ ミノハシヲ二分ヲ リテ、サキヲハ箱ノソ コニウツ(紙) (紙) (折)

クシクヲリアワセテ、残タルカミヲ、ウエヘヒキアケテ、札ノウエヽヒキ(折 合)

カケテ、フタノミエヌ様ニスヘシ、但ユ ヒノ入ホト、マエノ方アリヘシ、(指)

ストヒキヲヽイタランニハ、竪者手入ニクカルヘシ、但此紙ノハシアクル(覆)

(5才)

事ハ、

唯今ノ了簡也、 随テ如此今度セサセ申也

一、櫃トツルヤウ、ウシロ二トコロヲトツル也、カミヨリヲ如法~~ホソクシ(閉)

テ、ニヲヨリアワセテ、サキヲムスヒテ、フラアナノニアル下ノアナ ノウチョリ、トヲシテ、又アラワヨリウチヘトヲス、其ノカウヨリラフタ(羅蓋)

ノー下ノアナノウチョリ、アラワヘトヲシテ、又アラワョリ、ウチヘト

ヲシテ、ウチニテトムヘシ、ハ コ ノ身ノア ナヲハ、フタノ キ ノシ(希) (次) (木)

(5 ウ)

置

○上余白に書く。「マエ」とある。

ワー~トナルヤウニスへシト、チヤウウシロノコトク、ムスヒメウチアル(帳後) (結び目)

ヘシ、マエワナカニスル也、身ノアナフタノキノシタニアクル也、ツクヲ

ノナカサ、フタヲアヲノケテミテ、チトムナソルホトニスへシ、箱ノマエ(胸反る)

ノ方ノアナ、身ノアナノ上ノアナヒロク、フタノハ下ノアナヲヒロクアク

へシ、札奉納シテ後此ツクヲヽ、モチテムスフニ、三ノ口伝アリ、一ハ、

フタトミトウチョリトヲシテ、チトヒロキアナョリ

(6才)

ウチエ入レタリツルヲ、フ タト(蓋) ミ トノヲマヲナシヤウニ、ヒキイタシ(身)

テ、ヒトムスヒムスヒテ、二ノワナヲトリアワセテ、フタノカミョリノア

イエヲシ入ル也、残二説紙面ニノセカタシ、

一、札ノ長サ一問一尺五分、二問一尺如此、 五分ヲトシニソトワカシラノ方ヲ

シヽムル也、 五問ハ八寸五分アル也、 是ハ北室御日記見タリ、此日記禅花

院僧都筑前得業二

(6 ウ)

誂ラル云々、 僧都ノ方カ得業ノ方カニアルヘキ也

実演法印日記モ見候、 口伝モセラレスシテ諸辺越度共多シ、一ハ初夜ノ竪(篇)

者ノ札ヲ五度ニクワラセラレ畢、 先例ナシト云々、ニニハ札ノニ三四五

シヽメヲ少分セラレケルヤラン、チウキ方へ札ヲ出サルヽ事ハ、クンノト(注記)

ウリアリ、 所詮北室殿ノ日記

(7オ)

ヲ能々令一見者、不可有越度歟、 法印ノ越度共当年一々ニノスルニオヨハ

(三行余白)

ス、

探題以上ノ人ナラテハ不可見、堅ク是ヲイマシメラル、顕宗ニ於

テハ至極最秘可秘之、 云々、

探題箱ニ札ヲ納様東院ノロ伝ト尊勝院物語アリ

(7 ウ)

一、因内共ニ、一三二五四ト重テ十枚ノ札ヲ二重ニツミアケテ、箱ノマン中ニ

入ル札ヲウツフセテ置也、因明ノ一問一下、次ニ三問、次ニニ問次ニ五問、(俯)

次ニ四問ヲヲク、其上ニ内明ノ一問ヲウツフケテ置、其上ニ又三問ヲ置ク、(セ)

其上ニ二問ヲ置、 其上ニ五問ヲ置ク、其上ニ四問ヲ置ク、 因内加様ニ重ヌ

ルヲ、 略頌二一三二五四卜云也、 其上ニ紙ヲウチヲヽヲナリ、

(8才)

トチメノアル方ニ札ノ頭ヲムケテヲクナリ、トチメノナキ方ハ札ノ末ニ(綴目)

ナルナリ、

《是ハ仏地院ノ日記ニアリト云々、》札ヲ従儀師ノ方へ渡候時ハ、 因内ノ札

二枚面ヲ合セテ、因明ハ下、 内明ハ上ニ重テ札ノ頭ヲ内へ向へ、 札ノ末ヲ

外へナシテ、密々ニ渡候、一二問ヲハニヶ度ニ渡候、三四五問ヲハ別々ニ

重テ是レヲ一度ニ渡候ナリ、

以上大概御物語ノ記之不分明之歟

(8 ウ)

一、札ヲ箱ニ奉納シテ机上ニ安置シテ屏風ヲ引マワシテヲキ、 探題御向人公人

二是ヲ渡候、持テ出、修学者ハ箱之トチ目ノ方ヲ左ニナシテ横サマニ持ツ、

請取、公人ノ右方ニ箱トチ目ナル、会堂ニテ、北向テ棚ニ置ケハ、トチ目

ノ方東ニナリテ並ルヽ也、 トチ目ノ方ハ札ノ頭ナリ

当年法華会可有執行之旨、

(9才)

竪者衆競望相定訖、勝〈予〉可為探題、付古本令破損之間、 加修復畢、 一、結日甲乙付事、并書様事、 但於自謙句者、初度之後ハ随意歟、

寛永五年〈戊辰〉卯月廿五日

法印権大僧都実英

探題故実条々

義名催事、 用意廻請事、

夢見触事、 夢ミスル事、

木短尺可有用、

(9 ウ)

意事、一、木短尺寸法之事、〈有異説〉、

一、木短尺書様、 一、木短尺納箱様三説、

短尺重様三説、 一、短尺箱寸法之事

短尺箱ニ紙ヲ敷様事、

短尺箱置机上故実事

短冊箱役人事、 一、奉幣事、

短冊箱安置閑静所、 不可通人事

(10 オ)

於会堂木短冊調異説事、

短冊後維那様事、

影向戸下知時分異説事、一、申上ヨリ時気色事

須取条、 加難勢之詞無之事、

一、自謙句并得略句之事、

右古本之秘記取要書様之、

(10 ウ)

已上

清凉院実英法印旧記借用申令書写畢、

探題実秀法印

寛文六〈丙午〉十一月吉日

(裏表紙見返、裏表紙)○白紙

六 法華会探題并講師日記 (東大寺図書館一四二・四三〇号)

(表紙ウワ書)

文明九年 〈丁酉〉三月日 (朱印『惣持院』)

法華会探題并講師日記

惣持院法印実秀

(表紙見返し) ○白紙

(1オ)

法華会探題日記 権僧正秀経

応永廿九年十二月十七日法花会始行、 結願廿一 旦 無為無事、 法印権大僧

都秀経被任探題、其間沙汰之条々、大概記之、

探題 《東室》光海法印、 秀経法印、 両探題

会始 《西室》 房宣権少僧都、 《西南院》公覚法眼

弘豪律師、 以上会始三人、

隆盛律師、 寛英律師、 一床之分

初夜竪者経宗、 精義隆盛、 探題 〈東室〉

(1 ウ)

第二夜竪者光実、 精義寛英、 探題 〈普門院〉

第三夜竪者盛賢、 精義良尋、 探題 (東室)

第四夜竪者光真、精義清覚、 探題 〈普門院

綱取三人二床・三床・四床 唄師 散花師 以下聴衆如常、

講師弁雅権大僧都、

出仕之義、

如先々厳重也

(2オ)

之間、 无力領状畢 自寺務別当僧正御房、

可被探題、

於晚着之由、

両人ニ蒙仰之間、

真俗共依

有其憚、

堅辞退申処、

東室光海法印秀経不領状之者、

同辞可申之由、

、寺之探題之事、 面目之至無比類条、 難詞尽、

探題之事、 口伝之受事条々、 則尊勝院之僧正御房光経、 悉秘事相伝申畢

探題之箱并札捧納之様之事也

一、用意之廻請、 如常、号於如判形、ワケ置也、 口伝也、 以出納於奉於取、

一、竪者義名之事、兼日以出世奉行之奉書可出事、触也、今度之竪者東室之符弟(付)

光実禅師也、 出世者之両家之無人体之間,

以直

(2 ウ)

於義名触畢、 直状之節、 東北院之日記定宗直状之詞お移候、(写)

○以下の引用は追い込みで書写されているが、

原状を推測して改行を加えた。

被義名事可為明白也、仍状如件

号草ニ書也

十二月十四日法印秀経

大納言公御房

於出世奉行者、 明後日〈二日〉 可令出法華会之義名給之由、 普門院法印御

房候処也、 仍執達如件

十二月一日出世奉行之名卜

大納言公御房

略名字

是礼紙アルヘシ、 直之状ニハ礼紙ナシ、 則有返事

竪者義名ニ出之時、

開大門、

於中門。高灯台二

(3オ)

御薦お懸、 公令 ・マ) 卿 之間、 間、 狭之間、 内へ引入ヶ畳二帖、 題者畳ハ高麗 竪者

紫縁也、 座席広間東方屏風ニテ立切也、 西方一 間・奥三間ニシツラウ、(室礼) 北

方南向ニ題者畳ヲ敷、 西 ノ脇ニ光灯台アリ、 未ニ東向西ノツラニ竪者畳ヲ

(3 ウ)

門之内へ入テ中門ニ立時、

出世者

〈付衣五帖袈裟〉

出合テ気色シテ内

竪者来時、

以力者法師、

於先案内言等人、

衣着シタル侍、

出合聞付、

敷

入ル、其後題者、 出合対面ス、 鈍色 〈五帖ケサ着也、〉、竪者 〈法服ニ平ケ

サ、 草鞋ハク、〉蘿箱ノ蓋ニ義名入テ持テ、題者ノ前ニウスクマル、題者右

手ヲ以テ是ヲ取、 則竪者ハ本座ニ直ル、題者披テー見シ と 巻々へへ 々 之内工入、

内へ入畢、 今度ハ十題ヲ直ニ乞畢、 竪者退出ス、 十題之事者、 竪者則懐ヨリ是ヲ取出、 竪者退出之時、 題者ニ出ス、則是ヲ取テ 出世奉行マテ乞モア

IJ, 一流ナリ、

(4 オ)

二字ヲ出ス、 一番二出世者出スモアリ、 直ニ出スモアリ、今度者退出之時

出畢

○追い込みで書写されているが、原状を推測して改行を加えた。

義名之時出世奉行之事、 凡人出世奉行ヲサス、 凡仁之為竪者、 可凡仁奉行云々、 清薫 良家為竪者時者、 〈伯耆得業也、〉、 然今度者、 不成僧綱ニ良家出世奉行ヲスヘ 然間触状ヲモ、 依無良家之人体無力、 十題ヲモ直

以

沙汰シ畢、 是皆先例也

(4 ウ)

一、十七日探題坊へ移ル、華蔵坊ヲ借移ル也、坊ノ料理ノ様、 面ノ庭 一幡一帖、

東ノ方北南へ、 又幡一帖、 是ハ井ノモトヲカクサンタメナリ、 御簾悉懸

中間ノ両方ノ脇ノ像、 高所台二内二〈光灯台〉、 畳二帖、 横座ニー 帖 題者

ノ畳高麗、 末二一帖紫縁、 夢見之時丁衆之坐也、 丁衆ハ僧綱アラハ、 小文

帖可用意之、 中間ヲ屏風ニテ立隔也、 其後ニ短尺箱ヲ安置

(5オ)

申屏風ヲ立廻、 人ヲ入ヌ事也

夢見当月十二月十七日之夜

夢見事、 他寺之聴衆悉来ル、 聴衆以使啓案内、 出侍等人、 衣ヲ着シテ是ヲ

世者探題御前ニ参テ、 付 次二出世奉行出合テ何ヶ夜ノ何 其由ヲ奏シ申、 ブ問ト 問、 其時、 夢見ノ題ヲ袖入テ寸面 シカー~ト答聞畢テ、出

潜ニ聴衆ノ袖ト題者ノ袖トヲ合テ出ス

(5 ウ)

丁衆モ題者モ同右ノ手ニテ取、 丁衆ハ鈍色五帖袈裟、 題者ハ付衣ニ五帖ケ

サ、 聴衆座席ニ直ル時 題者内ニ入、其後丁衆座席ヲ立テ縁ナル高灯台ノ

本ニテ、題ヲ披テ是ヲ見畢テ後、 退出ス、或又内ニ光灯台ノ本ニテ見ル物

モアリ、二流歟

夢見題書様、 強杉原 一枚ニ中ヨリハスコシ端へ寄テ内明ヲ書ク、 合四五寸

計アケテ、 因

(6オ)

明ヲ奥ニ書キ、 巻テ別 ノ紙ヲ細ク切テ中ヲ封シテ、トチメニ封ト云文字ヲ

チイサク書、 上ニ何ノ問ト計書、 別ニ札ヲ、何ヶ夜ノ何問某ト書テ、悉ツ

ク出シ様ニ取テ捨ルナリ、 マキラカサシカ用也

探題役夜之事、竪者清涼院ノ斬ニ立ツ時、(ママ) 題者装束ヲ着シテ待、 会堂之侍

御迎ニ参ル由ヲ申、 其時修学者 〈付衣五帖ケサ中﨟之仁也、〉札捧

(6 ウ)

納

ノ箱ヲ後取テ会堂之侍ニ、ウシロヨリ キタハシヲ二重下テ渡ス、(北端) 請取テ後、 題者御

伴ヲ申テ出、 会堂之侍、 御前声アリ、 出仕ノ様、 短尺箱〈一番〉、次二力者

二人、次ノ大童子二人、次ニ大童子二人、 次二従僧二人松明ヲ取 次ニ題

者 次ニ中童子左方、次手輿、 力者四人シテ奉ル、 綱ヲ片手ツヽニテ取

次二力者以下道具・香呂箱・居箱・水瓶・盥・磬・笠持、 次二大童子以下

(7オ)

持双ツ、右方ニ威儀僧供奉スルナリ、(ママ) 僧綱ハ法眼平ケサ、 成業ハ 〈法眼青

申匣 会堂之出仕之姿也、 若衆ハ鈍色ニ五帖ノ袈裟也、 人数ノ多少可依時

歟

威儀僧見参書之事、 修学者鈍色ニ五帖ノ袈裟中﨟仁也、 可用意、 今度之在

> 取ハ華蔵坊縁ノ西ノ端ニ、 屏風ヲ、 後ロニ立ツ、 讃岐円坐 一枚是ヲ敷、

> > 瓦

檜折ノ箱ニ入、 若ヤナイ箱也、 水入、 土器ニ塩紙、 紙ヲ引サキテ水ヲ

入テ置、 墨

硯

(7 ウ)

筆〈一管〉・料紙 〈同入テ置〉、 右ノ脇ニ光燈台火トホス、 見参書

ニ居ル時、 威儀僧一人ツヽ面ノキタ橋ヨリ登テ見書ノ前ニ尊踞シテ某ト(端)

其如ク書付テ、 参澄テ後、

号さ 時ル 着到ヲ題者ノ懸御目也

_ 威儀僧事、 当寺近年沙汰跡不分明之間 維摩会之儀ヲ移ス、三方採題

ハ門徒悉ク是ヲ触ラル、 是ハ無捧物、 今度モ其儀ヲ追テ門徒ニ立入、

衆十人余請定ヲ

(8才)

兼日ニ廻ス、悉其仁参勤ス、其外志ノ仁ハ僧綱・巳講・成業皆威儀ニ参ス、

威儀之捧物紙ノ代ヲ遣ス、是東室之記ニアル如ク沙汰シ畢

探題、 会堂ノ床ニ着スル時、 威儀僧悉退出畢

短尺箱認事并札等之事、 依有子細不記之、

一、探題退出之時者、手輿ニ乗ル、箱ノ御件ヲスルトキハ、何モ手輿ニノラス、(伴)

(8 ウ)

拝礼之事、 竪者三四ノ問ニ成時、 題者 〈法眼紫申着ス〉竪者、 会堂之退出

ヨリスクニ探題坊へ来テ先様ニ拝礼ニサキサマ 一来ル由、 案内ヲ云、 侍等人衣ヲ着シ

出合聞付テ申時ニ、探題坐ニ直ル、出世者、出合気色シテ竪者ヲ内エ入ル、

板ニ尊踞ス、題者気色アリ、其時畳ニ直テ三拝シテウスクマル、其時題者

(難?)シテ言、大会遂業者異于他ニ、无為返々神妙之ト、言候ノ字可

仁、其時聞畢テ、竪者気色シテ

(9オ)

退出ス、探題内へ入、

. 短尺之櫃返ス事、竪義終テ会堂ノ侍持参ス、其夜ニテモ、次ノ日ニテモ、

取入ル人体之事、先々ハ等人衣着シタル侍歟、不存知、今度ハ出キ次第ニ

取入畢

一、開白之夜ノ事、手輿乗事、北室ノ上ノ壇ノ下リロテ中ニ南向ニ輿ヲ立テ直

シテ其ヨリ下ル、其時香呂トテ一人従僧是ヲ持ナリ、退出時モ其ヨリ乗ル、

従松明ヲ取所、篝焼近辺マテニ行ニ取テ畏ル、探題居床ニ坐スル時、其方

ノ脇ヘヨル、大行道ニ

(9 ウ)

成ル時、従僧一人、会堂之後戸ョリ入テ道具ヲ探題ノ座ニ置ク、一人ハ件ス(伴)

ル也、香呂ヲハ大行道ニナル時、探題ニマイラスルナリ、結願如此、

一、一床カマチニ縁坐アリ、其上ニ草坐ヲハ敷、会始以下縁坐ナシ、縁坐敷事

年預ノ沙汰ナリ、

一、大行道西方一﨟・東方二﨟、大行道引頭二人、東西エ別ル跡ニ付テ行、音ー、大行道西方一﨟・東方二﨟、大行道引頭二人、東西エ別ル跡ニ付テ行、音

楽ヲ奏ス、正面ヨリ入引頭両脇ニ留ル、一床之分正面ヨリ床ニ直ニ付、後

門へ廻ラス、左方ノ事也

(10 オ)

一、丁衆床直テ後、講・読出仕アリ、正面ノ高坐ニ三礼アリ、其時一床ノカマ

チニ綱所来テ三礼ト言、床上マテ丁衆悉三礼アリ、開結如果

. 講師登高坐在テ舞アリ、唄ノ間ニ定者法師香呂ノ蓋ヲ持テ廻ル、散華畢後

在後起、其後講問下楽アリ、

講師退出之後、一床ノ探題ニ綱所三礼ヲ申時、探題立テ正面ニ行テ三礼ア

リ、鐘ヲ打、其後綱所立テ、行香ノ器ヲ伶人ニ渡ス

(10 ウ)

時、一床ノ分悉床ヲ下テ、行香ヲ請ク、行香畢テ床ニ直ル、一﨟六礼ノ後、

本ノ床ニ帰ル、其時未ヨリ退出ス、開結如此

一、探題役、夜短尺箱ヲ開ク時、維那一床ノカマチニテ、竪者何宗ノ某ト聞へ・ナニカシ

ヌ様ニ、探題ニ向テ言、探題気色シテ音モセス、其後箱ノ本へ行テ静ニ是

ヲ開テ本座ニ帰ル時、竪者三床ノカマチニテ袖ヲスリ、違テ竪者ノ題ヲ探

テ登高坐、其後維那坐ヲ立テ 礼(れ)

(11 才)

取テ探題ニ進候、探題取テ次第ニクハル、口伝アリ、

一、竪者何故ノ重ノ時分探題後ヲ見帰ル様ニシテ、預向ノ間ノ戸立ヨト、注記、

後戸ノ近辺へ行テ戸ヲ立サス、

一、精義重ニ移ル時、探題見向スシテ申上ヨト云、注記申上、其後精義条ヲ取

テ難ス、

一一問ハテヽ後、精義、得略如何様タルヘキ哉ト探題ニ伺、兎モ角モト答、

具礼盤敷事、

従僧ノ上衆役也、

路次ノ間ハ懐ニ入テ是ヲ持、

敷時後戸ノ近

二問以下是ヲ問ハサル也

(11 ウ)

一、道具置事、 居箱三衣袋、 従僧上衆之役也、 草座同敷、 香呂箱次ノ従僧置

〈左方こ〉 居箱ヲ置、 右方ニ香呂箱ヲ置也

鼻高ノ役従僧ノ上衆役也、 鼻高ヲハ次ノ大童子ヨリ大童子ニ渡ス、従僧取

テ役ヲツトム、又道具ヲハ力者ヨリ大童子ニ渡ス、大童子取テ従僧ニ渡ス

也 坐

也

(12 才)

、一床ノ探題ナラハ行香三礼アルヘシ、坐具可用意、今度東室依為上衆用意

両ノ手ニテ先キ様へ敷之、畢テ帰ル、三礼以後又従僧行テ取之、三礼ノ後

辺ヨリ取出シテ手ニ持テ一床ノ前ヲ過テ正面ニ行テ、西方礼盤ニヒロケテ、

行香アリ、 行香ノ後又六礼アリ、又行香ノ時ハ東上へ立替也

従共用意事、 従僧二人・中童子〈一人如木〉・大童子〈二人如木〉、次ノ大

童子〈二人〉・力者〈十二人〉・唐笠持〈一人〉

(12 ウ)

〈装束タイ紅〉 可松明用意

従共可御伴様事、 力者輿ニ六人、前キニニ人・道具三人〈香呂箱、 据箱、

同草坐一人ツヽ、 水瓶・盥一人シテ持ツヘシ〉、道具持事未ノ力者役也、コ

ノカウへ〈無役、 出腰〉、

> 悉ニ奉行ヲ付テ可沙汰也、 人数アマタ入へシ、

従僧人体 〈英守筑前寺主・円舜上総維那師〉・中童子之人体 〈岩菊丸〉・大

童子之人体 〈春藤丸・松石丸〉、 次ノ大童子、修学者ノ中間ヲヤトウ、又童

子 〈在家ノ者ヲ雇〉、 力者

(13 才)

不足少々賃ニテ雇

探題之御請持テ鑰取下御請申、

粮物鎰取ニトラス、

御請之詞云、

謹領 網牒 一紙 〈ツネノ杉原ニテ書へシ、二枚ニ書テ立紙巻テヒネラスシ

一領 右依 宣旨、 自来十七日、 被始行、 東大寺法華会探題者、 謹領如件、

_ 〈強杉原一枚ツヽ、 立紙端ニツク〉

用意ノ廻請書様事、

応永廿九年十二月

日

法印権大僧都秀経

(13 ウ)

可被用意法華会第二夜竪義精義役事

所立 〈聲聞賢聖義、 疏四種相違義) 所立可依時

寛英権律師

応永、、、

法印権大僧都秀経

問役之廻請書様事、 精義ノト料紙同之、

可被用意法華会第四夜竪義・竪問役事

(14 才)

所立 〈断或義章、 疏四種相違義〉 所立可依時 中納言公御房

威儀僧端作之事、

普門院法華会御探題威儀僧交名事、

問堯尊得業奉 一問某ヽヽ

三問某一

四問某、、

右、 可被用意之状如件、

応永、、

五問某一

法印権大僧都大和尚位秀経

(14 ウ)

アワイアクヘシ、

有法差別相違作法如件、(何)

一二三ノ問以下ハ何ソト書へシ、

義名触状詞之事、 〈今度之儀、常ノ杉原ニテ書、 使力者衣袴ヲ着スル也、〉 礼紙ナシ、 直ノ状ノ故也、

被出義名事、 可為明日候也、 仍状如件、

十二月十四日

法印秀経

大納言公御房

義名返事詞云

明日可出法華会竪義々名之由、 謹承候畢、 可存知候、

仍執達如件、

(15 才)

十二月十四日

光実 〈請文〉

夢見題書様事、 〈強杉原一枚ニテ中ヨリハ端へ出シテ内明、 奥ニ因明ヲ書也、〉

終教大乗意所知障種子、於初歓喜地悉可被断尽耶

(15 ウ)

右、

応永廿九年

月

日

来十八日夜可被参御宿坊状如件、

少輔公、

大進公、

宰相公

111

一、見参書 端 作 之事、 常ノ杉原一・二枚ツク

法華会第二夜探題威儀見参

実名ヲ書へシ、

〈応永廿九年月日〉 何法師 何得業

僧綱ヲハ仮名ヲ書ヘシ、 何律師

以下見参書次第、 不腐次也

又次々夜ハ第三夜等ト夜ヲ書替也

見参書ノ名字ヲハハテニ書テ、其後以上ト書へシ、(果)

今度之竪者送物之送文□様事、(書)

進上 法華会第二夜竪者捧物事

(14 才)

合紙一積 〈上積十三帖、 下積廿束、 帯二筋、

右、 進上如件、

応永、、一 竪者光実

請取書様之事、 〈杉原二枚、是ヲ書テ立紙ヒネラスシテ推折、〉

50

請納第二夜竪者調鉢代事、

合紙一積〈上積十三作、下積廿束、帯二筋、〉

有 請納之状如件、

応永廿九年

(14 ウ)

右之旧記四聖坊英性法印へ借用申令写畢、本書者四聖坊ニ有之、

寛文六年〈丙午〉十一月 日 惣持院法印実秀

(15、裏表紙見返、裏表紙)○白紙

(以下余白)

七 法華会開口并論匠番表白等(東大寺図書館 四一・五二四

○紙背文書があるが、翻刻は省略した。

(表紙ウワ書)

法花会開口并論匠番表白等

賢慶之

(表紙見返し)○白紙

当寺法花会 初問表白

(1 オ)

夫今大会者、鎮護国家之御願、興隆仏法之勝躅也、二明伝燈之道、継法命於此

鳳 、振翅於義天之風、問者五教之亜羊泥蹄於学路之跡、恐傍綱位之烈、猥当初ヵウ 会 、一寺昌繁之計任護持於此功 、大哉盛矣、萬而猶新、 方今講匠者三論之才

間々仁、

(1 ウ)

講師返表白

大会厳重 、 写 鷲 嶺 之昔ヲ、論談巧妙 、 学 月友之決断 、爰 問ニシテ ヮッシシュレイノ

< 勢 、忝 預 師子ノ講 席 、 弥 賜 二明ノ龍問 、ィキヲイヲ ク ル ・セキニ イヨ~~タマハッテ ヲ

只欲蒙 四座ノ優 怒

法花会表白 問者方

夫今ノ大会者、自天平之往事、既為、日城之恒規、誠、是、一天無雙之大会、スープリン・コール

兀

冥衆

(2オ)

之照覧 、外者 愧見聞之朝 哢、然而、只為 備 ご カーニハハッ アナケリア ニーンカ 法会之規跡、纔 挙

二明之間端

法華会亭番表白〈八幡宮御八講ニモ可用之、〉

重テ簡 六口せキサイヲ、令 叩 三雙之論鼓 、若爾者長吏運久 諸徳学 ラムテ ム ハニ

昌、是故、 サカムナラム

転シテ又云、

□法輪 而、五日鷲峯之 萼 薫 柏 梁 之 窓 、叩 ラ ハナフサ シハクリヤウノ マトニ ンテ

(2 ウ)

秋之恵命 、是故、

御願ナル者歟、若、爾者、長吏上綱久、持、万歳加算、、満寺ノ諸徳遥、継 千年が カー・ガン

□鼓 | 而三隻、白天之光 | 耀 粉楡之影 | 、実 | 是 | 一天無雙之法筵、四海安全之| ヲ カク | ニ | ニ | レ

(以下約三行余白)

(3才)

八幡宮御八講番表白

六口之碩才ヲ 一乗而十座 荘 粉瑜之威光 、 開、八軸而五日、 備、社壇之法昧、

令叩三雙之論鼓 、若爾長吏運久 諸徳学昌ラム 是故、

(3 ウ)

□□四年六月廿五日 三季講々師顕舜 〈侍従得業〉 問者教宗 〈大進公〉 当

座探 倶舎六巻 講問探衆十人 論匠探衆六人 講問論義 〈九地聖道、 非心為

日第 師

番少納言擬講 彼表白云、

夫以、

鷲峯一乗之教 留芳躅於我寺 鹿薗三乗之宗、伝玄軌於此砌 依之、三権一 実

之開講 賁 世親之行願 、 一日一座之恵業 謝祖師之遺法 重

(4才)

属六口之才鳳 令闘三雙之智龍 誠是、紹隆勧学之○《大》本 寺門昌栄之懇祈

ナル者歟、 若爾 長吏運久 、群徒学繁カラム 是故

交名

成真法師 〈春長房〉 訓賀法師 〈出雲公〉 教範々々 〈駿河公〉

定禅法師 〈筑後公〉 寛海法師

明寛法師

三季講論匠番狩末座役催之、 着平袈裟

論義〈九上縁武恵行因事、能作国沙〉用通過候歟、

(4 ウ)

維摩会 初表白 〈親尊已講

夫今大会者、菴羅苑林之教、風綾十 万 余里之浪 ′、興福精舎之智 ′、ハハハ

余廻之霜、二明、法命、依、此、永、続、、累、葉家門、為斯弥盛、キョー・ノー・テーニーク・キ・パエファー・メニカ 、論場再ヒ 燈照五百

> 複_ス旧、、 二今講匠者法相独歩、卓 躒 之義 龍 響って リョウヒンカス 光彩究妙、 道儀 増く 誠是三朝勝絶 之斎 席せり せき 名於遥漢之処、 也 燕 寧非って 雀、可以 とととり 万秋避運之精祈乎、 , 賀 大会 儼然ショロコフ 問者花厳六相円

宗之愚羊

(5才)

躓 蹄 於覚路之露 コツマツクヒツメヲ 恐 列 __テ 四座之末筵、 猥致両帖之問端 矣、

正中二年十二月廿三日始行法花会亭番表白用意之

大会厳重 移鷲領之昔ヲ、論談巧妙 、 学 月友之 粧 ○、 誠是、

仏法、 無双之恒規、神明法楽、第一之梵筵者歟、コウキ サカンナラン 重簡十口之碩才、叶五雙論

若爾 長度寒 諸徳学 昌

是故、

軌

(5ウ) 〇白紙

(6才)

御八講論匠番〈正中二年秋季〉法眼平袈裟・草鞋

第三日出仕南廻廊 ()座 唄役熟仕之、夕座五巻講師登高座、 北座有司・五

師 読指帳

次講師薪讃唱之、 此旨ハ全北座ニ有之、

次全渡南座引唄 (金一丁) 也、 散花錫杖了 〈金四丁〉、講問了〈金三丁〉

講

問了、

次番表白 先答者 〈如書置次第〉 次問者呼立也

(6)ウ

学頭大進得業快春

(7、裏表紙)○白紙

番已講加分厚紙三帖〈二帖已講分、一帖ハ番分敷、〉

八 法華会講師日記(東大寺図書館一四一・四九六号)

(表紙ウワ書)

法華会講師日記

普 門 院 院 院)

(朱印

『惣持院』)

(表紙見返し)○白紙

(1オ)

応永十三年〈丙戌〉二月廿一日ヨリ被始行法華会

条々日記

都云、縦雖僧綱懃仕之条不可有子細、故東室深兼法眼者、如光経、不経已已講昇綱位、彼講師懃仕之条、絶思遺恨之由、物語賢春僧都之処、賢春僧、講師光経律師懃仕畢、大都之様者、当寺講師者、新已講懃仕也、光経不経

宣、可参懃、為会式、為自身、為道為寺、可然之由、被相勧之間、自元競講転法眼、然而、法花会始行之時、給准講宣、懃仕彼講《師》、光経給准講

望之間、即 殿下へ望申准講宣、殿下仰云、

(1 ウ)

子細事哉、能々可勘先規由被仰下之間、先規者深兼法眼之例也、亦退思道光経已僧綱也、准講宣者、此維摩会講師宣下也、是已講也、似悔還不可有

凡僧哉之由陳申候間、申旨有其理、可有御免之由被仰下、即三百疋進上殿理所《被》准維摩会講師、雖僧都・法印懃仕之条、本既然、准講宣何偏限

下、拝領已講之宣畢、依之、講師参懃畢、

一、講師出仕僮僕員数事

自身法服衲

力者九人〈此内道具持一人 唐傘持一人 水瓶持一人 残六人、取松明1

行

(2 才)

御童子二人 大童子二人 従僧二人

中童子一人〈雖二人用意、俄依違例不召具之〉、従僧中間四人 中童子中

間二人 定者法師一人

以上

一、開白結願ニハ執蓋役一人「幡差二人」松明二人〈悉職掌役也〉、

一、所持道具 香呂箱居箱、香呂、三衣袋、草座、鼻荒、草鞋、

如意

一、講師参懃法則事

先開白者、聴衆集会畢、漸欲成列之位、

チツトイソキ

(2 ウ)

経蔵面之戸ヲ開テ、火ヲタク、

一、開白結願ニハ、強無三度案内、又小綱不来、鎰取来催也

、聴衆成列、入堂内畢、鎰取勧出仕、其時先遣定者法師、定者入堂内之時分、

講師出仕、

一、定者法師者、入堂内西ノ礼盤ニ懸腰、南ニ向居也、講師出仕シテ、正面ニ

立位ニ定者法師礼盤ヲ立テ、正面ノ西柱ノカケニ立、其時分、従僧入堂内

置道具、

、香呂箱ヲク従僧取香呂来、居箱ヲク従僧ハ置畢、正面ヨリ出テ、供草鞋

(3 ウ)

通問表白・論義

(3オ) 一、草鞋ヲハキテ、入堂内之時分、 登楽有之、 其時講師 (4オ) 結願作法、 諸事如開白

入堂内、 於正面之《西》 礼盤三礼、 読師於東礼盤三礼、 自礼盤下テ香呂ヲ

従僧ニ渡ス、従僧大座ニ登テ、入香呂箱、 講師登高座、 此時、 舞楽有四 分

次訓廻向

舞楽二〈万歳・

延喜

歳・延喜・賀殿・長保

舞畢磬二打之、

次唄、 廻仏壇一返廻テ、 納蓋、 正面ヨリ退出

唄畢散華師、 進正面、 大衆大行道行道畢、 注記喚行事小綱云、 差紙燭立、

即差紙燭而来、 其時読縁起 縁起 畢、 次講問役論義、

此時定者取火舎蓋、

侍高座辺云時、 次講師

(4 ウ)

ニカヘル様ニスル時、

註記侍ヲヨヒ、講下ノ鐘打之、其時退出、

心中ニ祈念スル計也、

ヨミ畢テウシロ

其作法ハモノヲハ高ハイワス、(云)

一、亭出仕、手輿・平袈裟、 松明トル力者無之故也 此時力者二人重テ召具、 其故ハ手輿ニ六人入間

道具悉持之、

一、講師之座ニハ円座必敷之、然而今年不敷之、重々問答会行事之三綱、 所詮、

会行事方之日記ニ無之云々、然註記已下綱所方所持之日記ニ可敷之見タリ

并自元如此存知之間、 如何様可敷之由、堅令問答、 然而俄之間、 円座難有

イカヽスヘキカ丁衆已下申間、 先平座ハカリニテ着座畢

(5才)

会行事方へハ、 後日二円座ヲ敷ト見タル日記ヲ出テ可処罪科之由申懸了、

即後日会行事并栄専罪科了、

_ 随喜導師ノ前ノ机ニカケタル絹ハ講師取云々、 今度無沙汰ニテ不取之、

講師ハ南ノツマ戸ヨリ入テ着座、 丁衆列以後入ナリ、

一、列已前 前ノ芝ニ手輿ヲカキスエサせテ待也

(5 ウ)

論義ウタウヲ聞、 定テ置之、 一、散華行道之後、

磬一

打之、其時ヤカテ挙経、

論義ウタイ出マテアケテ待之、

_

初日夕座、

以小綱申三度案内、先遣定者、

次出仕、其作法如朝座、

但略居

箱

舞楽無之、

次於正面之西柱脇、

鼻荒ヲハク、

開白作法大都如此

次下楽、

講師退出、

従僧道具ヲアク、

次講下鐘、

注記喚侍鐘三打之、

論義畢退出

第二日以下法則如此

講師御請案文

僧綱

権律師法橋上人位光経 〈年臈〉 専寺

右依 宣旨奉請、 自来廿一日被始行東大寺法華会講師、

如件、

大僧正

僧正

(6オ)

]

御童子七十五文

力者九人中(貨ニテ倩三人各百文、残六人各七十五文下行、日別十五文)(侍力)

従僧中間・中童子中間合六人各百文、

以上

(7 ウ)

一、講師方請物

会三口分 八貫四百文

寺助成方四石〈寺斗定〉 代三貫六百文

亭九十文〈和市ニョルヘシ〉、竪者捧物以下依時不定:

講堂餅二杯

亭随喜導師机ノ絹

以上

講師坊菓子一〈ケンシヤウ〉 筒一置之、

一、松明〈イケ松■巨多ニ用意スへシ、〉

(8才)

(7 オ)

57

一、講師方下行日記

従僧二百文

大童子百文〈襪代、此外七十五文下行、

踏ハ秘計遣了、〉

定者法師

中童子三百文

〈踏襪代〉

応永十三年二月日 従儀師相淳

威儀師隆紹

]

]

御請案文

謹領

綱牒一紙

右、 依 宣旨、自来廿一日被始行法華会講師者謹領如件、

応永十三年二月 日 権律師法橋上人位光経〈謹請文〉

(6 ウ)

一、鑰取粮物一斗下行〈寺斗定〉 (以下余白)

以上

(以下余白)

文安四年閏二月三日写之、

一、重会之時ハ、講下ノ鐘ヲ不撞、従儀師磬一打之、聞之、講師高座ヲ下ト云々、 註記方日記ニ在之、文安四年閏二月九日法華会始行、公顕法印講師勤仕之

時如此云々、

(以下二行分余白)

(8 ウ) 一、文安四年二月晦日、令公顕法印来臨於当坊、法華会縁起等口伝畢、并出仕

次第等種々加指南、当院面目之至者歟、

権僧正秀経

九 法華会講師日記(東大寺図書館一四一・五〇一号)

(表紙ウワ書)

元和四年〈戊午〉閏三月廿八日時分写之:

○「惣持院」朱印に重ね「東大寺上生院」黒印を捺する。

(奥二七人竪者五問十題在之、

法華会講師日記

(表紙見返し) ○白紙

法印権大僧都重祐

〇以下元和四年記地の文

(1オ

講師用意事

、松明巨多ニ入間、則〈予〉修理納所之故、惣寺へ令披露、先年大風ニ倒タ

ル松木鐘楼ノ南方ニ在之間、卯月十四日杣二人雇一間ハカリニキリテ探題

訓賢法印・実英法印両所へ取之畢、長サ一尺ハカリノ続松二百令用意畢、

、九升杣一日半賃ニ遣之、訓賢方ヨリ九升、合一斗八升杣一日半ノ賃也、

、一斗五升人夫六人雇賃也、半日ニニ升五合宛〈皆キリ也、飯事不知〉六人

此外当院之衆二人、合八人シテ半日ニ運ヒ畢、卯月十四日

(1 ウ)

一、旧記云、注記磬ヲ打テ其後喚行事ノ小綱来ヲ、来ル、其時始縁起ヲ、初ノ句

ニ有口伝、終ヌレハ小綱帰ル、次ニ勧請神分等在之、後挙ゥ経ゥ其ヲ見テ問

冬ス~、注己寺ヲ ハロト 觜ドノ 窒ヲ丁カス、キ、ヲ昴トードレレロ、後々ヽ觜昴ー役歌イ挙ク、講師先ツ表白後、牒ヲ取ル、香呂ヲ持、答ノ時ハ如意ヲ取ル、

終ヌレハ注記侍ヲ召テ講下ノ鐘ヲ打カス、其ヲ聞テ下ル也、後々ハ講問計

也

、口伝ニ云、小綱ニ為ニ紙燭ノ蠟燭遣之、〈縁起為正見ノ也、〉後々ハ散花ハ

テ、聴衆床ニ着座之時、軈而挙ヶ経ヲ、

、経講様之事、開白時は無量寿経ト第一巻トヲ講、後々ハ﨟次ニ一巻ツヽ講

之ヲ、第四日ハ八巻ト

(2 オ)

并二普賢経卜講也、次二捧開講演説切、影向天神神祇増楽『、奉副威光等

之廻向之句有之、

以上旧記写之、

(二行分余白)

(一四二−四一四)と重複するため省略する。○以下(3オ)~(8オ)途中まで天正五年記引用は、本冊法華会記録一二号

(8才)

以上浄実法印講師之時被用意論義也

〇以下元和四年記地の文。

法花会手番〈元和四年〈戊午〉五月十一日開白手番ハ卯月八日ニ在之〉

〇以下 (9ウ)途中まで、問答の内容は省略する。

一、手番之事、 (10 ウ) (10 オ) (9 ウ) 補任 実英令会合沙汰畢、 右自寺准中﨟可被免畢、 トモ留守居有之間、令相談、於善生院卯月八日に在之、成業衆祐芸・訓秀 若輩衆四五人請用在之、日中飯二膳以下鄭重也、 准中﨟補任状、安文寺務方良盛上野君方へ送畢 出世後見法印権大僧都資春(賢) 〇以下(12 才)途中まで、元和四年度の問答の内容は省略する。 実名 応永廿年 ○以下「出世後見日記」(一四一-一五三、『中世東大寺記録出世後見・倶舎三 寺務准中﨟事 十講関係史料』東京大学史料編纂所研究成果報告二○二一-一六、五八頁」 近来於寺務代坊、 以上 其外 仍可充行之由、 雖被沙汰之、幸寺務東南院門主者小野に被住 依別当之仰、 後々者御湯漬也 所補任如件、 一、論匠衆六人ハ鈍色平袈裟也、 (10 ウ) (12 ウ) 一、亭論匠六人ハ平袈裟也、 (12 才) 応永廿二〈乙未〉正月十六日ヨリ法花会始行、 向後可得其旨ヲ也、 訓秀モ依テ無案内、鈍色白五帖也、 舎以後ハ二重ナリ 第一番ノクサリ計リ宗也、〈三重〉、次ニ皆倶舎之一帖宛互為也、合二帖也、 臈 ○以下「出世後見日記」(一四一-一五三、前掲東京大学史料編纂所研究成果報 三番 〈問者〉又互二如此、 一番隆盛法師答 五八頁以下)応永二十二年記の抄出。 (一行分余白) 昌盛法師 旧記云 并成業衆暫退シテ論匠衆ニ加レハ法眼平袈裟也、 貳石宛ノ布施也、 実祐法師問 真英法師問 﨟 然ルニ今度依無案内ニ六人ナカラ白五帖也 〈問者〉 賢春法印ノ日記 以後可存此旨ヲ者也 也、 此内一斗少綱二下行也、 第一番ノ宗ハ三重、 探題寺務、

衆悉ク出仕、 延海得業ハカリ無出仕、 違例歟、

(13 才)

廿二夜亭へ寺務探題マテ出仕也、

当寺聴

講師普門院家

論匠三双

番

第二番倶

論義ハ

					東大寺	法華会	記録	9 法	華会講	師日記	見 東ス	大寺図	書館 1	41-50	1				
花厳宗	〇 初夜研学 英経法師 禅花坊	花厳宗	法花会竪義 五問十題	○以下元和四年記地の文。また (15 ウ) まで問答の内容は省略する。	(14 才)	以上賢春法印ノ日記写之、	一、喚立已講ハ英重擬講、舞終後表白ヲ出ス、	導師重弁〉、	一、論匠衆一番〈光重・光覚〉、二番〈憲祐・経顕〉、季御読経三番〈弁春隨喜	ニテモ書、案文別紙アリ、差帳ハ舞ノ中間ニ会行事読ナリ、	事方へ兼日ニ遣之、強杉原一紙ニ書之、立紙ハ無シ、但シ料紙ハ只ノ杉原	(13 ウ)	一、亭ニテ明年竪者ノ差帳出世後見出之、会行	一、亭へ講師論匠衆円座ハ年預役、	テ被書事モ有之、	十三日奉取畢、奉ヲ取ル使ハ出納強杉原ニテ書之、立紙アリ、只ノ杉原ニ	一、用意廻章ハ探題役今度ハ寺務、《スナワチ》探題タル故ニ出世後見出之、(請)	一、所作宛出世後見沙汰兼日ニ認、	一、一床探題ノ座ニ讃岐円座一枚用意スヘシ、余ニハナシ、
一、天正五年〈丁丑〉法花会講師実胤法印其時有沙汰、論義雖写置之、今度新	(25 才)	○以下(16 オ)途中~(24 ウ)省略する。初日朝座より第四日夕座まで。	○ 法花会講師論義	(16 才)	以上七人	〇 第三日加任 了恩法師 上生院	二論宗	(15 ウ)	〇 第三日加任 実盛法師 金珠院	二論宗	〇 第二日加任 賢盛法師 帥公	花厳宗	(15 才)	〇 第四夜 実澄法師 阿弥陀院	花厳宗	〇 第三夜 浄光法師 惣地蔵院	花厳宗	(14 ウ)	〇 第二夜 重祐法師 惣持院

者、浄実法印時之論義也、薬師寺宝積院并福蔵院両人会式ニ付当院来臨之ク因内之論義古抄書集令沙汰畢、不可有定量、此内第三日於朝座之論義ニ

時、被急之間、先以遣之畢、

元和四年〈戊午〉卯月廿八日ニ注記方へ会講問役折紙ニ書テ興福寺・薬師

寺·法隆寺分遣之畢

(25 ウ)

〇以下応永三十五年年記引用

講師日記

応永卅五年〈戊申〉自潤三月廿三日 法花会始行

探題 西室〈房恵法印〉 五ヶ日

講師 法眼和尚位光実 出仕行粧 法眼衲袈裟〈着〉、道具 如意〈所持

物也、兼会堂置之、〉香呂箱居箱 香呂〈一枝〉 三衣袋ヲ入居箱 草座

手洗水瓶 唐笠〈入袋二〉 以上

、僮僕事、従僧〈二人・鈍色白五帖袈裟〉・中童子〈一人〉・大童子〈二人〉・

御童子〈二人〉・力者八人、衣袴ニテ

(26 才)

一、定者法師事、人体ヲハ講師ヨリ苦労ス、装束ハ寺ニ在之、

一、初日朝座ハ皆参、開白列ノ始ル時、講師坊経蔵面ノ戸ヲ明ケ火ヲ明ス、後々

ハ第二度ノ安内申時開テ、火ヲ明ス、講師望則職掌ノ迎ニ来ル、蓋差一人

幡ヲ差二人、職掌ノ役也、読師ハ東室ノ経蔵面ノ戸ヲ開キ、対シテ出仕ス、

講師ハ食堂ノ正面鼠走ノソイニ至テ、鼻高ヲ草鞋ニヌキカウ、其後従僧道

具ヲ置テ畢ヌレハ、講師・読師同ク堂内ニ寄入ル、立チ留ル処へ従僧香呂

ヲ指出、其ヲ取テ、礼盤歩至テ三礼ス、其畢ヌレハ香呂ヲ従僧ニ渡ス、

漸

歩至講師之

(26 ウ)

西ノ蓋ノ高座ニ登ル、大段マテ草鞋ヲハキアク、其後暫ク相イ待ツ処ニ法

用舞〈左右〉有之、舞楽ノ後注記磬ヲ打ツ、次ニ散花、次ニ注記磬ヲ打テ、

其後喚テ行事ノ小綱ヲ、差テ紙燭被侍高座ノ辺ニ下知ス、則差テ紙燭ヲ来

ル、其後始縁起ヲ、初ノ句ニ有リロ伝、終ヌレハ小綱帰ル、次ニ勧請神分

等有之、後挙テ経ヲ、其ヲ見テ問役歌イ挙ク、講師先表白、其後牒ヲ取リ

香呂持、答ノ時ハ、如意ヲ取ル、終ヌレハ注記侍ヲ召テ、講下ノ鐘ヲ打ス、

其ヲ聞テ下ル、後々ハ講問計リナリ、

(29 才)

一、口伝之小綱ニ為紙燭蠟燭遣之、縁起正見為也、後々ハ散花ハティ聴衆床ニ

着座之時聴而挙経

一、経講様之事、開白ノ時ハ無量義経ト第一巻トヲ講ス、後々ハ﨟次ニ一巻ツ

講之ヲ、第四日ハ八巻ト并ニ普賢経ト講也、次ニ捧開講演説切影向天神地

祇増法楽ヲ、奉別威光等之廻向之句在之、

一、結願作法之事、第五日、蓋幡差事、如初日、勧請至心勧請釈迦尊等、次ニ

是故普賢以下ハ明ス普賢ノ法ヲ也、 五日ノ勤行ハ 合

法界ノ衆生ニ廻向ス、昰ヲ名ク訓廻向ト、 如此結願畢テ後、 講師後ネチム (29 ウ)

ク様ニスレハ、注記心得テ喚テ侍ヲ、鐘ヲ打ス時退出、 下楽ハ正面ヲ出ル

時吹出ス也

従僧故実之事、 居箱・草鞋ハ上衆ノ之役居箱ヲハ机へ 、 ノ 北 ノ端ニ置之、 香

机ノ南ノ端シニ置之、定者法師ニ火舎ノ蓋ヲ執テ遣事

呂箱ハ下﨟ノ役也、

モ下﨟ノ役也

定者法師振舞事、 出仕以前ニ御童子イタキテ正面ヨリ内へイル、 講師出仕

マテ礼盤ノ辺ニ居ル也、持テ火舎ノ蓋ヲ唄ノ間堂ヲ一反廻リテ正面ニ帰テ、

(30 才)

蓋ヲ従僧ニ渡ス、 正面ヨリ還計也

亭出仕之事、 行粧手輿ニ乗ル、 平袈裟ヲ着、 僮僕ナト如前ノ乗手輿ニ間、

〈十二人〉召具ス、 道具ハ居箱計リ也、 入三衣袋雖然草座可在之、

ノ机ニ被物ノ絹可在之、従僧挙ル道具ヲ時取リノセテ出也、」

講師着座ノ前

力者

以上旧記写之、

〇以下元和四年記地の文

(30 ウ)

竪者方送物請取ノ書様之事

請取 法花会初夜竪者威儀供捧物事

右講師之御分所請取如件

年号月日 行事僧名 判

(31 才)

一、卯月二十七日講師口伝ニ興福寺喜多院之空慶僧正へ参畢、 同探題伝受ニ当

寺正源院訓賢法印令同道、 先ツ最初ニ探題被伝受畢、 其 ノ次ニ講師口伝ス

ル也、 其様ハ法花会縁起一反被読也、空慶云、 縁起読・表白読各別也、 表

白ニハ上声・返声在之、 縁起読ニハ返声ハカリ也云々、 訓廻向 ハ重テ可令

講師ハ令精進懸テ信仏毎日縁起一

返并朝座・夕座ニ会ノ講問

可行之云々、

相伝也云々、

(31 ウ)

当寺旧記ニハ其趣全ク不見也

捧物料、 五百文并指樽二荷、 肴三種・索麵十五把・コブ三束・ビワニ

ナカラ台ニ積ム也

探題モ同前、 但肴ハ別也

初献毛雑 二献素麺〈引副麩〉 三献 〈スイセン・油煎タラフ〉

縁高菓子 酒三返在之、

他寺相伴衆

実円房権大僧都成身院

実清権律師 以上

(32 才)

(32 ウ)

訓賢 実乗 訓秀

右之訓秀ハ、 探題伝受他へ不可致旨、状ヲ被乞間、 種々勘旧記処ニ、 其趣

全ク不見、 及先年訓芸法印探題之時、 一乗院へ被遣状在之、則其趣ニマカ

セテ他へ不可致伝受之旨、 正源院ヨリ喜多院へ被遣也、於モ当寺門跡・院

家衆在之時者、他へ伝受勿論也、凡人ハ他へ伝受不叶也、 但実証歟、 不知

之 其時之使僧ニ探題ノ訓賢ヨリ訓秀ヲ被雇間、 三人喜多院へ参也

于今無帰宅付会式延引畢、依之、薬師寺・法隆寺へ延引之趣、書状ヲ遣了、

従五月十一日可有ル法花会始行之旨、相定処ニ、伶人衆従江戸将軍被召、

文詞云

舞楽人等 従江戸不致帰宅付、 来十一日之

法花会可有延引之旨候、 定日者重而従是可申入也、 恐惶謹言

御寺務奉行

五月七日

年会 所 生 会 所

折紙也、 文章ハ両寺同也、 使者ハ出納へ持遣也

(33 才)

諸従下行物之事

〈京升〉一斗五升 〈円宗〉 従僧 〈同升〉一斗五升 〈従僧〉 同人

> 斗 大童子久松

斗 〈障子紙一束遣也、〉 大童子源次 定者法師 〈了徹〉へハ障子紙〈二

束・帯一筋遣、〉

小性一人南市之源蔵ヲ雇ニ付、 白帷一ツ遣之、

二斗八升 (□升) 力者四人賃二渡之

此内開結ハ四人、中間三ヶ夜ハ二人宛〈一人別二升宛下行訖、

中童子ハ内ノ小性故ニ不入下行物也

唐笠持ハ五升十合升ニ渡之

(33 ウ) 〇白紙

(34 才)

以下天文四年出世後見英訓日記の引用。

放請維摩会竪義者事

依別当之仰所故請如件

有

天文四年正月 日

出世御後見擬講英訓 判

(34 ウ) 〇白紙

(35 才)

右旧記者清涼院実英法印仁令借用写之者也

寛永八年〈辛未〉八月日 法印権大僧都重祐

(以下四行余白

(35 ウ)

今度某講師慇懃役次第ハ、清涼院実光法印之趣ヲ以テ懃役スル也、講師口伝ニ

ハ実光法印へ参也、持参事〈捧物〉五十疋、樽二荷三種也、則三献次第モ在之、

但論義者隆実法印講師之時論義也、

(36、裏表紙見返し、裏表紙)○白紙

寛永八年〈辛未〉八月日

講師重祐

65

0 法花会日記講師方 (東大寺図書館一四二・四一二号)

従僧ハ壇上ノキワニテ松明ヲステヽ、講師ヨリ聊引退ヲアトニ、二形ニ壇(行)

(表紙ウワ書)

法花会日記 (講師方)

(朱印 『惣持院』)

十六日晚、 以講師坊へ被移、 重衣白五帖云々

〈文明九年延営講師時日記、

延忠得之写之、

講師方

(1オ)

(表紙見返し)

○白紙

講師坊料理事、 執行所沙汰、 講師出仕之時、着座之、 畳一帖 〈高麗〉・屛風

〈片〉・燈台〈二〉・簾等ナリ

僮僕事、 旧記之趣、 住侶沙汰之時、 如形見タリ、雖然、 今度ハ且為会、 為

身被存故、 従侶〈二人〉・中童子〈一人〉・大童子〈二人如木〉・御童子〈二

〈六人〉・又童子〈四人〉・唐笠持等召具之、則出仕ノ様ハ先ツ力

人)・力者

者二人、次二御童子〈二人〉、次二大童子二人、次二従僧二人、其次二講師

次二中童子二人、次二力者二人、又童子四人、此中程二道具持

(1 ウ)

力者一人、 其ウシロニ唐笠持等ナリ、中童子・道具持等ヲ除テ、 余ハ悉ク

松明ヲ取ル也、 講師ヨリ後ナランハ松明ヲ取ヘカラサル也、 雖然以故実儀

如此云々、

一、講師正面ノ西ノワキニ立ツ時、 御童子ョリ大童子・中童子・従僧次第二、

又童子等壇ノ下ヲ行也、此時ハ松明ヲ左ニ持ツヘシ、講下ノ時ハ右ナル

童子、次ニ左ノ力者・御童子・大童子、其次ニ講師ノアトニアリシ力者・

クマル、大童子ハ腰ヲカヽム、

サテ右ノ力者・御童子・大童子、其次ニ中

御童子・力者・又童子等悉クウス

上ヲ行也、

講師壇上へ上ラントスル時、

(2オ) 道具ヲヲイテョリ、彼ノ草鞋ヲハカスト見タル日記モアレトモ其レハ不可 草鞋ヲトリ渡ス、 但以右ノ役ナルヘシ、

取ツク事如左、

後居箱左ノ御童子・大童子・従僧如此次第ニ取リ次キ、香呂ノ箱ハ右ノ役

仍今度ハ先草鞋ヲハカセ参セテ、ヤカテ鼻広ヲトリテ渡ス事如

_ 講下ノ時ハ従僧両人道具ヲ取出シテ後、 草鞋ヲ取リカフル也

_ 初結ノ時、 列成テ悉ク堂内へ被入時分、 定者法師ヲ遣ワス、 其後職掌五人

来ル、此内松明二人モ従ニハ不混、 講師ノソエヲ行也、又綱掌来テ参堂候

へト之事アリ、 其後出仕アルヘシ、 中間ハ三度ノ案内アルヘシ、

列ノ鐘之事、 ル日記在之、 開結ニハ注記下知之、 爰今度者注記イツモ下 中間ニハ講師坊ヨリ加フルト下知見タ

(2 ウ)

知ヲ加フル事タル由申ス間、不及旧記之沙汰、講師坊ョリ不知スル事無之、

其

一、亭ノ出仕者、如意坊ヨリ在之、路ハ北堂大道ナリ、手輿タル間、力者三人・(室)

又童子二人、已前ノ外ニ雇畢、

講師へノ竪者ノ引物事、竪者ノ覚悟、悉威儀供計ト云々、爰応永五年十一 月執行之時、重俊武蔵擬講講師沙汰、此時竪者隆祐引物ノ日記、威儀供捧

物等分ト見タリ、又応永十六年講師覚祐、 此時竪者経顕ノ日記モ等分ノ送

物也、 此外モ猶見タリ、所詮威儀供計ノ日記ハ、良家御時ノ事也、此申者

候間、 威儀供・捧物倶以不送乎、

以上

(3才)

竪者方送物請取書様事 請取

法花会初夜竪者威儀供捧物事

年号月日

右、

合

講師之御分所請取如件、

行事僧名

判

(三行分余白)

(裏表紙)

(左端中央、異筆)

「賢盛」

講師

権大僧都英祐

法華会日記講師方 (東大寺図書館一四二 - 四一三号)

(表紙ウワ書)

文明十三年 丑 自卯月廿日被始行了

(朱印『惣持院』

法華会日記

(講師方)

「相伝英訓」

文明十三年 鈕 卯月廿日被法華会始行畢 (1オ)

(表紙見返し)

〇白紙

所持道具〈装束者、 法服、 衲袈裟〉

香呂箱・居箱・香呂・三衣袋〈入衣〉・

草座・鼻荒・草鞋・如意・檜扇・念珠

力者四人〈二人者松明、二人者道具ヲ持、

〈香箱・居箱〉〉

従僧

僮僕事、

唐笠持一人、

二人 大童子二人 御童子二人 中童子二人 又童子二人

(1 ウ)

定者法師

ニ成リ候ト催、 開白事、 聴衆欲成列之時ヲハカライ、火ヲタク也、(計) 聴衆入堂内畢時、 先定者法師ヲ遣也、 仍注記・綱掌ヲ以テ列 或日記ニハ綱掌出仕

ヲスヽムル時、 定者ヲ遣トモ見タリ、綱掌フルヽ事二度也、其後職掌五人(触)

> 西南ノ廻廊ヲトヲリ講堂石壇ノキワニテ力者ヨリカシコマル、 〈二人ハ松明、二人ハ幡持、一人ハ蓋持、合五人〉、迎参時、 講師出仕也、 大童子、 腰

橋ヲトヲリキリシハへ行也、右ノ諸従ノ後中童子モ、アトニ左ノ諸従ナリ、(切芝) ヲカヽム、 従僧ハチト御礼計也、 壇上へ御トモハ従僧計也、 其後諸従ハ石

正面ニテハ東ヨリ一面ニナラフ、(並)

(2 オ)

講師ハハタカハシラノ南ヲ御トヲリ也、講・読タカイニ見合スヘシ、北ヘ(幡 頭)

《西ノ脇》戸ノソイニ御待ノ時、 御童子ヨリ大童子・従僧次第二草鞋ヲ

《講師東向テハク也》ハカセ参セテ、軈而鼻高ヲ取渡事如前、

取渡シ、

ヲ左ノ御童子・大童・従僧、 次第二取次テ、従僧髙座ノ棚ニ置、 香呂箱、

右ノ役取次事如前、其ノカヘリニ香呂ヲ取出、 講師二渡也、 軈而堂内へ入

テ、〈此時舞楽アリ〉、正面ノ西ノ礼盤ノウエニテ三礼アリ、三礼ノ後、 西

へ向行時、 従僧香呂ヲ給リテ大座ヘアカリ、香呂箱棚ニ置也、 講師ハ草鞋

ヲ大座マテハキ、キタ橋ヲ上テ着座ス、 〈若講師威儀、 橋ヘヲチカヽリナ

其後法用ノ舞有四〈万歳・延喜・賀殿・長保〉舞畢テ、注記磬ヲ二ツ打時

ントシタレハ、従僧北ヨリアカリ威儀ヲナヲス、サナクハスヘカラス)、

(2 ウ) 唄始、次散花次又注記

磬ヲ打、 其時縁起ヲ始、縁起畢テチトアイヲ置之、経ヲヒロケ挙、問役ウタウヲキヽ 其後注記喚行事小綱云、 差紙燭立侍高座辺之時、 即差紙燭而来

僧道具ヲ取出事如前 テ置也、 下楽アリ、 次講師表白、 〈但楽ヲソクハ先ヲルヘシト、 次牒答、 於正面ノ西ノ柱脇ニテ鼻高ヲハク、 答畢テ注記侍ヲ喚テ講下ノ鐘ヲツカス、 日記ニ見タリ〉、 其時退出也、 従 次

初日自夕座事

タカスヘシ、 以小綱三度ノ案内申、 第三度ニ従共ヲソロへ出仕スヘシ、 初度ニ用事ヲナス、 第二度ニ装束スヘシ、 カ**ヽ**リヲ (篝)

(3 オ)

如開白、 此時モ先定者ヲ遣也、 取□□モチテ行也、又無舞楽也、職掌ノ迎キタラサル也、此時モ散花ハテヽ(ッキ) ノ外ニマツヘシ、 但略居箱、 諸従ハ北へ一面ニナラフ、 草座ト香呂箱トヲ一人シテモツ也、 〈従僧ハ妻戸ノ前ニ出テ待申也、 此ハ開白モ如此〉、 従僧取時二人シテ 中童子ハ門ノサヘ 出仕行粧

チトシテ□□也

結願作法事、諸事如開白、 雨儀事、 散花ノ後、 ヲツカスル也、 計也、 諸従ハ西ノ金廊ニマツヘシ、但中童子・大童子ハ御トモシテ壇上(軒) ヨミ畢テ、ウシロミカヘル様ニスル時、 訓廻向アリ、 下楽アリ、 其作法ハ、モノヲハ之句ハイワス、心中ニ祈念ス 〈道具モ悉申〉、舞楽有二〈万才・延喜〉、 其時退出 注記、 侍ヲヨヒ講下ノ鐘 次訓唄

(3 ウ)

ヘアカル也、

香呂箱・草鞋ヲモツ故也、力者一人ヒツシサル角ニテ

松明ヲタカクアクヘシ、壇上ヘノ為也

鞋座ヲハ円座ノ上ニ敷也、

又外へ出へシ、

其後講師御出仕アリ、

従僧ハ立

也 従僧役事、 棚二置也、 戸口ノソイニ立イル也、三礼ハテ、西へ御向ノ時香呂ヲ取、 ヲ前ニ出、 〈ヲ御コヘノ時御手ヲ引ヘシ、〈二人共ニ、〉三礼ノ時ハ従僧二人共ニ西桂 右ノ従僧ハ読師ノト二行ニナルヘシ、 其時鼻荒ヲカフ、御道具ノ内へ入時 退出ノ時ハ、大座へ御ヲリノ時分ニ道具ヲ取出也、 講師ハ後ニ出也 講・読共ニ正面ノ戸キワニ立也、 〈此時ハ講師ハサヘノ外ニマツへ 道具ヲ御高座ニ置テ後、 其内従僧ハハカタ桂ノ辺ニ立(柱) 大座へアカリ

ノキワニ立イル也、 コシ、西ノ礼盤ニ南向テ腰ヲカク、講師出仕シテソ トノ正面ニ立位ニ西桂(外)

〈戸口ノ桂ナリ、

従僧ト一所ナリ〉、

定者法師事、

講師坊ョリイソキ正面ノサヘノキワマテ行、

其後サヘヲ歩ミ

《装束ハ寺ニアリ、草鞋ヲハク也、》亭出仕事、 三礼ハテ、又如元南向キニコシヲカクル也、 平袈裟、手輿ナリ、聴衆列ヲ始ムルマテハ、手輿ヲハ前ヘノシハニ立也、 テ大童子ヨリ道具ヲウケ取テ亭へ入、西ノ方ヨリ上テ畳ノ上ニヲク也、 列ハシムル時輿ヨリヲリ、 廻畢テ正面ニテ従僧渡テ、サヘヲコユル時、 蓋ヲ従僧取テ渡ス、是ヲ持テ○《如散花師ノトヲル、》堂内ヲ一辺マワル、 也 其時東ノ戸口ノキワニ立待へシ、其時従僧両人ヲマタシ、橋ノ上ニ 鼻高ヲハク也、 其後小綱参向シテ手ヲサイソク 明始時東ヨリ二番メノ香呂ノ 又□□□講師坊へカへル也 北室大道ナリ、装東ハ法服

帰テ、戸口ノ内東ノソイニ立へシ、諸従ハ御着座以後亭ノ前樹ノ下ニ東ヨ	(5 ウ)	
リ一面ニ床木ニ腰ヲカケテ居也、	従下行物事、皆々○《為》内衆間、令勤略下行畢、	間、令勤略下行畢、
(4ウ)	定者法師〈三百文〉、中童子〈三百文〉、従僧〈二百五十文ツ、	文〉、従僧〈二百五十文ツ、
カヽリヲタカスル也、中童子ハ立テ輿ヨリ少前道ノ北ノシハヘヨリテ床木	大童子〈二百文宛〉、御童子〈二百文ツヽ〉、力者〈百五十文ツ	文ツヽ〉、力者〈百五十文♡
ニコシヲカクル也、 一、講師ハ南ノ戸口ヨリ一文字ニ床へ上リ、御着座	又童子〈百文宛〉、唐笠持〈百文〉	
ナリ、	(二行分余白)	
一、御退散事、随喜導師以後ヲリ楽アリ、其時御立アルヘシ、従僧ハ則寄テ、	亭之時ハ力者九人ナリ、三十文宛、	
道具ヲ取、右ノ従僧ハ東ノ机ニ捧物ノ絹アリ、是ヲ取■居箱ニ入テ持帰ヘ	(二行分余白)	
シ、又雨タレキワニテ渡事、如前、後御輿ニ召御帰也、	(6才)	
一、従僧ハ松明トラス、余ハ悉トル也、御道具ハ草座・居箱也、	此時竪者七人	
(以下五行分余白)	順円〈華ム宗〉	精義者興弘擬講〈法相宗〉
(5才)	円盛〈同〉	兼実擬講〈同〉
出仕之体	秀範〈同〉	実心権少僧都〈同〉
力者、御童子、大童子、従僧、力者〈御道具〉、又童子	英定〈同〉	興弘擬講〈重役也、〉
職掌〈松明・幡持前〉	宗順〈三論宗〉	兼実擬講〈重役也、〉
講師、蓋持、中童子、唐笠持	実友〈同〉	実心権少僧都〈重役均
職掌〈松明・幡持〉	英経〈華ム宗〉	澄延権少僧都〈華ム字
力者、御童子、大童子、従僧、力者〈御道具〉、又童子	(6ウ)	
職掌松明ノ松ハ日記ニ見サレ共、今度中間開結二チヤウツヽ、講師方ヨリ	(二行分余白)	
下行畢、	探題ハ普門院僧正秀雅〈三度召勲〉、会始ハ澄延権少僧都	、会始ハ澄延権少僧都
職掌ハ中間ニハ無シ、開結計也、	(二行分余白)	

之由、注記申間、自講師加下地畢、仍又旧記如此云々、師ヨリ可加下地見タリ、然ニ今度ハ中間ニハ〈自初日夕座〉自講師加下地集会鐘事、已前九年之時ハ開結ノコトク、中間ニモ注記加下地由申間、講

(7 オ)

者速遂両会竪精、 今度講師 床高叩法鐘、於千秋之霜乃至平等利益、 明之深義顕破邪、顕正之益、若爾鑚衆窓閑桃恵燈、於万春之曉論弁 旧 抑今此大会者、自天平古至文明今、燈煙不断、混毎春之霞、 事猶是新、然則所講之无二之真文、施皆令入仏之他所請之、二 文明十三年 〈重祐〉 出仕、 願者、 丑 卯月廿五日 行粧再僮僕義式、如形留日記者也、依之□ 令昇維摩·法花之燈主之高座給乎、 三論宗英憲〈生年十九〉 雖為悪筆為大会未来弘通 年数雖

(左端中央 〇伝領者)

(裏表紙)

(7ウ~10、裏表紙見返し)○白紙

一二 法華会講師日記(東大寺図書館一四二・四一四号)

○紙背文書があるが翻刻は省略した。

(表紙ウワ書)

天正五〈丁丑〉十二月 日

法華会講師日記

擬講浄実

(表紙見返し)

今度講師請物

八貫四百文〈二貫八百文宛・三口ノ定〉、四石〈寺升定〉、一斗〈寺升〉亭

以上、以斗和市定合十二石五斗請取之畢、

由、返答了、又鎰取ノ申様ニ開白ノ最物ノ結願ノ終リトニハ鎰取催シ申間、始中終行事ノ小綱第三度マテヲ催ス、鎰取ノ催ハ無之上へハ不可為下行之一、今度ノ会ニ 鎰 取 講師来リテ、請物一斗可給由申間、返答云々、講師ハハ

(1 オ)

是非共可給由、

申ス間不及力一斗《十合》下行畢

二荷

天正五年〈丁丑〉十一月十五日ニ法花会講師口伝ニ大乗院僧正へ参ル、樽

(タウフ廿丁・クシカキ二把・ミカン百)・八木一石持参ス、

盃ヲ給ハル、三献ノ座敷ノ相伴ノ衆南井坊・常光院・予〈講師〉・北林院イセン・シイタケ〉・フチタカ菓子、此後又僧正対面ニテクキヤウニテ御 (暴高) (供饗)

〈探題〉、当寺ヨリ探題・講師二人一双ニロ伝ニ参スル也、

(1 [†])

講師口伝之様事○《法花会之》縁起一返ヨミ給ヘリ、

|重ノ引キ 聲 ノフシトノコトク也、

縁起ノ奥ノ

勧請ハ当寺ノ表白ノ時ノ勧請ノフシノコトク也

一、第二度目ノ講問ヨリハ経尺ヲハ講師坊ノ内ニテヨミテ、会堂ニテハ不「読

之 也、○《高座ニ上リテ問ヲ行フ也》、会ノ問役講問ヲ両題ヲ挙○《ル、

畢ヌル》時

講師、表白ヲ最初ニ云出ス、其ノ表白ニ云ク、

蒙 四座(優恕)矣、次取)牒(答) 也、フ・ムト・・ノイフジョヲ・テ・ヲ・スル・・・オヤウノ・ヒヲ・ク・カル・・ノ・セキニ・・ヨ・ハテ・スを厳重・・写・鷲嶺之昔・、論談巧妙・・、学・月支之決断 、爰大会厳重・・ジテ・ツジ

取 牒 様ハ常ノ如 講問之時 、初メニ面モノ因明門ノ問題、次ニル ヲ

(2 オ) ク聲ヲアケテ答スル也、又 聲 色ロハ当寺之講問之時ノ問者ノ第二重ノ引内修ノ講讃経等也、取「牒調子ハ、表白ノ如調子」也、答「此事ヨリ一重高」

講師ハ法服ニノ ウノ袈裟也、檜扇ハ常ネノ也、フサヲ付ル事ハ探題以上ノ・・聲ノフシ也、 毎座如此也、 被仰也、

講師口伝

(2 ウ)

事也

法花会講師論義〈天正五年〈丁丑〉十二月十一日ヨリ法花会ノ執行也、〉

○以下、8オ途中まで問答内容は省略

ニ講讃ノ経等ヲ條ニ取也、講問終リテ講ヲエシノ鐘ヲ聞テ高座ヨリヲルヽ		(8ウ)	
初メニウタイテ、次ニ問者ノ條ヲ取テ答之也、因明ノ論義ヲ初ニ取テ、次	匠ニテ講師結願也、亭屋へハ講師計出仕也、講師モテナシノ番論義也、云々、	匠ニテ講師結願也	
(9ウ)	天正五年〈丁丑〉十二月二日ヨリ六日ノ夕部結願也、軈テ六日ノ暁、亭論	天正五年〈丁丑〉-	
師表白ヲ			
尺ヲヨミ、終リヌレハ、開口ノ問者会ノ問ノ論義ヲウタイ懸クル時 、講	以上		
鐘一丁、此時縁起ヲヨム也、緣起并次ノ座ノ時ヨ用リハ散花ノ鑵ノ後、経		(8 才)	
三礼ヲシテ高座ニ上リテ座ス、然レハ唄役、唄ノ後散花行道アリ、散花後	問者英俊擬講	第四日夕座	
サセテ、其後読師ト講師ト左右ニ並ヒ、堂内ニ入テ仏前ノ礼盤ニ上ホリ、	##	(7 ウ) !!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!	
一、開白ノ様ハ、会堂ノ 櫞 ノキワニ立テ、前エ従僧ニ草座并香呂箱・居箱ヲ入	問者英 <u>印</u> 疑講	第四日朝座	,
人、力者四人〈二人コシヲカク、二人松明ヲトル〉	FINATE //	(6ウ) 写言 - / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	_
松明ヲ持テ前ニ立ツ、此従僧ニ人、中童子一人、大童子ニ人、エヒノ皮四	問者隠友々々	第三日夕莝	
(9才)		(5ク) 第三ド草屋	_
ス、二人ハ左右ニハタヲサス、二人ハ	国共会長さく マ		,
一、開白ノ講師ノ出仕ノ様、手輿ニノル、赤衣ノ仕丁五人来ル、一人ハ 蓋 ヲサカス 開白ノ講師ノ出仕ノ様、チョシ	門才老方々々	(5才) 第二月夕屋	
ノ時ハ、会ノ講問八座之也、	見音文芸々で	(4ウ) 等ニョッ医	
時ハ、 副 問トテ会ノ講問一座在之故ニ、会ノ講問九座在之、当寺ノ講師	問者輿尋々々	第二日朝座	
散畢、講師ハ亭屋へ出仕スル也、但結願之作法ニ付、興福寺ノ講師ノ番ノ		(3 ウ)	
中祈念シ畢テ如意ヲ指シ挙ケテ、注記ニ見スル也、此時鐘ヲ打テ諸衆皆退	問者円清	初日夕座	
ノ講問ハ無之、結願之作法ヲハ心中ニ祈念シテ、音声ニハ不 出 也、心		(3 才)	
六日ノ夕結願座ニハ惣之聴衆満参アリ、唄・散花之様、講師ノ作法ハ如遠	開白問者慶憲得業	初日朝座	

也

一、手輿ハ初絡計リ也、赤衣仕丁五人出仕スルモ、初結計也、一献ノ様ハ初コ(結)

三毛立、フチタカクワシ、(紫子)(赤飯・サウニ)、二献〈サウメン・ムシムキ・木具〉、三コン、二ツ分

一、諸従エ如形一コン在之、但初結ハ赤飯、中間ノ夜ハホウサウ、或ハタ飯以

下、任時宜、、

一、下行物事、従僧〈《十合》二斗充、中童子二斗、其外ノ

(10 才)

従へハ十合一斗充下行畢

当年之法花会講師予勤仕之、倩案此次第、偏八幡大菩薩御感応之故也、感不通也、依之又防州へ下国也、然処、大会執行之間、予則勤仕畢、依之、代下向四五年在国也、去年備後鞆迄帰洛之処、信長与小坂取合之故ニ路次代主法 法企講師予勤之、一生之満足何事如之、其子細者、上座訓芸防州目当年法花会講師予勤之、一生之満足何事如之、其子細者、上座訓芸防州目

(10 ウ)

□浴双袖、

歓喜□五体者也

学党之望免、既遂挊悦々々矣、

天正五〈丁丑〉十二月七日

月七日 擬講浄実〈五十六才〉

(以下余白)

〇以下裏表紙まで白紙

74

法華会旧記(東大寺図書館一四一 二五〇九号)

○紙背文書があるが翻刻は省略した。校合用の合点も省略した。

(表紙ウワ書)

法華会旧記

英性

(表紙見返し)○白紙

(1オ)

(あ 実相坊卿得業撰法華会記録)

(あ①応永二十年法華会竪義重弁記抜書)

法華会日記〈応永廿年〈巳〉正月十八日第三夜竪者重弁〉

聴衆方

帥法印 一貫文 三百六十文 顕覚房権少僧都

三河法印 一貫文

大夫々々 但馬々々

清覚五師

英玄々々 澄祐々々 快実々々

融賢々々

賢盛々々

賢海五師

澄賢々々

同 同

弘豪得業

已上一床

英重々々

寛英々々

隆盛擬講 (1 ウ)

三百廿文

了恵房権少僧都

舜観房権律

二百四十文

大進権律師

三百文 頼賢法橋

定勢伍師

已上五師

正勾当 二百八十文

権勾当 已上勾当

二百六十文 読師 已上講読

合拾四貫八百一文

雑々所下

延海々々 同 公覚々々 二百文 弁雅々々 二百文 二百八十文 散花師〈公秀〉

已上専寺

舜専擬講 三百廿文 三百文 懐縁得業 印重々々 尭祐々々 同

良深々々 已上興福寺 三百文 祐円五師 良継得業

淳藝得業 三百文

三百廿文 已上薬師寺 已上法隆寺

威儀師 従儀師 三百文 注 同 記

(2 オ)

已上綱衆

三百六十文 大夫々々 三百文

75

蔵人法眼 慶舜寺主

三百

(2 ウ)

八百五十文 〈威儀僧十五人五十文ツヽ、拝礼三人加分卅文ツヽ〉 五十文 同 八百文 大童子装束賃 三百文 力者衣袴賃

奉取小綱賢智、 年預小綱役云々、〉

百四十文〈従僧、 此内四十文捧物二帖〉 五百文〈中童子二人引手物代扇ヲヒ、〉

百文

ワラツクツハキ装束賃

五百文

ハカリ中童子将束賃

(3 ウ)

百六十三文〈大童子四人、各二帖四十文ツヽ〉 二百文〈身入賃《辰王下行了》〉

四十文〈身入時捧物、 辰王下行了〉 四十文 〈身入時紙代

八十文〈中童子捧物二帖ツ、四十文ツ、〉 二百六文〈読経僧捧物二帖ツヽ〉

一、一床ニハ、当日相副送文、

以力者遣之、

円二借申間、

此分不入也

以上四色、

尊勝院殿ヨリ、

第

一夜竪者清重用ニ諸方ヨリ御秘計アルヲ、一

両探題〈三河法印帥法印〉

講師東室、

此三ヶ所へハ進上ト書之、余ノ一

百文〈小綱公人雑紙五十帖代〉 二百文〈小綱公人拝礼

四十文

二百八十文

斗 講堂仏餉 (寺升) <u>二</u>斗 鎰取綱掌 〈寺升〉

石 読経僧十人〈寺升〉 寺升)

四斗〈大童子四人四百文 各一斗ツヽ〉 長合 〈装束師〉

二百文

此外

(3 オ

米所下

一 百 斗 文

<u>二</u> 斗 中童子二人 一 百 斗 文 長合

一 百 斗 文 ハラツハキ

三斗

合二貫七百八十七文

都合二拾貫七百十一文

八百廿四文 五斗〈三斗公人二斗小綱四百文

合三貫百廿文

〈御請使鎰取下行畢、 雑紙二束代〉

五百文〈祈師

文、披見候、 彼云、 床へハ、奉送書之畢、

賢海五師竪義之時、

実演法印探題之時、被遣送文正

進上 法花会第 夜竪義者威儀供・捧物事

合壱貫文者

右所進上如件、

年号月日

(4オ)

夜竪者賢海、 此年ヲ写テ、 余一床等悉用意畢、 員数ヲ合下ニ載之畢

維摩会日記

寺家権別当両採題捧物送文案文 〈但現紙数可替、

進上 第四夜竪者調躰代事

合紙一積、 上積十五帖、 下積三十五束、 結緒二筋

右進上如件、

々々年号月日 第四夜竪者某

杉原二枚引重書之、立紙在之、押折也、 或立紙上下捻云々、 表書無之、

(4 ウ)

酒肴捧物同篇也、 正権採題進上、 余一床ハ奉送云々、

○維摩会日記のことはここまでか

五師方へハ、設雖為僧綱、 目記ニハ、 加分下行トモ見タリ、 等分三百文可有下行云々、即此分下行畢、 雖然、 五師ハ中床役ナル故、三百文可下 但古

行由、 依有沙汰下行畢

出仕、 五師・三綱・勾当、 ケ夜、 被籠之間、 下行物一円二被請、 出仕在之者、下行物可請之云々、 出仕不叶、 一ヶ夜モ無出仕者、 雖然と、 先規在之由、 先年大会、定勢五師ノ代官行遍阿闍梨被 然而、 沙汰人集会ニテ法花会 下行物一円ニ不可請之、 頼賢法橋、 伊与法印ノ中陰 若雖為一

(5オ)

少ハ無子細云々、非学道ノ五師如此触穢等ニモ立代官無子細、 披露之間、 触穢スレハ不叶云々、其故ハ出生せハ、定テ竪問役等、可懃仕故也云々、 尤有其謂トテ、 頼賢法橋モ立代官『、即下行物被請畢、 学党分五師 出仕多

(あ②芝律師口伝聞書)

已上旧日記

、良家ハ威儀供ヲハ不被召、 住侶ハ威儀供ヲ被取見タリ、 床ニハ威儀供・捧物トカク処、維摩会時一床分ハ、悉捧物計也、法花会時 捧物計ナルカ故、 引物ニハ減少モナキカ故也、 良家分二ハ捧物計カキ、(書) 良家分ニハ減少 余一

シテ

(5 ウ)

二百文宛等分在之、

御請ノ請文書様如維摩会日記、 但法花会ト日ツケト替ル也

一、二字書様、 伝灯法師位某 (年号月日在之)

竪者法則

義名事、 ニヌキテ、内ニ入テ坐ニツク也、サテ従僧義名ヲツヽラノ蓋ニ入テソハ(側) ノキタハシー重登テ、鼻広ヲヌ キテ、草鞋ヲエ ンマテハキテ、妻戸キハ(脱)(縁) 先力者探題方へ遣啓案内、其後可行也、 探題坊へ入テ、 クツヌキ (沓脱)

ヘサシ出也、

夢見ヲハ

(6才) レハ尋、 ナカラ、両手上ニヲイテ、指アケテ、探題ノ前ニウスクマル、其時探題義 始ヨリ懐中スル也、 ニ立也、威儀僧北間立、中童子ハ経蔵面間トヲリノ南柱ノモトニ坐也、大(南) 合せテカマエテ、 ニ立タラハ、修学者可出、 名ヲトル、サテ蓋ヲハヱンニ出シテ本座ニウスクマル、其時探題十題ヲ被 ル也、若代官風情ナラハ、少儀ヲスヘキ也、 也 探題カ ヲヽシテ、 懐ヨリ取出テ、可渡也、 密々ニ渡也、 其後、 可出色ヲ見スル也、 其ニ可渡也、 探題被出、タヽミニ坐ナカラ、キヒシク礼ヲス (厳) 探題軈内へ不入之時、チト儀ヲシテ退出ス 不尋者、探題内へ入テ後、 サテ軈テ退出也、 サテ着座ノ後、義名ヲ蓋ニ入 サテ出テ後、 渡時ハ袖ヲサシ 退出シテ、エン 面ランノ中間(南廊カ)

(6 ウ)

ニテ、 ヲアケテ、 探題着座後、 スエ箱ヲ持テ、 童子ハ、面ラウノ中間北柱、 下ヲ西ヘメクリテ行、竪者従僧威儀僧、 五ノ床ノ頭ニ尻ヲカケテ、南ムキニ居也、 散花行道始テ、 西へムキカヘル、其位二竪者東へ行、二〈三イ〉ノ床ノ頭ノ程 鼻廣ヲヌキテ、草鞋ヲハキ、 堂内へ入位ニ、竪者西戸へ出テ、用事アレハナス也、 末座後戸ヲ行位ニ、中童子大童子以下、 北間北柱モトニ居也、 壇上ヲ西へ行、 内へ入位ニ、綱所短尺ノ箱ノ蓋 其後、 サテ四ノ床ノ聴衆内へ 探題案内申テ、 サテ西ノ戸ヨリ入 僮僕皆壇 サテ 従僧

(7オ)

スル也、 綱所ハ北、 ハサム也、 テ三礼コト――シク無テソトスル也、香呂ヲハトラス、只檜扇ハカリニテ 向ヘナリテ、短尺ノソハヘヨリテ、箱ノ内ナル札ヲ取テ、左指ノマ タニ(叉) サテ東へムキテ大菩薩ニー礼スル也、 竪者ハ南、 袖ヲスリ合ル様ニテ、スクニ正面へ行テ、本尊ニ向 サテ本尊方へ向テ、還テ西

ワリ、 〜西ニ置也、 探題辺へスコシ聞程ニ読也、 一問ヲハ箱ソヒヲ頭ニシテ、次第ニ内明ハ東へ置、 サテ内明ヲハ箱ノ東ニ置、 因明ヲハ箱 因明ハ西

内明ヲ上ニ次第~~ニハサム也、サテ一問内明ヨリ一ツヽ右ノ手ニ取テカ

大指マタニー二問札四枚ヲハサミ、

次第二三四五トハサム也、

へ置也、 文次第ニ読テ、 其ノ札アルヘキ所ニ

> 置也、 ハ文字ヲ下ヘナシテ置也、サテ檜扇ヲム ネョリ取出テ、高座へ登也、草鞋(胸) 仮令! 一問カ文始ナラハ、一二問置程、 箱ノソハヲアケテ置也、(開)

ヲハ大座上エマテハキ、キタハシノキハニヌク也、サテ登テ後、 綱所札ヲ

探題前置テ、一問取テクハル、古日記、此ノ帰ル定ヲトヲ聞テ表白ヲ出也、(配)

判ナント云、 終レハ自高座下テスクニ西戸へ出也(直) 如此論義終テ、彼探題若無時ハ、精義得略判シテ、綱所十題内九得、

未

一ノ人ナントノ貴所ニテハ、草履ハク時、 取テ、探題前持向蹲跪也、 又拝礼モ畳ヲ下テススル也 軈テ従僧持タル、 義名ノ蓋ヲ直

拝礼ハ堂帰ニ力者ヲ遣テ、 案内申テ行向、 鼻広等

(8才)

儀、 或如義名之時、 礼探題者立時歟、 若者後出力不定也、 内 へ入テ坐礼シ

テ三礼スル也、 コトー〜シカラスシテ探題悦様申サレテ後、

已上 《芝》 律師口伝分

(あ③康応元年浄願坊英重カ日記抜書)

一、サテカ レハト云事ハ、一問ハ第三重ノ答内明ヨリ、(彼) 因明ヘウツル時、(遷)

サテ彼ハト云也、二三問ハ第三重ノ問ョリ始テ云也

_ 第三重ノ答ノ内明ノ終ニハ、 不可有相違、 サテカレハト云也、 因明 ノ終ニ

無辺可答申也ト云也

是以依之、 何況等ノ詞ヲハ、 問ニハ切音ニハセス、二三問ニハ切音ニス

也 ウタウ時ハ何問ニモウタワサル也

答申旨、 不可然云、 初ノ言分明ニ答申ト云、 終詞是ヲハチウニ

(9才) n (8 ウ) (い④永享十二年法華会竪義朝乗日記) 経兼々々 賢海々々 切音一問ハチトナカク、二三ノ問ハマスコシハヤクスへシ、(長) 問ョリ、サテカレハト云也、 但馬法印云、一二問ハ第三重ノ答ヨリ、サテカレハト云也、三問ハ第二ノ 探題 取、 卿権少僧都 自永享十二年〈壬子〉正月十二日始行、 于時永享三年〈辛亥〉九月十九日、実相坊卿得業本二テ書写畢: 三百六十文会始 法華会竪義恵延撰法華会記録) 康応元年〈己巳〉十月廿三日夜書写之者也 已上浄願坊日記云々 不取二説有トモ、 〈西室権僧正、 (公顕) 賢叡得業 延海々々 同 精義 三百四十文会始 侍従権律師 于時寺務〉 以不取為善 賢重々々 清重擬講 同 第四夜竪義者朝乗〈卅六才〉 精義 此説不審ト云々、 弁権大僧都 三百八十文会始 三論宗光祐 重弁々々 三百文 幸重五師 法華会日記 快実擬講 三百廿文精義 伊与権大僧都 (10 オ) (9 ウ) 弁範々々 威儀師 三百文 三百文 三百文 三百文 三百文 重実々々 経真々々 同 寛専法眼 三百六十文 定勢五師 清祐得業 良継得業 善円得業 源恩房権律師 三百四十文 精義 重融々々 已上三綱 已上興福寺八口 已上東大寺 快春々々 祐俊々々 已上五師 已上法隆寺 盛賢々々 同 三百文 従儀師 三百四十文 慶実法橋 顕守々、 慶弘々々 同 懐尊々々 同 忍親房権律師 精義 憲延々々 隆秀々々 散華師祐成 Þ 注 同 記 三百文 寛能寺主 已上薬師寺 光耀擬講 乗縁々々 三百廿文 経宗々々

已上綱所

英真々々

精義

八十文

三百文 正勾当 二百文 権勾当 已上勾当

二百八十文

講師〈興福寺慈恩院大納言権大僧都〉 読師〈賢円大〉

已上講読

合十五貫三百廿四文

雑々所下

八百五十文〈威儀僧十五人、各五十文宛拝礼三人、各三十文当加分〉

五十文〈奉取小綱下行宗舜、 ハアラサル也、 是ハ法花会方年預小綱云々、常ノ年預小綱ニ

(10 ウ)

百四十文 従僧 〈此内四十文ハ捧物二帖代、〉

五百文 中童子扇帯以下引手物

中童子二人捧物代 百六十三文

大童子四人〈各四十文ツヽ捧物二帖宛代〉

二百文 身入貨〈今度ハ身入、サレトモ下行〉 四十文 同装束師捧物代

二百六文 読経僧十人〈捧物代各廿文宛〉 百文 小綱公人雑紙五十帖代

二百文 小綱公人拝礼 四十文 御請使 〈雑紙二束代鎰取下行了、〉

合三貫七十六文

五百文

祈師

米所下

二二百十文

一 斗 仏餉 〈講堂童子下行〉 鎰取綱掌

五.

生料威儀僧〈三斗公人二斗小綱〉

一石 読経僧十人〈各一升ツヽ〉

已上寺升下行、寺升一斗和市

(11 才)

一斗 従僧 二 斗 二百四十八文 中童子二人

四百九十六文 百廿四文

四斗 大童子四人 一 斗 装束師

三斗 三百七十二文 力者三人 一 斗 百廿四文 藁沓履

已上長器升下行、長器八升宛和市

合三貫二百九十一文

都合二十一貫六百九十四文

宿坊於東室経営之、委細注文別紙在之

調躰代札書様

法花会第四夜竪義者調躰代

裏ハシ書之、 世俗捧物代三百文

(11 ウ)

永享四年〈壬子〉正月廿五日

英乗

已上旧日記

(い⑤文明三年法華会竪義恵延日記)

法花会第四日竪義者恵延〈自文明三年 《辛卯》 九月六日始行之〉

探題普門院法印 貫文寺務 〈秀雅〉 帥法印権大僧都四百文精義 〈聡海〉 融乗房々々々々々々 證

80

(13 ウ) (12 才) 春海々々々 三百文 三百文 専順々々々 威儀師孝乗 三百文 長乗大法師 陽春房権大僧都〈寛尊〉 経健々々々 同 同 覚延々々々 実家〈二位法眼〉 三百六十文 三百廿文 暁懐大法師 重兼々々々 専厳大法師 三百八十文精義 少輔々々々〈順実〉 弁権律師〈賢憲〉 三百廿文会始 三百四十文会始 (尭顕房) 〈乗縁房〉 〈越前寺主、北大路〉 〈延願房〉 (尭観房) 已上專寺 快実〈大夫法眼執行〉 好藝々々々〈深学房〉 同同 英弘々々々 澄延々々々 同 祐栄々々々 珎賢々々々 慈照房擬講 〈延営〉 同 同 三百廿文精義 弁権律師 已上法隆寺 継範々々々 顕舜房擬講〈定情〉 已上興福寺七口 三百廿文精義 唄師 〈良重〉 従儀師泰増 三百文 尾張都維那 〈長禅房〉 叡実 〈大夫権寺主〉 三百文 専覚々々々 覚恩房々々 三百文 同精義 散花師幸俊 二百八十文 英澄々々々 同 英祐々々々 盛宗々々々 亮信大法師 按察々々〈盛海 三百四十文精義 已上薬師寺 注記泰弘 〈舜連房 〈実心〉 (14 ウ) (14 才) 二百文 三百文 六百文 正勾当 三百文 五百文 二百六文 守芸〈中将都維那〉 八十一文 八十文 中童子二人捧物 百四十文 八百五十八文威儀僧〈十五人五十ツヽ三人拝礼三十文ツヽ加 講師大納言大僧都〈任円浄法院〉 二百八十文 斗 仏餉〈堂童子〉二斗 鎰取綱掌 今度ハ非学道五師無之、当寺三綱四口在之〈人数随年不定之云々〉、 都合十三貫八百五十八文 合三貫四百八十五文 身入賃 権勾当 小綱公人拝礼 二百八十文 祈師 米所下 雑々所下 読経僧十人捧物代 従僧〈此内四十文捧物代〉 四十文 已上当寺三綱四口 百六十文 已上勾当 四十文 百六十三文 同捧物代 百文 御請使 三百文 読師長弘 小綱公人雑紙代 大童子四人捧物 五百文 〈捧物雑紙二束代〉 五十文 奉取法華会年預小綱 〈春道大〉 中童子二人扇帯代

生料威儀僧〈二斗小綱三斗公人〉 一石 読経僧十人

已上寺升

一斗 従僧 <u>二</u> 斗 中童子二人

百九十三文

四斗 大童子四人 三百八十一文 二斗 藁沓ハキ

九十五文装束師

三百九十四文 力者三人 二斗 藁沓ハキ 九十五文

三斗

惣合二貫六百七十一文

宿坊密乗坊 世俗方日記別紙在之

(15 才)

、力者下行一斗代斗ト覚悟スル處、 云々、所見及日記ニ無之、大童子サヘー斗外ニ捧物代四十文也、力者ノ下 前々竪者達一斗代ノ外ニ五十文宛下行

行過分々々無其謂也、 雖然臨期可為違乱間、 先下行畢、 無分明之日記者

於向後者可被略之事歟、 仍下行注文ニ不載之、

一、身入賃事、旧日記云、身不入時二百文下行云々、然者今度モ可為二百文處、

設雖僧綱分、五師中座ノ役ナル故、下行物等分ニシテ不可有加分見タリ、調鉢代 近年身ヲ不レトモ入、六百文下行云々、又前々竪者達為其通間無力下行畢

又ハ加分下行ノ旧記モ在之歟、 今度延営擬講

(15 ウ)

雖為五師職、 前 ノ竪者皆加分ヲ下行アル間、 其通ニシテ三百廿文下行畢

既精義役沙汰アル上ハ擬講ノ加分有へキ事有其謂歟

一、亭勧杯ハ専寺末ノ擬講役也、 装束ハ法眼平袈裟也、今度延営擬講沙汰論匠

衆交名ハ、自出世御後見方被送之、

唄師大仏供一杯請之、仍祐栄得業被請之畢

竪者七人

初夜 〈花〉行盛、 精義者澄春法印 第二日 $\widehat{\equiv}$ 賢暁、 精

義帥法印

(16 才)

第二夜〈三〉 東南院、精《義》精陽春房少僧都 第三日 (三) 良甚、精

義延栄擬講 第三夜〈三〉東室〈光任〉、精義盛海律師 第四日 $\widehat{\equiv}$

恵延、 精 興 顕舜房擬講 第四夜〈三〉 顕覚、 精義 興 覚忠房擬講

論匠衆一番ハ三重 宗 二番三番ハ二重 〈倶舎〉

番 経健大法師 英弘々々々 二番盛縁 正算

三番 《随喜導師》 秀恵 祐実

去七月七日加任事、 自寺務蒙仰、 領掌申畢、 仍同十日放請被送畢、 任

一百卅文

(16 ウ)

文明三年 〈辛卯〉九月十八日書之畢、恵延〈年卅一、戒十六〉

〇以下、恵延の追記か

已 廿講 文

律師 四十文 少僧都 十文 大僧都 法 百 文 〈如此加分アルヘシ、〉

若雖為律師、 不経已講者廿文加分タルヘシ、余モ可准之、 法華会第二夜竪義者順円

〈文明十三年辛丑四月廿日ヨリ始行〉

威儀師 ハ准已講、 仍廿文加分

上廿座文 法橋 四十文 法眼 六十文

講師ハ捧物代計也、 仍二百文也、 此外ニ加分アルヘシ、今度ハ大僧都ニテ

アル間、 二百八十文奉送畢

良家ハ捧物計也故二百文歟、住侶之時ハ威儀供捧物共ニ下行之間、三百文

也、 并位ノ加分可有也、

(17 オ)

(う⑥文明十三年法華会竪義順円日記)

文明十三年〈辛丑〉二月九日書写畢、

東大寺華厳宗順円法師

探題普門院権僧正秀雅 講師禅識房権大僧都英祐 三百八十文

一貫文

会始卿権少僧都 三百六十文 〈澄延、 精義〉 三百文 大進得業亮信 三百文 帥得業春海

三百文 少納言々々盛宗 三百文 三百文 少納言々々英澄 弁得業経賢 三百文

三百文

三百文

順宗得業経健 卿々々正算 大進々々英弘 按察々々行縁 同

刑部卿得業延忍 卿々々実賢同 二百八十文 散華師琳春房重怡

(17 ウ)

大弐々々盛縁

三位々々秀恵

少納言々々祐実

三百文

以上

覚恩房権少僧都実心 三百六十文 精義重役 長勝房擬講 三百廿文

学延房々々 三百廿文 (興弘、 精義、 重役 〈兼実、 円実房五師専心 精義、 重役 延明房得業懐秀同

学賢房五師宗芸

実浄房々々英照

以上興福寺

陽識房々々貞海

三百文 忍観房得業長覚 三百文 陽勝房々々光賢 薬師寺

三百文

実禅房々々舜海 法隆寺

(18 才)

威儀師因幡上座 従儀師 三百文

已上綱所

〈相模公、泰弘〉

三百六十文 三百六十文 三百廿文

三百文 観芸寺主

二位法眼寛家

大夫法眼快実

大夫上座叡実

已上三綱

三百文 快賢非学五師 已上五師

三百文 正勾当 権勾当 以上勾当 二百八十文

三百文 読師〈賢良代延恵〉

三百文 注記丹波公

以上合十三貫七十五文

(18 ウ)

五百二文 威儀僧八人〈各五十文、拝礼三人、三十文加

三斗 力者三人

三百卅文

百十文

一斗藁沓履

四斗 大童子四人方へ

四百四十文

百十文

一斗 装束師方へ

百十文

一斗 従僧浄教房方へ

二斗 中童子二人方へ

二百廿文

五十文 同奉取 〈法花会小綱賢長代、賢与方へ〉

八十文 中童子捧物〈両人方へ四十ツヽ〉

百四十文

従僧〈此内四十文、捧物、浄教〉

五百文

中堂子二人扇帯代

以上長合、惣都合十九貫二百八十五文

合一石二斗代一貫三百廿三文

百六十三文 大童子四人〈捧物四十文ツヽ〉

六百文

身入賃

四十文

同捧物代

二百六文 読経僧捧物代〈廿文ツヽ十人方へ〉 百文 小綱公人雑紙代

二百文 小綱公人拝礼 四十文 御請使捧物代

五百文 祈師方へ行宗房方へ、 百文 中堂子二人袖一重代

合三貫二百廿九文、

(19 才)

米所下事

百八十三文

一斗御仏餉 〈講堂童子〉 二斗 鎰取綱掌 九百廿七文

合一貫六百五十五文、米一石八斗代

五斗

生料威儀供〈小綱公人方〈〉

一石 読経僧十人方へ

已上寺升分

一、宿坊日記在之、

(19 ウ)

一、大童子中童子袖一重ノ絹之事、代ナラハ五十文宛六具三百文歟、 可取由訴

訟ス、古日記無之、所詮良家ノ時ハ在之、半人ノ時ハ無之由、色々問答ス

ル処ニ宿老達談合ニテ、肝要向後者中童子二人分五十文宛可有下行由評定

也、大童子モ無力、其通請歟也、乍去無謂之人在之也

一、今度路次不通ニヨテ鎰取開白日ハ不下行、雖然七大寺会合在之、七堂方へ

鎰取役可有沙汰

(20 才)

由申付ラルル処、 無子細領状、 仍始行也、 第二日鎰取罷下間目出云々、

亭勧杯ハ当寺擬講末役也、 雖然已講人躰無之、 仍澄延少僧都暫退ル、勧杯

サタセラレ畢

竪者七人

花、法自相

初夜円盛、精義長勝房擬講

第二日順円、精義学延房 《興弘》 擬講

84

85

(裏表紙見返し、裏表紙)○白紙

花、法差別

第二夜秀範、精義覚忍房僧都

三 言許躰

第三日実友、精義覚忍房僧都

(20 ウ)

三 有法差別

第四夜 宗順精義、長勝房已講

一番祐実・延恵

亭論匠 一番、宗、三重末 二番、倶舎、二重

二番実賢・廉俊

三番《随喜導師》営海・重祐

今度法華会付テ卿得業実賢、師匠盛海法印他界、 仍服者也、 雖然、 除服而

内へ入ナリ、

一問春海得業〈相伝実賢〉

四問薬師寺陽勝房得業

五問正算得業

二愚法出界

挙此三種

一智障断従違四

(21 ウ)

三第七外書如無違法

四寄於三障

《此上諸説、 違因〉

但是主敵両俱不成四類

三問秀恵得業

二問継賢得業〈代亮信〉

順円問役之事

| 、亭ニテハ、裹頭ハ丁衆着座マテハ、ヘツイトノソトニ居也、聴衆着座以後

重服除服ノ例無之、近比曲事云々、

(21 才)

会参ス、先例、

第三夜英定、精義興弘 花 有法自相 第四日英経、精義澄延

花違三

顕円々々 英経々々同	宗順々々 実友々々同	盛縁得業秀恵々々	講	三百廿文	安察権聿师 即権聿师 三百廿文	L識房法印権大僧都	一貫文 三百四十文	法花会第二日竪義者経助〈自明応三年〈甲	(①明応三年東大寺法華会竪義経順日記)	(1才)	「云頂実女」(表紙見返し)	経順	法花会竪者方日記	竪義者威儀供捧物事明応三年 []	(表紙ウワ書)	○紙背文書があるが翻刻は省略した。	一四 法花会竪者方日記(東大寺図書館薬師院文書二二二九〇号)
営海々々 七百五十一文〈威義同	実儼々々 (2ウ)	英定々々	秀海擬講 今度非学五師無之、	三百廿文 講師 擬講順円	三百十文正气当		快実法眼印三百八十文	〈自明応三年〈甲寅〉十月十五日始行之、〉 威儀師 三百廿文 西院	(2才)	興基〈実舜房得業〉三百文	長覚々々 長覚々々 三百文 忍親房得業	泰俊々々同、専堯房	秀尊々々 三百文 琳能房	興胤擬講 三百廿文 無量寿院精義	巳上専寺	重祐々々同	吹書二二二九〇号) (1 ウ)
文〈威義僧〈十三人五十文ツヽ拝礼三人三十文ツヽ、今度十五				読師〈円玄大〉	権乞当(今度始テ、クロワカウト、云物入)以上乞当	二百八十文	英実 守芸〈已上当寺三綱三口〉三百二十文 三百文	従儀師 〈興舜〉 注記 三百文 福智院子 三百文 二条殿		以上法隆寺	長懐々々 以上薬師寺三百文 慣了房得業	以上興福寺七口	永弘々々 頼専々々同 四十九院 同 行禅房	永専得業 兼祐々々 一 兼祐々々 一 一 大喜院行専房		延理々々散花師良恵「百八十文	

(3 才)

人マテハ無之間、 十三人ツレ申畢、〉〉

五十文 奉取法花会年預小綱

祈師 〈ヲクノ坊 四十文 御請使

五百文

六百文

〈捧物雑紙二束代〉

身入賃〈大童子ヒワウキヤ方へ下行

四十文 捧物〈大童子ヒワウキヤ方へ下行

二百文 少綱公人拝礼

百文 少綱公人 〈雑紙代〉

二百六文 〈読経僧捧物廿文ツヽ十人ニ下行之、十人実名書送之、〉

一 石 〈五百六十文〈上ニ同〉、読経僧十人〉

一斗 〈五十六文〉 仏餉 〈講堂々童子〉

三斗 〈百七十一文〉 生料威義供〈公人方へ下行〉

二 斗 寺升 (百十五文少綱公人)

寺升

二斗〈百十五文〉 鎰取綱掌

従方所下

百四十文 従僧

五百文

中堂子

一斗〈七十三文〉

同

八十文

同捧物

百六十三文

大堂子四人〈四十文ツ、捧物〉

三斗 (二百廿四文)

四斗

文

同

一 斗

〈七十三文〉

藁沓履

三斗

(二百廿四文)

大堂子三人

<u>二</u>斗

(百四十五文)同

力者三人

(3 ウ)

ヒワウキヤ方へ下

一斗〈七十三文〉 装束師 百文 中堂子袖絹代

松モチ・シヤウキモチ・唐笠モチ(床机) 〈去年下日記ニハ無ケレ共、先々モ下行 由営海被申間、各三人ニ五十文ツヽ下

行之了、〉

惣都合

十合升ニハー斗四タアリト云

寺升一斗七升八合 和市一斗代五十六文

長合升一斗三升二合 和市一斗代七十三文

河上升七升八合 和市二十月五日集会被定畢、 ハ二升入也、サヤウナレハ七斗八合カ、寺升ニハー斗五升六合可有定ナル 然間河上升一升力、寺升二

由被申方在之、雖然、〈河上ノ〉七升八合ヲ寺升ニハカリテ

(4 才)

ミレハー斗七升八合アリ、寺ノ二升入定ニハ背ケトモ、サリトテハー斗七

合分会料納所モ、竪者七人モー斗七升人舎和市下此、 悉下行シ星 升八合アル間、寺ノ定如ニハ難仕由堅申間、

道理子細スル、依一斗七升八

明応三年 (甲寅) 十月廿一日書之了,

(以下余白

(4ウ) 〇白紙

(5 才)

(②大永三年維摩会初夜竪義英訓日記)

○大日本史料九編二一冊大永三年十二月十日条一八七頁以下に掲載につき省略

する。

(7 ウ)

(③天正五年維摩会聴衆定賢日記)

請 維摩会第二夜竪義捧物事

合

右、 為東大寺聴衆定賢 〈願教得業〉之分所請之状、

天正五年十二月 日

請使五郎丸

(8才)

維摩会講問表白

検思へ、講匠ノ智弁ヲ、 懸河波ノ絵ヮョ胸ニ、 比スレバ因内ノ解説ヲ、偃嶽之響キ

浮っ耳三許也、

又

検同御風セ芳シ、雖世断ット往復之浄ッ、

疑開霧リ深シ、只挙ヶ古来之題

又

検庵羅還ノ花下ニハ、雖・恐ルト二明ラ、

毘邪城月前ニハ、只揚両題す

(8ウ)

大会請物書様

請 維摩会初夜研学威儀供捧物事

合

右、 為東大寺聴衆定賢〈願教房擬得業〉之分、所請取如件

天正五 十二月 日

請使徳松丸

初夜ノ研学ト東第四夜之竪者トハ、六百文ツヽ、中間夜ノ竪者ハ四百

文ツヽ也、

(9オ)

、本院威儀供二百文 第二日講師坊ニテ請之、

一、第二日ノ夕部講師坊ヨリ、鈍色白五帖シタル僧三ノ床ノ辺ニ来リテ、講師

坊威儀供候ト申、第四日ニ講師坊ニテニ百文請之、

一、粥土器代百文、講師坊ニテ請之、

一、二百文〈本院威儀供〉、二百文〈講師坊威儀供〉、

百文粥土器代、第二日・第三日・第四日ニ三色ヲ下行也 合五百文ハ従講師坊請之、■今此ノ三色合五百文ヲハ、

(9 ウ)

一床ノトニハ無下行也、当年浄芸法印一床出仕之、先請文ヲ遣シケレハ一

床へハ無下行之由、返答之、此方ノ旧記モ所見タリ、故其分止了、

一、別当坊ノ非時供三百文ヲハ一床ヘモ有下行也、別当年浄芸法印三百文請之、

請物事 英憲日記趣書様

、紙二枚引重書之、立紙捻之式折之、 表書無之、

(10 才)

謹領

請書一紙

如件、

東大寺聴衆大法師名

(11 才) (10 ウ) 右、 請 請 右 合 合二斗下行也、 為東大寺聴衆大法師実名分、所請之状如件、 講師坊、 維摩会講師坊威儀供事 謹所請之状、 維摩会講師坊粥時事 巳上二枚重ネテ立紙在之、折之云々、 合 年号月日 年号月日 年号月日

一斗不足也

請使名

大乗院・一乗院之時者、謹字加之、

合 二斗下行也、

右、 東大寺聴衆大法師実名之分、所請之状如件

年号月日 請使判

謹請

維摩会別当坊捧物事

年号月日

大法師定賢

合

右、

自今月六日、被始行維摩会、聴衆領如件

右、

謹所請之状如件、

年号月日

東大寺聴衆大法師定賢

已上講師坊ニテ下行畢、 紙一枚ツ、書之、

請 維摩会初夜竪義威儀供捧物

合 六百代六斗下行也

右、 東大寺聴衆大法師名之分、 所請之状如件、

維摩会別当坊非時供事

年

月

日

請使名判

坂田荘仏供米事

請

(11 ウ)

合

右、東大寺聴衆大法師実名、 所請如件、

年号 月 日

請使名判

此坂田加供米ハ初年ニハ不請之、次年ニ請之也

請 維摩会日供之事

合 壹ヶ夜分

右、 東大寺聴衆大法師実名之分、所請如件、

日

年号

月

請使名判

(12~13、裏表紙見返し、裏表紙)○白紙

請

維摩会本僧威儀供事

89

五 法華会日記(東大寺図書館薬師院文書二二二九一号)

○『』で挟んだ箇所は叡実追記の朱筆。

○紙背文書があるが翻刻は省略した。

(後補表紙ウワ書)

第弐号

法花会始行記

(後補表紙見返し)○白紙

叡実記

(表紙ウワ書)

法華会日記

執行会行事兼帯

叡実

(表紙見返し)

□□□物二十一枚

『一、倶舎之卅講ハ会行事不存知、三綱中各出仕シテ、各日ニ一日ツヽ致奉

行ス、庄役事ハ執行所ニ執沙汰也、 又執行所ハ彼講演之道場へ出仕セ

通ハ 日供埦飯米諸庄役 〈以年預ノ小綱廻之、〉 ネトモ当日饗料札一枚ツ、取之也、

法華会支配者、執行所取沙汰也,

二通

通 ハ 掃除事、以木守諸庄へ廻之、

何モ――自寺門可有法花会執行之由、被申送者、両笠間方 へ 軈而申送、支配等諸庄へ可遣也、 両笠間へハ以公人折紙

ヲ遣ス、

初夜 順助 〈三蔵院禎宗房〉

〈如意輪院卿公〉

第二日 春芸

第二夜 信祐 〈専舜房 東室之内〉

第三日 公意 《観順房 信花坊之内)

第三夜 偆賢 〈宗舜房 勧学院〉

(2 オ)

第四日 快恵 〈治部卿 三蔵院之内

第四夜 盛重 〈俊善房 実相坊之内)

以上七人〈本竪者四人、 加任三人〉 (1オ)

叡実

(花押)

永正二年〈乙丑〉十一月十九日ヨリ法華始行之、 『会中天気快然、但結願亭夜大雨下、』

探題 大蔵卿権少僧都英経 〈禅花坊『官位二老也、

『会前ニ小僧都ニ昇進シテ探題ヲ沙汰、』

講師 大夫法印権大僧都秀海 〈清凉院『一老法印也、』〉

読師 大法印行賀 〈法花堂衆禅長金剛院

(1 ウ)

時之寺務

尊勝院殿〈大納言禅師実真〈三条殿□□〉『般若坊之室御居住』(之息)

『出世之御後見清凉院大夫法印秀海』

竪者

申間、其方相尋之処、小綱之一﨟役トシテ、法華会方事ハ致其沙汰由支配給主方へ、可遣之処、小綱之一﨟役トシテ、法華会方事ハ致其沙汰由、日埦飯事、如前々、以少綱、庄役之支配、給主方へ遣之、年預之以少綱、

『又法花会方事少綱一﨟役之事、古記ヲ撰之処、一﨟役分明也、』

(2 ウ)

笠坊賢長一﨟トシテ、代官宗賢方彼支配ヲ庄之給主方へ令持参、 四聖坊興春得業方へ遣、 升五合ツヽ〉、此分年預舜賢房五師延海切符被出之間? 升〉合三ヶ所、為闕庄分ト一石二斗六升 行方へ各々計渡之、但北伊賀庄々〈七斗〉 ヲ各取之、 則任支配之旨、 · 六百四十七文請取也、 日供埦飯米庄々ヨリ執行所へ被寄、以寺升、 并櫟庄 〈代六百四十七文寺升和市一斗九 次長屋庄ハ御寺務ヨリ執行 〈四斗〉・賀茂庄〈一斗六 軈而法花会之納所 庄役之奉 執

(3才)

所

給主也、 給主へ可取給之由、 処二、第三日ニ至マテ無其沙汰事サヘ、併曲事ト存置之処ニ、剰自執行所 此日供埦飯米事ハ、会式第二日目ニ綱所・注記・威儀師・従儀師方へ渡之 惣而於執行所持渡事無之、可請取候由被申之間、 寺升執行所ニ在之、 被持送之、其余之庄々、清澄・薬薗・両笠間、 代官勧学院》給主之間、 其升ヲ出、 返答、 惣而無覚悟之由、 ハカラセ請取之、 急可被致其沙汰之由、度々加催促之処二、 各々執行所へ持送、被計渡、 及数度加 惣而自執行所取遣事無之、 然処、 薦生庄 《此庄乾方

(3 ウ)

> 来之間、 乍去綱所三人近昵之間 此方、惣而入物俵遣事、一向ニ無之云々、入物ヲモテ請ニ来ル之由返答之、 無力自年預、 既及臨期此如儀不可然之由、色々被加教訓之間、 問答之処ニ、 分二斗四升六合 各々以請取状、 依之埦飯米直引トテ、 人ヲ被出《舜賢房五師延海》、 〈寺升定〉 此方ヨリ計渡之、次入物之俵可被相副之由、 以別儀 請取之、 則四石五斗 綱所方及訴訟之間 勧学院へ取遣之間、 〈寺升定〉 賢堅 可固 誥加問答之処ニ、 年預五師舜賢房 綱所三人ヨリ取 薦生庄役 使申

(4 オ)

美 也 日供垸飯米ハ会式已前以小綱、 俵且〈三ツ〉 升ハ執行所寺升云之、執行所之執沙汰也、 悉以執行所二被持送之 分借遣者也、 不可成後之例之者也、 支配被廻テ、 庄々、 勧学院斗非例也、 於向後者、 執行所へ持セ被計渡米 不可遣之、 自余之給 此

彼無官布之代寺家依難致調法、自寺門、無官布之代寺家依難致調法、自寺門ヨリ畳之代寺家へ被進上之処ニ、無懈怠之儀、至于今迄四貫文被出、寺門ヨリ畳之代寺家へ被進上之処ニ、、無官布之代之事、〈寺務役〉『四貫文、此内〈三貫文無官之代、一貫文絹ノ

(4 ウ)

業〉方ョリ〈無官布代三貫文絹之代一貫文〉、合肆貫文分於執行所請取之、被仰合、寺門へ披露之間、年預五師方へ被申合会料之納所〈四聖坊興春得畳之代四貫文、無官布方〈御立用也、則今度自寺家方、三蔵院禎宗房方へ

〈四貫文之請取ヲ認取ニ遣也、〉

所下

貫五十文 寺侍、 四百文 楽頭、 五百文 小綱五人 〈各々百文宛〉、

合一貫九百五十文、各々以請取請来リ遣之、

百文 出納〈一人〉、二人アレハ二百文可遣之也

(5オ)

講師坊料理之事、 執行所之沙汰也

簾 間 畳二帖 〈カワライ一帖、ムラサキ一帖〉、屛風一双、 燈台二却、

火鉢一ツ、 長床二帖

以上大都此分也、 〈但火鉢ハ十一月ニ執行之時ハ出之、春秋中ハ不出之、〉

『講師坊幡ホコ二本自年預所講師坊へ被送之也、』

講堂庭掃除之事、〈兼日ニ支配、以木守庄々へ廻之、公人カリカネヤ行真木 守之間、 支配遣ス、立札同遣之、〈ナンチヤウツヽノ札也、〉〉

講堂正面ヨリ東ノ分ハ庄役也、東之分事、以立札六枚、南ヨリ北へ配分ニ

立札、 執行所ヨリ書出之、木守軈而丈尺枚ヲ以テ

(5 ウ)

配分シテ、各々庄々分札ヲ立置、 庄々札之面ヲ見テ令掃除了、 当庄役雑役

分ハ講堂之東門ノハシ也、 北室之経蔵面也、 今度如形ヲコ□モチイノモリ

タルコトク、サウチサス、例式在之、(掃除)

講堂大仏供之事、十七杯分自寺門、正勾当以下如前々下行之、代ニテ寺升

斗九升五合宛、年預方切符出、法華会之納所四聖坊興春得業方ヨリ各々

『講堂候童子請之、』

下行之、

其外十杯ハ毎度櫟庄役也、 内別而仏供田トテ在之、 《『十杯分之』》櫟庄ニ

カキリ、彼下地在之、但今ハ無其下地失哉

(6才)

都合 廿七杯之内、 各被請分

講師〈二杯〉・読師〈一杯〉・唄師〈一杯〉・散華師〈一杯〉会行事〈一杯〉・

楽頭〈一杯〉・大炊〈一杯〉・〈『行事役』〉小綱〈一杯行事少綱ト云〉堂童子

△ 杯

台

小綱〈二杯〉取云々、然者堂童子ハ不取敷、《『正勾当・小綱已下代々ニテ、 以上十杯分也、残十七杯ハ正勾当以下皆々請取テ、致其沙汰輩取之了、 但

自年預所請之、餠仏供ヲ備之、講堂内之床子取出事、 木守役云々、郷之夫

ニテ取入取出事、 一円ニ木守沙汰云々、』

講堂三綱所床堂之正面南東之方在之、高麗一帖、 紫一帖、 三綱無人之間

近年畳二帖無子細歟、非学之五師床、東ヨリ西向ニ在之、勾当之前ニ在之、

両勾当之

(6ウ)

床ハ五師之後、 ・東之端ニ在之、長床ヲ可敷之、非学之五師ハムラサキノ(×西)

畳、 何モーー自年預所被加下知、 七堂敷之云々、

『講堂へ三綱所会始ラレヌ時分ヨリ可出仕、又 レハ見合退出スヘキ也、』 講師出仕アテ、 表白十四五クタリヨリ、 ヨマ

『出納請之、』

被相□、

内々掃除等悉以可被申付之由、

以折紙、

会行事方ヨリ遣之間

則

講堂之内油之事者、五升分御油庄役制油ハ寺門之沙汰也、(副) 云々、

又亭油 一升同庄役云々、

。法服・平袈裟・鼻高也、』

専寺三綱所会堂出仕之事、初中後可出仕也、 但一夜出仕初日分モ無其子細

也

夜ニテモ出仕セハ、調鉢之代可取之也

正宝院大進都維那寬盛初而今度会堂へ

(7オ)

出仕、 雖為服者、会堂へハ出仕也、 竈殿へハ不叶之間、 大夫法橋ニ会行事

職被誂了、 自寺門モ可致其沙汰之由、 被申者也

竈殿料理之事、 兼而ニ油倉之代、 修理所密乗坊禅栄得業方へ、雑具等悉以

雑具等相退、 被掃除内ニハ雑具等被置之間、 自修理所被掃除、 外南面之走

ハ自年預、 郷之夫ニ被加下知テ有掃除之、南面之アマタレノケミソニ(雨 垂 除 溝)

(7 ウ)

橋ヲ敷之、 講師出仕之道之用意也、 云々、

講堂事、 終ラハ竈殿へ急々致出仕、 燈明等可用意之由、 兼日ニ会行事方ヨ

致用意、カワラケハ出納用意ス、油ハ自年預所被下行之、会料方之要脚云々、 『燈油土器ノ代ハ会料方ョリ出納ニ下行之、』 リ可加下知、

則今度其分加下知之間、

講堂事終、

出納竈殿へ罷上、

燈明等

『亭殿巻絹并円座三枚、 年預所ヨリ大炊ニ被渡畢、』

亭殿畳運移事ハ、七堂役也、

(8才)

亭殿会式之前後ニ大炊初而七堂釜屋前上ル大炊殊以所役在之也

亭殿之事者、 一円時之会行事致其沙汰也、 先講堂ヲワラハ、イソキヽヽ、

出納ヲ召具テ後、 亭殿へ罷移リ燈明已下諸職ヲ可相調者也

講師出仕之事、 以小綱・公人ニ加下知、 講師之宿坊へ第三度迄催促之スル

也

、今度丁衆出仕之時、 、集会之乱声未下知之処、卒爾ニ亭殿之内へ各被入之間

以小綱、集会乱声在之者、亭殿之内へ可有御集会之由、申送之間、 軈而各

亭殿之内ヲ

(8ウ)

南面之外軒へ被退出、又軈而集会之乱/声加下知之間、 乱声ヲ聞テ内へ皆

以出仕口

以小綱相触分之事

可有集会乱声事、 〈舞人ヲ以小綱加下知也、

『惣而綱所方へノ申送事也、

可被成烈之由、 注記ニ以少綱申送事、 軈而又烈之楽之事、 以少綱、

被加下知事、

烈アテ聴衆着座アラハ、不移時ヲ以少綱講師ニ可有御出仕之由、 申 送 講

師前二以公人、得第三度案内間、 亭殿之南之走ニ出仕アテ

(9才)

"小綱ヲ以案内"

被得其意、 得会行事案内テ、 南之ミソノ橋ヲ渡リ、 内へ被入者也 其次ニ

論匠出仕之事急可有着座之由、 以少綱申送者也、 又論匠着座アラハ可奏舞

之由、 以少綱可加下知

今度大雨以外之間、 少令故実者也、 惣而講師之宿坊へ催促之事者、 講師出仕遅参也、 以公人、度々加催促、 以公人第三度迄可加催促者 但大雨之間

也

今度講師亭殿南面走迄出仕候処、 丁衆出仕之、 《着座之間》、 内へ御出仕之

事、 綱ニ申付之処、 若輩之族不取入公人丸二申付、 以外曲事云々

(9 ウ)

軈而小綱召返講師ニ直ニ案内可申之由、申付之間、 則其分得案内、 講師内

出仕并講師者手輿・従僧・大童子・力者已下也

亭殿之事、 前之日会行事罷出、七堂并出納已下召寄、 厳密ニ無越度之様ニ

卜各加下知、 同床并畳以下事、 能々懇二申付者也、

机・巻絹之事者、 大炊方役《可》 有用意、 自 《巻絹ハ》 年預所《ヨリ》大

炊方へ被出、 於会堂机ニ巻絹ヲ置之事大炊役也、 惣而亭殿之指図共古本多

在之、 以古本可得其意者也

舞二番 《『亭殿篝南北ニーツ宛、二所ニヲク、タク北ハ検校役、 南ハ出納

役员

(10 才)

『カヽリノ木ハ黒田庄役也、』

万歳楽 延喜楽 賀殿 登天楽

以上

『此会行事ト云者、三綱中末之役也、上古者上衆ハ不沙汰近年無人 数ニョテ沙汰也、』

> 舞二ツ目ニ会行事読差帳、 綱所之床之前ニ又床在之、其之床へ不上シテ、

ヒカウヲハキナラ東シへ向テ、《差帳ヲ》ヒロケテ本堅者之交名ヲ読也、(鼻高)(ヵ脱)

昔ウチ坂ノ床之上ヘヒカウハキナラ上テヨ マレタル例モ在之也、(読)

寺務以下御出仕之間、 鼻高ヲハキナラ上事、 且其憚之間、 近年ハ下ニテ読

也、 少令故実故哉、 《『読経両様也、 但近年ハ床ノ下ニテ読者也、』》

舞四ツ二番終テ後、 已講論匠ヲ召立ツ

(10 ウ)

論匠一双終時、 綱所退出 同三綱退出ス、専寺 惣而亭殿之日記共、

度々例、

古

本共在之指図等別紙在之、 能々見分テ可致奉行者也、 亭殿之事者、 会行事

円執沙汰也

差定 明年法華会竪義者事 『綱所ハー向ニ不存知、

烈之引頭計ヲ存知也、』

94

『此差定ハ出世之後見方ヨリ会行事方へ認被送之、 今度ハ出世後見方へ、聊依所用罷出之間、

『今度之来竪者也、』 テ直ニ被献之、 惣而ハ被書送者也、

英秀法師

英薫法師

秀芸法師

実憲法師

右 所差定如件

永正二年十一月日□□院

日供垸飯庄々ヨリ於執行所請取分事

十一月十八日

石二斗六升〈代六百四十七文、以年預所、 〈賀茂庄・北伊賀庄々、櫟庄三ヶ所分也、 以切符法華会納所ョリ請之、〉

十一月廿二日

六斗一升五合 笠間・薦生庄〈三斗六升九合 方ヨリ被持計渡也、 両笠間庄ハ深位坊願勝五師

(二斗四升六合勧学院乾方之時之代官)

十一月廿二日

三斗二升 清澄庄 〈安楽坊ヨリ以道慶持被計渡

十一月廿二日

六斗四升薬薗庄〈同安楽坊ヨリ被渡之、〉

三斗二升 長屋庄

十一月廿日

『尊勝院』

〈御寺務ヨリ被持送被計渡也、〉

四斗雑役庄 自分

一月十九日

石二斗四升 黒田庄 〈于時納所深位坊願勝五師顕円、 持被計渡者也、〉 付使者、 於執行所

合四石六斗三升五合〈執行所寺升定、此分庄々給主方、

執行所

へ持送

計渡サル、也、

(11 ウ)

此垸飯米三口綱所方所下事〈寺升ニテ執行所□先計渡也、〉

北少路越前上座 二条丹波都維那

石五斗 威儀師分 一石五斗 維那分

二条丹波寺主

一石五斗 注記分 (此内一石二斗六升ハ自寺門、 闕庄分代六百四十七文 被出間、 代物ニテ遣、 猶残分二斗四升ハ米ニテ遣

合四石五斗分也、 〈執行所之寺升定、 行所執沙汰也、会行事不存知也、会行事ハ亭殿計 此方先計渡之、日供米ハ一円執

之執沙汰也、

法花会竪者方ヨリ調鉢之代請日記事

初夜竪儀者 三蔵院禎宗房

順助

第二日竪者

三百四十文

春芸

〈如意輪院卿公〉

第三夜竪者

〈東室之内専舜房〉 三百四十文 偆賢 〈勧学院宗舜房〉

(12 才)

三百四十文 第二夜竪者 四百四十文

信祐

第三日竪者

三百四十文 公意 〈信花坊之内観順房

第四日竪者

三百四十文 快恵 (三蔵院之内治部卿公)

第四夜竪者 三百四十文 盛重 〈実相坊之内俊善房〉 〈但此三百四十文ハ助成、

合現銭二貫百四十六文 〈加目銭定、俊善房方〉三百四十文除之、

此調鉢之代之事ハ竪者悦酒之日夜ル昼之分〈二通〉請取ニ書分テ請之者也、

則請取之案文別紙認之置者也、 此捧物之事、三百文ハ本物、 四十文■■

加僧ハ《上座》法橋分之加僧分也、上座ヨリ至法印マテ廿文ツヽ加僧之物(増下同)

也 請取ニモ官位ヲ載書者也、 惣而竪者事本竪者并加任等之面々、 能々兼

日可存知、 并論衆ナントモ、 同何モ――交名ヲ可書置存者也

(12 ウ)

論匠衆事

英憲得業 〈密乗坊禅栄房講衆依無□上成業〉

英薫 〈信花坊之内帥公〉

後日例也、別而之事也、又送文ヲ

分之間為助成分不請取之、不可成

雖為少

モ不取之、

英秀法師 (三蔵院之内源乗房) 秀芸法師 (金蔵院之内源忍房)

実憲法師 〈了順房

> 頼賢法師 (勧学院之内式部卿公)

三番

以上六人分也

座 此英憲得業ハ論匠衆ニ加事一段規模也、 論匠ニ出事、 別而賞翫之事也、 如此之旧例明鏡之処、 然間法服平袈裟ニテ、 鈍色白裳ニテ論 三床ニ有着

(13 才)

匠

ニ出仕之事、

成業之規式

着座也、 袈裟也、 無其甲斐、 内二人ハ成業也、 仍三之床ニ有着座云々、 今度英憲得業被存知哉、 先年論匠之衆之内ニ成業体在之時、 今四人者、 依為中﨟、 応永卅五年法花会執行之時、 又存知アレトモ如此沙汰哉、 鈍色ニ平袈裟ニテ南ノ方之長床ニ 加聴衆テ交列装東モ法服平 論匠六人之 不審之、

中将寺主寛芸

今度正宝院大進都維那、 調鉢之代不可被取之由、 依為親父他家之間、 及寺門之沙汰之間 服者会堂出仕之事、 雖為服者、 会堂之出仕之事 不可叶并

(13 ウ)

無相違之由被申、

然者旧記可被出

之由年預方寺門評定トテ被申間候、 之趣云、 永正二〈乙丑〉十月卅日年預舜賢五師延海方〈大進都維那持参之旧記 大進都維那、 旧記於年預所持参之、

《服者会式出仕之事

役、代官沙汰、明年会行事為蔵人寺主寛専之間、亭会差帳役可有勤仕之由 永徳二〈壬戊〉十二月十五日ヨリ法花会在之、 依為栄清忌中、 不及会行事

> 師雖為服者、 自寺門被申間、 在出仕、 請取了、 又ハ今年散花師手掻指 於服者ハ有代官之儀、 先年法花会之時、 専暁弁五

(14 才)

坊若狭公依為服者、及代官云々、於向後モ為忌中時ハ、不可有代官儀者也

此代官者差帳事也

進都維那方モ、 師会堂出仕之事、 会式可執行之事、 如此旧記トテ大進都維那、 不分明之由、 《服者》会堂出仕之事、 色々被加問答之間、 其沙汰アラハ、可為 惣而不可叶之由、 無其煩也、 旧記分明無其紛者也、 年預五師ニ被加問答、 又亭殿之事ハ叡実法橋ニ為寺門被申付、 叡実大夫法橋申云、 申開之間、 其分ニ治定シテ大進都維那 乍去竈殿江有出仕テ、亭之 雖然、 寺官方法花会之時 此分之旧記ニテワ 并大

(14 ウ)

之所下之布施請之、 祝着之由、賢侘言之間、 則亭殿会式、叡実法橋致執沙汰者也、 依之、 亭屋

鍋見二口五十一文ツ、百二文会行事分一口・自分一口合四口分二 百十八文請之、 〈但加目銭定、〉

一、正宝院大進都維那師、 間 被申送間、 分、 会料之納所四聖坊興春得業方ヨリ被請之、 度 々旧記無其紛之由申之間、 新会料! 二貫文無相違被渡之、 今度初而得度之間、 則此分下行之也、 年預延海、 為新聴衆法花会料新補分二貫文 年預五師延海、 調鉢之代之 大夫法橋二被加不審之 其分納所へ

(15 才)

事、 会式出仕之上者、各是又無其煩被請者也、 新会料ハ二貫百文也、

(15 ウ)

一貫文所下不審之、

『則今度正勾当新補二貫文取也、堯顕勾当、新丁衆分重実、』

之事無其紛、旧記之段分明之由申開之間、則納所方へ被申送二貫百文被下料違乱之間、時之年預五師〈大弐得業盛縁〉、大夫法橋旧記所持之、御下行五日ヨリ会式執行之時、堯延《堯禅子》・重寛・俊正『正勾当也』勾当新会正勾当モ新補之歳会式アレハ、新会料二貫文請之、明応三〈甲寅〉十月十

行者也、三綱并正勾当同之、〈正権共以新補体同之、〉

、ホルメトト、大夫法橋新補之時モ会式始行之間、新会料二貫百文請之、度々旧例分明大夫法橋新補之時モ会式始行之間、新会料二貫百文請之、』

(候者) 之也、

]

寺門評定之記云、『コレハ今度之紛ニ書写之、』

上者、 者、 依触穢被立代官、是ハ先例也、 被准拠歟旨、 就法花会々参之事、 五師床、 可有出仕歟、 自式方披露在之、評定云、応永廿年法花会之時、 別二雖在之、会参之事、不可叶之由、 随而於三綱分者、 於学侶分五師者設雖為重服、 於学侶分五師者、 雖為重服出仕之条、 竪問役勤仕之間 五師分床、 已前既被定置上者、 旧日記在之、可 非学分五師 東ニ別ニ在之 於重服 不

(16 才)

可為

会参之旨、卯二月廿七日評定畢、

文安四〈丁卯〉二月廿七日 年預五師経真

ニモ古日記少々在之也、先年寺門後評定分、為後証令存知者也、〉紙引付ヲ見之処、如此古例共加一見之、則以其次、書写置者也、〈執行所就正宝院大進都維那会参有無之紛之儀、於年預所色々糺明之時、寺門大双

法花会執行之事、自年預所執行所へ兼日二自集会砌、被申送諸庄役等

(16 ウ)

『手掻会八月一日小使会行事役出之、兼日ニ検校経案内也、』会行事職之事者、三綱所中ニー年持也、各年ニ可存知也

、講師亭殿出仕之事

(17 才)

北室大道ヨリ装束ハ法服ニ平袈裟、手輿也

聴衆烈ヲ初ムルマテハ手輿ハ、前ノ芝ニ立也、烈ハシムル時、輿ヨリ下リ、『従力者大童子以下也、今度亭会ノ夜結願大雨也、笠ヲ被用也、』(僧脱)

(可能) 鼻高ヲハク也、其後少綱参向シテ催促スル也、其時東ノ戸口ノキワニ立テ

待へシ、其時従僧両人アマタレ橋ノ上マテ、大童子ヨリ道具ヲ請取テ亭へ(雨垂)

西ノ方ヨリ上テ、畳ノ上ニ置也、草座ヲハ円座ノ上ニ置ク、又外へ可

出、其後

入

(17 ウ)

講師出仕在之、 従僧ハ立帰テ戸ロノ内東ノソエニ可立、 諸従着座以下アハ

ラノ前植木ノ下ニ東ヨリ一面ニシヤウ木ニ腰ヲカケテ居也、又カヽリヲタ(床)

カスル也、

中童子輿ヨリ小前ニ居也

就法花会寺門和市定事

寺升二一斗九升五合三夕 〈一斗力五十一文二相当也、〉

廿三日ニ亭屋結願也

〈三綱丁衆分之、自分一口五十一文、 也、〉 分一口、鍋見二口五十一文ツ、合四口請之

会行事

布施物次日下行之.

(18 オ

年預五師舜賢房延海方ヨリ下行之、請取ヲ以テ請之、

講堂餅仏供〈一杯〉、会行事取之処ニ、彼正宝院大進都維那会堂〈出仕之上 者、 此仏供〈一杯八〉本会行事之間、 大進都維那被取之者也、 亭殿之会式

ハ大夫法橋執行之間、 布施物ハ法橋取之也

寺官中毎度法花会之時、

於寺門助成分者、

侘言在之、先年執行之時モ申之

間 則最少分在之、 度々預合力事、 証跡分明也、 雖然、 已前転害会之時

寺門無等閑之儀

(19 ウ)

転害会·法花会每度其例不珍者哉、 預合力之間、重而軈而申事斟酌憚之間、今度之儀之事ハ、先以令故実者也 合力之儀歎申事、 寺官中之規式也、 殊以倶舎卅講之時者、 其跡度々之儀古日記共二在之也、 御寺務并寺門へ

事職之時者、

猶別而御助成之事申達、

預御芳助事不珍例多之者也

一、法花会講師・探題之儀² 聊相論共在之、 惣而次第之講師者、 清凉院大夫之

(20 才)

法印 探題之事、 《『秀海』》、 為寺家蒙仰之間、 探題ハ禅花坊大蔵卿律師 講師ヲ不勤、 可致探題之由被申、 《『英経』》 タルヘキ処ニ、 此条背先規 今度

者也、 次第之講師ナラハ、大夫法印可為講師、 又採題之事、 禅花坊大蔵卿

律師可為理運之由、寺門及其沙汰、剰集会在之哉、依之御寺務 〈尊勝院〈〉

学侶之衆上六七人、以内儀被召、被加不審之処二、信花坊〈少将五師英海

次第之証跡等、 被所持事之子細等、 懇ニ被申入、 其外之

(20 ウ)

衆各任尽理之旨、 旧例已下之子細被披露之間、 清凉院大夫法印探題事無其

謂 講師之切口ヲスヘリ、 探題之儀恣ニ競望也、 所詮任次第理運、 講師者

大夫法印、 探題者大蔵卿律師ニ、 寺家并老僧衆被 味 其分ニ相定者也

則会五ヶ夜、無為無事執行之、『講師之切口ヲ対捍シテ探題ヲ可被沙汰事 先規無之也、』

(21 才)

第二日ニ於会堂ノ前、悪口ヲ申アヒテ剰アタマヲハリアヒ、

物忩存外之体

講堂会式執行之最中二禅花坊弟子少納言公卜如意輪院之舎弟中将公卜

也 両寺会合規模之講演之庭ニテ、 如此振舞、 前代未聞之積悪也、 然者会

式已後、 軈而任故戦坊戦之旨、(防) 両方可被加罪科之処、 終無其儀、 太以不可

為後悪断絶可被経厳密之沙汰之処、 被処無沙汰之条、 末世寺門衰微濫

吹之根元、 此時哉

堂之後門清凉之斬之事、 未練之儀也 円注記可被加成敗之処、今度篝之儀紛事、 注記

(21 ウ)

講堂々内篝并役者以下可相勤仕之事

堂内後門烈以下指図

〇以下、 22 オにかけて指図がある。 次頁に掲載した。

(22 ウ)

如山堂内後門等之儀、 旧記無其紛之処、 当時色々料簡才学在之哉、 太以不

可然者哉、 付其後門之篝之事、 有人、下司・上司役之篝、 北へ下切芝辺へ

ヲキヨセ、 可焼之由、 被加下知也、下司之役者、行光《『公人』》惣而北へ

下可焼事、 不及覚悟之由、 度々致返答、 猶重而賢被加下知之処、 猶無其例

無力於講堂集会シ、 行光力住宅被破却、 両寺会合 候之由ヲシ返~~被申、

剰吐過言之、

結句狼藉越常篇之間、

《『次ノ日』》

(23 才)

規模之講演之処、 放悪口事、 難遁其罪者哉、 寺門之腹立者也、 然処、 此篝

之焼所、 能々古例之儀、 被加糺明之処、 行光篝タキ所、 上古之在所也、 申

分尤以無其紛、 サル間、 有人被申事、 楚忽未尽之下知也、 且者、 行光不便

之子細哉、 狼藉ヲ申上事一段之緩怠至極歟、 其後各老僧達被申合、 為自他

寺之聴衆、 於清凉前被加評定、 他寺丁衆之面ヲ以テ被致侘言、

雖被加寺門勘心、

免除者也、

則結願之

(23 ウ)

等之事者、行光如申上、本式ニ四ツノカヽリ焼者也、 如此之間、 有人陵爾

之被申事哉、 行光事者、悪口之緩怠之上者、 行光事者、悪口之緩怠之上者、被処重科了、『此人律師已上、如形学問之者之体也』

又自寺他寺会式

之砌、 旧記未練至極之成敗、 前代未聞之恥辱也、 縦雖為寺僧難遁故戦坊戦

之其科事哉、 会式以来不及評定事、 寺門之越度卜云、 過卜云、 自他寺之嘲

哢云、 比興之随 世 雖然儼ニシテ被人ニ崇事者、 仏法繁昌之基、

寺門穏

ナル根元哉

(24 大)

一、於執行所者、 雖不存知題目、 便宜之間、 書置也

宝徳 年、 同三年法花会延引シテ、 正月十六日始行、

、亭論匠衆事

珍賢法師 澄芸法師

盛重法師 盛宗法師

祐真法師 専慶法師

(24 ウ)

於英祐者依為服者除之畢

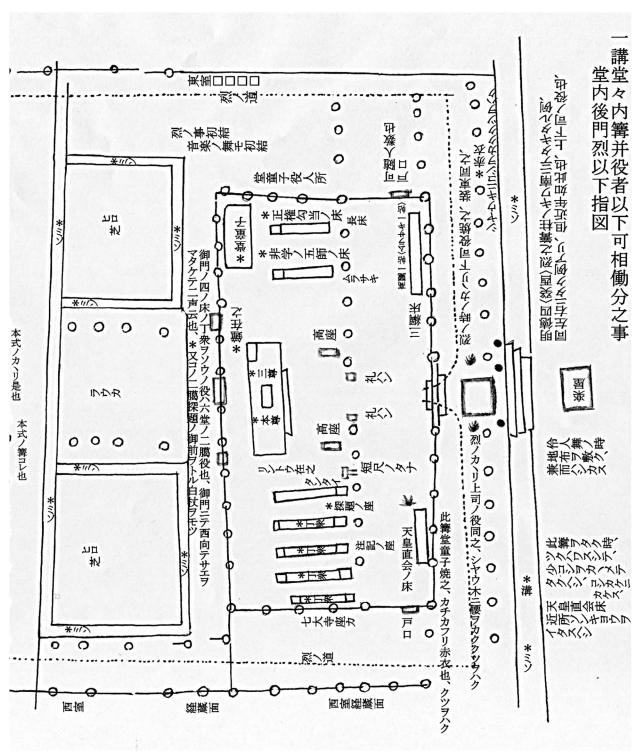
明年本竪者四人事

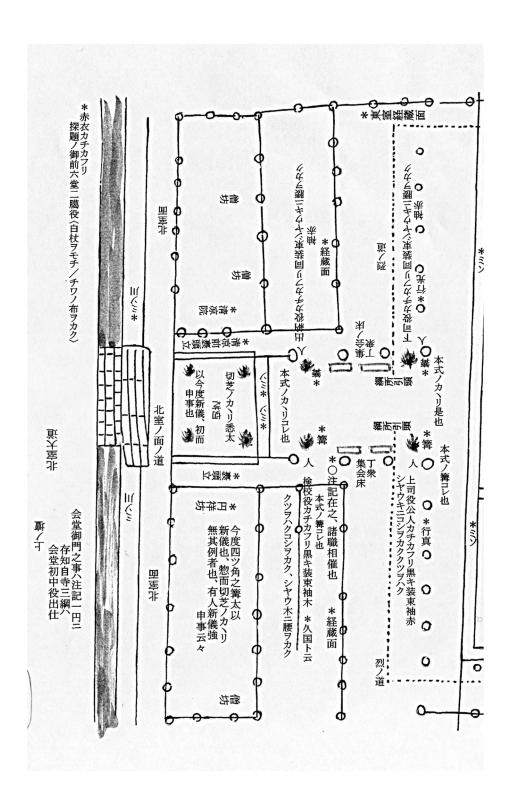
澄芸法師 盛重法師

英真法師 専順法師

正月二日放請送之畢

彼行光申上





於英祐者依為服者除之畢、

一、同六日、自西室殿、以蔵照房得業竪者可有懃仕之由、御返事、即今日吉日

之間、

(25 大)

放請可給云々、即以古跡案文写給畢

奉放請 当年法花会竪義者事

公奏禅師

『本ノマヽ、恵カ』

右、依 別当之仰放請如件、

法印権大僧都

宝徳二年十一月六日 延海〈在判〉

、法花会有テ放請ヲ可為明年ノ竪者方四人方へ可送、若良家所望在之ハ、加

良家可四人、補任料弐百卅文、此外之中﨟

(25 ウ)

任料同、若落放請様ヲ不取人、加任等所望寺務許、可有放請送也

此等之子細、時之出世後見以存知、寺家之被得御意之間、三綱中雖不存

知事、為後学之書写者、惣而寺門事者、雖不入之令存知□、可成其覚悟(而)

事也、於何事モ寺社之儀事、毎篇懸其意、無油断之儀可致心懸者哉、

(26 才)

置新也、《紀代执行之義旨、盱圮見、丘曰列、卯从無戍吏之策、执行于時永正二年〈乙丑〉十一月下旬之比、為若輩之末学、令存知分、如腎

三綱所之面目也、少モ不可構私曲未練之儀者也、『〈猶於不審紛之儀者、度々置者也、於会式執行之儀者、守先規、任旧例、聊以無越度之様、執行事、

旧記数通在之間、以古本可執行者也、〉』

執行職会行事兼帯

叡実 (花押)

申貮・ご話・、『執行所会行事、少モ於未練者、会式越度トモ多可在之、聊以私曲ヲ存セハ、『執行所会行事、少モ於未練者、会式越度トモ多可在之、聊以私曲ヲ存セハ、

神慮一大事人人、』

(26 ウ)

リトモ、別之体ヲケカサハ三綱ニハ不可叶也、』私云、『此三綱中之事者、自類ニ掟旨越請文在之、異類ノ罸不及申、縦自類之子ナ

一段之籠体也、依之御室之惣在庁ナントノ儀ヲ不請者也、然間、東南院之惣而、当寺之三綱之事者、聖武天皇以来直任之三綱トテ、不経京都之儀、

坊官中之流ニ有此子孫テ三綱職ヲ存知ス、殊ニ拙者之家之事者、天皇ヨリ

以来、于今不断絶、如形懃其役、惣領者北室薬師院ト号ス、祖子ハ山上ニ

住ス、西辻ト号ス、西辻子ト号也、

(後補裏表紙見返)

紙数廿五枚 〈カン紙無之〉

貞享元〈甲子〉年九月日修覆 法眼実宣言

(後補裏表紙) ○白紙

_	_			_			1-10		7 1 10)(C) (,	AH >ICH1		- —				_
竪者之衆記事	討師 中門堂衆樾均英実大		、探題(当寺清凉院大夫法印権大僧都)(『一﨟法師』(『秀海』)	、講師 興福寺妙徳院長教房権大僧都 『訓英』	、于時寺務東室光通 久我殿息	「中門堂最初ノ執行」(追筆)	永正十年〈癸酉〉自卯月廿二日於中門堂法花会五ヶ日始行之、		(表紙見返し)○白紙	執行薬師院大夫法印叡実(花押)	法花会始行日記	永正十年〈癸酉〉卯月 日	(表紙ウワ書)	(後補表紙見返し) ○白紙	叡実記	法花会始行日記	- (31.1) (後補表紙ウワ書)	六 法花会始行日記(東大寺図書館薬師院文書二・二九二号)
	本舜法師	秀覚法師	真儼法師	(2 ウ)	聖順法師	快憲法師	論匠衆	以上七人〈本竪者四人、加任三人〉	第四夜 賴賢『四聖坊之内式部卿公』	第四日 宗助 『四聖均貞奏房』	_	憲	第三下 海县 『恵蔵院子順房』	加加	第二夜 英訓 『密乗坊之内 帥公』	第二日 英厳 『禅花坊 少納言公』	初夜 净憲 『四聖坊之内了専房』「本竪者』	竪者

以上六人〈三番分〉

(3オ)

綱所日供垸飯之支配并会堂掃除等之支配、 綱之一﨟笠坊賢長也、 庄へ遣、 奉ヲ取ル、日供垸飯之支配ハ、小綱之一﨟役トシテ支配廻之、 代役二﨟宗賢致其沙汰之間、 合 (二)通) 支配之事申付、 分ハ自執行所方、 諸庄之 小 諸

申 奉ヲ取ル也、 ハ湯名夜刄五郎男存知スル也、 付 庄々へ支配ヲ遣、 又諸庄之掃除之支配ハ、木守役也、則木守湯名夜刄五郎男ニ 奉ヲトル也、 又ソレヨリ後八月ヨリハ、十二月ニ至迄 木守事両木守也、 正月ヨリ至七月迄

帰金屋行元可存知也

(3 ウ)

則今度者、 法花会被行時ハ、帰金屋行元カ親行真仕丁ニ申付、庄々支配之奉ヲ取ル者 夜刄五郎男ニ申付者也、已前永正二〈乙丑〉十一月十九日ヨリ

也

綱所日供垸飯米之事、於執行所相集、 石二斗四升 黒田庄 〈代銭七百八十文、 納所方へ所下之、 和市寺升一斗力六十三文宛〉 則請取分之日記 当

納所勧学院

(追記)「八斗六升闕庄分 北伊賀庄々〈代銭五百四十二文〉 加賀茂庄之分 寺門償之、」 公意方ヨリ被送持之、 当年預観舜五師

納所密乗坊

〈米ニテ沙汰之、寺升定

四斗 櫟庄

(4才)

禅栄得業英□方ヨリ被

六斗一升五合

此内 〈両笠間庄 三斗六升九合 〈両笠間 四聖坊之内貞順房、笠間殿子方ヨリ被送之、〉 代二百四十文)

《薦生庄 二斗四升六合

代百六十二文〉

〈乾方勧学院ヨリ被持送也、〉

六斗四升 **米** 薬薗庄 〈寺升定〉 〈正宝院大進寺主寛成方被持送之、〉

一斗六升 長屋庄 (寺升定) 〈当寺務東室殿ヨリ被持送之、〉

三斗二升 **米** 清澄庄 (寺升定)

〈安楽坊代道慶方ヨリ持渡也、〉 □料 □足

《此庄事、

叡実法印知行之庄ナレ共、

今

申契約之子細

在之間、 如此也、 修餘 ハ当所へ可被返付者也、

〈代二百五十二文出之、〉

自庄分

四斗

(4 ウ)

『寺升定』

合四石六斗三升五合 〈九ヶ所庄之代

代銭三貫九文 〈寺升ノー斗代六十三文ツヽ〉

此垸飯米ハ、庄々ヨリ会式已前ニ、 悉以執行所持セ被送者也、 則今度モ如

(和市定也、

此 又悉以各々請取、 自執行所出之切紙ノ請取也、杉原一紙ヲ四ツニ切テ

書出也、

此垸飯米所下事

石五斗 (代九百四十五文) 維那従儀師分

大乗院殿内 多門院へ所下

石五斗 現米 (寺升定) 注記 〈二条子丹波都維那

(5才)

石五斗 〈代九百四十五文〉 威儀師 二条丹波寺主

104

合四石五斗分 此分各々以請取三人之綱所請之

無官布代之事

四貫文、自寺務渡給者也

貫五十文

五百文

少綱五人之中

百文

出納

四百文 楽頭方

合二貫五十文 何モ――以請取下行之也

相残每度執行得分也

此無官布之事、為大井庄役会式コト、 自

(5 ウ)

寺務渡給之者也、大井庄之寺務得分雖無之、無官布代四貫文事ハ、毎々無

懈怠之儀被所下、則於執行所請取支配之者也、然処、今度寺務東室殿、此

無官布代事、惣而無御覚悟之上者、不可被出之由返答、言語道断之曲事云々、

度々所下之例明鏡之旨ヲ以出世御後見舜賢得業ヲモテ申詰之間、則所下之、

会式毎二寺門ヨリ畳之代ヲ四貫文分寺務へ被進上足ヲ毎度無官布方へ、御

立用事、已前永正二〈乙丑〉歳会式執行之時モ、

(6才)

会料方ヨリ被進上、畳之代ニ立用候間、 会料納所興春得業方ヨリ、執行所

被渡之者也、又今度モ任其例、御立用之間、年預観舜得業ノ切符ヲ被出

会料之納所密乗坊英憲方ヨリ請取之者也、 書状共毎々別紙在之者也

竪者威儀供・捧物之事

三百八十文 浄憲

四百八十文 英厳 『少納言公』

三百八十文 英訓『帥公』

四百八十文 澄芸『中将公』

三百八十文 実憲『了順房』

四百八十文 字

類式 部卿』 野卿』

三百八十文

合二貫 (九百) 八十文 〈加目銭之、〉

(6 ウ)

上ノ八十文ツ、ハ加階トテ官位ニ取之、則叡実上座・法橋・法眼・法

ワ、上ノ口之銭無之者也、則請取ニモ官位ヲ書載遣之、又請取之案文

印加階四ツノ間、一ニ廿文ツ、ナレハ、四ツニ八十文取之、無官ニテ

別紙在之、

一、亭殿方之事ハ、其之歳之会行事奉行之云々、今度之会式之事、 会行事正宝

院大進寺主可被致其沙汰之処二、一向ニ無案内之間、拙者ニ被申誂之間

致奉行者也、

則亭饗料請取分

(7オ)

自分一口 会行事一口 会勾当分一口 鍋見卜云

合三口分請取ヲ遣、 請取之、

口宛 六十五文

正宝院可被取ト云へトモ、代ヲ沙汰之上ハ、此方へ取之、此会行事分〈一口〉、会勾当分〈一口〉トワ〈合二口〉

一、亭殿へ会式結願之前日ニ会行事罷出見合テ、無越度之様年預方ト申合相調

者也、 掃除已下畳已下ノ事ハ、一円年預五師沙汰也

会堂之事ハ、 中門堂ヲ被相構会式始行之、

講師坊ハ戒壇院之千手堂ヲ被相構之、 則執行所ヨリ屏風并畳・ウスヘリ・

簾等、

(7 ウ)

出之、 戒壇院之知事ニ申テ、何モ々々借用シテ用意之、 相調者也

読師坊ハ大仏之西廻廊ノカコイヲ用意之、講堂之千手観音ヲツクラルヽカ

イヲ被用之

亭殿之差帳、 会行事沙汰之〈ヨミアクル事也、 今度之竪者交名□事也、

差帳出書事、 寺務之以御下知、 出世御後見方被書成之、 則宝庄院舜賢房被

書成者也

今度之竪者交名

快憲法師 聖順法師 真儼法師

(8オ)

英算法師

以上四人本竪者也

本竪者今度快憲 〈深乗房〉 為理運之処、 加任之竪者不慮之寺家ト申事在之

テ、澄芸 〈中将〉・宗助 〈貞教房〉両方及相論之間、 本竪者四人之中、快憲

以 償 1

者卜云、 人被相退、 不便之次第也、 加任二人之相論之儀、 但自寺家、 以内儀、 無為云々、 成身院明舜房律師二被仰合 彼快憲事ハ、

> 密乗坊下地申合、 快憲ヲ被加教訓之間、 雖背本意ヲ無力、本竪者ヲ相退之

間、 彼両人無為二竪義可被相遂者也、 今度之事、 珍子細新儀、 中

[(不及是非)

(8 ウ)

、就法花会之儀、 検校役篝等之役者已下之事多之、然処二已前之検校小二郎

死去之間、 其体于今不相定之間、今度検校之体之事、色々以調法拝殿之ケ

ンマ源二郎カ子ノチヤクシノ神人ヲ検校ニ今度定置、 其役ヲ被沙汰者也

講堂之堂童子役、於会堂色々在之、講堂之炎上已後、堂童子無之間、

子役可勤仕体無之之間、六堂之中三﨟行房二被申付、 、堂童子役被勤仕者也

此会式之事、 去年十一月中ニ可被始行之処、 加任之竪者之事ニ寺家ト出世

御後見

(9オ)

依有其紛当年ニ延引之、

、講堂之掃除之事、 可任先規之処、中門堂在所セハク小分之間、 掃除ノ丈尺

相違云々、 然間、 木守申付、 以丈尺、打分諸庄々へ配当札ヲ、 又自執行所

庄/~分書出、 木守ニ申付、 中門堂正面ヨリ東方之分、 北南へ札ヲアヒ

クハリ、立置スル者也

掃除之事、 大講堂之儀ト中門堂ト相替之間、 諸役分今度以尺杖打分申

付也

櫟庄 四丈 薬菌庄 五丈二尺 賀茂庄 一丈二尺

(10 才)

送之也、

清澄庄 三丈一尺 長屋庄 一丈二尺 雑役庄 五丈三尺

(9 ウ)

合七町分也、今度以尺杖、木守之帰金屋行元二申付、 六ヶ之庄へ配

一、惣而寺門之神事法事、可被始行定日事、何比可有其沙汰之由、 世後見并年預牒送之、則今度就会式執行之儀、 当之、自正月七月至迄、木守夜叉五郎男二申含者也、 寺門集会之砌ヨリ、年預方 於執行所出

ョリ、少綱一﨟ヲ使者ニテ其分被申送者也、又出世後見方ョリハ以折紙牒

一、惣而捧物并無官布銭分、寺門訪亭殿之饗料以下ニ至迄、惣都合七貫百廿文、

、 惣而日記色々別紙在之、於自然之紛者、懇二旧記可明者也、

加目銭之定納取之、

(三行分余白)

永正十年〈癸酉〉 日

法印叡実

(10 ウ) 〇白紙

(11 オ)

紙数十一枚

貞享元 甲子〉 九月 日 修覆

法眼実宣

(11 ウ) (後補裏表紙見返し) (後補裏表紙)○白紙

107

八貫四百文

講師

(二口講師分、

一口自分

七 法花会私日記 (東大寺図書館薬師院文書二・二九六号)

○紙背文書があるが翻刻は省略した。

(表紙ウワ書)

「弘筆」 慶長

法花会私日記

(表紙見返し) ○白紙

(1オ)

法花会料所下結解状 〈弘治二年 〈丙辰〉 十二月廿二日始行〉

、十四貫文 探題 〈四口探題分、一口自分〉

四貫二百文 読師一口□ (半カ)

(1 ウ)

廿四貫文 他寺聴衆十二口〈興福寺九口・薬師寺二口・法隆寺一口、二貫文宛

八貫文 〈散花師英珍 年預五師 会所納所、 次第聴衆、 各貳貫文宛

〈他寺聴衆十二口・綱所三口・勧盃已講一口、

五百文宛

八貫文

非時供

、八貫四百文〈綱所三口・威儀師・維那・注記、 、三貫文 〈専寺綱所三口 正宝院父子・薬師院、 各二貫八百文宛 各一貫文宛、会料残米代〉

(2 オ)

、二貫文八百文 正勾当会料

、二貫文

権勾当会料

十四貫四百文 専寺聴衆九口、 各一貫六百宛

、廿五石五斗 此外四升二合 〈伶人ノ内マテ、楽頭紛仕出シ、従寺仲人シ、臨時米入処〉、

一、一貫二百文 笙・な笛・篳篥・太鼓訪

(2 ウ)

一、十二貫文 論匠衆 〈隆賢・延秀・英実・光憲・快円・公雅

、八百五十五文 油代〈一斗五升 八合升定、一升 五十七文宛

一、二百文 年預小綱

一、四百文 両承仕 〈貳百文宛〉

鎰取·綱掌 〈一貫五百文鎰取・六百文綱掌

、五十文

講師捧物絹切 正大煩

(3才)

一、百廿文 講師裹物 〈絹五疋代年預分〉

、二貫文

亭別給 神主方下行之、

一、百文 寺木守別給

一、二百文 莚十枚代〈会堂高座辺敷之、 年預方)

一、五十文 壇中 堂童子

(3 ウ)

、壱貫文

結解料

年預方

合百卅九貫四百七十四文

米所下 長合升 二斗七升

四石五斗九升 大仏供 十七杯 、一石七斗

一、一斗

(4 ウ)

、一斗二升

行事小綱·堂童子 各四杯宛 一、三斗 (後欠)

公人二﨟·正勾当·出納 各三杯宛

此外十杯棟座役 〈自庄家沙汰之、合廿七杯〉

講師

寺升下行和市一斗代廿五文宛

一、四石

(4 才)

読師 初日楽所饗料

一、一石六斗

一、一石

鎰取·綱掌日役

一、一石

鎰取·綱掌道問料

一、五斗

綱所三口、此内〈威儀師七斗、余二人五斗宛〉

御仏供 亭油土器代、出納 堂童子

公人二﨟 堂童子 出納

大煩

出納

一、四斗

一、一斗

奉 取

一、一斗

掃除

同

一、一斗五升

敷設代

七堂

一、三斗

執蓋役等

一 斗

御読経仏供同

堂内幡懸代〈瓦葺・檜皮葺〉

109

八 法花会日記 (東大寺図書館薬師院文書二・二九七号)

○紙背文書があるが翻刻は省略した。

(後補表紙ウワ書)

天正五

法花会日記

実祐記

(後補表紙見返し) ○白紙

(表紙ウワ書)

天正五年〈丁丑〉

法花会日記 薬師院 (花押)

(表紙見返し)○白紙

天正五年〈丁丑〉十二月二日ヨリ始行候畢

北林院、時一﨟法印

上生院了職房

文殊院

出世之御後見

(1オ)

探題 大蔵卿法印権大僧都隆賢

_

講師 浄実已講

読師 大法師良教房 〈中門堂衆之一老〉

時之寺務 大蔵卿法印

(1 ウ)

竪者

初夜研学 深長 〈禅花坊之内〉

第二日 大夫公〈内(同) 内

第夜 願教房 〈上院普賢院〉

第三日 学勝房 (妙厳院)

長乗房 〈観音院〉

夜

寺務加任

第四日 了春房 (地蔵院)

夜

禅宗房 (中証之院内)

(2オ)

以上七人〈本竪者四人・加任三人〉

、日供垸飯諸庄役所出分

黒田庄一石二斗四升〈時之納所良順律師出被申畢、〉 四聖坊之内

上笠間一斗八升四合五夕〈成福院之内、宮内卿公執行所へ持送、

下笠間一斗八升四合五夕〈金珠院内、長願房下笠間第支配〉

其時之西室院納所支配

薦生庄弐斗四升六合法住院長勝房被出畢、

(2 ウ)

北伊賀庄七斗

〈北林院之内、

部屋 カリ 順正房東南院殿納所支配出申畢、〉(借)

寺之御支配

櫟庄四斗 〈闕所庄会料之納所慈光院ョリ出持被送、〉

清澄庄三斗二升〈安楽坊役納所北林院ヨリ出被申畢、遅々不納間迷惑之由 達而雖被申、 従寺先例如此被申、 無力出申者也、

薬薗庄六斗四升〈北林院出被申畢、是 利運仁可被出之旨、堅被申、任道利所出被申也、)前者正宝院未進ナリ、只今者、無其体、北林院存知 □(t) 郡山ヨリノ反銭被付、被申上

長屋庄 一斗六升 〈時之寺務役而任先例被出也、 北林院)

(3才)

賀茂庄一斗六升〈闕庄、 寺役、 会料納所慈光院執行所持送畢、

雑役庄四斗 〈是茂闕庄之間、 如賀茂庄、

以上日供米庄役、 有形今度此通澄畢

石五斗経記従儀師分

日供米下行様一石五斗威儀師分

石五斗従義師分

三人三口綱所へ、以寺升、執行所之ヲ渡申事、 従先規無紛事、 旧記糺敷有

之、 以此升可渡之由申之処、 経記南院無明無実之召体ニテ、 経記

(3 ウ)

旧記ヲ此方へ被見候ニモ、ナニノマス共無之ニ、先如何様及申事候者、 当

寺同心可行カノ心中ニテ申懸テ、結願夜之半迄、 押被申候処、 時之年預上

覚悟被申処、 生院被申様、 興福寺聴衆今度十五人被渡候内、 不謂恣之新儀非例ヲ難有同心間、 押置、 妙徳院、 結願及明夜トモ無力 利非ノ事者、 重而

旧記次第可有噯被申、 第五夜ニ結願有之候以後、 任旧記、 此方者如前 々之

綱所衆於致請者無異儀由、 返事候間、 重而妙徳院以折帋、 先年之以寺升如

有来御渡候て可給候と、年預上生院迄被申送候条、 以寺升、三人綱所下行

石五斗宛申畢

(4才)

前代未聞南院経記、 聊爾不足之被申事卜、 両寺聴衆衆□□沙汰者也、

失面目、被請殊請文認背先規候間、 請サセ申マシキト申事ヲヨヒ候ヘトモ、

不存知御免許申分間、 同心申也

妙徳院之折帋相副置候

当執行へ従寺所出分之事

弐貫文、会式付訪定例 〈是ハ当執行迄〉

弐貫八百文、皆下専聴衆置所出有之、是ワ三綱不従多小各々請取出仕シ畢

(4 ウ)

竪者衆分

調鉢代 三百廿文宛、 人別宛七人ヨリ請

三綱中各調鉢代者、 以請文取畢、 請文之案文在之、 別懸置、

差帳、 コレワ寺務ヨリ懸会行事被送候ヲ、 結願夜亭殿ニテ読申也

差定明年法花会竪者交名事

(5才)

英定法師 英慶法師

英清法師 訓経法師

所差定之状如件,

天正五年 **介** ∄ 十二月日

一、今度之法花会付、執行方所出、 従寺相違付、 「無量寿院訓経、 (擦消)

雖為少老儀

111

□臈 □出□仕]」三綱中ヨリ之申事ワ、三綱一人別二貫

貫文■皆下請取

竪者ヨリ

調鉢代三百廿六十文、三綱各請文取申者也、 コレワ□無相違.

(5 ウ)

(以下余白)

、皆下所出一貫文可在之由被申付、

一円不謂儀

探題 訓芸法印 〈無量寿院

興福寺

講師 修南院々家

読師 大法師良泉坊〈文殊院〉

結願夜可被出処、堂中ノ申分ハ、六堂衆坊迄、迎ニ可出之由被申而出仕ナ

ク、

(6 ウ)

さいくわに及也

結願夜会堂料理過テ、ヤカテアハラヤエ出仕シテ亭論儀有之、

(以下余白)

(7オ) ○白紙

(7 ウ)

(6才)

慶長七年 〈壬寅〉十二月十九日始行也

所々蓮乗院不及申事ニ□出、 結願有也、 其故ニ良泉坊ハ

(後補裏表紙見返し)

法眼実宣

(後補裏表紙) ○白紙

竪者

初夜 浄観法師 第二日

澄延

第二夜 訓賢々々 第三日 祐芸

第三夜 実英々々 第四日 訓秀

第四夜 良意

第三日夜、 窪転経院引被帰、 其子細者、 勾当補任噯候て法事ニ出仕申間

(8才)

両日待申候へ共、補任可取沙汰ナクシテ、押而出仕申間、 一乗院殿御内

者萬相届処、 窪転経院失面目トテ引ノカレ、 一夜延、 其次夜出仕被申侯

然処、読師読師早々出仕ト申候処、六堂迎ニ寺迄来間、ミチマテ越ニテワ

出仕申間敷アツテ、種々噯ヲ不聞、夜明自堂方之内、蓮乗院呼出、読師勤

被申也、

(8 ウ)

其夜罪科有之畢、

(以下余白)

(紙数九枚)

貞享元 〈甲子〉九月日修覆

九 永正二年東大寺法華会記録(京都大学総合博物館所蔵一乗院文書)

①東大寺年預五師延海奉書

「永正二年 〈乙丑〉十一月十九日法花会」

当寺法花大会来月中旬之比、可有執行候之由候、 、其方

之綱所方御伝達可為珍重候、 鎰取方へ同可被仰遣候

之由、 十月七日 評定候、 年預五師 恐々謹言

延海 (花押)

注記丹波寺主御房

②-1東大寺法華会専寺聴衆年戒交名

法華会

専 (東 東大寺)

聴衆年戒 大蔵卿禅花坊

大夫五師 惣持院

英順得業 (年四十四、

舜賢房五師 東室内

禅栄房 密乗坊

以上 専寺分

講師 大夫法印権大僧都秀海

読師 行賀大法師

②-2東大寺法華会他寺聴衆年戒交名

輔公 円城坊

宗順得業〈年六十、

戒四十五)

実友得業〈年五十八、 戒四十四

願証五師 深位坊

顕円得業〈年五十六、 戒四十

長敒得業〈戒三十八〉 興春公 四聖坊

大進公 三蔵院内

康慶得業〈年五十、戒三十五〉

小将五師 信花坊

英海得業〈年四十八、戒三十四

弁公 実相坊

重祐得業〈年四十六、戒三十〉

延理得業〈年四十五、 宮内卿 西室内 戒三十一〉

戒三十一〉

延海得業〈年四十三、 戒三十〉

英憲得業〈年四十三、戒三十〉

三位 東室内

三位 信花坊内

秀恵律師〈年六十七、

戒五十〉

大弐 金蔵院 英経権少僧都

盛縁律師〈年七十一、戒五十七〉

良範律師〈年六十三、

戒四十五

琳禅房 東室内

実儼擬講〈年六十一、

戒四十四

卿公 東室内

他寺聴衆年戒

実英擬講〈年六十二、 戒四十七〉

朝乗得業 光盛擬講〈年五十九、 〈年五十九、 戒四十二>

戒四十七)

宗宣擬講 〈年五十三、 戒三十九

乗弘得業 〈年五十三、戒三十七

隆俊得業 〈年五十一、戒三十六〉

快乗得業 年五十二、 戒卅五)

清宣得業〈年四十三、戒廿八〉

以上興福寺分

③東大寺出世後見秀海書状

床賦早々可然候義、 薬・法隆寺) 両寺年戒遅々

可為如何哉、 又可致催促候

法華会来月中旬之比、可有執行旨、先日自年預五師被

申送、則鎰取·綱掌御下知之事、被仰御意得候由候

目出候、 年戒ヲ専他共以取進之候、 薬師寺・法隆寺年

戒及度々雖申遣候、于今無其沙汰候、餘無尽期候間,

也 先専他分調進之、於巨細者、使者可申候間、令省略候 恐々謹言、

出世御後見

十月十一日 秀海 (花押)

注記御房

④東大寺法華会薬師寺聴衆年戒交名 薬師寺聴衆〈二口〉

長懐 〈慣了房得業、年四十九、戒三十五

継淳〈成禅房得業、年四十、戒廿七〉

「十月十一日ニ到来、」

法隆寺聴衆年戒

実宣大法師

年五十、

戒卅五〉

合

延勝房得業

十月十二日

安養院

⑤東大寺法華会法隆寺聴衆年戒交名

威儀師

三床 〈南上首〉

維那 注記

長敒得業

乗弘々々

隆俊々々 快乗々々

康慶々々 ○実宣々々

四床

(西上首)

重祐々々 延理々々 探題大蔵卿権少僧都

会始 大弐律師

(左一行衍)

会始 三位律師

会始 三位律師 二床〈北上首〉

実英擬講 光盛々々

5宗順得業 ○実儼擬講

実友得業 朝乗々々

顕円々々 宗宣擬講

英海々々〈重服之間辞退、)

散花師 長懐得業

⑥東大寺法華会床次第

法華会床次第

床

(南上首)

英順々々 延海々々

> 英憲々々 清宣々々

継淳々々

已上

⑦東大寺法華会所作当次第交名

法華会所作当次第

初日花厳宗 精義

順助 探題

一問朝乗得業 二間快乗々々

三問英順々々

惣持院大夫公

薬師寺成禅房 四間継淳々々

五問英海々々 信花坊小将公 実友 〈円城房、 帥得業

第二日花、如意輪卿公 無量寿院 精義実儼擬講

春芸

問宗順得業 東室内琳禅房 三蔵院内大進公 二問康慶々々

三問延海々々 宝性院舜賢房

四問清宣々々

法隆寺

第二夜

五問実宣々々

信祐〈三論宗、 専厳公〉精義宗宣**擬**講

三間英憲々々 蜜乗坊禅栄房

五問康慶々々

問実友得業 二問宗宣々々 法隆寺、延勝房

円禅坊帥公

四問延海々々

114

三問長懐々々薬師寺慣了房	東大寺 一問隆俊	法 盛重〈実相坊内、 会 第四夜	記 五問長敒々々	水 三間快乗々々	2年 一問乗弘得業	快恵	本 花三蔵院治部卿会 第四日	欧 五問乗弘々々	帮 三間継淳々々大 薬師寺、成禅房	一問長 一門長 一門長 一門長 一門	椿賢	第三夜	苯 五隆俊々々	文書 三問清宣々々	一問顕円得業深位坊内願証房	公意〈信花坊内、第三日 三
四問重祐々々	二問延理々々	春禅房〉 精義実英擬講千手院		四問延理得業西室宮內卿	二問重祐々々実相坊弁公	精義実儼擬講			四間 英順 々々 惣持院大夫公	二問長懐々々薬師寺、慣了房	精義宗軍拾			四問英憲々々	二問英経擬講禅花房	観承房〉 精義光盛擬講
信祐〈専厳房〉 精義	整者、三論宗第二夜	五問実宣	三問延海	一問宗順	春芸 精義	第二日 実儼	五問実友	三問英順	一問朝乗	順助精義	初夜探題	法華会所作	(月) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日	8東大寺法華会所作交名	注記御房	以上
彩 宗宣			四問清宣	二問康慶				四問継淳薬、成禅房	二問俊乗				2	· 交名		

第四夜

東大寺法華会記録 19 永正 2 年東大寺法華会記録 京都大学総合博物館所蔵一乗院文書

盛重〈春禅〉 朝座 同夕座 朝座 初日 夕座 朝座 同 ⑨講問役交名 五問顕円 三問長懐 一問隆俊 講問々役 第四日 第二日 第二日 朝座 夕座 以上 〈自講師、注進之、〉 精義 快乗々々 隆俊々々 乗弘得業 朝乗得業 光盛々々 実英擬講 宗宣擬講

初日夕座

重祐計 延海 分花無人候者、可伝之床之丁衆候、且又先例候

長 分花計 英順聚問兼之 第二日朝座 竪問兼之

竪兼之

清宣

英憲 竪兼之 竪兼之

同夕座

永正二〈乙丑〉十一月十九日

法花会

法華会初日条々

⑪法華会初日条々

延理 分花計 第三日朝座 延海

夕座

実宣々々

四床分花衆之事、加散花師而、毎会上代者、九口之出 番候而出仕候、竪問等行合候而、出仕無官数候様役配 仕候、さ候へハ会式遅々候之間、元乗注記之時節、結 紙注進候、其段內々四床丁衆へ可有御伝達候、

実英

已上

四問重祐

⑩四床分花衆交名

一問延理

重 竪兼

此分出世後見坊遣了、

長 分 懐 清 宣 英順 竪兼之 ◇第四日朝座 ○第四日朝夕座 同夕座 同 延理 継淳 延理

一、堂荘厳事、直ニ可賢知事(検) 以鎰取可下知堂童子事

一、集会鐘可槌事

行事小綱并侍等、堂内所役之次第、 可入魂事

立明事、 年預五師方可申遣事、 焼手出納

楽所出仕之事、 若有遅参者、 年預五師方可申

遣事

、職掌可相尋事 東西丁衆人数事 執蓋役人可相尋事

光燈臺事、 夕衆計置候歟否事、 自朝座置之事

硯筆者、

自夕座置之、

一床分、於集会所腰懸ニ着座之次第事、西之南之

端上首、二﨟者東之南之端ニ可有着座、三﨟又西

ノ南ヨリ二番目可有着座、 又四﨟東之次ニ可被

三位律師秀恵 三花坊内

禅花坊内

へ散花師可催出之、

竪問五人

⑫法華会第二日朝座条々

(元見返し奥書)

舜善房擬講実英

講問役人

座

エヒスカケニ可被着座事

初日条々」

永正二〈乙丑〉十一月廿日

問琳禅房得業宗順 東室内

第二日朝座条々

集会鐘事、自初日夕座、 講師下知事

堂荘厳事、無越度之様可検知事

止集会之鐘可開堂戸事〈自影迎戸、 可開初事〉

四間民部卿々々 清宣

. 興之丁衆、西室之内

三問舜賢房々々

延\

一問大進々々

康(

一、講読三度案内之事、令出仕者、最前ニ初度申之、

丁衆、少々有出仕者、第二度申之、於第三度者、

皆参之後、可申之、使者少綱、若有遅々者、以鎰

威儀師

探題案内申之、使鎰取

五間延勝房々々

法之丁衆、北上院

取可申之、

講問役人可催之、

舜実房五師朝乗

会始之事、急可催出 使鎰取〈近来三度案内無之、〉

信花坊

一、唄師大進得業康慶可催出之、

精義者、 卿擬講英儼可催出之事実相坊のうち

竪義者、春芸

〈如意輪院

松明之料、 従**人** 儀師

侍不召之、行向後戸、密々可下知事

短尺机・光燈臺・硯筆、 同置之事

已上

分花衆

延海〈竪以兼之〉

清宣 同

重祐

(元見返し奥書)

「第二日朝座条々」

③法華会第二日夕座条々

永正二〈乙丑〉十一月廿日 法花会

第二日夕座条々

一、集会之鐘止之、可開堂戸事〈自影迎戸、可開初、

唄(師

大進得業康慶

堂内事、無越度之樣可賢知事(檢)

講読案内事、

使者 少綱

会始出仕催促之事、

実相坊院 講問役人 三位律師秀恵

堯禅房擬講宗宣

精義者可催出之、

興之丁衆、安楽坊之内 堯禅房擬講宗宣

竪義者信祐 東室内専舜々々 散花師

可催出之、

竪問五人

一問延勝房々々実宣 .法之丁衆、三 蜜乗坊

三間禅栄房々々英憲

四問舜賢五師延海東室内

五問大進得業康慶

一問帥得業実友円城坊

第三日朝座条々

一、堂内事、無越度之様可賢知事

講読三度案内事、

一、会始可催出事、

東室内

一、探題連々案内申之、於第三度者、侍迎ニ参之時出

仕也、

威儀師

従儀師

分花衆

英憲〈竪問兼之〉 延海 同

舜賢五師延海 (西室内)

、短尺机・光燈臺・硯筆、 同置之事

十九日

(元見返し奥書) 「第二日夕座

⑭法華会第三日朝座条々

永正二〈乙丑〉十一月廿一日 法花会

一、集会之鐘止之、可開堂戸事 〈自影迎戸、可開初、〉

同前

使少綱

三位律師良範〈使鎰取〉

一、講問役人

善了房得業乗弘

三蔵院内

散花師 明(師 大弐得業康慶

一、精義者

行学房擬講光盛

竪問五人

一問願証房々々顕円 一問事興春房相伝也

一問禅栄房々々英憲

三問民部卿々々清宣

四問舜実房々々朝乗

五問行賢房

々々隆俊

竪義者公意 〈観順房、 信花坊内

威(儀)

従儀師

一、探題事、可催申、 使鎰取

分花衆

清宣〈竪兼之〉 英憲 同

第三日夕座条々

継 薬 淳

短尺机・光燈臺・硯筆、 同可置之事

松明之料、注記不召、侍行向後戸、密々侍ニ可下

知事、

已上

り法華会第三日夕座条々

永正二〈乙丑〉十一月廿一日 法花会

、集会之鐘止之、可開堂戸事〈自影延之戸、可開始、

、堂内事、 無越度之様可賢知事

講読案内之事、

次第同前 使少綱

東室内 会始可催出、使鎰取

三位律師良範

講師問役人

行賢房得業隆俊

唄(大進得業康慶 三蔵院内

唄師事、 可催出之、

第三日夕座ニー問事、 願証の所可有沙汰云々、

精義者 卿擬講実儼

分花

長懐

威儀師

短尺机・光燈臺・硯筆置之事

⑩法華会第四日夕座条々

永正二〈乙丑〉十一月廿二日

竪義者 偆賢 〈勧学院、宗舜房〉

竪問五人

問興春房得業長敒

一問慣了房得業長懐

三問成禅房々々継淳

惣持院

四問大夫五師英順

五問善了房々々乗弘

英順 継淳

一、探題事、 可催出、 使鎰取

従儀師

已上

法花会

第四日夕座条々

集会鐘事、注記令出仕者止之、堂戸可開事〈自影 延戸、可開始、〉

講読案内事、 可為同前 〈使少綱〉

一、堂内事、無越度之様可賢知事

会始事、 可催出之、使鎰取

一、講師問役 大弐律師盛縁

三蔵院内

延勝房得業実宣

北上院、露生院

一、 唄**(** 大進得業康慶

散花師 〈探題坊〉

実相坊内

竪者 盛重〈真禅房、 実相坊内〉

精義者

円縁坊□坊 舜善房擬講実英

竪問五人

問行賢房得業隆俊 西室内

一問宮内卿々々延理

三間慣了房々々長懐

四問弁々々重祐 実相坊内

一、探題事、可催出申事、使鎰取 一、探題事、可催出申事、使鎰取 一、威儀師 従儀師 延理 長懐 延理 長懐 延理

者・竪義・精義)などである

II 興福寺維摩会記録

興福寺維摩会記録解題

であるから、 法隆寺の僧侶が職衆として参加した。維摩会も東大寺法華会と同じく論義法会 会である。平安時代以降、藤原氏長者が主催し、興福寺の他、東大寺・薬師寺・ 奈良興福寺で本来は十月十日から十六日まで行われた『維摩経』を講ずる法 その職衆他の役割は共通性があり、 探題・講師・読師・聴衆 問問

成方・新袈裟方などからの支給物の記事などがある。 講師坊からの威儀供や維摩会料所興福寺領坂田荘からの供物、 義・問者・精義などの職衆に絞り込まれる。法会の内容は法華会と共通性があ あったから、そこで高い評価を得るための資料としてこれらの記録は残された とえば、興福寺内宿坊関係記事や、興福寺側からの受給物である興福寺別当坊・ るため、その記録・日記の記述内容も類似する。一方、独自のものもある。 大寺法華会の場合と違い、東大寺寺僧の維摩会記録の書き手は、聴衆の内、 と言える。 維摩会は南都寺院社会随一の法会である。東大寺にとって最高のハレの場で ただし東大寺は主催者ではないため、関わり方も限定的である。 そして東大寺助 た 竪 東

高山有紀・永村眞によって中世維摩会の実態解明は進んだ。とりわけ永村の

高山有紀『中世興福寺維摩会の研究』(勉誠社、一九九七年)。永村眞「法会と文書

も言及しており有益である。全体像はそれらの成果によられたい。以下では本 研究は興福寺側の記録を駆使するだけでなく、 今回翻刻紹介した東大寺の記録

冊で掲載した記録・日記の個別解題を行う。

事例がある。 は興福寺側の記録を後に東大寺僧が入手したものである、竪義の場合も同様の 興福寺維摩会関係記録の配列も概ね職衆ごととした。(1)複数職衆にわたるも (問者・竪義・精義)、(2)竪義、 (3)問者・精義、 (4)興福寺専当である。最後(4)

の

複数職衆(問者・竪義・精義)

維摩会記録 四一一五四一

たものである。 「東大寺四聖坊」(表紙ウワ書)が、以下の 江戸前期のものであろうか。 (あ) ①~④と(い) ⑤を書写し

誤写 明徳二年(一三九一)と応永元年の間に文和元年(一三五二)竪義兼精義円範 真日記。④享徳三年より文明十六年(一四八四)は聴衆・精義延営日記。 衆・竪義の英覚日記と推測される。ただし途中(22オ以下)に③の経真日記が 僧都日記の引用がある(12 ウ以下)。②応永十一年より永享六年(一四三四) 衆の弁玄撰である。弁玄は、 は前後①③との書きぶりの違いと末尾の英覚差出の文書引用から判断して、 (あ)①永徳元年(一三八一)十月度から応永元年(一三九四)までは、 (重複)されている。③永享九年より享徳二年(一四五三)聴衆・竪義経 この間に、問者・竪義・精義を勤めている。途中 聴

[―]興福寺維摩会を通して」(『中世寺院史料論』吉川弘文館、二〇〇〇年)

見返しの延営の識語は①から④までかかるものと判断できる。

(い)⑤長享二年(一四八八)より享禄二年(一五二九)は聴衆・竪義・精

義英憲日記である。

的に上生院蔵になった(表紙ウワ書黒印)の書きぶりと筆跡は見出しがたかった。さらなる探求が必要である。なお最終東大寺図書館記録部には四聖坊僧侶による複数の記録があるが、本号と同様

里皇

一 維摩会日記 一四二—四六六

度竪義・文明十七年十二月度精義分を追記している。ただし文明七年と十七年 その後英覚は享徳三年十二月度聴衆・康正二年(一四五六)十二月度精義の記 では筆跡が異なるようでもあり、 録を追記した。 作法・次第については である。 享徳二年 本冊は支出費目の記録であり「経営方日記」と位置づけられている。 (一四五三)十二月度の第五夜竪者英覚撰の原本 伝領した英祐(表紙ウワ書) 「委細別日記」があったようだが、 なお検討の余地がある。 は、 文明七年 現存はしていない。 (一四七五) 十二月 (祖本にあたる)

三 維摩会記 一四二—四六五

後に英経が伝領し長享二年(一四八八)十二月度の問者として追記した。寛正五年(一四六三)十一月度の竪義英澄撰の原本(祖本にあたる)である。

四 維摩会遂業日記 一四二—四六七

|永正十五年(一五一八)十二月度竪義密乗坊英憲の撰の原本(祖本にあたる)

いマニュアルとなっている。表紙を欠くためにその後の伝領関係は不明である。るように書いたものであろう。東大寺僧が維摩会竪義を遂行する上で、質の高致も安定している。適宜、旧記の参照もあり、維摩会完了後に今後の参考となである。冒頭の「加行事」から末尾の「雑々買物」まで構成がよく練られ、筆

五 維摩会日記 一四二—四九三

林院にあって、成杲はそれを親本としたのであった。(一五二九)十二月度の竪者英厳撰が祖本である。前号の師匠である永正十五紀後半には惣持院英秀が伝領(12ウ識語)し、そのものもしくは写本が後に北紀後半には惣持院英秀が伝領(12ウ識語)し、そのものもしくは写本が後に北紀後半には惣持院英秀が伝領(12ウ識語)し、そのものもしくは写本が後に北紀後半には惣持院英秀が伝領(12ウ識語)と、そのものもしくは写本が後に北紀後半には惣持院英秀が伝統(12ウ職語)と、そのものもしくは写本が後に北紀後半には、「一位に対している」とは、「一位に対している」とは、「一位に対している」とは、「一位に対している」とは、「一位に対している」とは、「一位に対している」とは、「一位に対している」とは、「一位に対している」とは、「一位に対している」とは、「一位に対している」とは、「一位に対している」とは、「一位に対している」といる。「一位に対している」と、「一位に対している」とは、「一位に対しいる」とは、「一位に対している」とは、「一位に対している」といる。「一位に対している」といる。「一位に対している」とは、「一位に対している」といる。「一位に対している」とは、「一位に対している」といる。「一位に対している」とは、「一位に対している」といる。「一位に対しまる」といる。「一位には対したいる」といる。「一位に対している」といる。「一位に対しまれば対している。」といる。「一位に対している」には、「一位に対している」といる。「一位にはないる」といる。「一位に対している」といる。「一位にはないる」はないる。「一位に対しないる」はないる。「一位にはないる」にはないる。」はないる。「一位にはないる」はないる。「一位にはないる」といる。「一位にはないる」にはないる。「一位にはないる」にはないる。「一位にはないる。」はないる。「一位にはないる。」はないる。「一位にはないる。」はないる。「一位にはないる。」はないる。」はないる。「一位にはないる」はないる。」はないる。」はないる。」はないる。「一位にはないる。」はないる。」はないる。」はないる。」はないる。」はないる。」はないる。」はないる。」はないる。」はないる。」はないる。」はないる。」はないる。」はないる。」はないる。」はないる。」はないる。」はないる。」はないる。」はないるはないる。」はないる。」はないる。」はないる。」はないる。」はない

六 維摩会竪義日記 一四二—四七六

義興福寺金蔵院堯範撰を写した後に、②天正十七年(一五八九) 三八、維摩会見聞記〔元禄十二年〕)が、①天文十年(一五四一)度十二月度竪 とともに東大寺北林院が興福寺より入手したと考えられる(表紙ウワ書黒印)。 ものではないが、 簡単に言及している。 英撰の日記を書写したもので、末尾では寛永十八年(一六四一)三月度にごく の竪義某の記事を追記、そして③元和九年(一六二三)十二月度竪義栄観房長 江戸中期初め元禄年間頃の興福寺秀胤 比較の素材として有用であろう。 興福寺竪義の記録であって、 (東大寺図書館所蔵記録部 東大寺僧の活動を直接示す 後に前述の一 四一一五三八 五月・八月度 一四一—五

七 維摩会日記 一四二—四六九

天正十八年(一五九〇)十一月度竪義中證院訓英カ撰の原本(祖本にあたる)

である。全三丁に過ぎず当座のメモの域に留まっている。

門者・精豪

八 維摩会真俗私日記 一四一—五二六

ない年の記事もある。後に澄芸が伝領している(表紙ウワ書)。を関係記事を集めた部類記である。自らが問者・精義を勤めた記事は詳しい一会関係記事を集めた部類記である。自らが問者・精義を勤めた記事は詳しい一会関係記事を集めた部類記である。自らが問者・精義を勤めた記事は詳しい一会関係記事を集めた部類記である。自らが問者・精義を勤めた記事は詳しい一会関係記事を集めた部類記である。後に澄芸が伝領している(表紙ウワ書)。

九 愚記(薬師院文書二―二五六

維摩会の記録のみである。当該部分は異筆の可能性が高い。 最終的に執行薬師院に移っている。表紙ウワ書には、「法花会」の文言もあるが四八七)十一月度の追記がある。江戸初期の清凉院実英伝領(表紙見返し書)。 長禄四年(一四六〇)十一月度、文明五年(一四七三)十二月度、長享元年(一 康正二年(一四五六)十二月度問者亮信撰の原本(祖本にあたる)である、

○ 維摩会日記 一四二—四六八

さらに天文十六年十二月度を追記する。最終的に惣持院が伝領した(奥書)。天文八年(一五三九)十二月度問者宗芸撰の原本(祖本にあたる)である。

興福寺専当

一 大会之記 一四二—七九九

手者は不明である。
興福寺専当は主催者運営側の差配を行う。東大寺法華会での東大寺執行の役割に当たる。本号は天正五年(一五七七)十二月度の専当慶印撰の原本(祖本郷福寺よりの東大寺に入ったものである。 歳半は専当の職調に当たる。本号は天正五年(一五七七)十二月度の専当慶印撰の原本(祖本興福寺専当は主催者運営側の差配を行う。東大寺法華会での東大寺執行の役

必遂先規而朱紫甲、可令着用之旨、

維摩会記録 (東大寺図書館 一四一 - 五四一号)

(表紙ウワ書)

維摩会記録

無印 「東大寺上生院」)

(表紙見返し) ○白紙

(1 オ)

東大寺

四聖坊

延営筆写之

勅定也、依之必着用之、勅会之注也

勅会之時、 二人着用袈裟朱紫甲也、仏法最初興行之時、着用之、仍以彼法会執行之時 蘭二仏法文白馬等載之、 威儀師・従儀師・注記、必朱紫甲着用、其子細、 漢土へ初而渡之、

仍為住持、

立寺、

号白馬寺、

彼

天竺広騰并法

請取 維摩会餅代事 (あ①永徳二~応永元年聴衆問者・精義弁玄日記)

合肆斗者、〈一ヶ夜分〉

右 大法師弁玄分所請之状如件、

永徳二年十一月十五日

使者判

(1 ウ)

請 維摩会第四日講師坊非時供事

右 大法師弁玄分所請状如件、

(2オ)

当年僧綱精義一人被渡之間、 為竪問役丁衆一人加増スル也、 已講ハトイア

ケニスル、問別ニ竪間役イラサル也、若精義二人ナカラ已講ナラハ聴衆十

人ナルヘシ、

薬師寺、第二夜四問 英専〈聖延房得業、年四十七、戒三十一〉

円長

〈良観房得業、年四十六、戒三十〉、

法隆寺、初夜三問

慶算宗順房五師 〈年六十二、戒四十二〉

従下行物

従僧一人〈三百文、装束皆当方用意之、〉

力者一人〈二百文、衣着テ来也、 先々ハ多分力者二人ト云々、〉

藁履沓一人〈百文、装束当方用意之、〉

惣従中威儀供一前 〈二百文〉、中間ニテ分配之、

十一月四日丁衆会合評定分記之、

新袈裟方下行物

永徳二年十一月十五日

使者判

当年大会十一月十日ヨリ始行云々、当寺会参人数

精初夜問上

専円五師初夜二問

聖成得業第二夜一問 第二夜二問 実演得業

寛忠得業 第二夜三問 専暁得業 初夜四問

第四夜竪者 顕済律師

法自相

秀海〈帰丁衆、

宣

行誉得業

第二夜五問

(年四十五、 戒二十九〉 弁玄得業 〈年四十五、

竪者東室

範誉得業初夜五問

隆兼得業

〈有法差別、

第五竪者

以上十一人

(2 ウ)

十六貫文 竪者二人 十貫文〈已講分、此内五貫文ハ新已講加増〉、

律師分 廿一貫文丁衆七人〈各三貫文宛

以上五十貫文

十一月三日悉下行

学生供一貫五百文、皆下十一月三日

用意廻請十月七日承仕持来、 衣着シテ自身出合也

床八口皆僧綱也、二床已講以下十二口、三床十二口、 四床八口

此外次第散花師四ノ床ノ頭ニ着座、合四床九口也

唄役事、 秀海已講云、三ノ床ノ一番ノ末引也、﨟次若スへニ他寺ノ丁衆多

シテ、東大寺ノ﨟次三床ノ末ニアタラスハ、他寺ヲハ上ヘアケテ東大寺ノ

丁衆三ノ床ノ末ニツキテ唄ヲ引ヘシ、又当寺ノ聴衆ノ中ニヲイテ﨟次ノ三

ノ床ノ一番ノ末ニアタル人体

(3才)

唄ノ非器ニテ、上ニ器用アラハ﨟次ヲヒキサケテ、上ヲ三床ノ末ニツケテ

唄ヲ引ヘシト云々

初夜研学竪者ノ精義秀海已講、 第二夜ノ研学竪者ノ精義顕済律師

第三夜竪者 〈摂願院〉 精義秀海已講、 聴衆ノ竪問役ハ当寺分并薬師寺・法

隆寺ハ、初二夜ノ内ニテ臈次ニコマトリテ一問アリ、トウナリ、 弁玄ハ最

末ナル間、 初二夜ニアマリテ、第三夜摂願院ノ五問ヲトウヘキョシ寺務沙

雖然秀海已講、 香琳房得業シテ、内々寺務へ申様ハ、東大寺ヲハ先規皆初

> 二ニテツクス日記アリ、 如此御沙汰アルヘキ由、 被申之間、 其分ニテ弁玄

第二夜ノ久我殿ノ第五問ヲトヲナリ

講問役ハ当寺分僧綱以下悉勤仕ス、并薬師寺・法隆寺勤仕スル也

請 維摩会第五夜竪義者威儀・供捧物事

合

(3 ウ)

有 大法師弁玄所請如件、

永徳二年十一月九日

別当坊講師坊ノ非時供ノ請取モ表ヲ書ナヲスハカリニテ、余所ハカワ

ラサルナリ、

当年第五夜竪者東室隆兼、 九日於当寺世俗捧物下行〈人別八百文

秀海已講初夜竪者、 発心院精義問上也、 第二夜ノ竪者久我殿ノ精義顕済律

師 上ナルヘキ由、 第三夜ノ竪者摂願院ノ精義秀海已講、 奉ヲ被取処ニ、 重役ニハ問上ナキ日記共ヲ以、 重役ハ問上ハナシ、寺務ヨリ問 辞退申サレ

畢

行誉〈大弐得業〉 云、当年ノ講師来迎院法隆寺ノ別当ナル間、 彼寺ノ丁衆

ハ当別講師ノ時ハ、講問役ヲセサル由、(別当) 被申間、 内々論義ヲ重役ノタメニ

用意ス、 雖然法隆寺ノ丁衆、 講問役ヲ勤仕スル間、 重役ナキ也、 但今年ハ

僧綱精義ノ竪問役ノ為、 丁衆一人多渡間、重役ナシ、若平丁衆八人ナラハ、

法隆寺問役ヲスルトモ、当寺丁衆一人重役アルヘキ也

7

一、行誉得業、竪者ノ世俗捧物等分七百文ツヽ、但自分ハ助成ニ遣畢、

一、十一月十日末鐘ノサカリ程ニ出立シテ、当寺ノ入道シテスクニ他寺へワター、十一月十日末鐘ノサカリ程ニ出立シテ、当寺ノ入道シテスクニ他寺へワタ

宿坊窪転経院、

同宿聖成・寛忠・専暁・弁玄

所従ハ力者〈衣袴〉ワラツハキ・カリキヌ、中間ハケ直垂・鼻広・草カイ、(草鞋)、日クレテ探題坊へ夢見トテ題ウケニ出仕スル也、ナリワ鈍色ニ五帖袈裟、

合テ門へ入畢、其後寺務チキニ題ヲ持テ出合テタフ間、一人ツヽ寺務ノ前シタウツモイラス、力者ニテ東大寺ノ丁衆参シタル由ヲ申入タレハ、侍出

ヘユキテ題ヲトル也、

テヒソカニ取也ト云々、又同時ニ参タレトモー人ツヽ内入テ取也、是ハ同題ヲ修学者持出テ、ソテノ下ヨリヒソカニワタセハ、丁衆モ袖ヲサシ合セ、秀海云、今度ノ探題ノ沙汰ワルシ、修学者ニテモ良家ニテ出テ入へシ、又

リタラハ、其由ヲ申スヘキ也ト云々、一、ソテヲ指合セテ題ヲトリテ、高燈台ノモトヘヨリテ披キテ見也、若題カワ

時二内へイレテタフ、是モワルシト云云々

隆寺ハ集会所ノ東ニ立ツ、正面一間ヲヘタテヽ西ハ興福寺也、列ノ時ハ僧、開白結願ハ皆参也、集会所ニ立テ皆参以後列ヲヒク、東大寺・薬師寺・法

綱ノ集会所ノ南ノハツレヲ東大寺ハ東ヘマワル也

(4 ウ)

正面ノ石壇ヨリ上テ堂内へイリテ、東へマワリテ、後戸ヲトヲリテ、トコ

ヘユク也、結願モ同、但当年ハ結願ニ雨降間、後戸ノ壇上カト上テ壇上ヲ

東ヘマワル也

堂内へイリ程ニ、西ノ戸へ出テ立也、四ノトコノ丁衆ヲソトヨ フ時、内へ四ノト コノ丁衆モマツトコニ座スル也、竪者ノアル時ハ講師ノ出仕シテー、僧綱ハ開結モ後戸ヨリ出仕アリ、平丁衆ハ、タヽノ時ハ西ノ戸ヨリ出仕ス、

イル也、朝座ナント竪者ノナキ時ハ、着座ノマ、ニテ不出也、

開結ニハ大行道トテ惣カ皆散花ニマワル也、 ル也、 トコ 四ノトコハカリ散花ニ立ツ、 同シク留リテ仏ニ向テ礼シテ西へマワリテトコニ上也、タヽノ時中間ニハ 花師ヨリ初メテ﨟次ニトリテ、北へカイタヲリテ正面へマワル也 コハ三ノトコノ後ニツキテマワル也、一ノトコ以下ノ花箱ハ後戸ノ仏ノ後 丁衆ハ高座ノソハノ柱ノキワニ立留マル也、 ニ正面ハフタヘニナル也、 ノトコ以下ヲリテ南へ出テ、一ノトコノウシロニツキテ行道アリ、 ノ西ノカトニテ引之也、又散花師ハマワリテ後、 ノ丁衆ツレテ正面へ行、 ノ出仕スクナケレハ、二ノ床・三ノ床マテカリテ九人必散花ニハマワ 以上注記ノ記也 花箱ヲ正面ノ東ノワキノ戸ノキワニテヒケハ、散 散花師ハーノトコノ前ヲマワレハ、四ノトコ 正面ヘユキテ花箱トルナントハ同事也、 一ノトコ次第ニ行道アリ、二 散花師正面へ行ハ、 正面ニ留マル、四ノトコ 四ノト 四ノト サル程 兀

(5オ)

秀海已講ノ相伝云、四ノトコノ丁衆ハ唄ヲ引ハシムレハ、皆床ヲヲリテ南

上ニテ、仏前へ向テ立テ六礼スル也、中間ノタ、ノ時モ四床ハーノ床ノカク、二ノ床以下ハ北ノ方ヨリーノ床ノ後ニ廻ル、四ノ床ハーノ床ノ末程ニク、二ノ床以下ハ北ノ方ヨリーノ床ノ後ニ廻ル、四ノ床ハーノ床ノ末程ニハーノ床ヲリテ行道アリ、四ノ床ハーノ床ノ後ニ廻ル、四ノ床ハーノ床ノ末程ニノツラノカへイタノソヘニ西ノ戸ノワキニ立也、東ハ上首也、大行道ノ時ノツラノカへ(壁板)

表白ノウタイ様モ論義ニカワラズタカサモ同様ニウタフ也、ニ東末へニ立也、正面へユカヌト申タルハ、悪クヲホヘタル也ト云々、ニ東末へニ立也、正面へユカヌト申タルハ、悪クヲホヘタル也ト云々、言ハすせ、ヤカテ論義ノハテニ、ツヽケテ、抑トイヽテ送表白ヲウタフ也、送キ也、ヤカテ論義ノハテニ、ツヽケテ、抑トイヽテ送表白ヲウタフ也、送れて、ヤカテ論義ノハテニ、ツヽケテ、抑トイヽテ送表白ヲウタフ也、送れて、ヤカテ論義ノハテニ、ツヽケテ、抑トイヽテ送表白ヲウタフ也、送れて、カリカのののでは、大きなののでは、大きなののでは、大きなののでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きないのでは、大きなのでは、大きないのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、

 $\vec{}$

畢レハ、頓テウタフ也、一ノ問ハ竪者表白ヲ読畢ウタフ也、タリ、一ハ未判トモ、題ノハテコト云時、注記同クロマネヲスルカ如ク云一、竪問役ウタフ時分ハ、精義得略ヲ判スルトテ、并ニ得タリト云、又一ハ得

ノ言ニ云、テウヲ取テ難ヲ加ヘケレトモ只申セ、二三重、秀海已講ノ精義ハ、一ノ問ハトイ上也、第四ノ重ヲ竪者答ハテヽ、精義申、秀海已講ノ精義ハ、一ノ問ハトイ上也、第四ノ重ヲ竪者答ハテヽ、精義申、請問役ノ論義ハ、散花ニ四ノ床ノ丁衆帰テ床ニ着座スレハ、頓ニウタフ也、

難畢テ、サシ声ニテ結解ヲシテ、并ニ得タリト云々、二ノ問以下ハ別ニ竪

(5 ウ)

問役有也、問者ノ重畢テ申上ヨト云也、

ウタハル、又得略ヲ判セントスル時、結解ヲハセテ嘆徳ノ句ヲイヽテ、并(唱)ノ時、竪者ノテウヲ取テ難トノアワイニ、竪者ヲ嘆徳スル句ヲ声明ニテ秀海ノ時ハ嘆徳ノ句ナント別シテナキ也、顕済律師ノ時ハーノ問ノシラメ

二得タリト被云也、

マチニマチテ、正面へハ散花師ハカリユク也、

卜云々、

東室、隆兼ヲ被精之時ハ、得略ヲ判センスル時、嘆徳ノ句アリ、ノ問ノ時、一ハ得タリ、一ハ未刻ト被云也、結解ノ声ハシラメ声ノ様也、ノ句ヲ被云也、初ト継トハ普通ノシラメ声也、中間ハ一ノ問サシ声也、一寺務円守、行誉ヲ被精之時ハ、シラメノテウト難トノアワイハカリ、自嫌

重ヲ一重ウタフ也、第五問ハ何様問題ハカリ也、此ナル時ハ竪問役ハ問題ハカリ也、若精義、得略ヲ判セスシテ時分アレハ、四ノ問ハ問題ヲウタイテ、頓テ、精義一ハ得タリ、一ハ未判ト被云也、如

一、精義、得略ヲ判スル事ハ、多分四ノ問ノ時、一ハ得タリ、一ハ未判ト云テ、

余ノ題ヲ皆并得タリト云也

初日 也、 講問モナキ也、 講問ハ朝座・夕座、 〈十日ノ〉夕座ヨリ竪義ハシマル也、 講師サシテ何事スルトモキコエスシテ下也 講師、 高座へ上テ、 ソラ帰ニテタヽミテ行也、 注記、 惣礼ト云テ後、 第六日 (十五日) 第七日 金ヲ丁後 〈十六日〉 ニハ竪義ナキ

、唄師ハ香呂箱ヲ置ト云義アレトモ、先度助得業唄役時モ不置之由、被申ヲ

間 今度又香

(6オ)

呂ハ不被持也

初日 十月》 宿坊へ鎰取御請ヲ持来、 請取テ、 次ノ朝会堂へ遣テ、 御請ヲ

ハター~ニトリカへテ、 物ヲ請也

餅ヲハ請取ニテ請也 日別二十枚代米四斗也、 当年ハニヶ日分ヲ請也、

講師坊ヨリ二百文ツ、二ヶ度下行アルヲ、当年一ヶ度ハカリ下行アリ、

本

院ノ威儀供也

別当坊ヨリハ、捧物厚紙八帖紙ヲタヽミテユイテ、紙ツ ミモナシ、威儀供(・畳・結))((積)

ハ饗ヲ下行也、 散々ノ物也、 前々ハ威儀供ハ代ニテ二百文下行ト云々、

初夜竪者ハ、世俗ハイトナム捧物ハ百六十文〈等分〉比興ト云々

_ 第二夜 〈久我殿〉捧物ハ、厚紙九帖紙積ニツミテ、赤革一スチ、黒革一ス

チニテ結テヲロス、当年紙高直ナル間、 四帖ハカリノ紙積、 先ニナラハ五

帖ハカリ、 世俗五百文下行尋常也、 云々、

第三夜摂願院捧物ハ、同先組紙チト劣ナル様、 世俗ハ二百五十文ツヽ、

従僧随忍 〈般若寺行者〉三百文下行、 力者香信 〈小屋ニアリ〉百文下行、

衣袴ハ当方ニ用意之、藁履又太郎〈小法師太郎トモ云也、 北御門ニアリ〉

百文下行、 合四人分配之、中間今一人アル間、 装束ハ当方ニ用意之、又二百文惣中へ下行、 別ニ五十文下行了 従僧以下当方中間

藁履ノ装束ハ公人ニ百文ニテ借用

結願ニハ雨降間、 従僧足駄ヲハキテ笠ヲサス也、 但会堂ノマワリ計也

(6 ウ)

、一ノ床ハ僧綱ハカリ也、 後戸ヨリ入テ床ノ前ヨリ上テ着座ス、二床以下ハ

床ノ後ヨリ上テ着座スル也、 已講・成業ハニ床以下也、 戒﨟次第也、

ニモョラス、戒﨟下ナラハ成業ョリ末ニツクヘシ、

已講ハ開結ハ納ノ袈裟也、 中間ハ青甲也

開結ニハ香呂ヲ持ツ、中間ハ不持也

初日結日ニハ宿坊ニテ朝飯ハカリ、 中間ノ五 ケ日ハニヶ度ツヽ

坂田荘ノ加供ハ、結日ニ札ヲ集会所ニテ引、 僮僕請取之、後日ニ請之、

但

当年ハ不下行

講問役論義ハ、講師経ヲ挙時ウタヘトモ、 多経ミヘサル間、 散花廻ハティ

ヤカテウタフ也、又論義不審ナル時、経ヲ挙事アリ、其時ハトリツケトテ、

講讃経ニナント付タルヲハウタハス、只論義ノツホハカリウタフ也、 又送

論義ヲ返スト、 差別ナキ也、

秀海已講差別ナキ間、

大概スイスへシ、又比座ニモ談合スへ

又今一度ウタエト云ト、

同ク経ヲ挙ク差別難知、

多分ノ云

表白モウタハス、

装束等用意

シト云々、

袍裳、 表袴、 腰椎、 青甲、 鼻広、 香呂、 檜扇、 以上自身分

鈍色、白裳、 表袴、 腰椎、五帖袈裟〈フルシリキレニテモ、ウラナシニテモ、〉(古 尻 切)

下人直垂・小袖并両具装束ノ入物莚袋等

以上従僧用

(7 オ)

探題ノ許ニテ題ヲ請ル時ハ、門徒ニナラント思フ者ハニ字ヲ捧ク、サ思ハ

サル者ハ、不捧也、二字ヲ捧タレハ、先修学者出タル時コレヲ渡也、

、結日ニ雨降間、講師ノ出仕難義ナル間、注記ノ方へ使者ニテ被申様ハ、鐘

内へ入申テ、西ノ壇ゟ上テ、南へ廻リテ正面ゟ堂内へ出仕アリ、

楼ノモトヲ通リテ西ノ石壇ヨリ上テ、出仕候へキ由、

被仰間、

勅使ノ座ヲ

一、精義シラメノ時ト、得略ノ時ト、両度嘆徳ノ句ノアル事ハ、シラメノアワ

徳スル句也、貴勝ナントノ取テハサミタル竪者ノ時ノ事也、一礼也、随聞ヒノ句ハ、自嫌ノ句トテ我身ヲ卑下スル句也、得略ノ時ノ句ハ、竪者ヲ嘆

記之、今度寺務東室ノ時ノ嘆ノ句ヲサラルヽ事ハ、貴勝ニテハナケレトモ

東室サル人也、我身探題ノ始ナル間、セラル、歟ト云々、

永徳三年〈癸亥〉維摩会日記

僧綱精義ハ題ヲハ請ケサル也、

トイ上ノ已講ハウクル也

薬師寺

継円ノ処、俄ニ此仁ニナル

円長得業〈年四十八、戒三十二〉 実厳得業〈年四十七、

法隆寺

長乗得業

東大寺

顕済律師〈第二夜、一乗院、御精義〉 行誉已講〈初夜、精義同上〉、

寬忠〈第二夜二問〉 専暁〈初夜三問〉 暁円〈第二夜三問

慶海〈初夜四問〉 弁玄〈第二夜四問〉 隆兼〈第二夜五問、

宣帰丁衆〉、

賢春〈初夜五問〉

竪者 実演 快尋

(7 ウ)

一、丁衆助成〈三貫文〉、十一月一日下行并学生供〈一貫五百文〉、同日皆下畢、

、専円五師、当年丁衆領状申テ、一乗院一問ヲ問申ヘキニ、治定ノ処ニ、

方所労難義ノ間、十一月三日朝辞退ノ間、次ノ﨟次寬忠〈美濃得業〉、一乗

院ノ一問ヲ問申ヘキ処ニ、無日数間、難義由被申間、丁衆ノ評定ニテ行誉

巳講ニ可被問申由、列参シテ誘申処ニ、領状被申畢、二ヶ夜ノ精義ノ上ニ

向ノ重役言語道断ノ達者也ト沙汰アリ、

一、薬師寺・法隆寺、一乗院ノ問役ヲ勤仕セハ、法隆寺寬忠ヨリ上座ナル間、

乗院ノ問役ヲ申スヘシ、雖然末寺ハ一乗院ノ問役ヲセサル間、寬忠ニア

タル也、

一、行誉ハ非分重役先例モナキ事也、僧綱精義ノ問役ニー人ハ加増スル処、

菅非分ノ重役ヲスル上ハ、加増ノ一人ハ無用ナレトモ、僧綱精義ノ時:

人加増スル例ヲ不可失間、賢春得業、丁衆ニ加ハル也、然ル間薬師寺ハ両

人初二夜ニアマリテ、第三夜ヘヤル也、

、﨟次ニコマトラハ、隆兼ハ初夜ノ五問ナルヘシ、然レトモ良家ナル故ニ、

第二夜一乗院ノ五問ヲ問申ス也、

一、講師〈覚成〉、禅光院〈覚雅〉、西南院、東北院〈一年三人講師先代未聞事也〉〉

興福寺竪者、賢定房〈初夜〉、一乗院〈第二夜・第三日〉

、貴勝ノ時ハ答申旨、不可然、又答申旨、猶不明又分明ニ答申セナント云所

被答申旨、 猶不明、 又分明ニ被答申ヨナント被ノ字云也、 如此 云ヲ

ノ竪者ノ問役ニモ、 惣シテウタフ事ハナシ、 指聞也ト云々、 へ東

院 円守ノ相伝也、 難ヨリコソウタヘト云々、

服者モ従僧以下ノ供奉人ハ不苦、当年東北院ノ従僧モー人服者アリト、 他

(8才)

寺ノ人物語スル也

大会七日ヨリ始行由、 其聞アル間、 行誉已講第二夜ノーノ問ヲ問申ヘキ処

延引シテ、十八日ヨリ始行之間、寛忠第二夜ノーノ問ヲ問申ス也、

竪者ノ義名ヲハ、探題方ヨリ被触時参スル也、弁玄十一日東院へ参スル時

竪者ノ方へ明日 十三日〉 義名ヲ可付之由伝へ候へト言付ラル 八間、 助得

業方へ伝申畢、 可参之由被仰間、 後日ニ伝承レハ、東院ヨリ付衣ニテ威儀僧ナントヲモ略シ 其分也ト云々、

帥得業ハ来迎院へ被参也、 其モ東院如此沙汰アル間、 内 々ノ義ニテ付衣ト

云々、

用意廻請ヲハ義名出テ後、 被廻也、 初夜分ハ十三日被廻了、

初 夜ノ分東院辞退ノ間、 一夜ノ探題ヲハ、専寺ノ探題ト名クル也、 来迎院へ被仰処ニ、于今不蒙仰ト云々、第三日以後 公家ヨリ蒙仰也、 今年ハ第二

他寺ノ探題ト云也

廻請ヲハ其日採題ヨリ出也、 来迎院未定間第二日廻請遅々スル歟

賢春 〈三河得業〉 第五日、 快尋 〈輔得業〉 第四問重役勤仕

初夜

問行誉太貳擬講 〈年六十五、 戒四十九)

一問長乗延宗房得業 〈年六十七、 戒四十五

三問暁円伊与得業〈年五十二、戒三十六〉

四問延長良観房五師 〈年四十八、戒三十二〉

第二夜

問寬忠美濃得業 〈年五十七、

一問専暁弁五師 〈年六十一戒四十一〉

三問慶海大進得業〈年五十一、戒三十五〉

四問弁玄少納言得業 〈年四十六、戒三十〉

五問隆兼大納言得業 (年三十四、

(8 ウ)

乗院御竪義時請取

第 一夜御竪義者威儀供捧物事

右、 弁玄大法師之分謹所請 如 侔

永徳三年十一月 日 使者判

大会十八日始行、題ヲ請ニ探題ノ所へ可参処ニ、 第二日ノ専寺ノ採題東院

辞間、 権別当来迎院へ長者ヨリ可被仰処ニ、 遅々スル間、 第二日ノ廻請十

八日マテ不成、 然間来迎院へ不審申セハ、綸旨イマタ不到来間、 下(知)ア(知)

用意シテ候へトモ、 不出候、 若明日出候ハス、 東院 へ可参由返事セラル

間

東院へ不審申セハ、

勅使ノ無沙汰ニテ候、

是ヨリ申候へキ被仰了、

間 十九日来迎院ヨリ廻請ヲ被成畢、 則十九日夜、 来迎院宿坊東湯屋坊

参スル間、 題ヲ被出了、

一乗院御捧物杉原七帖、 ヒロ折敷ニツム、 威儀供六百文〈廿日下行〉

初夜竪者威儀供ハ熟銅捧物代二百五十文 (廿日下行)

第三日竪者中納言得業〈松林院舎弟〉捧物并威儀供代五百文〈此内捧物] 石

第三夜竪者 〈東北院権坊主〉捧物九帖、 帯ニテユウ、威儀供代二百文

一乗院, ノ御竪義ニハ切声ナキ也

快尋得業世俗捧物、 十七日東大寺ニテ被送畢、 六百文

(9オ)

実演得業ハ助成ニ遣了、六百文

別当坊非時供第六日下行、 非時供ハイトナム、捧物代百六十文(営)

講師坊非時供二百文、第四日分講師ノ沙汰、 西南院ニテ請之、

喜多院ノ非時供ハ当年ハ下行ナシ、初日分也

下行物

五百文従僧、百文力者、 百文ワラツハキ、二百五十文惣中へ下行、 〈ワラツ

、キノ装束ハ、院家ヨリ借シ給ル、

延年事

第三日講師坊、 第四五六日三ヶ日ホソ殿、 今年ハ第五日夜雨降ル間、 延年

ナシ、第六日二ヶ夜ヲ合アリ、祭礼廿七日間、 計会ニョリテ合シテー度ニ

第七日ノフト以下ハ食堂へ出仕ヲセサル間、 蔵ニテ請之、 若食堂へ出仕ヲ

スレハ、鉢ヲ食堂ニヲキテ請也

永至 徳徳 元年 〈甲子〉十月十六日ヨリ始行

法隆寺

有円浄禅房得業〈年六十一、戒四十三〉

継円

〈浄観房、

養勝院〉

得業

〈年五十三、戒三十四〉

長寛禅円房得業〈年

薬師寺

四十一、戒二十五〉

東大寺

顕済僧都 〈禅定院御精義〉 行誉已講 〈初夜知足坊精義〉

快尋得 業 専暁得業

実演得業 〈禅定院一問〉 舜恵得業 隆兼得業

賢春得業

竪者 暁円得業

寺務東院 禅光院

〈法自相〉 慶海得業 〈有法差別

円守僧正

覚清僧都

権別当来迎院

講師松林院僧都

興福寺竪者 了文房得業 〈研学〉 禅定院 東門院 松南院

両院家ノ一問ハ已講ノ役ナル由、 注記兼日二申間、 去年一乗院一問寛忠得

業勤仕ノ由ヲ返事ノ処、 悪例ナリト重テ申ス、 又重テ一乗院ノ先門主御竪

7ノ時、 専円五師一問勤仕、 其外旧例アル由、 出世御後見ヨリ申遣サル

間 注記領状申畢

義

東北院得業御房、

文請之、

院并ニ第三日松南院ヲ勤仕也、加仁 へキ処ニ、 卿僧都所望シテ沙汰アル也、 大貳已講、 松南院ノ題共、去年沙汰シテ覚 第三日ノ松南院精義ヲ沙汰アル

タル故也、 大貳已講ハ前後ヲ沙汰有、卿僧都ハ中ヲツヽケテ沙汰アル也、

宣旨丁衆事、 秀海云、 必シモ帰丁衆ノ中ニテモナシ、又両年ツヽケテスル

事モキカス、又当寺ニテハ巳講ノシタル事モナシト云々、

第二夜竪者禅定院ノ第四問役勤仕、 用意廻請十三日持来也、 権弁当来

大進得業世俗捧物六百文十五日請之、 伊与得業世俗捧物、 十六日七百

迎院ヨリナサル、

平丁衆ハ両方ノワキへ出仕アル由、 キリシハヲスクニ僧綱ノ如ク出仕アル処ニ、(切芝カ) 鎰取ニテ申処ニ、東北院ノ返事ハ、

跡ニ加様ニシツケタル由ヲ被仰間、 注記重テハ何トモ申サス、

(10 オ)

、一乗院御出仕、 寺務ヨリ先ニ注記スヽメ申処ニ、一乗院 ノ被仰之趣ハ、 寺

務ヨリ後ニ可有御出仕由被仰間、 ハ、先御出仕候へキ由ヲ申処、寺務先立テ出仕アリ、 寺務へ注記申スハ、一乗院御出仕遅々候 一乗院ハ最後ニ御

出仕アリ、 両寺共ニ壇ヨリ下テ参向申ス也

キリシハヲ直ニ御出仕アル也、 スル也、 三ヶ度御出仕、 開結并第四日御竪問役ノ時也、 床ニ御着座ノ時ハ待申テ、 第四日御出仕ノ時 御着座 ノ後着座

四床

御着座并行道ハー乗院モ戒﨟次第也

初二夜ノ探題来迎院用意ノ廻請、 両日共ニ来迎院ヨリナサルヽ也、

伊与得業ノ精義ハ寺務、東院

大進得業ノ精義ハ禅光

院也

ハ精義ハ一度モ勤仕ナシ、

_ 本院威儀供第二日 〈十七日〉 講師坊ニテ弐百文請之、

初夜竪者、 世俗ハイトナム、 捧物代三百文請之、

禅定院御竪義第三日 (十八日) 夕部始ル、 法差別 〈勝々伝〉 切声ナシ、

論義ニ三年已出ヲキラフ事、 先ノ年ョリ三年已出ヲキラフ也、

/中ニハイラス

松南院世俗捧物代合三百五十文、 十九日請了

禅定院世俗熟調〈比興物也、〉捧物厚紙九帖 〈五帖紙歟、〉 三ワリノ帯ニテ

ユウ也、 〈ウスシ

門

注 記 •

東門院捧物厚紙九帖、 結革二篇、 世俗代三百文

竪者ノ座具ハ左ノ袖ニツクル也

講師坊威儀供第五日二百文請之、

(10 ウ)

別当坊非時供厚紙八帖、 熟調捧物捧物厚紙八帖請之、

鎰取御請ノ請取トリニ来時、 ヤキ石ノ代ニ十五文下行了、 日供下行ナケレ

トモ少事ナル間 別義ニテ下行了

僧綱以上ノ出仕ハ月夜ナレトモ松明ヲトル也、 平丁衆ハ多分月夜ニハ火ヲ

ハトホサス、

永徳三年 〈丙寅〉 弁玄・賢春、 竪者也

嘉慶元年 〈丁卯〉十月十日始行、

法隆寺丁衆 意宝〈年四十八、戒三十二〉

薬師寺丁衆 英専〈年五十二、戒三十六〉 良観房五師 円長〈年五十一、戒三十五〉

東大寺

実演已講 〈年六十四、 戒四十八〉 快尋已講 (年六十四) 戒四十四

寛忠得業 〈年六十一、 戒四十五) 専暁五師 年六十四 戒四十四

暁円得業 〈年五十七、 戒四十〉 弁玄得業 〈年五十戒、三十四

尋盛得業 〈年四十五、 戒二十八〉 賢春得業 〈年四十八、 戒二十五)

竪者西室殿 〈於東大寺一貫文下行

善兼 〈第四夜、世俗捧物代六百文、十月八日下行、

興福寺竪者 安楽院誠識房得業〈世俗ハ熟調捧物代三百文下行〉

第二夜浄明院 〈法雲院親弟歟、 世俗捧物二四百文〉 第三日二位得業 世

俗捧物二三百文〉、 第三夜慈恩院 〈世俗捧物ニ四百文〉

講師坊ニテ本院威儀供二百文請之、又粥時二百文請之、又イキ供四百文請

之

合八百文於講師坊請之、 粥時并イキ供内二百文トハ両院家ノ時ノ加増敷、

講師 〈禅定院〉、 探題西南院 〈寺務〉、 東北院 〈権別当〉、 松林院 三人

(11 オ)

西宝殿 グノ精義 〈松林院〉、 善兼精義東北院、 西南院ハ無役

> 松林院西宝殿ヲ被精時ハ、 ラメ声ニテ、 ト被云也、 次牒トシラメトノ中間ニハ自嫌ノ句アリト云々、其時分ハ不可 文理分明ナラネトモ大綱ソムカサル由ヲ、チト云テ、并ニ得 嘆徳ノ句ナシ、 指声ニテスコシソロヒテ後、

初二夜ノ廻請ハ西南院ヨリ被成也、

第二夜ノ問役ハ東北院ニテ題ヲ請也

聞也

|嘉慶二||年弁玄、新精義東院ニテ有法差別談義申次ニ、自嫌ノ句ナント申候(ママ)||(謙)

事ハ、必可有事ニテ候哉ラント尋申処ニ、返事云、 自嫌句・得略句

以上ノ事也、 其モ初年ハカリ也、 平精義ニハ有マシキ也云々、 秀海

都 二尋申処ニ、 随意ト書タル物アリ、 我身ハセスト云々、

牒ヲ取テ難ヲ加ヘケレトモ只申セト云事ハ、一同ハカリ也、 申セトハカリ云也、 牒ヲ取テ難ヲ加ヘケレトモト云詞ヲ略スル也云々、 一三間ニハ貝

演口伝也

謹請 維摩会講師坊粥時事

合

右、 大法師弁玄分謹所請如件、

嘉慶元年十月十四日

判

ソロフ事モ随意也、 ソロフトモ初メノ夜ノ一問ハカリ也、 二三問ニアルマ

シキ也、又次ノ夜ニハー問ニモアルマシキ也ト云々、実演口伝也

大旨加様ニ申歟ト云事、 内明ノ牒ヲ取ハテヽ云也、 因明ノ牒取畢テハ云マ

シキ也、

又此言ハ第三重ノ牒ゟ可云也

133

一、一ノ問ヲウタフ始ニ云事、 ウタフ様ニヒキクウタフ也. 所立ノ義、 科唯識義章并因明四種相違義云、 論

得略ノ案内ヲハ次夜モ可申也、アナタトハ因明ヲ云ツケタリト云々、 講説、 四五問ニモ申上アルヘシ、 助已

(11 ウ)

嘉慶二年 〈戊辰〉

実厳得業 玄理房 (年五十、戒三十四)

長盛 得業 〈年四十二、戒二十六〉、

薬師寺

長乗 〈年六十六、戒五十〉、

実演 弁玄 寛忠 専暁 暁円 善兼 賢春 西房 室^顕 竪者尋盛

以上東大寺

興福寺竪者、 浄恩房得業 中納言得業 〈浄名院止住、 禅光院ノ親弟歟、

中納言得業 〈松林院舎弟〉、

所従下行物

五百文〈従僧〉、三百文〈大童子、 装束アナタヨリキル〉、三百文〈力者二

五十文〈五郎丸

康応元年 (己巳) 十二月十六日始行

講師 〈修南院〉、探題 〈大乗院、松林院御代官歟、権別当〉、寺家〈一乗院〉、

初夜竪者 〈現信房、三百卅文捧物〉、第二夜竪者〈教家、大納言、 合三百廿

文下行〉、 第三夜竪者 〈教俊、 大納言、 合四百三十文下行]

> 初夜精義実演已講、 第二夜精義弁玄、 第三夜精義実演

当年精義ノ事、 実演ノ所存ハ題ヲエリテトリテ、一ヶ夜勤仕スヘキ由被申

間 弁玄申ハ、実題ヲエラレハ弁玄ハ一ヶ夜勤仕スヘシ、若弁玄、二ヶ夜

勤仕セハ、題ヲハ弁玄エルヘシ、上首、 題ヲエリテーヶ夜勤仕ノ条ハ歎入

ル由ヲ出世御後見ニ申間 訴訟其謂アリトテ、 此分ニ落居スル也 然ニ実

演題ヲエリテ法差別ト違三トヲ沙汰アル間、

弁玄ハ第二夜有法自相ヲ一ケ

夜勤仕畢

以上

東大寺ノ竪者、 重俊、

三礼ハ末ノ已講ノ役ナル故ニ、 去年・今年両年勤仕了、

注記、

寺務二案内

ヲ 申、 其後已講ノ方へ催ス時

(12 才)

覚祐、

後戸ヨリ東ヘマワリテ礼盤ノソハヘヨル時、 寺務モ床ヨリ立テ西ノ礼盤

ソハヘヨリ給、 礼盤上テ問時ニ三礼ヲスル、其後従儀師ヨリテ香ヲトリテ

勅使ニワタス、其間ハ礼盤ニ着座スル也、 勅使へ香ヲ渡シテ後、 礼盤ヨリ

其後礼盤へ上テ着座スル也、

香引ハテ、後、綱

オリテ立テ香ヲウクル也、

ソ金ヲ丁時、 金ニアワセテ六礼ヲスル也、 其後ヲリテ、 如本後戸へマワリ

テ帰也、

明徳 年 〈辛未〉大会日記、 三月廿四日ヨリ始行、

研学竪者辞退間 訓専 〈春善房得業〉 加任ノ竪者研学ニナリテ、 初夜ノ竪

義ヲ遂也、 新義ト云々

去年冬大会可有之由、 仕之由、 律師、 汰之処ニ、 弁玄各二ヶ夜可勤仕之用意也、 此分ハ治定也、 実演約束スル也、 今年訓専 沙汰之時ハ、竪者可有四人用意也、 其外ハ就題何仁ニテモ違三ハ実演、 研学ニナル間 而ニ違四ハ訓専加任ニテ用意スル間、 研学ハ弁玄第二夜、 違三ヲ弁玄、 一乗院ノ御精義ハ実演 精義役勤仕スヘキ由 其時 違四ハ弁玄可勤 ハ実演律師 弁玄可沙

リ精義役勤仕了、 雖承、兼日約束申上ハ難義ノ由申テ、実演二ヶ夜勤仕了、弁玄ハ研学ハカ

イタクモ承及ハサル由申間、注記ノ返事ヲ以テ出世後見播磨僧都方へ申間、、今年弁玄唄役ニアタル間、注記ニ相尋ル処ニ、精義役、唄役ヲ兼帯ノ事、

一乗院竪問役事、今年ハ末寺勤仕了、

善兼筑前得業二唄役事被仰了

戒壇院ニテ可請之由、出世奉行被仰也、何申処ニ、僧綱モ題ヲ可請由被仰之間、実演モ題ヲ請也、重役ノ分ハ、北、僧綱精義ハ、先々ハ夢見ニユカサル由承処ニ、探題大乗院、内々実演律師

一、初学ノ研学、世俗捧物代六百五十文下行、此内五十文ハ已講加分、世俗ノ

料

ハ新義也

厚紙七帖、杉原紙三帖、緒皮ニテユウナリ、一、一乗院捧物厚紙十帖・杉原五帖白キ〈二スチクミニテ、ユウナリ〉、得業:

(12 ウ)

、第三夜竪者四百五十文、々々ハ已講加分、

一、講師東北院御方僧都御房非時供四百文、第六日下行〈此内二百文ハ粥時分〉、

此儀為先規之間、

致此沙汰畢

貫五百文、弁玄ハ二貫五百文、ハカリハ一貫文減シテ七貫文下行、竪者弁五師ハ八貫文皆下也、余人ハ一一、当年御寺務御助成何モ半分ナルヘキ評定ナリ、雖然助律師訴詔之間、律師

、別当坊捧物雑紙七束・厚紙五帖、帯ニテユウ、世俗百三十文、

、本院威儀供八十五文、講師坊ニテ第七日請之、

_ 卜云也、 略題ト云ハ、一ハ得タリ、一ハ略トモ云イ、 竪者ノ題ニ付テ、北戒壇院ヨリ弁五師方へ、 略題ニヲクヘシ、存知セサル事アリテ、ヒカ事マテハナクハ未判ニヲクヘ 義二ト取ル由被仰間 未判ト云ハ、一ハ得タリ、 問題ヲツクリカヘテ被遣也、 一ハ未判ト云也、 又ハ、一ハ未判、 因明モ文三義二、 是モー説歟 ヒカ事ヲ申タラハ、 一ハ略ナン 内明モ文三 難治定、

シ、

〇以下 13 オ途中まで、円範僧都日記引用。

円範僧都日記云、自文和元年十一月廿日被始行維摩会〈去貞和四年之分〉

於此間竪者精義之事在之、〉

律師 興福寺両院家竪儀之時、 義勤之、 仍幸得折、 於久住者、 其沙汰、 必令昇進 自当方可精之名僧、 為其沙汰為随分之光花者歟 〈僧綱〉 勤之、 雖為凡僧 仍予此五六年之間、 (已講 · 擬講〉 令昇進任 彼精

為十七度、其間伺竪者之題、是始也、然是為竪者為潤色、全非為予之存知、之処、則被出之〈在別紙〉、予勤維摩会之精義事、勘年紀及七ヶ年、尋度数禅定院之五問十題、松林院法印為彼執筆之間、任先規内々可被出之由申送

仕、仍威儀供・捧物令用意之、但然就役人有違乱、不可不審之余、以使者相尋奉行因幡法眼〈不知実名〉、当注記之父之処、可有出一、当竪者威儀供、於大乗院被行之間、四ヶ寺聴衆僧綱以下出仕之由風聞之間、

(13 才)

又云

出仕於威儀供・捧物者、可下行之云々、翌日倶請之畢

以上、円範之日記之内処々少々書出之畢

用意之、 夜精義、 別当坊非時供、 時 未審決之間、 為禅定院竪義之間、 然而就役人難義出来之間、 其時参彼非時供畢、 今度予尋遣因幡法眼之評之処、(許) 当寺僧綱出仕耶否耶云々、 為精義令供奉彼会、 而彼仁当時不爾之由頻申之、 可奉下行不可有出仕 不同、 其時予為擬講令供奉、 可有出仕、 但先年覚聖法印為律師之 則威儀供 云々、 比興也、 仍不令参、 捧物令 勤三ヶ 但此条

自応永元年十二月十六日被始行維摩会〈貞治元年分〉

翌日威儀供・

捧物俱請之畢、

為後代之記之、

以上円範日記

初夜竪者了春房得業、同精義賢春〈三川已講〉、第二夜竪者禅定院、同精義

弁玄、当寺々務東南院殿

ヲ読畢、加様ニテ九月中馳過了、然十月一日ノ夜俄ニ病出ス、以外ナル間、得少減之時分、戒壇院ノ〈天台宗〉覚文房難去頌疏ヲ被所望之間、第一巻間、辞退申ス、重テ誘承之間、領状申畢、雖然病気未散之間、不能稽古、、弁玄精義役事、九月中旬比承之処、近日赤痢病ヲヤミアカリタル時分ナル、

実演 モ遁畢 二日則精義役辞退申畢 弁玄ニ可蒙恩之由 テ御問答アリ、 〈助僧都〉 之処ニ、 然間 内々承間、 辞退申ス、 御寺務御在京之間、 重テ十月十七日弁玄二被仰、 十月十九日弁玄領状申畢 重々御問答アリ、 出世後見京都 随テ実演僧都、 固辞退申間 仍実演ノ御罪科 へ被申、 御罪 私二 過

学文事、大略目見也、両三度東院〈光暁二位得業〉ニ、名目等事ソラニ談(空)

合申畢、

〈重重垂〉従僧二人、大童子二人〈如木〉、ワラツハキ一人、力者八人、従僧中間二人

(13 ウ)

大童子床子持二人〈上下着也、〉、以円範僧都日記令用意思

、香呂箱、居箱、草座、少納言殿蓮蔵院ニテ借用

、三衣袋、香琳房律師ニ借用

、笠袋 但馬得業、西室殿ヨリ借用、此外ハ大略所持、鈍色・白裳新調畢。

出仕開白并第二夜精義時結願、以上三ヶ度

・ 手輿 公方ノヲ借用畢、

処、被下行畢、雖僧綱貴勝之間、請ニ遣了、威儀供四百文、捧物雑紙〈十竪者威儀供、貴勝之時ハ請之由、円範僧都日記在之間、今度注記ニ令申之

東上品〉、原紙〈五帖〉請之了、久住者ノ威儀供ヲハ、不請之也、

間、今度請之了、為後代記之、

別当坊非時供四百三十五文請之、

近年ハ僧綱不請之歟、

是モ円範日記在之

一、講師坊并ニ本院威儀供不請之也、

一、別当坊非時供并禅定院威儀供、今度以僧綱例、良家被請之畢

一、出仕事、正面ヨリ二番メノ間ニテ輿ヨリ下由修南院被仰也、雖然今度ハ猶

(編)東ヨリ下畢、夜アケテ十七日朝出仕間、松明ハトラス、

所従ハ悉ク増ノ下ニテワキヘマワル也、従僧モワキヘマワル也、(脇)

ハアカラス、

二番東門院〈大僧都〉西三番〈弁玄律師〉、東三番〈勝願院律師〉、西四番、集会所事、西一番正寺務、東一番権別当 、西二番修南院〈探題法印〉、東松林院 北戒壇院

〈慈恩院律師

如此 談義ノタメニ位得業、 テ申セトモ、 嵵 コマトル也、 注記ニ尋テ可給之由、 ツイニハ此分ニ落居メカス也、 然間、 修南院へ同道ノ時、 列ノ時モ弁玄西へ列ヲ引也、 誂申間、 注記モ兼テ覚悟ナキ故、 修南院被仰候分ト符合スル也 此分ハ兼日修南院、 此分ハ三河已講早参 前後参着シ 円教断惑

(14 才)

然二会以前二審海僧都二尋申処二

彼云、 候間、 云々、 ウツリタリト云々、 小床ニハコトマル間、 不審ニテ三河已講シテ注記ニ相尋ル処ニ、 同注記也、 会以前談合ノ時、 是モ出仕ノ時注記ニ尋テ、 西ニ着ス、 如此被仰修南院ハ以前ノコトク、 列ノ時 ハ東大寺ハ東ナル故ニ東へ 注記申分ヲ沙汰スル也ト 修南院被仰コトク申也 被仰

所従ハ皆後戸へ寄也、従僧二人ノ内一人ハ後戸へ寄テ列ノ間ニ道具等置也

人ハ列ニツレテ廻也

一、三衣袋ハ居箱ニ入テ右ニ置也、香呂箱ヲハ左ニ置也、

開白ニハ行香畢テ寺務着座後、末ヨリ退出スル也

結願ニハ門アケテ侍レト云時、末ヨリ退出スル也

一床ハショヲ床ニテカク也、寺家権別当探題ハアマタ度物ヲカヽセ給也

惣ハー度也、

壇ノ上へ

、禅定院第三問法隆寺問申ス、

(翠 情) 一、香琳房律師東院ヨリ借用スル三衣袋以外短間、不審申処ニ、僧綱ハ短カケー、香琳房律師東院ヨリ借用スル三衣袋以外短間、不審申処ニ、僧綱ハ短カケ

レトモカタムスヒニテ居箱ニ入テ用也、(堅 結)

長短ハ随意ト云々、

一、御短尺事、宗兼法印ニ申テ南戒壇院観仙房得業方へ所望之処ニ、日数アリ

テ御短尺案ニ料紙ヲ添テ被送之間、コナタノ料紙ニテ写シテ、御料紙ヲハ

返進之、案ノ体比興也、ホウクノ裏ニカキテ、散々ニヲチ入ノ文字不見也、(法具)

以上応永元年〈戌〉分大概記之、

(14 ウ)

(あ②応永十一年より永享六年聴衆・竪義英覚日記?)

応永十一年〈甲申〉十月廿六日維摩会始行

|、講師坊本院威儀供二百文、第二日〈廿七日〉講師坊ニテ請之了、

一、初夜竪者威儀供・捧物代六百文請之了、

一、講師坊威儀供二百文、第四日〈廿九日〉講師坊ニテ請之了、

、講師坊粥土器代百文、第四日〈廿九日〉講師坊ニテ請之了、

第二夜竪義者〈一乗院〉威儀供代〈六百文〉、捧物〈雑紙六十帖・杉原三帖〉、

紙積ニツミテ染革ニテ結之、下行之請取二通ニ認メ、各礼紙ヲマキテ遣之(巻)

了

一、日供一ヶ夜代三百十文、第四日〈廿九日〉請之了、

一、日供一ヶ夜代三百十文、第五日〈卅日〉請之了、

一、日供一ヶ夜代三百十文、第六日〈十一月一日〉請之了、

下行了、一、別当坊非時供代百三十五文、第六日〈十一月一日〉会堂ニテ道忍〈中綱〉一、別当坊非時供代百三十五文、第六日〈十一月一日〉会堂ニテ道忍〈中綱〉

一、別当坊捧物雑紙〈五束〉・厚紙〈三帖〉、衣帯ニテ結之臺ニツミテ、福智院、当成氏の

因幡寺主ノ所ニテ下行了

、日供〈一ヶ夜〉代三百十文〈十一月二日請之了〉、

日供〈五枚〉代七十七文〈十一月七日請之了〉

以下従ノ下行物

三百文〈従僧一人、装束袈裟・檜扇・ハキ物マデ此方用之也〉

百文 力者一人〈除装束賃百文定〉、百文 藁ハキー人〈除装束賃百文定〉

二百文〈威儀供一荷、是ハ従ノ中へ下行、中間マテ四人シテ支配之〉

百文〈従方、会中ノ酒手悉皆分下行了、不依従多少、丁衆別百文ツ、出之也〉

応永十二年〈乙酉〉十月十日始行維摩会

(15 才)

浄名院〉也、依為上首可着探題ノ上之処、正権別当之外、探題之上ニ不可一、他寺探題権少僧都乗雅〈竹林院〉、然会始ノ僧綱ハ権大僧都良慶〈浄恩房、

題出仕之時者、会始良慶僧都ハ、講問以後、探題御着座以前ニ退出畢、結着之由、竹林院被申之間、﨟次依為難義、開白ニハ探題之出仕無之、但探

願ニハ会始良慶僧都出仕無之

講、東大寺北室〉、第三日以後之他寺之探題乗雅僧都〈竹林院〉、宿坊松室第三夜寺分之竪者良祐〈覚乗房得業、菩薩渓柚木坊〉、精義者頼誉〈越後擬

ニテ夢見ト云々、仍精義者、頼誉〈越後擬講〉松室ニ参シテ夢見了、

第二日〈十一日〉、講師坊本院威儀供二百文、講師坊ニテ請之了

第三日〈十二日〉、初夜竪者調鉢代六百文代請之了、

_

第四日〈十三日〉、第三夜竪者調鉢代四百文請之了

、第四日〈十三日〉、講師坊威儀供代二百文、講師坊ニテ請之了、

一、第四日〈十三日〉、講師坊粥土器百文、講師坊ニテ請之了

一、第四日〈十三日〉、日供一ヶ夜〈米二斗・餅十枚〉、寄倉ニテ請之了、

、第五日〈十四日〉、第三夜竪者調鉢代四百文請之了、

、第五日〈十四日〉、別当坊非時供百三十五文、会堂ニテ中綱下行了、

、第五日〈十四日〉、日供一ヶ夜代四百五十文、登大路ニテ請之了

、第六日〈十五日〉、日供一ヶ夜代四百五十文、登大路ニテ請之了

第七日〈十六日〉、日供一ヶ夜〈米二斗・銭二百廿五文〉、寄倉ニテ請之了、

帯ニテ結テ、因幡寺主ノ宿坊〈湯屋坊〉請之了、日記第五日〈十四日〉遣第七日〈十六日〉、別当坊捧物雑紙〈五束〉・厚紙〈三帖〉紙積ニ積テ、衣

請ニ之処、因幡寺主或ハ他行、或ハ指合トテ如此延引也、

大会以後〈十月廿日〉、

日供

(五枚)

代百二十五文、

登大路ニテ請之了、

、大会以後〈十月廿二日〉、日供〈五枚〉代百二十五文、登大路ニテ請之了、

(15 ウ)

一、伏莬代百八十文、戊年五月十九日ヲケイノ会所殿ニテ請之了、ハタ~~紛

失之間、請取ニテ請イルナリ、

、五百文〈坂田加供〉応永十三〈丙戌〉十月廿日請之了

応永十三〈丙戌〉十月十三日始行、〈応安七年分ト云々〉

、第三日〈廿五日〉、初夜竪者調鉢代六百文請之了、

、第四日〈廿六日〉、第二夜竪者調鉢代六百文請之了、

第四日〈廿六日〉、日供一ヶ夜〈米四斗〉請之了

第四日〈廿六日〉、伏菟三ヶ夜請之了、

、第四日〈廿六日〉、講師坊威儀供〈二百文〉、同本院威儀供〈二百文〉、同粥

土器代〈百文〉請之了、

、第五日〈廿七日〉、日供一ヶ夜〈米四斗〉請之了、

、第五日〈廿七日〉、別当坊非時供代〈百卅五文〉請之了、

一、第五日〈廿七日〉、伏菟〈二ヶ夜〉請之了、

一、第六日〈廿八日〉、日供一ヶ夜〈米三斗四升・餅三枚〉請之了、

一、第六日〈廿八日〉、伏菟一ヶ夜請之了、

一、第六日〈廿八日〉、上供養〈一升、寺升程ノ物ト云々〉、ナスヒツケ

清之了、

、第六日〈廿八日〉、日供〈一ヶ夜代五百文〉請之了、

、第六日〈廿八日〉、別当坊捧物代〈二百文〉請之了、

第七日〈廿九日〉、蔓草大根代〈合百五十二文〉、芋〈四升〉請之了、

一、第七日〈廿九日〉、日供半ヶ夜〈代二百五十文〉請之了、

十一月二四日、ハター~ノ請物百十七文請之了、

一、五百文〈坂田加供〉応永十四年〈丁亥〉十二月十四日請之了、

(16 才)

〈ヤキ石ノ代丁衆別二十文ツヽ請之了、惣中之下行了、〉

応永十四年〈丁亥〉十二月十六日始行〈北山殿十九日御下向、会堂内

散花ニ廻了、〉
座御丁聞畢、此時ハニ三ノ床モ

面ヨリ東向ノ床ニ着御講問一

第三日〈十八日〉、初度竪者調鉢代六百文請之了、

第三日〈十八日〉、講師坊威儀供六百文并本院威儀供二百文請之了

一、第三日〈十八日〉、八室粥土器代百文、講師坊ニテ請取了、〈本ノ日記ニ講

師坊ノ粥土器代之物歟、〉

、第三日〈十八日〉、日供一ヶ夜代五百五十文請之了

第四日〈十九日〉、第二夜竪者威儀供・捧物代四百文請之了、

第四日〈十九日〉、日供一ヶ夜〈四升〉請之了、

第四日〈十九日〉、菜・大根等代〈百七十六文ハタ~~ニテ〉請之了、〈四

ク 夜分)、

쥪.

第五日〈廿日〉、日供一ヶ夜代五百五十文請之了

西南院

第六日〈廿一日〉、別当坊捧物代五百文請之了、超過于前々畢

、第六日〈廿一日〉、別当坊非時代百三十五文〈公文ノ中綱〉会堂ニテ下行了、

一、第六日〈廿一日〉、日供一ヶ夜〈餅十枚・米二斗〉請之了、

、第七日〈廿二日〉、日供半夜〈米二斗〉請之で

一、十二月廿七日、日供五枚〈餅三枚・米四斗〉請之る

、五百文〈坂田加供〉応永十五年〈戊子〉十二月十四日請之了

応永十五年〈戊子〉十二月十六日始行〈永和二年分云々〉、廿文ヤキ石

ノ代鎰取了

一、第三日〈十八日〉、初夜竪者調鉢代六百文請之了、

,第四日〈十九日〉、第二夜竪者調鉢代四百文請之了*、*

(16 ウ)

一、第四日〈十九日〉、日供一ヶ夜〈代八百文〉請之了、

一、第四日〈十九日〉、講師坊威供・本院威儀供・講師坊八室粥土器、合五百文

請之了、

一、第五日〈廿日〉、第三日竪義者〈興禅院〉調鉢代四百文請之了

一、第五日〈廿日〉、第三夜〈法隆寺分〉竪義者〈蓮花院〉調鉢代四百文請之了、

一、第五日〈廿日〉、別当坊非時供代百三十文、会堂中綱下行、

一、第六日〈廿一日〉、日供一ヶ夜〈代二百文、米三斗〉請之了、但余衣米二斗

并代四百文云々、

一、第五日〈廿日〉、日供一ヶ夜〈現餅十枚〉代四百文請之了、

一、第七日〈廿二日〉、別当坊捧物代二百文請之了、〈前々ヨリ遅引ノ間

訴下行了〉、

第七日〈廿二日〉、蔓草・大根・芋代、合百七十六文〈四ヶ夜分云々、ハ々

<

第六日〈廿一日〉、油三合ハタ――請之了、并炭・薪請之了

第六日〈廿一日〉、上供米一升請之了、

第六日〈廿一日〉、下餅供飯請之了、

第七日〈廿二日〉、日供一ヶ夜〈現餅七枚代五百文〉請之る

同廿七日 日供十枚代四百文請之了、

、応永十六〈巳丑〉十二月八日、坂田加供〈五百文〉請之了、

藁三十五把〈代二百十文〉、大根十把半〈代八十四文〉

但ツイニ令未進了、〉 芋一升〈十合定代六十文〉、〈但代付ハ可依年歟、是ハ子歳他寺ノ代付云々、

、応永十五〈戊子〉十二月十六日始行之維摩会ニハ、権別当無会参也、所以

者何、政所一乗院権大僧都良兼、権政所松林院僧正実雅、正権相対スレハ

一乗院ハ一座、松林院ハ第二座也、官途相対スレハ松林院ハ上〈僧正故也〉、

(17 オ)

雖然松林院全ク不可有其儀、下行物等不可請取之由、被仰之間、下行物不云、権政所雖無出仕、会参ノ儀ニ用テ交名ニ入申、下行物等、可送進云々、一乗院ハ下〈僧都故也〉、然間御座席依為難義出仕無之、爰一乗院仰注記

応永廿年〈癸巳〉十二月八日始行、

送進、

無力之次第也云々、

仍当年ハ権政所ハ無会参也

坂田荘加供不足之由、 第五日 第四日 第六日 第五日 テ結之、 第三日 第三日 応永廿二〈乙未〉十二月十八日、先日専寺丁衆方へ牒送之処、 日供半夜分二百五十文請之了、 応永廿二〈乙未〉十二月十二日坂田荘ノ加供四百文請之了、 応永廿一 第四日 第五日 第四日 第三日 第三日 テ請之〉、自今以後口別五百文二令治定云々 以上 廿四文〈芋四斗代〉、 计一 〈廿日〉、 〈廿三目〉、 〈廿二日〉、 (廿日)、 (廿日)、 〈廿二日〉、 (廿二日)、 (廿日)、 一日》、 世俗代四百文 (廿一日)、 (甲午) 日〉、二百文講師坊威儀供 百文講師坊八宝粥土器代 本院威儀供代二百文、 百三十文〈十四ヶ夜、二十把ノ代〉、三十二文 初夜竪者調鉢代六百文請之了、 十二月十七日日供一ヶ夜〈三斗、 初夜竪者 日供四斗〈一ヶ夜分〉 百三十五文、菜・大根・芋・伏菟、二ヶ夜 百三十五文別当坊非時供、二百文別当坊捧物 四百文、第三夜威儀供・捧物 日供五百文〈一ヶ夜分〉 専寺丁衆ヨリ被申送之間、 伏菟〈一ヶ夜〉 〈禅定院〉 厚紙 講師坊ニテ請之了、 〈九帖〉、紙ツミニ積テ、 重テ百文下行畢、 百二十五文〉 厳密ニ下知 〈大根四把 請之了、 〈請取ニ 帯ニ _ _ 一、第七日 _ 一、 (17 ウ) 第五日 第五日 第五日 第四日 第四日 第四日 第四日 第三日 第五日 第三日 第三日 十一旦、 之間、 第三日 十一旦、 以上、 応永廿二年〈乙未〉 如 (十四日) 一貫五百文 二百文 講師坊威儀供請之了、 六貫六百六十四文、 百文八室粥土器代請之了 日供一ヶ夜 油三合五タハター~ニテ請之了、 百七十六文ハター~ニテ請之了、 日供一ヶ夜 二百文 本院威儀供請之了、 百三十五文別当坊非時供請之了、 百四十二文ハター~ニテ請之了、 此云々、 〈十八日〉 東大寺ニテ請之了、 (十五日) 〈十六日〉 六百五十文初夜竪者調鉢代請之了、 二百文別当坊捧物代請之了、 〈現米〉 〈現米〉 四百五十文第三日 六百五十文第二日 十二月十日始行 請之了、 請之了、 〈新袈裟、 北戒旦院 南戒旦院 但新已講分也 竪者調鉢代請之了、 竪者調鉢代請之了、 及噭訴下行了、仍如此〈当年御無沙汰之間、依

一、上供養 一升請之了、〈十五日〉	一、日供一ケ夜四斗請之了、〈十五日〉	一、日供一ヶ夜 四斗請之了、〈十四日〉	一、万草・芋・大根代(百七十六文請之了、〈十四日〉	一、別当坊非時供 百三十五文請之了、〈十四日〉	一、第三夜竪者〈識禅々々々〉調鉢代四百文請之了、〈十四日〉	一、別当坊捧物 二百請之了、〈十四日〉	一、第三日竪者 調鉢代四百文請之了、〈十四日〉	一、日供一ヶ夜四斗請之了、〈十三日〉	一、講師坊威儀供 二百文請之了、〈十三日〉	一、第二夜竪者〈侍従得業〉調鉢代四百文請之了、〈十三日〉	一、粥時代〈講師坊ニテ下行〉 百文請之了、〈十二日〉半分下行ト札在之、	一、本院威儀供〈講師坊ニテ下行〉二百文請之了、〈十二日〉	一、初夜竪者〈勧修坊〉調鉢代六百文請之了、〈十二日〉	応永廿九年〈壬寅〉十月十日大会始行、	(18 才)	〈当年大会十月十日始行也、禅定院御講師也、延年ハ無之也、〉	一、同年十月十一日 去年大会之坂田荘ノ加供五百文請之了、	一、応永廿三〈丙申〉二月八日 日供十枚代百廿五文請之了、	一、会以後〈十二月廿五日歟〉 日供半夜二百五十文請之了、	一、第七日 日供一ヶ夜〈餅十枚、銭二百五十文〉請之了、
一、伏兎	一、四斗	一、三百十四文	一、一合	一、二百文	一、四斗	一、百三十五文	一、四斗	一、百文	一、二百文	一、二百文	一、五百文	一、四百文	一、六百文	応永三十年	(18 ウ)	一、伏菟二ヶ夜	一、日供一ヶ夜	一、万草・芋・大	一、油	一、下供養
二ヶ夜請之了、〈十五日〉	日供一ヶ夜請之了、〈十五日〉	ハタ――色々下行了、〈大根・イモ・万草等〉十五日	油請之了、〈十四日〉	別当坊捧物〈十四日〉 西院ニテ下行了、	日供一ヶ夜〈十四日〉	別当坊非時供〈十四日〉(会出ニテ勾当下行了、	日供一ヶ夜〈十三日〉	粥土器代 講師坊ニテ下行了、半分定歟、〈十三日〉	講師坊威儀供(講師坊ニテ下行了、十三日)	本院威儀供(講師坊ニテ下行了、十三日)	坂田庄加供〈去年分〉 角堀 ニテ請之了、	第二夜竪者〈少輔々々〉 十三日請之了、	初夜竪者〈慶忍房得業〉 十二日請之了、	年〈癸卯〉十月十日ヨリ始行、		会以後〈十九日〉元興寺塔東ノ中綱ノ処ニテ請之了、	米二斗、残弐百五十文請之了、〈十六日依抑留会参訴詔畢、〉	根代 百三十五請之了、〈十五日〉	五夕斗請之了、〈十二日〉	飯請之了、〈十五日〉

四斗 伏兎 日供一ヶ夜請之了、〈十六日 一ヶ夜請之了、〈十六日〉

一、上供養

下供養

七合ハカリ、

一升六合ハカリ〈云々、〉

応永三十一年 〈甲辰〉 十月十日

(19 才)

初夜竪者 坂田加供五百文〈去年分〉 〈長専房得業〉 六百文下行、〈十二日 下行、〈十一日〉

本院威儀供 〈講師坊〉 二百文下行、〈十二日〉

講師坊威儀供

二百文下行、〈十三日

講師坊土器代 百文下行、(十三日)

四斗十三日下行、

日供一ヶ夜

油二合斗 十三日下行、

第三夜竪者 第二夜竪者 〈中将々々〉 四百文下行了、〈十三日 〈春息房々々、光林院〉 六百文下行了〈十四日

第三夜竪者 四百文下行了、〈十四日

炭柴少々 二条ニテ請之了、〈十四日〉

別当坊捧物 二百文下行、〈十五日) 日供一ヶ夜

三百六十文下行了、〈十五日

万草・芋・大根等代 三百十四文下行、〈十六日

茄ツケ七 伏兎一ヶ夜 十六日下行了

十六日下行了、

一、日供一ヶ夜〈百八十文二斗〉 十六日下行了、 以上

(19 ウ)

云々、三綱並法隆寺モ定而請歟 夜九打時、半ヶ夜宛下行、仍後夜時分結願了、 下行間、東大寺ゟ丁衆中並御寺務へ申テ、抑留結願、 去年冬比去年大会日供半ヶ夜之分、他寺ヲハ難下行、於当寺並末寺三綱不 於薬師寺丁衆者、未下分請 令訴詔之間、

会以後半ヶ夜ハカリ請了

応永三十二年十一月十日始行,

五百文 坂田加供 〈去年分〉十一日請之了、

六百文 初夜竪者〈学春房々々〉十二日請之了、

一、雑紙六東〈上二・中四〉・杉原三帖、結皮二文、第二夜竪者〈一乗院殿〉 +

三日請之、

日供一ケ夜四斗〈十三日

一、本院威儀供二百文〈講師坊、十三日〉

一、日供一ケ夜下行了、〈十四日

第三日 (輔々々) 竪者四百文下行〈十四日

第三夜〈定覚房々々〉 竪者四百文下行了、 〈同日〉

第五夜〈東室々々〉 竪者八百文下行了、

炭・タキヽ

二条ニテ請之了、

下供養一升ハカリ、 下行了、

講師坊威儀供

二百文〈十五日〉下行、

講師坊粥土器代百文〈十五日〉下行

別当坊非時供百三十五文〈十五日〉下行

(20 才)

、ハター~万草・大根代 三百十四文下行了、〈十五日

日供一ヶ夜 四斗 十四日下行了、

別当坊捧物

二百文下行了、〈十六日〉

聴衆用意

法服 〈裳〉、青甲、 鈍色〈裳〉、表袴〈二具〉、大帷〈二具〉、檜扇〈二〉、 襪

〈二足〉、白五帖〈二〉、念珠〈二〉、布タヒ、イトハリ、ハナカミ、茉、

帯〈三、従僧ハララツハキ〉、香呂、衣袴、カリキヌ、タヽミモトユイ、

ワランツ、 唐櫃、 莚、 枕、 トノヨ物、紙色々、松、外居、米袋、足駄〈二

足、、 ミソリ、ト、 尻切、ウラナシ〈従僧用之〉、茶、ワン、ヲシキ、ハシ、スシウ、カ 布袈裟、白帷、 湯帷、 硯、 シトツヽ、白米、茶子、唐笠、ツヽ(尿筒)

油、 トウシミ、小刀、ユワウ、講問竪問論義、 炭 酒、 酒土器、

手ノコイ、去年ノ坂田ノ札、(拭)

丁衆従下行三百文従僧、

二百文威儀供一口、 百文力者、百文ワラツハキ 従僧・力者・ワツハキ・中間一人、四人配分

之

百文酒手四人中下行了

合八百文、

鎰取ニ弐拾文下行了

(20 ウ)

応永三十四年〈丁未〉十月十日ヨリ、宿坊荘ム院

講師 探題大乗院同寺務、東大寺竪者経兼

就中御尋モナシ、同探題ノ棚ヲモ、 〈寺務方ハカリノ送物被召了、探題方ヲハ一円ニ不進 然間進セントス

初夜竪者〈実禅房々々〉 六百文下行了、〈十一旦

云々、〉

第二夜竪者 〈北院〉 六百文下行了、〈十二日

本院威儀供 〈講師坊〉 二百文〈十二旦

講師坊土器代 〈講師坊〉 百文〈十三日〉

講師坊捧物 〈講師坊〉 六百文〈十三日

四斗〈十三日〉

日供一ヶ夜

第三日竪者 〈宗信房々々〉 四百文〈十四日

第三夜竪者 〈識忍房々々〉 四百文〈十四日

四斗〈十四日〉

ケ夜 (十四日)

油物

別当非時供

日供

一ヶ夜

百卅二文〈十五日〉、会堂ニテ自中綱方請之了、

三百十四文、十五日下行了

ターへ諸下行物

別当非時供百	日供一ヶ夜	万草・大根代	油物一ヶ夜	日供一ヶ夜	別当坊捧物	講師坊土器代	講師坊非時供	油物二ヶ夜	日供一ヶ夜	本院威儀供	坂田加供〈去年分〉	第二夜竪者〈仏地院禅師〉	初夜竪者〈舜学坊〉	三才三个三寸景一三尺	寺簩兼也寺深顕一乗浣美)勿、	正長元年〈戊申〉自己	(21 才)	日供五枚	日から、一方で	日供一ヶ夜	油物
三十二文〈廿六日〉下行了、	四斗〈廿五日〉下行了、	三百八文〈廿五日〉下行了、	〈廿四日〉下行了、	四斗〈廿四日〉下行了、	二百文〈廿五日〉、北御所ニテ請之了、	百文〈廿四日〉、講師坊ニテ請之了、	二百文〈廿四日〉、講師坊ニテ請之了、	〈廿三日〉請之了、	四斗〈廿三日請之了〉、	二百文〈廿三日請之了〉、講師坊ニテ請之、	五百文〈廿三日請之了〉、	四百文〈廿三日請之了〉、	六百文〈廿二日請之了〉、	(東大寺三論宗)	送物、如去 丰寺殇方斗、竪眷賢惠大去师	〈戊申〉自十二月廿日始行、		一斗、十月廿二日豊後判官宿所ニテ請之了、	王育文語之了	四斗請之了、四斗請之了、	二ヶ夜〈十六日〉請了、
	別当坊捧物	日供一ヶ夜	万草等代	油物二ヶ夜	日供一ヶ夜	日供一ヶ夜	別当非時供	講師坊土器代	本院威儀供〈	講師坊捧物并威儀供	坂田加供竪者分〈去年分〉	第三日竪者良文房々々	第三日竪者順堯房々々	第二夜竪者大蔵卿々々	初夜竪者堯善]	(21 ウ)	会好忍觸房律師	西院	講師喜多院、	永享三年	日供一ヶ夜
	二百文	五百文〈廿九日下行了、〉	百七十六文〈四ヶ夜分歟、本ノ日記如此書付了、〉		四斗	四斗〈定用長合ニハ四斗八升四合延在之、〉	百三十二文	百文	〈講師坊ニテ請之、〉 二百文	威儀供 二百文	分〈去年分〉 二貫八百文〈五石六斗分竪者五人〉	文房々々〈浄ルリ院〉 四百文	堯房々々〈発心院〉 四百文	蔵卿々々〈恵心坊〉 四百文	初夜竪者堯善房得業〈成光院〉 六百文		部 東使甘露寺 東大寺竪者弁範〈注自柞〉		専寺探題大乗院、他寺探題知足坊、	〈亥〉十月廿三日ヨリ始行、	四百文ニテ〈廿六日〉下行了、

万草等代 百三十八文〈三ヶ夜分歟、

油物一ヶ夜

油四人中へ一合ハカリ下行在之、

炭四人分会所目代二条ニテ請之了、

油物一ヶ夜塔本ニテ会以後請之了

以上

(22 才)

永享六年〈甲寅〉十二月六日大会始行〈応永元年ゟ至今年、七百七十八年〉、(ママ)

寺家大乗院、探題西院〈忍観房僧都〉、会始喜多院、勅使甘露寺、当寺竪者

尊勝院〈法差別

学生供一貫五百文

六百文初夜

新ケサ弐貫文

〈良明々々、金光院〉 四百文第二夜 《修南院

四百文第三日 〈善定房々々、安養院〉 四百文第三夜 〈湯屋坊長見房〉

一貫文第四夜 〈安養院、 尊勝院 五百文講師坊三色

百七十六文万草・大根代

一百文別当坊捧物

百四十二文万草・大根代

百文別当坊非時供

五百文坂田加供〈去年分〉

二百廿五文日供半ヶ夜

四斗 日供一ケ夜

四斗 日供一ケ夜

二斗 日供半ヶ夜

合八貫百四十六文、 米一石二斗

○「享徳二〈癸酉〉十二月十八日始行、」より丁末「帥得業経真」までは、24

(22 ウ)

丁途中と重複する。誤写と判断し省略する。

一、二字書様 杉原二枚重テ巻テ其上ニ礼紙ヲ巻ナリ、不用立紙包、名字与年

号、其間ハ六七行隔ヘシ、名字時又取墨色

傳灯大法師位英覚

永享六年十二月 日

請書々様事、 紙二枚引重書之、立紙捻之、或者折之云々、表書無之、

謹領

請書一紙

右 自今月六日、被始行維摩会聴衆、

永享六年十二月六日〈始日書之、 或其日書之、〉 謹領如件、

請取共案文

謹請 維摩会別当坊捧物事

合

有 謹所請之状、 如件、

永享六年十二月其日 東大寺聴衆大法師英覚 判

謹請 維摩会別当坊非時供事

合

右、 謹所請之状如件、

年号 月 日 東大寺聴衆大法師英覚 判

(23 才)

大法師英覚

合

有

東大寺聴衆大法師英覚分、

所請之状如件

已上二枚引重テ立紙在之、 折之云々、

請 維摩会講師坊威儀供事

合

右、 東大寺聴衆大法師英覚分、 所請之状如件、

年号月日

請使力善

判

請 維摩会講師坊粥時事

合

年号

月 日 右、

東大寺聴衆大法師英覚分、所請之状如件、

請使力善 判

請 維摩会本院威儀供事

年号 月 日

> 請使力善 判

巳上講師坊ニテ下行在之、紙一枚ツヽ書之、

維摩会初夜竪義者威儀供・捧物事

請

合

右、

(判

東大寺聴衆大法師英覚分、所請之状如件、

年号 月

日

請使松丸

第二夜・第三日等准之

(23 ウ)

但両御所竪義之時者、 謹請書之、立紙在之、

請 坂田荘加供米事

合

右、 東大寺聴衆大法師英覚分、 所請之状如件、

年号 月 日

請使松丸 判

此坂田加供米ハ初年ニハ不請之、次年請之也

請 維摩会日供之事

合壱ヶ夜者

右、 東大寺聴衆大法師英覚分、 所請之状如件、

年号 月 日

請使松丸(判

(あ③永享九年より享徳二年聴衆・竪義経真日記)

永享九年〈巳〉十二月廿日始行

講師別当東門院、 他寺探題喜多院、 会始知足院

東大寺竪者西室〈公顕〉、宿坊興西院

自門・他門・自寺・他寺・末寺等悉参威儀了、

丁衆八口

幸重擬講、

伯耆擬講清薫、

盛賢、

英覚、

聡海、

延超、

英乗、

尊勝院持宝 〈帰丁衆〉

(24 大)

宝徳元年〈己巳〉十一月十日始行

講師初夜研学専信房得業光胤、 精義盛賢擬講

享徳元年 〈壬申〉十一月十日始行

講師竹林院、 他寺探題 〈安養院〉、 初夜研学〈法身院〉、 第 夜 〈大乗院〉、

寺分竪者薬師寺堯観房得業長乗、

精義澄春擬講

当寺竪者

第三夜 〈東院〉、 当寺竪者西室 〈公恵〉、経真得業

享徳一 二年 〈癸酉〉十二月十八日始行

講師一乗院、 延年有之、

他寺探題寺務兼帯、 但於精義役者、 寺務御無沙汰間 第四夜精義琳舜房擬

講永秀、 第五夜精義専信房擬講光胤沙汰之、 何モ問上也、 第四夜竪者快春

得業、 第五夜竪者英覚得業

大乗院四床御出仕有之、第五夜竪問役〈五問〉 御勤仕之、

○22 才途中からの重複部分により補う。 「経真日記写之、」

(あ④享徳三年より文明十六年聴衆・精義延営日記)

三年 (甲戌) 十二月廿日始行、

講師大乗院、 探題一乗院、 第四夜竪者聡海得業

第五夜普門院秀雅、 宿坊東室悦酒〈在之〉

同

丁衆八口 英真擬講、経真擬講、 快春、 英覚、 澄春、 賢祐、 盛海、 延営、

康正] 年 〈丙子〉十二月廿日始行、

講師東院、 探題大乗院、 第四夜竪者澄春、 第五夜竪者重誉

丁衆八口 経真擬講、 英覚擬講、 聡海、 普門院秀雅、 賢憲、 延営、 盛宗

長禄一 年 〈戊寅〉 十二月廿日始行

講師初夜研学興基得業、 精義聡海擬講

精義東院

初夜研学顕舜房、

精義澄春擬講、

当寺竪者

盛海、

講師東北院任円、

延年在之、

別当東院兼円

寛正五年

〈甲申〉十一月十日始行、

文明二年 〈庚寅〉 十一月十八日始行、 〈応永十四年分云々〉

講師大納言律師尊誉、探題西南院光淳 〈兼精義〉、初夜研学兼実〈長勝房〉、

精義延営擬講、 寺分寛専 〈春円房〉、精義盛海擬講

同五年 〈癸巳〉十二月十八日始行

講師、 初夜研学学延房得業興弘、

第四夜東大寺東室光任、 精義東北院任円、 于時竪·精兄弟

同七年 〈乙未〉十二月十五日始行、 (応永十六年分)

講師大乗院、 初夜研学堯光房得業実乗、 精義延営擬講

一夜北院空覚、 精義東室光任、 第三日加任淳快 〈少輔得業〉、 精義同

西大寺分

(25 才)

第三夜源賢房得業 〈営尊、 題違四〉、 精義延営擬講

大安寺分

当寺竪者 英祐得業、 澄延得業

東南院門主、 就寺領押妨之御沙汰共在之、 仍去年寺門 同追出了、 其刻聖

宝五師子如意、 随身而御遂電云々、 今度雖及種々計略、 流事不成 自一

院御経蔵清範ノ如意取出所持云々、

、探題箱出時、雨降事、自往古無之、申伝也、然今度初夜研学之時、大雨下

間、笠指懸了、

文明十六年〈甲辰〉十二月廿日始行

講師喜多院空覚、別当、

初夜研学、精義東大寺英祐法印

第二夜松林院、精義同

第三日長教房得業〈訓英〉、精義興福寺営尊擬講

第三夜慈恩院、精義興福寺興憲擬講

当寺竪者 英澄得業、円盛得業

当寺精義役可有沙汰之体、禅識房法印英祐一人在之、初夜・第二夜両夜沙

汰也、於寺分加任之精義者、専寺之擬講両人被沙汰了、倶以問上也、

播州吉殿荘役也、是又山名方流違乱、不及是非之儀間、不可有下行之、然別当非時供者、江州鯰江荘・犬上荘之役也、一乱中不知行之、同捧物者、

先年〈文明二年歟、〉、倶以下行也、事於被寄一乱中条、無其謂趣申達致訴

詔了、仍終百文充被下行了、 延芸日記写之、

(25 ウ)

(い⑤長享二年より享禄二年聴衆・竪義・精義英憲日記)

¥享二年〈戊申〉十二月十日始行、

講師陽専房律師興憲、寺務専寺探題大乗院、他寺探題喜多院空覚、

初夜研学長勤房、精義円盛擬講、寺分舜行房興胤、

当寺竪者、延芸得業、順円得業、

延徳三年〈辛亥〉十二月十六日始行、

講師慈恩院、探題陽専房興憲、初夜研学学専房〈尊

精義延芸擬講、第二夜兼継得業〈東院禅師〉、精義順円房擬講

寺分実英、同当寺竪者秀海得業一人、

一、当寺竪者調鉢代少々下行之処、悪銭巨多在之、百文仁卅文計也、大方興福

寺掟法、於布施料物者、令精撰規模処、今度之調鉢悪銭繁多之条、為未曾

有之次第故、自興福寺内者方、及一寺之沙汰由、被申送間、則相残分調鉢

代、致精撰曳之了、当時之恥辱、後代之嘲哢也、為後車乍憚注之、

明応五年〈丙辰〉十二月十六日始行、

講師東院禅師、初夜研学善了房、精義秀海擬講、

第二夜一乗院新門主〈良意〉

此精義役事、可為僧綱之仁由、兼日被催畢、当寺別当未補之間、為惣寺評

定、禅識房法印可有勤仕由被申、雖為老体応命被勤仕了、予随従法印坊渡

宿坊、一床出仕之次第日記別認之、題法差別〈勝々伝〉:

(26 才)

加任竪者兼祐、精義延芸擬講、寺分竪者北戒壇院、精義同

東大寺竪者英経得業一人、

当寺聴衆事、別当未補之間、為惣寺評定、自上首次第二可被渡〈但随意〉、

於後年者、 除当会参衆、 自次座可渡旨、一決了、 別当未補之定也

禅職房法印英祐、 延芸擬講、 秀海擬講、 秀恵得業、良範得業

英定得業、 宗順得業、 実儼得業、 顕円得業、 以上九人、

明応七年 〈戊午〉 十二月十五日始行

講師長教房律師訓英、 別当北院空覚、 他寺探題東院禅師、 尊勝願院僧都、

初夜研学堯善房得業、 精義英経擬講、 第二夜西南院、 精義秀海僧都

加任行学房得業、 精義英経、 寺分修南院禅師、 精義秀海僧都

当寺竪者実儼一人

乗院 〈良意〉四床御出仕有之、 開白者、 諸衆皆参之時、 専他之聴衆参向

申 崋 無比類御行粧也、 其後別当北院出仕、専他又参向申、 第五夜竪者 亰

大寺〉 五問役御勤仕之、 至第六日朝座一床御出仕官位者、 正僧都・少僧都

云々、 結座御出仕如開白、 但一 床御出仕也

当寺聴衆 秀海権少僧都、 英経擬講、 顕円得業、 長敒得業

重祐得業、 延理得業、 英順得業、 経助得業、 英憲得業

以上九口

依別当普門院御点会義申了

(26 ウ)

請物事

二百文本院威儀供、二百文講師坊威儀供、 百文講師坊粥土器代、 以上講師

坊請之、

一百文別当坊威儀供捧物代、 百卅五文別当坊非時供、 以上別当坊請之、

> 六百文初夜研学調鉢代、 五百文第二夜竪者調鉢代

四百文寺分竪者調鉢代、四百文加任竪者調鉢代、六百文東大寺竪者調鉢代、

一貫文新袈裟方助成、 於当寺下行、 日供米六斗、 餅十枚、 伏菟十、

下行物事

廿文鎰取焼石代、三百文従僧、 百文力者、 百文藁ハキ

三百文酒直、 所従三人・中間 合四人半分而取之

八百四十文宿坊雑事、坊布施一貫文、樽代三百文、院司給三百文、

人出之、各八百四十文ツヽ〉、

於宿坊愛染院記之、大法師英憲

○29 ウより移す。誤写による。

永正三年十二月十日始行:

講師東北院、 探題大乘院、 他寺探題光明院

初夜研学弘賀 〈惣珠院学明房得業〉、 精義英訓擬講

加任覚乗房得業、 精義快恵擬講

寺分性恩房得業泰淳、 精義英訓々

当寺竪者深乗房快憲一人、 精義探題光明院

切口 快恵擬講、

公意擬講、 英訓擬講、 実憲得業

秀覚得業、 実紹得業、 宗芸得業、 以上、」

頼賢得業

永正八年 〈辛未〉 十二月十六日始行

講師 乗院 〈良意〉、 寺務専寺探題修南院光慶僧正

他寺探題長教房権大僧都訓英 〈妙徳院〉、 初夜研学慶宗房得業重尋 精義

秀海法印、 第二夜孝縁得業 〈東門院〉、 精義秀海法印、 加任快乗得業 精義

乗弘擬講 〈専寺〉、 寺分光明院、 大安寺分 精義宗宣擬講 同〉、

此両竪者精義事、 当寺無人之間、 専寺之擬講両人被沙汰了、

当寺竪者両人、 長敒得業 〈法自相〉、 英海得業 〈有法差別〉

(27)オ

聴衆九口 秀海法印、 延理得業、 英順得業、 信祐得業、 延海々々、

英憲々々、 信賢々々、 盛重々々、 春芸々々

当寺丁衆別当未補之間、 自上衆次第仁、 可被渡、 但康慶得業者、 近年在田

舎 〈在伊賀国〉 一向寺住無之間、 除之、 現住衆可被渡之由、 評定事切訖

然康慶得業雖有愁所子細、 既為集儀被定上者、 不可有異反旨被申遣了

請物事

二百文本院威儀供 〈第二日請之〉、 六百文講師坊威儀供、 百文〈会勾当粥

時〉、 以上講師坊請之、

二百文別当坊威儀供、 百文別当坊非時供、 以上別当修南院請之、

六百文初夜研学調鉢代、 五百文第二夜竪物調鉢代、 四百文加任竪者々々、

四百文寺分竪者、、、 六百文第四夜長明々々、 六百文第五夜英海々々

一貫文新袈裟方助成、 於当寺下行、 日供米四斗、 伏菟、

曲

下行物事

廿文鎰取燒石代、従所下如先年

宿坊札事

貫文坊布施、三百文樽代宿坊遣之、宿坊衣上下一度酒盛也

宿坊衆五人、 各七百廿文ツ、出了、 於愛染院記之、大法師英憲

五師子如意、 今度当坊へ依有不慮子細入御目、 当坊他寺へ渡了、

(27 ウ)

永正十二年〈乙亥〉十二月十六日始行

予為国衙目代防州へ下向了、 今度会式仁不供奉、 意根多之、

〈円深〉、

講師西南院 他寺探題一乗院 (良意)

初学研学専忍房、精義者英海擬講、第二夜研学東北院禅師

精義長敒擬講、

民部卿得業 〈違四〉、精義長敒々々、 法身院懐春 〈違四〉、 精義英海擬講

当寺竪者 英順得業一人

聴衆 長般、 英海、 浄憲、 公意、 快恵、

英訓

実

憲

頼賢、

寺次第仁会参了、

永正十五年十二月十六日始行

講師吉祥院宗宣、

専寺探題別当一乗院、

他寺探題西南院円深、

初夜研学春実房宗快、 第二夜研学大乗院経尋

此両竪者精義役事、 秀海法印用意之、 則移宿坊、 開白問者役沙汰之、

夜竪者既登高座刻、 俄発病不能出仕而当寺仁帰住畢、 言語道断、 未曾有次

第也、竪者登高座之間、 三時計云々、此間ニ精義役事、興善院快乗用意之、

因内無滯被遂其節畢、 秀海之恥辱忽露、 快乗之名誉満巷訖、 於第二夜精義

役者、 権別当東院僧正沙汰之、

当寺竪者 子 〈題有法差別、 日記別認之〉、春芸両人、

(28 才)

聴衆 延海、 信賢、 浄憲、 英訓、 頼賢、 英厳、 宗助、

別当尊勝院御点会参了

永正十七年十二月十日始行了

講師東門院 〈孝円〉、 専寺探題別当東院、 他寺探題吉祥院 〈宗宣〉、

初夜研学大聖院慶家、 精義春芸擬講、 第二夜松林院貞雅、 精義 予、

加任東林院尊俊、 精義 予、寺分北院空実、精義 予、三ヶ夜精義被為勤

仕了、

当寺竪者 経賢、 公意両人、

.人竪義十六日夜重会沙汰之、於公意悦酒者、覚悟相違之間、 遂業之

次日十七日沙汰之、新儀以外事也

請物事

二百文本院威儀供、二百文講師坊威儀供、 百文講師坊粥土器、 以上講師坊

二百文別当坊威儀供・捧物代、 百文非時供代、

此威儀供・捧物代事、 近年無下行由、 被仰出、 至第七日迄下行無之、 仍及

愁訴間、 旧記勘之、 可申入旨被申、 則毎度下行、 旧記注之進之、及晚下行

乀

聴衆 英義憲、 春 同芸、 浄憲、 快恵、 英訓、 頼賢、 英厳、

以上、 依寺家尊勝院御点、 参勤了、

> 春芸一人、 五大院宿防、 余七人口荘厳院宿坊

白米長器二斗四升宛也、 雑用料坊布施等四百九十五文宛支配之、

(28 ウ)

所従下行如先年、 酒直者二百文出之、 四人配分之、

大乗院経尋四床御出仕之、 先年如一乗院御出仕之

調鉢代事

六百五十文初夜竪者、 五百五十文第二夜堅者、五十文ハ擬講加分 四百五十文 〈加任〉、

四百五十文寺分、 六百卅文第四夜竪者、 六百三十文第五夜竪者、

於荘厳院記之、 擬講英憲

大乗院へ竪者方送物、 如権政所二貫文進上之

永正十八〈改元大永元〉十二月十八日始行了、

講師大乗院 〈経尋〉、専寺探題別当東院、 他寺探題東門院 〈孝円〉、

初夜研学舜禅房〈吉祥院住〉、精義公意擬講、第二夜東院禅師、 精義 予、

此精義役事、 雖為信賢擬講新精義、 所詮不堪之上、故障之由、 依種々詫

事被申之、予勤仕之、但於学侶助成新精義分者、信賢拝領之、予者為平

聴衆出仕之、

当寺竪者浄憲、 快恵

請物事

二百文本院威儀供、四百文講師坊威儀供、 百文粥時、二百文別当坊威儀供

百文非時供、 日供二斗、 六百五十文初夜調鉢代、 五百五十文第一

調鉢代、 六百三十文東大寺第四夜快恵、 七百三十文第五夜浄憲

宿坊雑事了、 六百五十二文宛出之了、

(29 才)

愛染院衆、 予、 信賢、 頼賢、 宗助、 以上

窪転経院衆 公意擬講 英訓、 実憲、 英厳、

業分最下﨟〉 此度聴衆等次第参勤了、去永正十二年参勤衆次座英厳ヨリ始、次宗助〈成 上首仁立帰、 英憲、 信賢、 公意、 英訓、 実憲、 頼賢迄会参

了

大永二年十二月十六日始行

講師光明院、 探題大乗院経尋 〈専他兼帯〉、 初夜研学、

精義浄憲擬講、 第四夜竪者東大寺英訓、 精義探題

請物事

二百文本院威儀供、 二百文講師坊威儀供、 百文同粥土器、 以上講師坊

百文別当坊非時供、 於別当坊東室請之、

二百文別当坊捧物代事、播州吉殿荘役也、当時依山名方違乱、荘務無之由

為給主成身院被申条、 不可有下行旨、被仰出之間、 去文明十六年依山名方

紛由、 違乱不可有下行由、 以旧記而申入畢、 雖被仰出、 雖然何仁不可有下行由、 堅堅愁訴之刻、 下行畢之、 被仰出之間、 以来毎度下行無 第五夜出仕

不可成已後例由、 御出状間、 属無為出仕了、

止及愁訴刻、従当講以両使被仰可被弁出由、則百文宛下行了、此半減事者

日供三斗、 初夜調鉢代六百五十文、第四夜調鉢代六百三十文、

> 宿坊愛染院雑事料六百三文出之了、 白米二斗三升宛

(29 ウ)

聴衆事、 別当未補之間、 以寺次第相催畢、 去年会参衆切口英厳、新得業

宗助、 又上首ニ立帰、 英憲擬講、 信賢擬講、 浄憲擬講、 快恵擬講、

以上

円儼、

26 ウへ移す。

誤写による。

享禄二年 〇以下、永正三年十二月度記事がある。

丑

十二月十二日始行

講師東林院 〈尊俊〉、 別当東門院、 専寺探題、 他寺探題東北院

初夜研学順文房得業玄懐 精義快憲擬講

第二夜研学一乗院覚誉

(30 才)

御精義役事、 任先例可為僧綱仁之旨、 被触給間、

多

勤仕之、

爱以東院僧正 〈兼継〉 内儀、 被仰談間、 就法自相、 仏弟子相対伝加

勢云々、 先門跡 〈良意〉 御竪義之時、 先師英祐法印精義役被勤仕之、

今度 争〉 勤精義役可謂奇異也、 所従以下如先年用意之

出仕次第

先力者両人〈取松明〉、 次大童子二人 〈取松明〉、 次従僧二人、

次手輿 〈前力者三人、後力者一人〉、 次道具持、 次唐笠持、 次又童子

二人、以上

加任竪者 定忍房得業盛尊 精義英訓擬講

寺分竪者 宮内卿得業好渕、 精義快憲擬講

東大寺竪者一人英厳得業、精義東北院

東大寺竪者六百三十文、被送之、加階制之歟、、初夜竪者捧物代四百文、以送文、折紙相副被送之、加任・寺分両竪者同之、

捧物歟由、尋申処、悉皆此分返答之間、専寺聴衆へ背先規旨、牒送之処、一、一乗院捧物代六百文、以送文被送之、平聴衆五百文下行之間、威儀供歟、

於東室唱集会、抑留結願了、仍門跡坊人可為請乞出状旨雖被申、依無承引

東院僧正御請乞間、属無為結願事訖、

(30 ウ)

十九日、於東院家相残分下行了、

平聴衆 威儀供五百文、捧物代四百六十文、

擬講分 威儀供五百文、捧物代五百三十文、

一床出仕〈予〉捧物代六百文、威儀供五百文、

先年増長院御遂業時御支配旨如此、今度写旧記、専寺聴衆集会所へ遣

之、以此旨、於東院家被下行了、

、別当坊威儀供・捧物事、領地不納之間、不可有下行旨雖被申出、堅愁訴之

間

如先規下行畢

前へ居替、此ハ勅使ノ行香ヲ東ヨリ次第ニ為受之云々、行香畢、如元居替面、別当見合登礼盤、三礼(行香時礼盤下西礼盤之前へ移、別当者東礼盤三礼役末擬講役云々、今度快憲擬講勤之、注記相詫時床ヲ下、経後門到正

也云々、東院僧正仰旨如此、以此趣快憲擬講授之畢、上礼盤後、六礼有之、毎度打磬、其後如前回後門着本座、六位三礼ト御定

、当寺聴衆

英憲法印、英訓擬講、快憲擬講、英秀得業、実憲得業、頼賢々々、春祐々々、

証芸々々、宗助々々、以上

(裏表紙見返し・裏表紙)○白紙

154

維摩会日記 (東大寺図書館一四二・四六六号)

(表紙ウワ書)

享徳! 年 〈癸酉〉十二月十八日ヨリ始行

維摩会日記〈竪者英覚

(表紙見返) ○白紙

(1才)

維摩会第五夜竪者英覚

享徳二年 〈癸酉〉十二月十八日ヨリ始行、

探題 (北院)

以略儀等事 〈義名等〉、一円ワヒ申サレ畢、 然間、 付宛ニテ、 同十

五日可参申由、 被仰出間、 十五日〈未ノサカリ〉程ニ被出了、

得業両竪者同道アリ、 出世奉行 〈侍従得業云々〉、

則義名等事、状ニテ承間、 返事状ニテ被申畢、彼ノ快春ナントーコ

ンノ儀モ無之、

生料威儀供和市定事

、十一月、 自十四日夜三ヶ夜後夜入堂アリ、天気殊吉、両竪者同道、三ヶ夜 トモニ春日并興福寺々中被参候畢、

政所〈三貫文〉 北院 此内五百立 此内五百文増分 丁衆方

尊教院祐弘 四百六十文

浄忍房律師〈此内百文増分〉

竹林院律師

〈此内百文増分〉

権政所〈二貫五百文、此内五百文加増分〉

四百六十文

興福寺

此内百文增分 弉弘

琳舜房擬講 七百卅文 勤観房擬講 同 専信房擬講

同

識春房得業 七百文

帥得業 同転法院泰承

順覚房得業 七百文 良仙房々々 同

顕春房五師 同

仙玄房得業

(2オ)

堯恩房々々

同 延恩房五師

同

観縁専房得業

同

舜顕房々々 同

好栄

松学房々々

同

松真房々々

同

同

東大寺

七百卅文 経真五師 口百文 聡海得業

同

(2 ウ) 英真擬講

盛海々々 同 延営々々

同

已上合

長乗得業 七百文 長禅房 継範得業

同

155

以上一床 合六貫四百廿三文

同

同 勤専房々々

同

良舜房々々 同

禅堯房々々

同

学識房々々

大納言擬講 同

学源房五師

四百卅文 散花師長琳房

六百七十文此内百文增分

澄春得業 同 英豪々々 同

賢祐々々

同

薬師寺

合一貫四百文	中童子二人	
法隆寺	三百文〈クツシタウツノ代〉	二百文〈タンシ帯代〉(檀紙)
栄秀得業〈七百文〉 営源房		廿五文〈間人布代〉 五十文
三綱	六十文〈米一斗代寺升定〉	合六百卅七文ツヽ
威義師 従義師 従義師 七百卅文 七百文 同	二人 合一貫二百七十四文	1十四文
: ,	大童子四人	
合三十三貫二百七十九文	百文〈チン〉 四十文〈コ	四十文〈コウシニ帖代〉
講師一乗院	六十文〈米一斗代寺升定〉、 合二百三文ツヽ	合二百三文ツヽ
他寺竪者一人	四人 合八百十二文	
生料威儀供十八前	力者六人	
百文別一斗三升ツヽ〉四貫九百八十九文〈六石四斗八升代、口別三斗六升ツヽ、十八前分、和市四貫九百八十九文〈六石四斗八升代、口別三斗六升ツヽ、十八前分、和市	(4才)	
少威儀供十前	<u> </u>	1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1
五百文〈チマキノ代〉 五百廿文 雑紙代廿六束分	又童子四人〈百五十文ツヽ〉	ペツヽ 〉
合六貫十二文 已上請取ニテウクルナリ、	六	
う) 都合	百五十文〈カラ笠持一人〉	百七十七文〈ワランチヤ〉
従方下行了、《長器ハ百文一斗二升ツヽ、寺升ハ一斗六斗ツヽ〉、	百文〈床木持一人〉	百文〈松持一人〉
従僧二人	合五百卅文	
百文〈チン〉 六十文 厚紙三帖代 八十文 米一斗〈長器代〉(賃)	装束師方	
合□百四十三文ツヽ	六百文〈ミ入チン六具〉	四十文〈コウシニ帖代〉
二人。合四百八十六文	八十文〈米一斗代長器〉	

、康正二年

合七百廿三文

経営方日記、 委細別日記在之、

(4 ウ)

○英覚追記

「一、享徳三年〈甲戌〉十二月廿日ヨリ維摩会始行、

〈聡海得業、廿三日 宿坊ノ酒アリ、西転経院 廿四日昼竪儀ナリ、

竪者

普門院禅師、 廿四日宿坊ノ酒アリ、東室 同夜竪義アリ、〉

講師大乗院

精義者英真擬講·経真擬講 二人、 ニトメ

当寺丁衆八口帰丁衆

〈丙子〉十二月廿日ヨリ始行、

竪者二人〈澄春、二諦坊宿坊 重誉、 西発志院〉 宿坊

見菓子二人倶無之、

講師東院

ニト目

精義者経真擬講・英覚擬講

聡海・普門院禅師・賢憲・延営・亮信・盛宗

当寺丁衆八口帰丁衆

探題大乗院、 澄春竪義 〈廿四日申之時計、 出仕アリ、〉

重誉 〈廿五日午時計、 出仕アリ、〉

(5才)

(異筆1)

「 文明七 未 十二月十五日ヨリ始行、

探題一乗院

快春・英覚・澄春・賢祐・盛海・延営、已上六人

(5ウ、裏表紙見返し・裏表紙) ○白紙

当寺立者〈英祐・澄延〉二人、十九日夜両人倶ニ立義致之、」

(異筆2、英祐筆か)

「一、文明十七年、自十二月廿日始行、竪者〈英澄・円盛〉

講師北院、 探題〈大乗院・元〉(冷?)院〉

当寺精義英祐法印、権大僧都〈初夜、松林院第二夜、二ヶ夜〉新

久無始行間、 日中近而不遂、帰丁衆而精義 事何処 、他寺之評定而、(如脱ヵ) 不可

有子細由被申之間、 一座ニ出仕了、

(以下余白)

三 維摩会記 (東大寺図書館一四二 四六五号)

(表紙ウワ書)

寛正五年 (甲申) 十一月十日

維摩会記

(表紙見返し)○白紙

記 (1 オ) 寛正五年 〈甲申〉十一月十日、維摩会始行、英澄尊勝院別当時渡了、

〈形廿六、年四十一、住シテ出分、実ニハ四十五年也、〉

講師 東北寅禅師御房 講問役二ヶ夜勤之、〈第六日朝夕、空帰在之、〉

竪問役二ヶ夜、五問 (光明院殿第二夜、大乗院大納言得業第三夜)

探題東院殿十日夢見二参、 出世奉行多聞院、公卿之間ニテ出世奉行ヨリ請他寺ノタモンイン

義之、 無御対面也

開白初夜半時ニ始マル、 探題御出仕之時、 集会所ョリヲリテ参向ス、 御卜

ヲリノ後、 丁衆ノ末ヲリ本所ニ登帰ル也

(1 ウ)

東ノ廻廊ヲ 廻 ル 連也、正面ニテモ東ヨリヲ越テ○《堂内》入ル、ウシロヘー・メクル

廻 兀 ノ床ニ着ス、シハシシテ惣礼アリ、同時ニ三礼ス、講問以下終テハ

ノ戸エ出テ帰也、 〈四十丁衆ノ最末ニテアルナリ、〉

御請之御請事様 〈一ト重ニ書テ立紙アリ、カイトリニ菓子風晴ニテ酒ヲタフ、〉 (鎰取)

謹領

大法師英澄

(2 オ)

一、講師坊威儀供事 一枚ニ書テ立紙之 、 (×書)

寛正五年十月十日

大法師英澄

右

請書一紙

〈但丁衆ノ請書ノ御請ナラハ、聴衆者ト可書也、〉

自今月十日被始行維摩会竪義、

謹領如件、

請 維摩会講師坊威儀供事

右、 東大寺聴衆大法師英澄所請如件、

年形

寛正五年十一月十一日 此時二百文下行、 請使

一、名磧 二字トモ云、書様ハー 重 ニ礼紙アリ、《タテ紙ニハセス、》合三枚ヒトカサネ

伝燈大法師位英澄 二行ニ如此書也、紙一枚ノ内ホトライハ可計、

二行ノ間ハ五六行アクル也

寛正五年十一月十日 二行ノ間ハ五六行アクル也

(2 ウ)

一、従共二下行事

従僧ハ三百文、力者百文 ワラウツハキ百文、以上(草 鞋 穿)

威儀供二百文ニテ、従僧五十、力者五十、ワラウツハキ五十、 中間五十、

合弍百文ニテ四人ニ下行スル、近年ノシツケナリ、仍従僧ハコレマテ合三

百五十文ニアタル〈此外落着卅文、熟調ナレハ卅文不出、

僧綱以上ハ月夜ナレトモ松明ヲトホス、平聴衆ハ月夜ニハトホサス、クラ(点)

158

伏菟曲二ヶ夜

(3 ウ)

キ夜ハトホスヘシ、チヤウチンノ事ナリ、(提 灯)

一、ヤケ石代トテ廿文、鎰トリ方へ下行、

(3才)

講師坊威儀供 二百文

第三日竪者曳物 初夜竪者引物顕舜房 六百文

第二夜竪者

五百文

本院威儀供 二百文 講師方ニテ下行、

第二日竪者曳物 四百文

大乗院大納言御子 十四日下行、

日供一ヶ夜 〈四斗、十三日下行〉

四百文

伏菟曲、一ヶ夜、十三日下行

第三日夜竪者曳物 四百文 日供代ニテ〈四百文下行、十五日、〉

非時供百文〈別当坊ョリ、〉 日供、四斗、十六日

粥土器佰文、十六日

六百文蔵延五師、竪者

六百文按察得業、竪者

以上八貫四百文歟

一貫五百文学生供皆下

二貫文新袈裟助成

宿坊へ礼事

一貫文 酒一斗 カキー盞 白壁一合

近年ノ儀如此、仍当甲申荘厳院此分遣了、

今年 〈甲申〉宿坊ニテ雑用一貫七十文算用了、

、二百文雑事方粉骨分ニタフ、賢阿ミ沙汰スルナリ、〈人別五十文ツヽ出合ナ

Ŋ

(4 才)

○追記、英経筆ヵ

長享二年〈戊辰〉十二月十日始行、 始而丁衆《英経》出仕、

初而夕座講問役勤之、

六百文 初夜竪義者長厳房 精義円盛

明王院同宿也、〈戊申〉十二月十一日 荘厳院宿坊阿弥陀院口入、 英経問役、重役アリ、

一ハ英定

アツラユル

(4ウ、5~7、裏表紙見返し、 裏表紙)○白紙

四 維摩会遂業日記 (東大寺図書館一四二・四六七号)

○紙背文書があるが翻刻は省略した。

○原表紙が欠損している。

(1オ)

維摩会遂業日記

加行事

四日、 曳之、 出入者可撰之、於坊中五辛魚肉可禁之、 旧記云、 百日入堂

云々、 祈師堂方へ可申之、加行中諸講問無所作出仕之、但観音講已下第

二重計講問ヲハ講師・問者可懃其役、至当月ハ諸講問会合等可為停止之、

後夜入堂三ヶ夜、此内一ヶ夜春日社・氷室・金堂・講堂・南円堂・子守・

神 岡 • 龍蔵 〈参詣〉

(1 ウ)

或日記云、三ヶ夜共春日社参詣云々、 仍随意歟、 今度者一ヶ夜参詣申畢、

厚紙袋白二升宛入之、 数三用意之、 初日持参、 大仏殿堂童子給之、 八幡

春日 〈御師相尋渡之、 御幣載之、

和市定事

旧記ニハ、生料威儀供和市定者、兼日ニ承仕方へ遣使者云々、今度者、 自

承仕方以折紙相尋問、 其返事ニ定日申遣畢、 時和市相尋覚悟之

生料威儀供 合十八膳 口別三斗六升宛

合六石四斗八升 一乗院長合定

代六貫五百卅七文 和市一斗宛

小威儀供十膳 粽代口別五十文宛

合五百五文

雑紙 (廿六東代、五百十九文)

都合七貫五百六十一文

以上、宿坊へ以請取状来時下行之、

今度承仕

一﨟四室良善来、生料威儀供者、

(2 ウ)

一乗院長合由申聞処、承仕方日記モ同前云々、仍当和市八升五合宛相定長

合ニ延テー斗宛申定畢、 則良善自筆勘合注文別在之、

菓子〈フチタカ〉用意之、引出物両人百文宛紙裹(縁高)

給之、修学者勧盃出合、

酒一献勧之、毛立一種、

此生料威儀供十八膳内、 鎰取方へ四聖支配之云々、

此儀二混乱而、

今度自

竪者直二給由、 鎰取頻愁訴畢、雖然自竪者方直ニ下行物一向無之由、 加回

答落居訖、

(3才)

一、義名事

以略義可致出仕由、 兼日二以内儀探題へ可伺申、 又拝礼事、 任近年例可

預御免旨、 同可申入之、

兼日義名催状到来、 其状云、

明日維摩会竪義々名可令出給候由。西南院法印御房所候也、仍執達如件、

十二月十四日 尊俊〈

(3 ウ)

謹上

禅栄得業御房

返事書様

明日可出維摩会竪義義名之由事、謹給候畢、早可存知候、某〈英憲〉

謹言

十二月十四日

英憲〈請文〉

杉原一枚二書之礼紙用之、立紙上下捻之、

表書ハ無之、実名計也、英憲請文ト書之、

当日両竪者同道、重衣白五帖、蘿箱蓋〈令持之〉、於中門出世奉行出合、

二字渡之、次蘿箱

(4才)

蓋二義名入之、直持之内へ入、着座、次探題出給、御着座之砌、礼節可為

之、次彼 蓋義名 入之、竪者直持参、探題御前ニ蹲踞シテ、以左右手、捧蘿(× 不)

箱蓋進之、探題義名ヲ御請取後、本座ニ着座、此時彼蓋大床へ差出之、次

探題義名ヲ披見後、聊礼節在之、内へ入御後、竪者座敷罷出、次於中門十

題ヲ出世奉行へ渡之退出了、

二字十題ヲハ竪者懐中而持之、二字ヲハ顕ニ取出渡之、十題ヲハ密ニ従袖

下渡之、

(4 ウ)

二字書様

旧記云、杉原二枚重而書之、其上二礼紙ヲ巻之、不用立紙也、名字与

号其間六七行可摂之、名字時、墨ヲ《磨スル歟、》■墨黒ニ書之云々、(取)

伝灯大法師英憲

永正十五年十二月 日

恐惶

義名書様

旧記云、杉原二枚重而書之、中ハ引巻テ不封不用、礼紙立紙巻之、不捻

押折也、書様ハ極信ニー枚ニ

(5 オ)

広々書之云々、

先

注進 当年維摩会第四夜竪義所立義名事

声聞賢聖義章〈若花厳宗ナラハ断惑義章〉

因明四種相違義

右、注進如件、

永正十五年十二月 日 竪義者英憲

十題書様

杉原一枚二書之、不用礼紙立紙也、先内明五題自一問

(5 ウ)

至五問書之、次参行計摂テ、因明五題書之、問字無之、別ノ紙ヲ細ク切テ、

中ヨリ巻出テ、表ヲ封シテ封字書之、

章云、如地論説。文 五種相者、何等耶、

章云、問日何故。文 意何、

章云、鈍根所得。文 意何、

章云、燸頂二位。文 意何、章云、地経論中。文 意何、

此間三行計摂之

(6 オ)

有法差別相違作法如何

何名比重相違耶、

真能破軌徹。 耶

纂云、

意何、

断云、。 意何、

以上

旧記云、維摩会因内題取様事、内明五題内三ハ文短冊、二ハ義短冊也、

因

明同之、。文、三義二也云々、

、宿坊移事、

当寺并春日社参詣而、自其宿坊へ移由被申方

(6 ウ)

在之、今度者、前日春日社参詣申、当日ニハ直ニ宿坊へ渡之了、修学者、

四五人并祈師同道、

、御請々文事、

鎰取宿坊へ御請持来一献給之、《如威儀僧時、》蘿箱蓋用意之、修学者出合

御請々取之、又請文渡之、

請文案、杉原二枚重之書之、立紙捻之、或押折之、表書無之、

謹領

請書一紙

右、自今月十六日被始行維摩会竪義者、謹領如件、

永正十五年十二月廿日 大法師英憲

(7 オ)

一、出仕事、

初度案内諸従相催、第二度装束、第三度出仕、宿坊櫞ハ草鞋、路次ハ鼻高、

馬道棟下立、散花師廻後戸、後四床聴衆催時、経混廊登壇上、従僧・威儀(軒)

僧同登壇上、大童子ハ取松明、廻壇下、竪者先程左方、大童子二人者竪者

ヲ過シ威儀僧ノ前ヲ切テ西エ通ル、中童子已下、又童子同壇下ヲ廻ル、竪

者入自西戸、五床懸尻向南、従僧ハ竪者ノ前ニ北向ニ居ス、威儀僧従是退

散、中童子・大々々ハ石壇与鐘

(7 ウ)

楼間ニ懸尻、於床子作テ輪居ス、以壇方為上首、次第ニ列居シテ立明ス、

探題参堂之時竪者可出西戸、小便等ノ用故実也、〈中童子床子尻ヲハツス〉、

此時履草鞋¬探題着座後入堂内、向東立、従僧如元堂内居、直勅使座後維

那師打磬〈一丁〉、於一床頭住位僧某登高座云テ、聊伺探題気色、東〈歩寄

テ開短冊箱蓋、帰ル時竪者歩行、二床頭ニテ互ニ摺テ左袖通ル也、至仏前

礼槃中心三礼〈ヒチノヒ サニツクホト〉、次東エ向テ奉礼大明神〈一礼〉、(盤)

次歩還至短冊箱ノ前ニ、檜扇ヲ納テ短冊

箱ノ中ニ覆タル紙ヲ引上テ短冊ヲ探取之、可挟左大指俣ニ、因明皆挟之、

次ノ俣ニ内因明題三帖、 次俣二二帖挟之、次微音読之、自一向次第二短冊

箱ノ両方ニ置之、東方因明、 西方内明読畢、 登高座草鞋ハ路次ニ脱之、 五.

回訖如元退出

捧物事 〈政所・権政所・探題三ヶ所へ捧物事、 内伺申之、〉 以生料可進上之由、 兼日案

床分以送文遣之、

長櫃、 蘿箱蓋 大童子一人〈フタコ〉・力者二人用意之、送文者、 現紙員数

也 別ニ折紙副之、生料員数ニ載

(8 ウ)

之、 対奉行所遣之、

寺家・権別当・探題捧物送文〈但現紙数可替也、〉

杉原二枚重書之、立紙上下捻之、或押折之、表書無之、

進上 第四夜竪者調鉢代事

合紙 一 積 〈上積十五帖・下積三十五束、 結緒帯二筋

有 進上如件、

永正十五年十二月廿日 第四日竪者英憲

正権探題ハ進上、 余ノ一床ハ奉送書之

(9才)

現宝物事、

寺家〈上積杉原五帖・厚紙十帖之内上六帖・中四帖)

下積雑紙卅五束〈上五束・中十束・下十束〉 結緒帯二筋〈一丈

権政所 〈上積杉原五帖・厚紙七帖之内上四帖・中三帖

下積雑紙廿五束〈上十三束・中八束・下四束〉 帯二筋〈九尺ツヽ〉

探題 〈上積杉原三帖・厚紙七帖之内上四帖・中三帖〉

下積雑紙廿束〈上十束・中六束・下四束〉 帯二筋〈九尺ツヽ〉

大僧都 厚紙十八帖之内 〈上五帖・中八帖・下五帖〉 結緒皮二文

少僧都 十七帖之内〈上五帖・中七帖・下五帖〉 結緒皮二文

(9 ウ)

律師

十五帖之内 〈上五帖・中六帖・下四帖〉 結緒皮二文

擬講・威儀師 各十一帖之内〈上三帖・中五帖・下三帖〉皮二文

成業・従儀師・注記 各十帖之内〈上三帖・中四帖・下三帖

散花師 九帖之内〈上三帖・中四帖・下二帖

結緒皮七十二筋 大枚二枚 代六百文云々、

紙積台八角 口広一尺五寸〈タカハアリ、〉カワノ長一寸八分

(10 才)

足高一寸二分

以上旧記

近年例以生料曳之、 当年同之、

政所 〈弐貫五百文〉 一乗院 権政所 〈弐貫文〉 東院

探題 〈壱貫五百文〉 西南院実禅房僧都 (五百廿文、 当寺秀海法印闕如分〉

会始 善了房僧都 〈四百九十文〉

已上一床分

擬講• 威儀師 〈六百卅文〉、 成業・従儀師・注記 (六百文宛)

散花師 〈五百七十文〉、 已上弐拾八貫百文

(10 ウ)

、威儀僧十五人、此内拝礼三人、奉取年預小綱〈百文下行之、〉

捧物弐百文宛、 拝礼加五十文宛

奉唱維摩会第四夜竪義者威儀僧交名事

深恩房 深^拝 乗 房

1

右 来十九日、 於惣珠院辺可有御会合状如件

永正十五年十二月 日

(11 才)

諸従方事

従僧二人 〈鈍色下重裳・表袴・韈・檜扇・鼻広用之、百文賃、六十文厚 紙ュウシ 三帖代、百文米一斗代、当和市、合二百六十文宛

中童子二人 〈装束公物在之、床子ニ敷皮二枚用意之、三百文沓韈代、二百 百七十四文宛〉 文壇紙帯代、廿五文扇代、五十文餠代、百文米一斗代、合六

大童子四人 〈装束公物在之、百文賃、 合弐百四十文宛 四十文厚紙二帖代、百文米一斗代、

(11 ウ)

力者三人 〈装束二具公物在之、一具用意之、二人松明、 五十文賃、百文米一斗代、合百五十文宛

又童子五人〈百五十文宛〉

唐笠持一人〈百五十文宛〉、床木持・松持二人〈百文宛

笠袋・筒用意之、

装束師方

六百文〈身入賃、 六具分〉、四十文 (厚紙二帖代)

(12 才)

百文

〈米一斗代、当和市定

合七百四十文下行之、

観禅院送物事、

毛立三〈居肴如常〉、菓子ハ餠、 クリ、慈仙ノ中ニ〈大和ヲシキ、クミツケ〉、

已上十八膳分

酒ハ荷樽〈片方〉、薪〈二束〉、鍋〈一〉、鉄輪〈一〉、杓〈一枝〉、

銚 子・鍉

已上、今度者唐院へ送之、

鍋已下ハ人ヲ付置後ニ、此方取置也

(12 ウ)

祈師 一貫文遣之、

当日召請之、 於宿坊 一献在之、

_ 雑々用意物之事

油一斗

(裏表紙) ○白紙

(以下余白)

松明之松〈百廿把入〉・白木十二荷〈此内三荷宿坊〈遣之、〉

フスへ木十二荷〈百廿束〉、此内三荷宿坊へ遣之、

箸三千膳入、

柴卅三荷、此内三荷宿坊へ遣之、

米六石五斗〈十合定〉、餠米二石五斗〈十合定〉

(13 才)

一、雑々買物事

酒一石五斗〈助成樽・瓶子等〉、八斗買酒

二石〈当坊酒〉、合四石五斗、此内一石宿坊入、

素麺〈三貫文〉、五百文〈府肉 五百廿文〉

霰〈五百文〉、慈仙十二箱、此内七箱助成〈百文ツヽ〉

165

四日曳之出入者可撰之、於坊中五辛魚肉可禁之、旧記云百日入堂云々、

加行事、

五 維摩会日記 (東大寺図書館一四二・四九三号)

(表紙ウワ書)

享禄二年 公巳〉十二

二月日

維摩会日記

(表紙見返

(1オ)

維摩会遂業日記 〈北林院之本写之、〉

師堂方へ可申之、

加行中諸講問無所作出仕之、但観音講已下第二重斗、講問ヲハ講師問者可

勤其役、 至当月者諸講問会合等可存停止之、

後夜入堂三ヶ夜、此内一ヶ夜、 春日社・氷室・金堂・講堂・南円堂・子守・

神 岡 • 龍蔵参詣之

(1 ウ)

或日記云、 三ヶ夜共春日社参詣云々、 仍随意歟、 今度者一ヶ夜参詣申畢、

厚紙袋白二升宛入之、数三用意之〈初日持参〉、

大仏殿 〈堂童子〉給之、 八幡・春日 〈御師相尋渡之、 御幣戴之、〉

和市定事

英厳

時和市相尋覚悟之、

方以折紙相尋間、

其返事二定日申遣畢

旧記ニハ生料威儀供和市定者、

兼日二承仕方へ遣使者云々、今度者自承仕

生料威儀供合十八膳 口別三斗六升宛

合六石四斗八升 一乗院長合定 〈八合五夕云々、〉

代五貫四十六文 和市一斗一升宛

〈十合定

法印成杲記之

合五百五十文

小威儀供十膳

粽代口別五十文宛

雑紙廿六東代 五百十九文

祈

都合 六貫七十文

已上宿坊へ以請取状来時下行之、

今度承仕一﨟円道・二﨟舜円、 生料威儀供者

(2 ウ)

一乗院長合申聞処、 承仕方日記モ因前云々、 仍当和市〈十合〉一斗一升仁

相定、長合ニ延テー斗三升宛申定畢、 則承仕自筆勘合注文別書之

酒一献勧之、毛立一種・菓子〈フチタカ〉用意之、 引出物両人百文宛紙裹

給之、修学者勧盃出合、

一、此生料威儀供十八膳内鎰取方へ四膳支配之云々、此儀ニ混乱而、 英憲竪者

之時直ニ給由、 鎰取頻愁訴

以略儀可致出仕由、兼日ニ以内儀探題へ可伺申、又

(3 才)

■礼事、任近年例可預御免旨同可申入也拝

兼日義名催状到来、其状云、

明日維摩会竪義々名可令出給之由

法印御房所候也、仍執達如件、

十二月九日

謹上 少納言五師御房

返事書様

明日可出維摩会竪義

義名之由事、謹承候畢、

(3 ウ)

早可存知候、某〈英厳〉恐惶謹言、

十二月九日 英厳〈請文〉

杉原一枚二書之、礼紙用之、立紙上下捻之、

表書ハ無之、実名斗也、英厳〈請文〉書之、

当日両竪者同道、重衣・白五帖、蘿箱蓋令持之、於中門出世奉行出合、

二字渡之、次蘿箱蓋ニ義名入之、直持之、内へ入着座、次採題出給御着座

之砌、礼節可為之、次彼蓋〈義名入之〉竪者直持参、探題御前ニ蹲踞シテ

以左右手捧蘿

二字書様

渡之、

題ヲ出世奉行へ渡之、

退出畢、

一字十題ヲハ竪者懐中而持之、二字ヲハ顕ニ取出渡之、十題ヲ密ニ従袖下

探題義名ヲ披見後、

聊礼節在之、

内へ入御後、

竪者座敷罷出、

次於中門十

箱蓋進之、探題義名ヲ御請取後、

本座ニ着座、

此時彼蓋大床へ差出之、次

旧記云、杉原二枚重而書之、其上ニ礼紙ヲ巻之、不用立紙也、名字与年号

其問六七行可隔之也、

(4 ウ)

名字時墨ヲ取リ、墨黒ニ書之云々、

伝燈大法師位英厳

享禄貮年十二月九日

義名書様

旧記杉原二枚重而書之、中ハ引巻キ、不封不用礼紙、立紙巻之、不捻押折

也、書様極信ニー枚広々書之云々、

注進当年維摩会第四夜竪義取立義名事、

(5才)

先

断惑義章、

着三論宗ナラハ声聞賢聖義章

因明四種相違義

右注進如件、

享禄二年十二月九日 竪義者英厳

十題書様

杉原一枚ニ書之、不用礼紙、立紙也、先内明五題自一問至五問書之、次三杉原一枚ニ書之、不用礼紙、立紙也、先内明五題自一問至五問書之、次三

行斗隔テヽ、因明五題書之、問字無之、別ノ紙ヲ細切 テ、中ヨリ巻出テ表

ヲ封シテ、封字書之、

問被断裁如何、

章云、初即不堕二乗地故〈文〉意何、

(5 ウ)

章云、

於煩悩尚不能断、

但能断状

文

章云、

不異真如是、

煩悩

文

意何

頓被断裁如何、

此間三行斗隔之、

法差別相違作法如何、

何名比量相違耶、

疏云、翻九句中第八正因〈文〉意何、

纂云、論一切法不過二種〈文〉意何、

断云、亦有意許通言顕故〈文〉意何、

(6才)

上、

旧記云、維摩会因内題取様事、内明五題内三文短冊、二ハ義短冊也、

因明

同之、文三義二也云々、

宿坊移事、

当寺并春日社参詣而自其宿坊へ移也、被申旨在之、今度者前日春日社参詣

申、当日ニハ直ニ宿坊へ渡畢、修学者四・五人并祈師同道

一、御請々文事

鎰取宿坊へ御請持来、一献給 之 、 蘿箱蓋用意之、如威儀僧膳、

(6 ウ)

修学者出欠御請請取之、又請文渡之、

請文案
杉原二枚重書之、立紙捻之、或押折之、表書無之、

謹領

請書一紙

右、自今月十二日被始行維摩会竪義者、謹領如件、

享禄二年十二月十六日 大法師英厳

、出仕事

初度案内諸従相催、第二度〈装束〉、第三度出仕、

宿坊様ハ草履、路次鼻高、馬道棟下三、散華師廻後戸

(7オ)

後、四床聴衆催時経混廊、登壇上、従僧・威儀僧同登壇上、大童子ハ取松

明廻壇下、竪者先程左方、大童子二人者、竪者ヲ過シ威儀僧ノ前ヲ切テ西

エ通ル、中□子已下、又童子同壇下ヲ廻ル、竪者、入自西戸五床懸尻向南、(童)

従僧ハ竪者ノ前ニ向テ北居ス、威儀僧従是退散、中堂子・大童子ハ石壇与

鐘楼間、懸尻於床木、作▽輪□居ス、以壇方為上首、次第ニ列居ス、立明ス、

168

探題参堂之時竪者可出西戸、小便等ノ用故実也、〈中童子参床木、尻ヲハ

ツス、〉此時履草履ヲ探題着座之後、入堂内、向東立〈従僧如元堂内居〉

勅使座ノ後、維那師

(7 ウ)

打啓〈一丁〉於一床頭、住位僧某登高座云テ、聊伺探題気色東へ歩寄テ、

同短冊箱蓋帰ル時、竪者歩行二床頭ニテ互ニ摺左袖通ル也、至仏前"礼盤

中心三礼〈ヒチ、ヒサニツクホト〉、次東へ向テ奉礼、大明神一礼、次歩(別)

還至短冊箱ノ前≒檜扇ヲ納テ、短冊箱ノ中ニ覆タル紙ヲ引上テ短冊ヲ探取

之、可挟左大指俣、因明皆挟之、次ノ俣ニ内明題三帖、次俣ニニ帖挟之、

次微音読之、自一問次第二短冊重両方二置之、東方因明、西方内明、読畢、

登高座二草鞋、路地二脱之、五問訖、如元退出、

(8才)

内伺申之、)、捧物事〈政所・権政所・探題三ヶ所ハ、捧物事以生料可進上之由、兼日案

一床分以送文遣之、

長櫃・蘿箱蓋 大童子一人〈フタコ〉力者二人用意

送文者現紙員数也、別ニ折紙副之、生料員数裁之、対奉行所遣之、

、寺家権別当探題捧物送之〈但現紙数可替也、〉

杉原二枚重云之、立紙上下捻之、或押折之、表書無之

進上 第四夜竪者調鉢代事

合紙一積〈上積十五帖、下積三十五束、結緒帯二筋〉

(8ウ)

直

右、進上如件、

享禄二年十二月十六日 第四夜竪者英厳

正・権探題進上、余ノ一床ハ奉送書之

旧記云、

現宝物事

寺家〈上積杉原五帖、厚紙十帖之内、上六帖、中四帖〉 下積雑紙卅五

〈上十五束、中十束、下十束〉 結 緒 帯 二筋

権政所〈上積杉原五帖、厚紙七帖之内、上四帖、中三帖〉 下積雑紙廿五束

〈上十三束、中八束、下四束〉 帯二筋

探題〈上積杉原三帖、厚紙七帖之内、上四帖、中三帖〉 下積雑紙廿束

十東、中六東、下四東〉 帯二筋

大僧都 厚紙十八帖之内〈上五帖、中八帖、下五帖〉、結緒彼二文(皮)

(9 才)

小僧都 十七帖之内〈上五帖、中七帖、下五帖〉、結緒彼二文

律師 十五帖之内〈上五帖、中六帖、下四帖〉、結緒彼二文

擬講・威儀師(各十一帖之内〈上三帖、中五帖、下三帖〉、皮二文

成業・従儀師・注記 各十帖之内〈上三帖、中四帖、下三帖

散華師 九帖之内〈上三帖、中四帖、下二帖〉

結緒皮七十二筋 大皮二枚〈代六百文〉

Ê

紙積台 〈八角口広一尺五寸〈タカハカリ〉足高一寸二分〉カワノ長一寸八分

以上旧記、

近年例以生料曳之、当年同之、

政所 〈参貫文、此内五百文加増分、 東門院殿

権政所

〈弐貫五百文、此内五百文加増、

光明院殿

探題 〈弐貫文、此内五百文加増分、東北院殿

英憲法印 〈六百廿文、此内百文加増、此内百廿文ハ官位四度分、一床衆へ 威儀供代無之、捧物四百文斗也、

会始 〈五百六十文、此内百文增、 修南院権律師〉 已上一床分

擬講・威儀師 〈七百卅文宛、 此内百文加增、〉

成業・従儀師・注記〈七百文宛、百文増分、〉

散華師 〈六百七十文、 加増定百文、

威儀僧十五人〈此内三人拝礼〉奉取年預小綱〈百文下行也、〉

捧物 貮百文宛、拝礼加五十文宛

奉唱 維摩会第四夜竪義者威儀僧交名事

(10 才)

兵部卿云、〈今度者得業衆両三人請之、〉

右、 来十六日於寿福院辺可有御会合状如件

享禄二年十二月十四日

諸従方事

従僧二人〈鈍色、 下重、 表袴、 裳、 襛、 檜扇、

鼻高、用意也、〉

百文賃、六十文厚紙三帖代、七十七文米一斗代当和市

各二百四十文、

中童子〈装束公物在之〉二百文檀紙、 帯代廿文、 扇代五十文、餅代米一斗

代七十七文

(10 ウ)

合六百五十四文宛

大童子四人〈装束公物在之、〉

力者三人〈装束二具公物在之、一具用意也、二人ハ松明、一人ハ水瓶持之、〉 百文賃、四十文厚紙二帖代、七十七文米一斗代、合二百廿文宛、

五十文賃、七十七文米一斗代、合百卅文宛,

又童子五人百三十文宛

唐傘持一人百五十文、床木持・松持二人〈百文宛、〉

傘袋 筒用意也

装束御方

(11 才)

六百文身入賃、六具分、四十文厚紙二帖代、七十七文〈米一斗代、当和市〉

合七百廿文下行

一、観禅院送物事、

毛立三、居着 〈如常、〉菓子ハ、餅・イリ慈仙、 中ニクミッケ

已上十八膳

_ (11 ウ) (12 才) 祈師 府 素麺 慈仙十三箱 入 慈仙 油 霰 雑々用意物事 箸 炭 柴 合八石五斗 酒 米 フスへ木 松明之松 銚 酒ハ荷樽 子鍉一具 一斗五升 〈二石当坊用意之、五斗置之、二石助成ニクル 五千膳 五荷 五十荷 十石 〈良慶大〉 三貫五百文 鍋已下ハ人ヲ付置渡之、 当日 〈竹方〉、 二百五十束 百廿把、白木〈百束、 〈三百束〉此外五十束杓木被助成 已上、 此外白木〈フスへ木・柴三荷宛、 餅米三石五斗 招請也、 一貫文遣之、表神供、 白箸四百膳 薪 〈二束〉、 於宿坊一献在之、 此方へ取寄也、 鍋 木津助成、 百文遣之、 鉄輪〈一〉、 此外十二荷買之、〉 宿坊へ直ニ運置之、〉) 四石助成之樽卅八荷) 杓 〈一枝〉 一、 (13 才) (12 ウ) 経営衆、 上下着 惣奉行、 酌十人 政^{摩尼}珠院 鎌屋衆下部 政所 法隆寺法印権 大僧都探題 東北院 奥芸擬講 成身院 学乗々々七百卅五文宛 大 安 寺 権律師会始修南院 今度会式従十二月十二日始行之、十六日二遂業畢、 二床〈北上首〉 〈東門院〉 床賦次第 享禄貮年 々々 百文宛遣之、 五人 五百文遣之、 礼二百文宛遣之、 床 五十文宛十人、 〈南上首〉 連乗 弘房 礼百文宛遣之、 〈乙丑〉十二月十六日、 g権政所 人々々 禅栄房法印権大僧都一乗院殿、精義 英懐々々 已上 ○伝領識語 宿坊寿福院 泰興発志院 諸衆 〈光明院〉 英秀法印 々 々 英厳 遂大業訖、 定誉得業
法隆寺七百文宛此内百文加増之 判

大概記之、

悦酒同之、

散兼 華有 師

〈六百七文〉

(14 才)

(14 ウ・裏表紙見返し、裏表紙)○白紙

胤延命院 弘院

Þ

長胤々々 東師寺

兼範々 々東院僧正御弟子

春祐々々

宗助々々

隆芸々々

(13 ウ)

慶宗擬講

堯 弘得業

光弘擬講

定憲得業 公慈 算房 々

Þ

英訓擬講一ヶ夜精義二度目 Þ 定弘々

威北 儀小 師路

参床 (南上) 〈七百卅文〉

注記威儀師維那

快憲擬講

英尊 々々 興算タタタ 英秀得業 玄順 々々 興 再 神 五 師 暁明 胤院 Þ 々々 Þ 実憲々々 朝堯懐一 頼役 を な

Þ

K

北上

四床

頼融 得業 経円々々薬師寺

172

六 維摩会竪義日記 (東大寺図書館一四二・四七六号)

(表紙ウワ書)

天文十年十二月日

金蔵院顕定房私記之、〇興福寺

維摩会竪義日記 〈奥仁栄観房研学之竪義事少載之、〉

無印 「南都東大寺北林院経蔵」)

秀胤権律師

(表紙見返)○白紙

(1オ)

(①天文十年竪義興福寺堯範日記)

天文十年 (辛丑) 維摩会執行

第三日加任竪義遂業畢、 顕定房得業

拙者竪義之事、 雖非其器之間、 且雖有憚為結緣連々依有望内々窺申寺家之

御儀候処、被成御許可之間、則十一月六日加行始社参、大廻沙汰畢(如常)、

寺家権別当不及参賀 〈古日記通

(1 ウ)

装束之事 鈍色 白五帖 直垂着二人

走童 〈不召具〉 近例通、 旧記ニハ召具由在之、

於社頭捧弊頂戴、

祈祷師神人出之、〈十疋遣之、〉

加行始、 献儀式如形、 其沙汰之由先達之説也、有無之儀異説也、 於今度

> 者不及其沙汰者也、 〈私調雖有候、 略之畢、〉

当講御伝授東院兼範僧都 〈十月十九日〉御心加行 (同日) 正加行 (十一月三日)

初夜研学竪者定経 〈吉祥房得業〉 加行始 (十一月朔日)

、寺分竪者寛秀〈長堯房得業〉 加行始 (十一月八日)

(2 オ)

竪儀長者宣到来之間、 加行始之日可給之旨、 兼而従東院被仰聞之間 大廻

次而祗侯拝領畢

東院僧都両門御師範 〈互〉、当講殊一乗院殿出世奉行御存知也、

東院僧都

両門御師範、 而大会每々御指南也、 然間、 於彼院家長者宣給之畢

長者宣

被長者宣ヲカウフテ イ イハ ク 大法師堯範

可賜去応永卅三年分

(2 ウ)

西大寺分竪義請之由、

宜ク遣仰者 ツカハスヘシ 長者宣如此

以此旨可令申入別当大僧正

御房請、 仍執達如件

天文十年九月廿六日 左中弁将

謹上 東院僧都御房

長者宣モ門跡寺家之御時者如此、 又良家寺家時者相替別当直書歟

(3才)

(3 ウ) (4才) 、短尺之事、 義名之事十二月十三日、 短尺問題初重答、 後夜入堂修学者相證七度令参詣、 謹上 之、 様歟、 毎月入堂之様、七堂之様ニ旧記在之、 明日 テ書之遣畢 今度モ其通三ヶ度其沙汰畢、 御房所也、 原立文之状也 後夜入堂 一問両帖一巻認之、二問ヨリ五問 十二月十三日 仰之旨 東院僧正御房へ尋申候処ニ、此通被仰之間、 〈十四日〉午貝定可令出維摩会竪義義名給之由、大安寺法印権大僧都 二内明一巻二認之由在之、善行房擬講此通被申、 今度ハ瀧蔵観禅院略之、 顕定房得業御房 〈如常〉、木守漢国迄悉参詣畢 恐々謹言 精義者内々被申之間、 認置候条其マト遣畢、自注記方以書状被申候之間 自注記方以書状被申之間、 光俊奉 他寺探題修南院殿出世奉行奉書到来畢、 〈近例之通歟、〉中古五ヶ度沙汰之様ニ旧記在 窪ヨリー言主令参詣畢 認遣之畢 准拠自身三ヶ夜其沙汰之由先達被申間 〈因内〉 瀧蔵観禅院一言主窪弁才天、 マテー巻認之、二巻ニ精義重マ 則注進畢 其通認畢、 雖然前東院僧正御房 旧記因明一巻 、則注進畢 奉書ハ杉 随意之 (5才) (5 ウ) (4 ウ) 当年維摩会第三日西大寺竪義義名事 義名書様之事 義名参入将束、本式法眼平袈裟、(装) 所立 註進 義名認様 候、 明日 謹上 記巨細也、 近例以内儀参入之由申入者也 覚悟、 御請状 出世奉行禅師御房二而御渡候間、 十二月十三日 可存其旨之由可預御披露候、 重衣 義名問題二字、 〈十四日〉 出世奉行御房 臨期ニ可尋申様無之間、 強がなり 白五帖 維摩会竪義義名可付進之由謹承 <u>(二枚)</u> 蘿箱蓋ニ入、 直垂着一人 重書之、表巻其沙汰上下押打無礼紙 僮僕以下竪義如出仕、 走童一人 恐々謹言 走童持之 如古本認遣、 西座出世奉行御請状ニハ可 不及申事、

唯識義一章

鄭重之儀式也、

旧

相替歟、

無

因明四種相違義一具

右注進如件、

天文十年十二月伝燈大法師堯範

同問題書様事、

内明題五帖初書之、次少引離テ因明題五帖書之、問之自何モ不書之、 カイタ紙一枚、

(6才)

二明之間、 二行ハカリ置テ書之、 問題ハ短尺様ニ書之、

捨監留純識重意如何

金剛無間道中品無漏現行可薫仏杲上品種子――

章云、 成事唯俗行縁議故或亦通真自性満故云々、

意何平等性智得名可通有情平等——

章云、 識言惣顕一切有状各有八識云々、 心何

(6 ウ)

疏云、

必無不定及与相違云々、

意何、

一因違四比量作法如何

疏云、 如仏法言有識有満云々、

纂云、 即異喻中能立不遣云々、 心何、

断云、 理問論云、 如是成立於有法云々、心何

以上如此、 強杉原一枚二書テ奥書無之、奥ヨリ押巻テ常ノ杉原一枚ニ

ツヽミ上下ヲ押折懐中云々、出世奉行へ渡時、上紙取之問題ヲイカニ

モ信ニ可書之者也

(7オ)

一、二字認様事、 常ノ杉原二枚五六寸奥ヨリ

伝燈大法師堯範

天文十年十二月 日 年号三寸ハカリ引離

、二クタリ二字認様 興胤旧記ニ大ニ相替ル、

今度東院僧正御房尋申処、

彼院家前々ノ古本多シ、

此通ノ由慥ニ被仰畢

一、義名蘿箱蓋二入、竪者持之、採題御前工参、サカサマニ取、ナヲシテ奉ル

之、少シ立チノキテ蹲踞ス探

(7 ウ)

題義名ヲ取テ開テ見給之、其時縁マテ退出ス、縁ニテ懐中ノ問題ヲ取出シ

出世奉行へ進之、 出世奉行探題工被進之時、 罷帰畢、

興胤日記ニハ、二字最結句ニ可遣之様ニ在、 此段モ東院僧正御房へ尋申候

処、二字最初ニ進之、其次義名、其次問題進之由慥ニ被仰事ナリ、 其通沙

汰了、

問題封歟否事、 興胤日記重々在之、近年之通、上注沙汰畢、然間旧記不(ママ)

能注、

(8才)

義名付之時、 探題坊ニテー献有之様ニ同記在之、今度者一切不及其沙汰近

例歟

一、会式十二月十六日ヨリ執行

勅使前日十五日可有御下向之通如常、拝礼 於 従 当講被仰合候処、十二日勅使前日十五日可有御下向之通如常、拝礼 於 従 当講被仰合候処、十二日

入講坊御沙汰アリ、勅使御下向次第、会式可有執行通也、十七日八ツ折程(打)三日ヨリ城州俄令物忩、路次不通ニテ十五日無御下向、雖然十六日講師指

勅使御下向也、仍十六日ヨリ執行通ニ会ヲタヽミ御

(8ウ)

執行也、勅使宇治ヨリ和東エ被成御越、其路次調之儀南着遅々畢

一、初夜研学竪義十七日夜遂業畢、

一、拙者第三夜加任竪義、同寺分竪義長堯房得業、今度第二夜竪義無之間引上、

遣之間如常、第三夜可有遂業之通、又方々申合十九日夜第三夜遂業畢

第

一夜可有遂業之通前日治定之処、

勅使御下向遅々間,

献以下用意、

樽

(9才)

、一献之事、於当坊沙汰之入逢時分ヨリ中院工移畢、初献赤飯サキ、クミニ

(ハス・コハウ)、カウイリモヲカス、

一献素麺キヽウ立〈如常〉スイモノ椎茸〈引ヲカシ〉

三献、二クミ〈イリシセン・ヤマノイモ〉、菓子〈フチタカ〉打ヲキ(煎慈仙)

内々請申候〈威儀供無之、中間触之、〉成業二人・

学道三人、以上五人、

威儀僧前日以廻請相催、

一、裹頭衆七十五人、法印ョリ未新入マテ、京都公人〈請文使〉・従僧・中童子

〈大童子・身入大童子、此分本式之繕〉

(9 ウ)

一、中院ニテモ赤飯・雑羹・打置菓子一献義式、参籠衆エモ此通ニテ酒進畢

、中院中童子部屋、竪義ヤトリ

初度案内聞行水沙汰、装束以下調授之、

第二度案内装束沙汰、其後水瓶ニテ手水仕之、従僧取継之、第三度案内之

時、軈而出仕内ヨリ草鞋ハキ、沓脱ヨリ鼻高ニヌキカエ畢、壇上マテ鼻高

ハクへキ儀ナレトモ、夜ルノ事也、略儀ニテ路次ハ草履ナリ

(10 オ)

北堂壇ヲ上リ、軈而鼻高ハキカエ畢、講堂後馬道ニテ堂内ノ様ヲ伺、講

始、散花師後戸ヲ通ル、竪者進、石壇ヲ上リ次第ニ石壇ヲ廻ル、従僧・竪

者跡中童子・大童子以下僮僕者、壇ノ下ヲ竪者ト同様ニ進廻ル、石壇未申

角ニ至リ堂内エ入サマニ草鞋ヲハキ、堂内ニ入、第五床ニ南向テ腰ヲカケ

テ侍ツ、従僧南壁ノキワニ北向テ蹲踞ス、中堂子・大童子以下未申角戸ノ

前壇ノ下ニ相侍ツ、中堂子・大童子床

(10 ウ)

木ニ腰遂居畢

一、其時探題参堂之時、堂内ヲ出テ探題着座ノ後、如本第五床ニ腰ヲカクル、

講師御退出之後、都維那於一床頭、住位僧、伺採題気色ヲ伺テ、東一歩寄

床頭ニテ左ノ袖ヲスリ合テ通ルヘシ、竪者ハ南、都維那ハ北、仏前ニ進テテ開短尺箱蓋、帰時竪者立床漸歩寄ヘシ、竪者ト都維那ト互存知シテ、ニ

二ノ礼盤ノ中程ニシテ三礼、東向テ一礼、至短尺箱下短尺ヲ読

(11 才)

寄由、探題気色ヲ伺、又探題モ許可由ヲ示給、其後横彼ノハシヲ左ノ手ニ

テ引上テ右ノ手ニ持タル、檜扇ヲヲチサル様ニム ネニヲサメテ、短尺読(胸)

二寄時、 右ノ足ヲ可進候也、三足退リ様ニシテ読也、 短尺ハサム様異説多

シ、今度ハ十枚一度ニトリ、内明三枚、大指ノマタニ、二枚、 次ノマタニ、

因明三枚、第三ノマタニ、二枚、次ノマタ、如此シテ文次第ハサミナヲシ、

内明ノ一問題ヲ一番ニ読、 二問ョリ文次第一枚ツ、読、 箱ノキワヨリ、 東

工 面ヲ下エナシテ、次第ニ

(11 ウ)

ナラフル、 又因明一 問題ヲ一 番、二問ヨリ文次第読、 一枚ツ、次第ニ箱キ

ワヨリ西エ面ヲ下エナシテ並ナリ、如此シテ檜扇ヲ取持、登高座シテ侍ツ、

都維那座ヲ立テ短尺ヲ取、 探題捧ル、探題又賜都維那次第二曳之、 問短

尺クハリテ、又探題御前ニ帰ル時、二問以下ヲハー度ニ被曳、此時分発声、

表白スルカヨキナリ、 寸 彼真似ヲ表ント云事ヲ、チト声ヲ上テ一向ニ耳

ニ聞ル様ニスル、 表白終カタニ、 左エチトネチムク様ニ(捻向)

(12 才)

スル故実也、

兼日用意装束分之事

襪 平袈裟

角手洗

唐笠 同 袋 法眼 裳 下重 表袴

座具 檜扇 鼻高 草履 水瓶

従僧方

鈍色 同裳 表袴 白五帖

中堂子

(12 ウ)

〈皆具〉 袖単 ヲヽイカツラ入本結、

白布タヒ

装束

ハヽキ 沓 床木

大童子

装束〈皆具〉 ヲヽイカツラ 又入モトユイ

白タヒ ハヽキ 床下 沓

力者 衣袴四具 〈是ハ講師坊力者兼帯シテカタラウ間、

衣袴等無用意、

又童子装束三具、香呂袴無之間、祭礼願主人カチ郎等直袴借テ用之、折鳥

子三

(13 才)

走童装束一具、

僧名

一乗院殿専寺探題

政所 二貫五百文 権政所 喜多院殿 貫五百文

修南院殿

他寺探題 貫三百文 香賢房権大僧都 三百文

清水寺法眼 四百文

以上一 床

良順房擬講 兀 百五十文 延識房々 Þ 兀 百五十文

順文房々々 四百五十文 実乗房得業 三百文

尋円

(13 ウ)

弉範得業 三百文

善行房擬講

四百五十文 浄春房々々

三百文

琳祐々々

兀

旨文

高芸得業

四百文

春学房擬講

四百五十文

訓憲得業 三百文

興厳々々

兀

旨文

実盛々々 兀 旨文

興盛々々

三百文

宮内卿擬講 旨文 四百五十文 円清々々 英順々々 四百文 兀

百文

英澄 皇丁

兀

西南院殿隠密

四百文 光実 三百文

(14 才)

以上専寺廿口

頼実擬講

四百文

隆芸々々

四百五十文

秀覚得業 四百文

英運々々 兀

旨文

旨文 禅実々 堯厳 兀 旨文

実胤々々

兀

興定々々

四百文 英 浄 議々

四百文

以上東大寺八口

乗盛々々

兀

旨文

経円得業

四百文

以上薬師寺二口

(14 ウ)

快専得業 四百文

法 隆 寺

П

散花師 四百文 П

威儀師 四百文 註記 四百文

維那 四百文 以上綱所 三口

都合拾九貫八百文歟

一、会始香賢房権大僧都権大僧都、 光明院法眼 一床御出仕也、 賞翫ニテ威儀師

供不可被召儀ニテ隠密丁衆并三百文、西南院得業、隠密直三百文ニテ可有(併)

由願定房律師

(15 才)

被申事候之間、 其通送遣候処、香賢房権大僧都・西南院得業無被申事、 被

請取了、光明院法眼ハ旧記四百文通也、先規通可被召由被仰事候間、 旧 記

ハ四百文トアリ、 其通光明院法眼分送遣畢、 一床出仕良家得業、 賞翫分ニ

テ三百文ナラハ、大乗院殿可為其並併歟、 但両門跡丁衆御出仕、 現紙進上

之旨、旧記有リ、 雑紙五束・杉原三帖クロ皮ニテ結之、台ニヲキ進上之由

(15 ウ)

也、

雖然、

内儀伺、

色代ニテ近年進上

之由也、今度モ内々奉行方エ不審之処ニ、色代可然通ニ申間、 惣之丁衆直

四百文進上也

研学余直支配、 綱所三口之内一口、威儀師四百五十文之由旧記ニモアリ、然処、 無申事之由被申間、 四百文支配無申事者也、 雖然威儀師擬 今度初夜

講ノる(資?)ナラハ、四百五十文ニテアルヘキ歟

当日請書到来 (使四人) 綱掌、 請取〈二人〉所守、 以上一献結之、 〈弐膳〉

寺分

下人在之、 大概膳之由旧記ニアリ、

(16 才)

ナレ共、於当坊一献沙汰之間請出、 使当坊へ可給之由、兼而注記申遣候処、

寺外へハ不可来由申事之由注記返事アリ、 前々寺外ニテー献不珍、請書使

献沙汰侯間、 其坊へ来事不及沙汰儀也、 其旨可被申聞候由申遣候処 則

請出持来了、 次修学者重衣 〈白五帖〉 請書請取之、蘿箱蓋入渡之、自身又

於客殿請取之開頂戴畢 〈重衣・白五帖ナリ、〉 厳儀ニ可有沙汰之由先達被

(16 ウ)

申訖、

請書 請文案

謹領

綱牒 紙

右当年維摩会聴衆者如件

天文十年十二月十九日大法師 堯範

杉原二枚重テ如此認之、上巻モ上下打押、 蘿箱蓋入如前渡之、

下行

(17 才)

威儀供各 前 別生料三斗六升宛、 四口

合一石四斗四升 会所斗定六合升

二百文雑紙代、四十文

二百文 粽代 以上下行畢

_ 読師三斗六升〈下行会所斗

講堂々童子、為清仕丁請ニ来ル、 興胤日記ニモ旧記講堂司トアリ、不審ト

アリ、為清仕丁相尋処、読師ヨリ堂童子方へ三斗六升下行有ル、竪者方ノ

下行可請取由被申事之由申間 則下行畢、 彼請文ニモ

(17 ウ)

講堂司アリ、 読師・講堂司同躰歟、 取乱、 其段不相尋者也

一、当堂少綱雑紙代以下可請之旨、 雖有申事、 於寺分加任者無下行之旨 興胤

日記ニ委細アリ、 於今度者可請之由申事モー向無之

捧物支配

政所 〈雑紙三百六拾帖、 上積十五帖

権政所 〈雑紙二百六十帖、 上積十帖

法印 〈雑紙二百帖、 上積七帖〉 大僧都 〈雑紙百廿帖、 上積五帖

(18 才)

少僧都 〈雑紙百廿帖、 上積三帖 律師 〈雑紙百十帖、 上積三

已講威儀師 〈雑紙七十帖、 上積三帖) 成業以下 〈雑紙六十帖、 上積三帖

両門跡四ノ床御出仕之時者、 如権別捧物可進之旨、(当脱) 妙音院日記ニ在之由

興胤日記ニアリ、 雖然興胤竪儀之時者、 御門跡丁衆御出仕無之間、

配様躰無之、 於今度者大乗院殿、 四ノ床ノ丁衆御出仕之処、 聴衆並之通

諸竪者被支配畢、 巨細上注之、妙音院

179

(19 才)

(18 ウ)

日記録也

寺家捧物送文

進上維摩会第三日加任竪義者捧物事

〈雑紙三百六十帖、 上積十五帖

右進上如件

天文十年十二月日

如此、上品杉原二枚重テ表巻、 如常、 上下押打、 表書無之、 礼紙モ無之、

折紙制状アリ、(副)

捧物之代二貫五

百文令進上候、 宜預洩御披露候、 恐々謹言

十二月日 堯範

越前権上座御房

権別当探題 会始 送状同上

捧物員数不同、 巨細注之、 〈寺家権別当良家之時儀、 文字不可有之、〉

光明院法眼、 如上認、 以折紙別状送遣了、 精花之子細ニテ如此歟

西南院得業、 以文、 如常被請取訖

(19 ウ)

之

、大乗院殿四ノ床御出仕、 如寺務、 送文・折紙・解状、 如上、 員数上委細注

惣ノ丁衆送文書様

維摩会第三日加任竪義者捧物 〈雑紙七十帖、 上積三帖〉 代四百文

擬講支配之通、 成業以下 〈雑紙六十帖、 上積三帖〉 代四百文

札書様同上

威儀師、 如擬講、 四百五十文之通旧記ニアリ、 於今度モ成業、 直四百文支

配無申事、 実否不分明、 他寺丁衆札ノカ

(20 才)

タニ、薬師寺・法隆寺ト有ヘシ、於専寺丁衆者無之、請文次第二支配畢:

一、東大寺衆ヨリ捧物支配之事、寺中先規ナリ、寺外ニテハ不可請之由被申事

アリ、寺外ニテ支配、先規連綿之由申遣候処、 則請ニ来候間支配了、

旧記ニハ杉原五ツニ切ル由アリ、近年四枚ニ切、 可然上品ノ杉原也

一、松明之事、 旧記ニハ百把ハカリ用意之由也、 長三尺百把

(20 ウ)

用意了、中院ヨリ出仕、路次僮僕衆持分ニハ廿把ハカリニテ有リ、竪義候

間カヽリニタク間、 (篝) 多入ナリ、 カヽリハ堂破木可然歟、 但可随宜

僮僕衆、

風フセキニ瓦肴ニテ酒遣畢

出仕之時節 并 還威儀 寸 楊、膳居アリ、(対場) 承仕配膳躰、 興胤ノ日記ニア

リ、近年出仕之前ニモ還威儀モ不及沙汰由也、 不取入自由ノ沙汰也、

毎々勘略之間、 近年之通一向無其沙汰者也

(21 才)

出仕之時簾之役、 未講師之躰、 両人其沙汰了、

僮僕衆本式厳儀也、 旧記委細者、 近年一向略儀各沙汰也、 今度者其並也

僮僕人数之事極略

従僧一人、中堂子一人、大童子一人、力者四人

下行事

百文〈従僧〉、百文 〈中堂子〉、百文〈大童子〉

五十文宛 (四人)、 廿五分宛〈又童子三人〉走童〈一人〉

(21 ウ)

二百文 身入下行

中童子・大童子装束賃百文ツヽ

合八百文

所作次之日、悦参大廻之時、 探題并勅使へ参賀之由、 奥胤之日記ニアリ、

近年不取入儀也、 無其儀由先達被申間、 今度者不能参賀

装束 鈍色 (白五帖) 直垂着二人、 如加行始

大廻之次、 西金堂着座沙汰了、 捧物十疋遣了、

(22 才)

方正法院二申、不限堂司事也 (如法花会)、此着座之事、無其沙汰由被申方

多之、雖然旧記之面、 為結縁授、 拙者其沙汰了、 随意歟

一、惣諸下行

合十九貫八百文 四十丁衆分

寺務始而不注記、 巨細上注之、 〈会始西南院得業威儀師支配様ヨリ、

少可

有相違者也、〉

合一石四斗四升、会所斗定、 四百文、請書使之衆

三斗六升、会所斗定、講堂司請文

(22 ウ)

合八百文

都合廿一貫四十文

米一石八斗歟

知足坊研学米壱石請之、

大会結日以折紙被相触、

以請文請之畢、

初夜者弐

石寺分・加任壱石宛也

款状并寺解文、於寺分・加任竪義者無用意者也

一、先年宗玄〈明禅房得業〉・薬師寺懐了房得業、第三日竪義者也、然処第三日

薬師寺分ニテ有間、 懐了房

(23 才)

得業、寺分竪義可被遂之旨、 被申事アリ、明禅房得業、于時、 大乗院殿御

同学也、 寺分・加任之次第、 当寺寺務并其寺別当ハカライ也、 然間、 明禅

房得業、寺分竪義可被遂之由被申処、懐了房得業、寺分竪義理運之由執心、

被申事ニテアレ共、東院僧正仰之旨任テ、明禅房得業、 西大寺分ニテ寺分

竪義被遂畢、 其以来、此申事人意未不慥歟、 初夜・第二 今度拙者竪義之次二、東院僧

(23 ウ) 正尋申之処、

夜当寺分、 初夜限凡人、 初夜研学竪義別而規横也、 第二夜限良家、 但西座

遂業、 寺分・加任次第、 向無案内之儀也、 第三夜他寺分、 寺務御ハカライ之由被仰事也、 竪義ヲヽ時、 法隆寺・薬師寺・西大寺、 第三日朝座、 加任ニテ竪義者被付事也 法花寺・清水寺ハ竪義者 第三夜薬師寺存知之由

無之、 第四夜・第五夜東大寺分也

表白、 副因明四種、 相違義一具ヲ、 異説、

(24 大)

興胤日記ニ委細アリ、 今度東院僧正尋申候処、 義断纂要付間、 一具ノ意、

仰間、 於今度者一具言略之、

其謂アリ、

本ヨリ異説也、

雖然一具言ナキモ不苦、先師口伝無之通ノ由被

此日記之事、 也 殊旧記ニモ相違之角共在之、近年一向略義共也、 就今度拙者竪義、大方古今儀聞合私注之、一向不可有法量者 且自由之沙汰歟、 雖

然勝手ニ任由、 於今度者毎と略義此通也

(24 ウ)

於慇懃儀者、旧記能々可被撰者也、但上古モ、竪者僮僕旧記之通事過之由

及沙汰由也、 上古ハー献以下如形被沙汰、 学業 〈并〉出仕行粧根本タシナ

ルハ、 近年学業一向無沙汰、 毎々上古ニハ相替候也

一献ノ入目等雖在之、 面々分限次第、随意事共之、略之畢

堯範顕定房得業竪義之時日記、 書写畢

(25 才)

(②天正十七年五月・八月度竪義ヵ某日記)

天正十七年 〈已丑〉五月十六日ヨリ維摩会執行、 従関白殿八木五百石 他

金子〉御合力相渡之間、 俄御執行、 講師之儀、 南井坊〈春音房〉

乗院殿 一円御仕立也

初夜研学発心院 〈善舜房得業〉、 精義檜皮院 〈治部卿擬講〉

第二夜竪義一乗院殿 〈尊政得業〉、 精義東大寺了識房法師

初夜副惣殊院 〈専儀房得業〉、 精義者多聞院

(25 ウ)

_ 第三夜竪義加任喜多院 〈空慶得業〉、 精義東大寺無量寿院

一、寺分竪義修南院〈光助得業〉、精義願雲房擬講

一、第四夜竪義東大寺地蔵院、 精義寺務東北院殿

(26 才)

天正十七年 (己巳) 八月 大会執行

顕定房法印日記ニ加行始以下之事、具ニ在之、

僧名布施半減之通

政 東北院 壱貫弐百五十文

専寺探題東林院 権政所 七百五十文

他寺探題 六百五十文

長実房法印権大 僧 都

百五十文

空慶法花寺法眼

光助大安寺法眼 百五十文

百五十文

忍禅房権律師 百五十文 以上一床、

四十丁衆之内一床除之、残三十人二百文宛 但隠密如一床百五十文

散花師 二百文 威儀師 二百文

注記 二百文 維摩師 二百文

読師 壱斗八升〈会所斗半減

僮僕下行之事

従僧五十文、大童子五十文、 力者〈二人〉 廿五文ツヽ、

走童〈一人〉十三文、直垂者五十文、身入大童子百文

請書使衆四百四十文、七斗弐升鐘取方

(27 才)

(③元和九年竪義栄観房長英日記)

元和九年〈癸亥〉十二月十九日ヨリ維摩会執行、

講師摩尼珠院源勝房擬講

心加行十一月朔日ヨリ、

十八日、 良家弟子分、寺入之作法有り、

廿二月、 於大乗院殿御伝授、 寺類衆一献在之、

十二月三日ヨリ講師正加行ニ被入畢

同 十四 巨 探題御伝授ナリ

于時、 研学竪義千手院栄観房得業、是去年研学ノ

(27 ウ)

悦酒大供・食・廻・り勒仁也、当年分得請ノ仁、研学仕候而、(勤) 此度竪義理運ト

競望雖有之、 去年研学可為理運之旨御治定也

一、十一月廿三日前精進、 廿四日ヨリ加行、ミコ懺悔沙汰之大廻、 春日・寺内

> 子寺・ 漠国、 悉社参也、 直垂者以下被召連畢

注連、 大門 并 加行部屋本尊ノ前ニ曳之、 本尊ハ講堂曼陀羅也、

懸ル異説アリ

大廻装束鈍色〈白五帖也〉、於仏前、 香花・灯明・ 短尺毎日如常、 毎日入堂

ニハ、観禅院鎮主 并 瀧蔵ハ略之、 先例也

(28 才)

廿六日、 長者宣到来ニ付テ、 乗院殿へ致伺云、 今頂戴畢

一、廿八日、 短尺探題へ上訖、

十二月九日・十日・十一日三ヶ屋後夜入堂、(夜) 修学者相語沙汰之訖、

松明ハ

無之、当講ニハ松明ニテ被沙汰了、

十三日、

研学竪義東唐院ヨリ廿五石請取畢

一、十六日、義名可付之由、 出世奉行御奉書云

明日〈十七日〉午貝定、 可令出維摩会竪儀名結之由

御気色所也、 恐々謹言

(28 ウ)

十二月十六日 兼隆奉

栄観房得業御房

返條安文

明日 〈十七日〉午貝定、維摩会竪義々名可付進候由、 謹而承候、 可存其旨

之由、 可預御披露候、 恐々謹言、

十二月十六日 長英

出世奉行御房

杉原二枚ニ立文、上ヲ封シ、一枚ニテ表巻、上下捻、表書在之、

(29 才)

出世奉行ヨリ如此認之間、其通返條認遣畢

義名認事、強杉原一重ニ書之

註進

所立

当年維摩会初夜見学竪義々名之事

.

唯識義章

因明四種相違義一具

右註進如件、

(29 ウ)

元和九年十二月日 伝燈大法師長英

如此認之、表巻上下押折

、問題認事、 紙同上、

内明初ニ五帖、次少引離テ、因明五帖、問題計書之、問ノ字無之、一枚ニ

書之、常ノ杉原ニテ表巻、上下押折、

、二字認事、常杉原一重五六寸奥ヨリ書之、

伝燈大法師

(30 才)

元和九年十二月日三寸斗引離テ、

義名問題二字、以上三色、蘿箱蓋ニ入、探題一乗院殿へ参上訖、公所ニテ

出世奉行へ渡之、二字最初進之、次義名・問題進候了、重表白五帖、直系

者、走童、

一、十八日、廻請触之、来〈廿日〉午貝定、維摩会初夜研学竪義出立、一献

沙汰候、以裹頭之儀、於何院入御所仰之、

、威儀廻請事、杉原横折、

興範得業、良祐得業、清秀□□、供目代

))

法用僧 堯清

出立所善院立書、

〈横折異説也、〉

捧物支配之事

一、寺務・権当・他寺探題・会始

送文此方ヨリ指遣ス、

進上 維摩会初夜研学竪儀捧物之事

- 終歷会神不石台 聖信抄 年之

合〈三百六十帖、

上積十五帖

右進上如件、

元和九年十二月日

(31 才)

上品杉原一重表巻、上下押折、表書・礼紙無之、

折紙副状有之、

捧物之儀、以代米壱石五斗令進上候、宜預洩御披露候、恐々謹言;

十二月日 長

丹波法眼御房

権別当会始送状同前、 但両門之外ハ洩ノ字不可書之、

権別当、 雑紙〈二百五十帖、 上積十帖〉 代米壱石

(31 ウ)

、他寺探題 輸状、 是モ披露書也、〉

布施物支配之覚

別当〈壱石五斗〉

権別当 「〈壱石〉

他寺探題〈七斗五升〉 一、会始以下一床分〈二斗五升〉

余ハ三斗宛、〈但已業・擬講并〉東大寺已業ノ人ニハ二升五合ツ、加分在

之、威義師同上、隠密ハ弐斗五升宛、

(32 才)

一、 令 升 斗 読師壱人分

、専当方一献沙汰之、

五斗 壱貫代 一、壱斗四升 _ 五升〈何も請文上之、〉

合六斗九升〈是ハ研学ニ限ル歟、〉

僮僕下行之事、

一、五升 従僧 一、五升 大童子 一、二升 身入

八升 力者四人分 一、一升弐合七夕 走童子

以上、 是ハ栄観房竪儀之日記写之

(32 ウ)

寛永十八年三月廿四日ヨリ執行、

講師福園院、 懃観房法印

研学竪義堅舜房得業布施物以下、 右如日記引之間、 別ニ不及注之、

一、延年被執行了、 近衛様 并 御寺務・勅使御忍ニテ御見物在之、

(裏表紙見返し)○白紙

○糊はずれの付箋、もとの位置不明

「已業・擬講〈并〉東大寺已業ノ人ニハ、二升五合ツヽ、」

(裏表紙)○白紙

七 維摩会日記 (東大寺図書館一四二・四六九号)

○紙背文書があるが翻刻は省略した。

(表紙)

維摩会日記

(表紙見返)○白紙

(1_オ)

、両門跡講師ノ時ハ威儀供六百文也、良家并平ノ寺聴衆講師ノ時ハ、 威儀供

二百文也、

一、鎰取方ノ焼石ノ代ノ事ハ、一ノ床分ハ百文ツヽ下行也、平ノ衆ハ廿文ツヽ

新精義ハ六貫六百六十六文、古精義ハ三貫三百卅二文、

僧綱精義ハ七貫文也、英訓私草紙之趣也、写本ハ、観音院ニ在之、

(1 ウ)

、日供ヲハ竪者モ請ル也

凡人云ハ、平ラノ寺僧ノ事也、ハンシン

一床ハ無き威儀供間、 平ノ衆六百文ナレハ、三百文也、 但僧綱已上加階在

之、帰丁衆同之、無*威儀供故也

一、講師坊威儀供二百文、同粥土器代、百十文、 各別二以請文請之、

(2 オ)

二百文 本院ノ威儀供

二百文 別当坊ノ威儀供 別当坊トハ■寺務ノ事也

> 百文 別当坊ノ非時供 是レハ平ノ聴衆ノ時ノ請物ノ様如此

(以下四行余白)

(2 ウ)

一、五ヶノ問トモニ何レモ精義者申上ケイト云フ、別注記申上乎、、第五ノ問ノ

時*注記申上ケハ、精義者ヤカテ、二ツハ得タリ、一ツハ未判ト云フヘシ、

(以下二行分余白)

維摩会霜月十一日ヨリ始行、

天正十八年霜月十一日

(裏表紙見返・裏表紙)○白紙

八 維摩会真俗私日記 (東大寺図書館 四一 · 五二六号)

○紙背文書があるが翻刻は省略した。

(表紙ウワ書)

維摩会真俗私日記

(異筆) 「澄芸」

賢春

(表紙見返し)

三礼開白結願ニアリ、

本寺他寺ノ間ニ末已講ノ役也

講師ノ退出ノ後、 註記末ノ已講ノソハエヨリテ、三礼ト云時、 床ヨリ下テ

香呂ヲ持シテ、後戸ヲ廻テ正面へ出ツ、寺務ハ西ヨリ東へ行、見合セテ、

ネリテ東ノ礼盤ニ已講ハ上リ、西ノ礼盤、 寺務ハ上テ礼盤ノ上ニテ香呂ヲ

持テ三度礼ス、其後礼ニ盤ノ上ニ着座ス、然後中綱・々所来テ、行香ノ器

ヲ勅使ト礼人トニ渡ス、其後礼盤ヨリ下テ、立カワリテ寺務ハ東ノ礼盤ノ

前二南面二立、 巳講ハ西ニ南面ニ立ツ、其後行香ヲ請テ返納シテ、又立カ

持テ礼盤ノ上ニテ六礼シテ、其後礼盤ヨリ下テ後戸ヲヘテ本ノ床ニツクナ ワリテ寺務ハ西、 已講ハ東ノ礼盤ニ上テ着ス、綱所鐘ヲ打ニ合セテ香呂ヲ

大行道ノ時ハ、二三ノ床ノ衆ハ、 床ヨリ北エ出テ、二床ハ一床ノ次ニ廻ル

(1オ)

也

IJ

維摩会真俗日記 永徳三〈亥〉 年

已上七人、

春

丁衆、

寛忠、

専暁、

暁円

〈唄師〉、

慶海、

弁玄、

隆兼

〈東室宣旨丁衆〉、

賢

精義、

卿律師顕済

大弐擬講誉

〈新精義

アリ、

七人也、

精義二人、

竪者二人ナリ、当年ハ卿律師精義ノ間

人渡

東大寺丁衆六人、僧綱精義之時ハ、問アケナキ間、

問

ノ為ニ今一人加

一、十一月七日ヨリ大会始行有ヘシト云々、然ルニ専円良観房五師

(1 ウ)

第二夜ノ一問ノ役ナリ、内方所労大事ナリ、

シテ、三日ノ朝丁衆ヲ辞退シ畢、

間 子細ナク請取畢、 雖然ト大会延引ノ間、 寛忠一問勤仕、

義ノ由申ス間、

珍事ニ及所ニ惣ノ丁衆到参シテ行誉已講ニ勤仕候へト申ス

一、初夜ノ問上ノ外ニ、又第二夜ノ一問役大弐擬講勤仕ノ事、先例ナケレトモ、

(2 オ)

事闕ル御○

《他》寺ノ寺務免セラレ候畢、

大会延行

ノ間、

無其儀

一、僧綱精義ノ時、 一問ノタメニ丁衆一人加請、 然ルニー問ハ已講兼テ勤仕候

丁衆ノ加請無用ナレトモ、 僧綱精義ノ時ハ加請先例ナル故ニ、 加請候

雖然大会延引ノ間、 寛忠一 問ヲ勤仕アル間、 如先例ナリ候畢

畢

良観坊五師俄ニ辞退ノ間、 賢春丁衆ニ加候畢

初二夜ノ立問役ハ、東大寺ノ丁衆ヲ○《本ニ》請尽テ、不足ニ薬師寺・法隆

次座ハ寛忠ナリ、今ヨリ一問役ノ事、

若死去セハ、恐カヽルヘシト

寺ヲ﨟次ニ請スル也、 初二夜ノ間ハ三

(2 ウ)

ケ寺寄合テ﨟次ニ問也

立問役事ハ、永徳二年 〈戊子〉秀海已講、 内々手ツカイヲシタヽメテ、香

琳房ノ得業ヲ以テ、他寺ノ別当円守僧正方へ送サル、此分無相違トテ、 秀

海ノシタヽメタル手ツカイノマヽニ用意ノ廻請ヲナサレ候畢

一、当年モ去年ノ例ニテ、当寺ニテ○《内々》評定アリ、手ツカイヲシタヽメテ、

十一月四日少納言得業弁玄、 他寺ノ別当円守僧正ノ所へ持参ス、此分ヲウ

(3 才)

ツシテ用意、

廻請ヲナサレ畢

一、当年大会十一月七日ヨリ始行云々、俄ニ延引シテ、同十日ヨリト云々、又

延引シテ同十八日ヨリ始行候畢

十一月十二日夜、 当寺竪者実演助得業、 義名ニ採題円守ノ所へ行テ候畢、

探題ノ方ヨリ、内々略義ニテ参セラルヘキヨシ申サルヽ間、 ツケ衣ニテ参

セラル、 従僧・威儀坊等ノ童僕一向略セラル、無念ノ事ナリ、 此 宗兼播

磨律師・普門院義宝律師 ノ例ト云々、

同十三日ノ夜第五夜ノ竪者快尋帥得業 探題権

(3 ウ)

別当教兼ノ所へ参セラル、 好相如人 前 ノ夜ノ探題ノ方ヨリ事サルヽ間、

略義也、 竪者無念ノ由、 内々物語候ト云々、

> 十一月十三日ニ、 初夜ノ用意ノ廻請、 円守探題ノ方ヨリ持テ来ル、

同十六日朝、 第五夜ノ用意ノ廻請持テ探題教兼ノ方ヨリ来ル、賢春当寺ノ

聴衆ノ最末タル故ニ重役ヲ勤仕畢、○■■■■■■■■■第五夜ノ四問也.(第五夜ノ四問ナリ)

一、用意ノ廻請ヲハ唯識講承仕重衣ニ五帖ノ袈裟

(4 オ)

ニテ持テ来ル、コナタモ重衣ヲキテ出合テ、礼ヲシテ廻請ニ奉ヲスルナリ、

第二夜ノ専寺ノ探題ヲ寺務円守辞退、 権別当教兼勤仕候へト寺務ヨリ申サ

ル、然レトモ公家ヨリ専寺ノ採題ノ仰ヲ蒙ラサルトテ、 廻請ヲハ兼日ニハ

出サレス、大会十八日ヨリ始行アリテ、会ノ第二日十九日ノ朝用意ノ廻請

十九日ノ第二夜ノ立門役ノ衆、(竪問)

題ヲウケニ行、

先代未聞ノ事

卜云々、

出サレ候キ、

(4 ウ)

題請ニ行ク時、 鈍色ニ五帖ノ袈裟ニテ探題坊へ行テ、此由ヲ力者ヲ以テ被

入、修学者出合テ引道ス、 名跡ヲ捧ル時ハ、 出合タル修学者ニ先此名跡ヲ

ヤル、 但名跡ハコナタノ随意ナリ、必シモ挙ルニハ非ラス、 探題法眼ニテ

出仕ノ将東ニテ横座ニ着ス、(装) 某ト申テ探題ノソハエヨリテ、 袖ト袖トサシ

合セテ密々ニ題ヲ請取テ、 中門ノ廊ニ出テ、 他燈台ノ本ニテ密々ニ題ヲ開

テ見テ、相違トナレハ退出スルナリ、若相違ノ事アレハ、重テ

(5 オ)

被入テ、相違シタルヨシヲ探題ニ申シテ題ヲ取ル也

一、アマタ同道シテ行タル時ハ、一人ツヽ密々内エ入テ題ヲ請也、 何ニモ人

隠密ノ儀ニスルナリ、然ルニ去年・当年ハ探題円守ツケ衣ニテ出合テ、 諸

人ニ同時ニ題ヲ請サセラル、 則高声ニ物語候キ、 比興ノ至極ト云々、

東室ハ賢春ヨリハ一﨟上也、 **腐次ナラハ初夜ノ五問ニテアルヘシ、然ルヲ**

第 一夜ノ竪者一乗院ニテ御座アル間、 尊勝ノ問役ハ、良家同シクハ宜シカ

ルヘシトテ、第二夜ノ五問ニ

(5 ウ)

東室ヲナシ初夜ノ五問ニ賢春ヲ廻請ニナサレ畢

当年ノ講師禅光院覚成・西南院覚家・東北院 初日・第二日 第三日・第四日 第五・第六・第七日

三人講師ノ事如法カスカナル例也、大略新義ト云々、

講師方ノ下行物ハ、三人シテノ寄合テ配分シテ下行ト云々、

延年ノカリヤハ、三ノカリヤヲ講師一人ツヽシテ一問ツヽフタケラル、 当

年ハ三ノカリヤ皆講師坊ナリ、

(6才)

永徳三年維摩会十一月十八日ヨリ始行、

初夜 〈次日十九日酉時程ニ始之、 夜ノ後夜時程ニ終、〉竪者賢定坊得業

同上 摂末帰本 有法差別

行誉大弐擬講(年六十五、 戒四十九) 新精義

一問

問 長乗延宗坊得業 年六十一、 戒四十五

三問 暁円伊与得業 年五十三、戒三十六

謹請 合

永徳参年十一月其日

使者

判

四問 円長良観房五師 薬師寺 年四十八、戒三十三

五問 賢春三河得業 年三十九、戒二十二

(6 ウ)

第 二夜 竪者一乗院 精義顕済律師

捨乱留能、法自相、 仏弟子敵無

問 寬忠美濃得業〈年五十七、 戒四十一〉

二問 専暁〈年六十一、戒四十一〉転試得智、相違因

無世因法、 如仏法言

三問、 慶海大進得業 (年五十一、 戒三十五)

四問 弁玄 〈年四十六、戒三十〉

五問 隆 東兼室 大納言得業〈年三十四、二十三〉

第三日昼竪立者隆俊 〈中納言得業〉、精義行誉擬講

第三夜竪者円俊〈大上大臣得業、東北院〉、精義顕済律師

第四夜竪者実演 〈助得業〉、 第五夜竪者快尋 〈帥得業

精義教兼

精義円守

尊勝之時、

(7オ)

第二夜御竪義者威儀捧物事

右 賢春大法師之分、 謹所請如件、

(7 ウ)

紙 一枚書立紙捻之、〈或折之、表書無之、〉

謹請

請書 紙

右、 自今月十日被始行維摩会聴衆者、 謹領如件、

嘉慶元年十月十日 大法師某

(8才)

謹 維摩会第四日講師坊非時供事

合

右 大法師賢春分所請如件

永徳三年十一月

使者 判

(8 ウ)

請取 維摩会餅代事

合四斗者

右 大法師賢春分所請如件

永徳三年十一月其日 使者 判

(9才)

(付箋)

「□(悟 一(一(一) 「一(一)」 「一(一)」

、開結ニテ清瀧院ノ衆会所ニ立、西ハ興福寺、東ハ東大寺・薬師寺・法隆寺・

散花師ナリ、

列ニナル時、 興福寺ハ西エ、 東大寺等ノ三ヶ寺・散花師ハ東エ廻ル、 正面

ヨリ入テ、東ハ東エメクリテ、ウシロ戸ヲヘテ床ニツク、西ハ西エスクニ

行テ床ニツクナリ、

自他寺寄合テ﨟次ニ床ニツク時、 此座ノ﨟次ヲ知ラサル時 左右ナク床

ニツカテ立テ、此座ノ人ニ年戒ヲ尋テ﨟次ニ床ニクナリ、

(9 ウ)

、開結ノ出仕ハカリニ香呂ヲ持ナリ、中間ノ出仕ニハ、香呂ヲハ持サルナリ、

衆会所エツク時ハ丁聴ハ石壇ヨリハノホラスシテ、衆会所ノ東ノ芝ヨリツ

クナリ、僧綱ハ石壇ヨリノホル、

堂内エ入ヲ見テ、四床ノ

四床ハ散花所ヲ加テ九ロナリ、講師ノ定者法師、

丁衆西ノ戸ヨリ堂ノ外ニ出テ、堂ノ外ノ西ノ壁ノソエニ立ツ、四床ノ丁衆

ヲソト候時、 堂内ニ入テ床ニツク、

(10 才)

、散花ノ時ハ唄ヲ出ソルヽヲ聞テ、四床ノ丁衆末ヨリ床カラ下テ、西ノ戸ノ

南ノワキノカヘイタノソエニ、東末ニ北向ニ立テ、散花師ヲ待テ、散花師(壁 板)

ヲ先立テ正面エ﨟次ニ行ク、散花師御前ニ留テ、其ヨリ西エメクル、■余(廻)

ノ八口カラヲリニ正面エ行テ西エメクル、一ノ床ノカマチニテ、花籠ヲ引

大行道ノ時ハ散花師先ニメクルニ、余ノ四ノ床八口ハ、一ノ床ノ南ノカマ

チニ立テ一床ヲサキ立テ、一ノ床ノシリニツキテメクルニ

(10 ウ)

又一ノ床ノ北ノカマチニ留テ、二三ノ床ヲ待テ三ノ床ノ衆ノ次ニ、四床

衆メクルナリ、正面ニテ仏ニ向テ、四床ノ衆六礼ヲ事々シカラスシテ、西

エメクリテ床ニツク、六礼・九礼異説也、 開結ノ外中間ノ座ニハ四床ハカ

、散花ニメクルナリ、

永徳三年、文和三年分ヒワタ

一、初夜竪者賢定房得業、世俗熟調捧物二百五十文

第二夜御竪者一乗院殿捧物杉原七帖、 威儀供六百文

(11 オ)

第三日竪義東北院、 厚紙九帖、 衣帯ニテユウ、 世俗捧物■■五十文

第三夜竪義松林院中納言得業、 世俗捧物五百文

第四夜竪義実演 〈助得業〉、世俗捧物六百文、助成送之畢

第五夜竪義快尋 〈帥得業〉、 世俗捧物六百文、助成送之畢

至徳元〈甲子〉年、 文和四年分

講師松林院長懐、 喜多院・竹林院・北戒壇■■四人、

公方ョリー年ニ講師御免アリ、 又修南院・松室二人所望アリ、 六人講師タ

ルヘキ由其沙汰アリ、大会ノタメ比興ノ行ナル故、松林院一人、講師ニア

ルヘキ由、 将軍家ニ歎申サル、故ニ

(11 ウ)

松林院一人講師勤仕候畢

一、一乗院還聴衆清瀧院ノ衆会所ニテ、一乗院御出仕ノ時ニ専寺・他寺ノ聴衆

石壇ノ下テ参向申ス事、 寺家ノ御出仕ノ如シ、一乗院ハ僧綱ノ一床ノ出仕

如 ク石壇ヨリ、 スクニ御上アリテ、 聴衆ノ集会所ニ御立アリ

東北院円俊得業、 還聴衆ノ一床ノ出仕ノ切芝ノ石壇ヲスクニ御上アリ、

注

記西エ御廻アレト申セトモ、 御聞ナシ、彼■門跡ニシツケラル、歟

初夜竪義知足坊、 世俗熟調捧物代三百文

第二夜竪義大乗院 **~** 下品 ノ厚紙九帖、 タヽ絹ノ三ワリノ帯一ステ、(チ) 已上捧

世俗ハ散々ノ熟調 言語道断ノ比興ノ物也、 於東室下行、

(12 才)

物

第三日竪者松南院実尋得業 〈於南戒壇、 世俗捧物二三百五十文下行、〉

第三夜竪者東門院円尋 〈捧物厚紙九帖ヲ皮ニテユウ〈ク□カ皮・赤皮ニス

テアリ、〉世俗三百文、

第四夜竪者暁円〈伊与得業〉 世俗捧物七百文

第五夜竪者慶海〈大進得業〉 世俗捧物六百文

初日ニ本院ノ威儀供於講師坊下行二百文

初日ノ朝座ノ床ニテ講師 ノ 侍、 講師坊非時供トフル、惣ノ聴衆講師坊エ出

仕アルヘキ処ニ、十七日ノ朝僧綱等三人東大寺ノ已講ハカリ、 講師坊エ 出

仕アリ、

(12 ウ)

、一乗院ノ御出仕ハ寺務ノ出仕アリ、 後ニ御出仕アリ、

御義三年已出ハ、大弐已講云、 去年ョリシチノ三年已出也、ト云々、

初日竪義 〈第二日〉 ノ夕暮程ニハシマリテ、後夜ノ後ニハテ畢

第二夜ノ禅定院ノ御立義 〈第三日十八日〉 ノタニハシマル切音ナシ、

別当坊ノ非時供、 第五日世俗熟調捧物厚紙八帖 〈於寺家坊下行、

講師坊非時供生料二百文於講師坊ニ下行、第四日下行アル也

(13 ウ) (13 才) 竪者ノ捧物一分宿坊ニ置也 鎰取当日ノ御請ヲ持参ス、 五問 三間 三間 行 一問 三問 一問 一問 専寺探題権別当教兼 五問 専寺探題権別当教兼 探題禅光院覚成 五問 探題寺務円守 問 〈遣虚存実、有法自相〉 〈摂末帰本、 〈遣相証性、 〈隠省顕勝、法差別〉 〈第九 識体、 (如無違法) 第三夜竪者東門院、 第三日竪者松南院実尋得業、 第二夜竪者禅定院、 初夜立者重耀 誉此三種 賢春 一因違三〉 一因違四〉 〈知足坊〉、 御請ヲ申時、 精義大弐擬講 実演 隆兼 舜恵 精義顕済僧都 長寛 良済 慶懐 専暁 精義行誉擬講 (薬師寺) 〈大納言得業、 〈兼一問) 〈弁五師 精義卿僧都 四問 四問 ヤケ石ノ代ニ用途十五文鎰取ニ下 問 問 問 (三細随抿、 〈違次自他共〉 〈先後体〉 東室〉 薬師寺 二問 四問 融玄 弁玄 若言眼等 継円得業 有円得業 憲重 一、月夜ナル時ハ、平聴衆ノ松明ヲトラス、僧綱ノ出仕ハ月夜ニモ松明ヲトル、 (15 才) (14 ウ) (14 才) 尊勝ノ御竪義ニハ一問ハ已後勤仕スヘシト注記申ハ、^{禅定院} 竪者ノ座具ハ左ノ袖ニツクルナリ、 三問 三問 三問 ヲ申ス間、 先年一乗院御立義ノ時、 五問 五問 第五日、 五問 二寛忠得業一問ヲ勤仕之由ヲ、 問 問 (正品争故) 〈有法差別〉 〈円教断惑、 第五夜探題禅光院覚成、 第四夜探題寺務円守、 廿日、日中程ニアリ 注記ヲレテ、 法自相) 源英 隆俊 英敏 子細ナク実演得業勤仕候畢 専円五師勤仕之間、 継弁 賢春 竪者暁円伊与得業 当寺ヨリ出ス、 竪者慶海 四問 四問 四問 問 問 近ク両度マテ成業ノ勤仕ノ由 注記、 去時一乗院ノ御竪義 憲祐 良春 東北院 専円 此ハ悪例也ト申ス、

至徳三年

〈丙寅〉

十一月廿日維摩会始行

講師一乗院 禅定院還聴衆

初夜竪者 吉祥院 (法自相) 精義実演 〈助已講新精義〉

第二夜々々 松室 (有法差別) 精義快尋 〈帥已講新精義〉

松林院弟大納言得業

第三日昼々々 実雅 〈違四〉

精義快尋

第三夜竪者 無之、 (寺分)

第四夜竪者 弁玄少納言得業 〈円教弘戒、法差別

精義西南院寛家 〈新探題

東大寺聴衆

第五夜竪者 賢春三川得業 〈智障断位、 有法自相 精義東北院 (15 ウ)

実演已講、 快尋擬講、 専円五師、 専暁五師

暁円得業、 慶海得業、 善兼得業、 尋盛得業

立間役ノ時、

答申旨不可然、

若夫、付答申、大旨加様ニ申候力、

此等ノ難

勢ヲ■■分明ニ答申セ、 此等ノ詞ハ皆サシコエナリ、

題ヲウタウナリ、

、一問

ノ時、

所立義科唯識義章并二、

因明四種相違義トヒキ□ヽ□イテ後、

精義ノ時、 第四重ノ答ハテヽ後、 牒ヲトラテ精義申上ヨト云、 注記重ヲ

(16 オ)

読テ、 問役誰カシト云テ後、 シラヘ声ニ牒ヲ取テ後ヲ、 表白ヲシラヘ声ニ

云テ後、 難勢ヲ上ク、シラヘ声ナリ、ニヶ夜スル時ハ、初ノ夜ハカスルナ(リ脱)

後ノ夜ハ略之、毎年コトノ様ナリ、

サシ声ノハシメニ■■■クハ御牒ヲ取テ難ヲ加ウヘケレトモ、 只申セト云

テ彼難勢■条々アクルナリ、二問已下ハ只申セトハカリ云テ、難ヲクワウ

ルナリ、

一、サシ声ハテヽ○《探題着座アラハ》得略何様ニ候ヤラウト申後、結解ヲスル、

竪義ノ肝要ノ道理四五ヶ条ヲ云上ル也、若此義猶難アラハ、難シテ此義ニ

テハ此難猶アレトモ、大旨此伝ニテハ、此分ニテコソアラメナント云テ、

得略ノ句ヲ、シラヘ声ニ云テ、並ニ得タリト云、結解ヲハ詮句取ルトモ云

也 初二内明ヲ云ヒ、 次ニ因ヲ云、 或又、 前ニ因明ヲ云ヒ、 後内明ヲ云、

此両義也、 何モクルシクハナキナリ、

一、二問・三問ニハ結解ナシ、因明涯分難シテ後、 並ニ得タリト云ナリ、

(16 ウ)

四五問ニハ、サシ声ノ難ナシ、 四五問ノ間ニ何ニテモアレ、一ハ得タリ、

ハ未判ト云ナリ、五問ニナリテハ、若シワスルヽ事モアル間、 近年ハ皆

四問ニテーハ得タリ、一ハ未判ト云テ、五問ハ問題ハカリ答テ後、〇《申上

ヨト申ス、註記申テ後ニ》、並ニ得タリト云へハ、註記又并ニ得タリト云、

彼十題ノ内九ハ得タリ、 一ハ未判ト註記云時退出スルナリ

一、詮句取ルコトハ以上セヌ事モアリ、快尋擬講丁卯年維摩会ニ以上セラレス、

実演擬講初夜ニハシテ、第三日昼竪義ヲハセラレス、セヌモクルシクハナ(苦)

キナリ、 サリナカラ同ハスへキ也

_ 申上ヨト云事ハ、五ヶ問ニミナアルナリ、

(17

探題退出ノ後ハ、得略何様ニト云事ナシ、 只精義得略ヲ、判スルナリ、

已講二人渡ル時ハ、 薬師寺・法隆寺ヲ加テ立問役ノ人体、 十一人アル時

三ヶ寺﨟次二十人請シテ、設ヒ上ナレトモ今一人ヲハ薬師寺・法隆寺ノ間

一聴衆ノ末ヲ一人末ノ夜ニナスナリ

松林院探題ノ時、 ■ 量句トル) 《シラヘノ》時、凡ソト云言ハカリ、シラヘ

声ニシテ、 其以後ハ指声ヲ以テ取ラル、 東院ノ時モ加様ニアリケルカト覚

ル 也 加様ニスル事モアルナリ、此程セラレツル様ハミナ ■■■■■(結解ノ時ハ)

ラヘ声ナリ、

一、論匠ノ時ハ、問題ノ■■■■■□○(答ヲサシ声ニ) 云、牒モサシ声ナリ、問題并第三重ノ難、

第 一重ノ答ヲハ■牒モ難モ、 牒モ答モミナウタウナリ、 牒ノ後サシ声ニ大

旨カヤウニ申スカト云也、 難ノハテテ■■■○《サシ声ニ此等ノ難ヲ》 審

定シテ分明ニ答申セト云、 答ノハテニハ全ク相違ナシト云也

已上勅使坊ノ番論議聴聞ノ分記之、

(17 ウ)

鎰取御請ノ請取トリニ来タル時、ヤケ石代トテ所望、 日供下行ナキ間、 難

義ナレトモ別儀ニテ十五文下行候畢

松林院長懐・西室房顕得業ヲ被精之時、 シテ、其後ハ只指声ノ様ニシテ後ニシラへ声ニシテ、文理分明ナラネトモ 次ニ自謙ノ句アリ、 其後第五重ノ難ヲスル時、 第四ノ答ノ牒ヲシラヘ声ニ取テ、 凡ソ字ハカリヲシラヘ声ニ

> 大綱ソムカサル由ヲ云テ、 並ニ得タリ云々、 歎徳ノ句ハナシ、

(18 才)

嘉慶元年 宁卯 十月十日維摩会始行

初夜竪者安楽院浄識房得業、 世俗熟調、 捧物代三百文、

_

第二夜竪者浄名院〈良家〉、 世俗捧物二四百文下行

第三日昼竪義二位得業光暁 〈良家〉、 世俗捧物二三百文下行、

_

第三夜竪義慈恩院兼覚 〈良家〉、世俗捧物二四百文下行、

二百文本院ノ威儀講師房ニテ下行

シ

ノ御講師ノ時ハカリアル事也

粥土器代二百文、 講師方ヨリ下行、 両御所

第四夜竪者善兼筑前得業、 世俗捧物六百文下行

大坊仕料二百文、

一乗院講師之時下行、

禅定院講師之時無之

第五夜竪者西室殿房顕得業、 世俗捧物二一貫文下行、

(18 ウ)

別当坊非時供十四日ノ夜世俗熟調下行、 十六日朝今三帖下行、 日朝必下行申へシ、 足十五日夜ノ出仕ヲ 先此夜ハ出仕アルヘシト云状ヲ出サル、 ■ (略 ■シテ) 合八帖下行候畢 押テ東大寺丁衆訴訟、然ル間別当西南院十六 捧物五帖十五日朝下行、 其時出仕畢

「威儀供事」(付箋)

講師坊ノ威儀供四百文下行、 講師ノ故ニ今二百文加増也 平講師ノ時 ハ只二百文下行、 今度禅定院ノ御

一、力者ワラウツハキハ、衣袴・カリキヌヲ、コナタヨリカシテ、外「百文ツヽ

参スル也、

第五日律威儀堂家法眼 平袈(ママ)

ニテ、

講師威儀二参、

何ノ講師ニテモアレ必

十六日講師御社参依雨延引、

十七日ニ御社参アリ、新車ニ為ナル

十六日御坊人延年ノ勤仕シハ、

雨ニ依テ延引、

十七日夜於法雲院二延行、

皆修学者、

共遊僧ニナル、

道ノ遊僧ハマシラス、

第五日ト結願ノ十六日ト毎度将童アリ、

此外力者ワラウツハキ、従僧・中間一人ノ中エ威儀供一前下行スル

ナリ、

中ニテワケテトル二百文ヲ惣ノ中へ下行

(19 才)

聴衆

助擬講実演

帥擬講快尋 寛忠 専暁

暁 唄 円 役

一、第六夜日夕座、講問結願ノ後、丁衆・綱所、会堂ヨリスクニ講師坊ニ参ス、

弁玄 探題西南院寺家 尋 <u>盛</u> 賢春

初夜竪者 浄識房得業弁祐 精義実演

遣虚存実、 法差別

問 実演、二問 寛忠、 三問 暁円、 四問 円長 〈薬師寺〉、 五問 尋盛

(20 才)

レケルト人物語アリ

講師時ハカリアル也、

乗院ノ御講師ノ時ハ歎読句ヲハ、ウタワ

已講サシ声ニ歎読申ス、

講師御返答アリ、

其後丁衆退出候畢、

両御所ノ御

講師御出アリテ、御着座、

法服ニ平袈裟ナリ、丁衆ハ下ニ立ツ、興福寺ノ

探題東北院権別当

第二夜竪者浄名院 精義快尋

遣相証性、 有法自相

一問 快尋、一 問 専暁、 三問 英専三問 英専 〈薬師寺〉、 四問

五問 賢春

捨乱留能、 違四

第三日昼竪義 探題東北院、 竪義者二位得業〈光暁〉、精義実演

摂末帰本、 違三

第三夜竪義 探題松林院 新》、 竪者慈恩院 〈兼覚〉、 精義快尋

(19 ウ)

一、講師大乗院、

勅使

弁資国

〈日野弟〉

弁玄、

第四夜竪者善兼得業、 探題権別当東北院

第五夜竪者房顕 〈西室殿〉、 探題松林院

勅使坊ノ番論義ノ時、 御匠衆ハ檜扇ト念珠トヲハ、本座ノ床ニヲキテ、

論

匠ノ座ニ坐ス、

(20 ウ)

嘉慶二年 〈戊辰〉 十二月十六日維摩会始行

政所一乗院新採題、専寺 専寺他寺御兼 権別当松林院長懐法印 東北院円俊

195

已上一床三口、 先代未聞事ト云々、

勅使 中御門宣俊 講師喜多戒壇長雅

初夜竪者浄恩房得業 精義少納言擬講弁玄新

第二夜竪者松林院同宿大納言得業光雅 精義擬講実演

第三夜竪者浄名院大納言得業円範 精義擬講弁玄

北戒壇講師之時、 非時供二百文之外、 粥土器之代二百文下行

(21 才)

嘉慶三年 〈巳〉十二月十六日維摩会始行

講師修南院実恵僧都 勅使中御門宣俊

寺家一乗院 権別当松林院長懐法印

探題大乗院 〈専寺・他寺兼〉 題請事ハ御代官松林院宿坊西院エ行畢

初夜竪者源信房得業 (法差別) 精義実演已講

第二夜竪者大納言得業教家 〈有法自相〉 精義弁玄已講

第三日竪者大納言得業教俊 精義実演已講

第三夜竪者無之、

第四夜竪者重俊〈東大寺、 円教断成、 有法差別) 精義禅定院

第五夜竪者弁融〈東大寺、 智障断位、 法自相〉 精義禅定院御代官松林院

(21 ウ)

初夜竪者世俗熟調、 捧物代三百文下行

第二夜竪者世俗捧物二已上三百文下行、 結句遅々比興

第三夜竪者世俗捧物二四百文下行

第四第五夜竪者各六百文充下行

一、 二百文講師坊非時供下行

本院威儀供下行ナシ

別当坊非時供生料百文下行、 厚紙八帖捧物下行

油物七ヶ夜分下行

(22 才)

明徳元 〈庚午〉 維摩会延引之畢、 年内ニ始行無之、

明徳二〈辛未〉年自三月廿四日維摩会始行

寺家大乗院 探題大乗院 〈専寺〉 北戒壇長雅

勅使日野資国 講師東北院御方円俊

初夜研学竪者訓専 〈春禅房得業〉 精義弁玄擬講

問 弁玄、二問 善兼、 三問 実厳 〈薬師寺〉、 兀 問 賢春、 五問 重俊

(22 ウ)

第二夜研学一乗院新御前 精義実演律師

問 暁円、 、二問 円長 〈薬師寺〉、 三問 尋盛、 四問 覚祐、 五問 弁融

貴勝御竪義ノ時、 末寺二問役勤仕、 近年更二無其儀、 今度是初也、 若上古

有其例歟、 不審ト云々、

第三日加人竪者西南院ノ忠家 〈大納言〉、 精義実演律師

第三夜寺分竪者当年闕之畢

〈他寺〉

第四夜竪者専暁 〈弁五師、 東大寺〉、 精義北戒壇長雅

義名拝礼共ニ被申請無其儀云々

(23 才)

第五夜竪者依無人体闕之畢

六百文、 初夜世俗捧物代、 ト云々、即牒申之畢、 元々初夜研ハ熟調当年生料、 結句代物少分比興

_ 第二夜捧物厚紙七帖、 杉原三帖、 緒皮二足、 世俗代六百文

第三日世俗物已上四百文

第四夜世俗捧物代六百文、 竪者弁五師ニ賢春分ヲ助成ニ申之畢

二百文、 講師坊非時供

、二百文、 講師坊粥土器代、 貴勝盛花ノ時ニ限ル歟

(23 ウ)

別当坊非時供代百卅文、 同捧物雑紙五束、 厚紙三帖、 平絹ノ三ワリノ衣帯

スチ

八十五文、 本院ノ威儀供

廿文、丁ノ代下行

油物七ヶ夜ノ分下行

当寺ノ御寺務ノ助成ニ、新袈裟正体ナキ間、 法花会々料ヲ以テ人別半分充

下行、 聴衆ハー貫五百文、 已講ハ二貫五百文也、 僧綱ハ四貫文ニテアルへ

キ処ニ、 助律師固ク被歎申間、 カナクー貫文ヲ闕シテ

(24 才)

七貫文下行候畢、 余聴衆・已講ハ半分ツヽ下行

一床僧綱出仕ハ従僧二人・大童子二人〈如木、実ヲ入〉、然ルニ助律師・大

童子一人ニテフタコナリ、 実モ入ラス、人数モ減比興ト云々、

僧綱精義ノ時ハ、 題請ニ探題坊へ行カスト云々、然レトモ当年ハ探題ヨリ

参へキ由、 兼日ニ承ル間、 助律師モ参シ畢、 已講モ同上ニテ、

ナキ夜ハ題

ヲハ請スト申伝タルナリ、 当年先紀二異スル事小々アリ、(記)

一、弁玄已講唄ノ座ニ当レリ、 注記ノ方へ相尋ヌル処ニ精義役勤仕スル程ノ人

ノ唄役勤仕ノ事、 無先紀之由申ス間

(24 ウ)

善兼ハ円長ヲ一人摂テヽ上三床ノ末ヨリ三番ナリシカトモ、弁玄ニ座ヲ居

カエテ、 善兼唄役ヲ勤仕畢

(付箋)

、三礼ノ已講ハ両寺ノ已講 ノ中ニ末已講勤仕スルナリ、

宿坊ハクホ転経院、(窪) 弁玄・暁円・弁融・賢春四人同宿、 弁融上下五人飯雑

事等賢春沙汰ヲイタシ候畢

夢見ノ題ノ新紙ハ一乗院ノ探題ノ時、 コワ杉原、 大乗院、 ノ御時ハタカ檀紙

ナリ、 イツモ如此歟、 又此門主御時 自ラ如此歟

一、三礼ハ初日ト結日トニアリ、已講ハ後戸ヨリ東へマワル、東ノ礼盤ニ上リ、

寺務ハ西ノ礼盤ニ上テ、三礼ヲ礼盤ノ上ニ

(25 才)

テシテ礼盤ニ着座ス、勅使・綱所已下来テ、行香ヲトリワタシテ後、 寺務

ト已講ト■■礼盤ヨリ下テ立テ替テ、寺務ハ東ノ礼盤ノソエニ南向ニ立テ、

已講ハ西ノ礼盤ノソエニ南向ニ立ツ、行香ヲ引時、 左ノ手ヲ仰ケテ大指・

頭指ヲ捻シテ供養ノ印ノ様ニシテ、行香ヲ請テ火舎ノフタヲ楽人以テ来ル

テ着座ス、 綱所鐘ヲ打ツ時、 礼盤ノ上ニ立テ、鐘ヲ合テ六度ト■礼拝ス、

香ヲフタニウツシテ、又已講ハ東ノ礼盤ニ上リ、寺務ハ西ノ礼盤ニ上

時、

サテヤカテ礼盤ヨリ下テ、 已講ハ後戸エ廻テ本座ニ着座スルナリ、

(25 ウ)

明徳四年十二月十六日ヨリ維摩会始行

勅使 経 豊^トョ 〈小河〉 専寺探題長懐僧正 〈松林院、 寺務)

講師 円尋 〈東門院 他寺探題実恵 〈修南院

- 床

長雅僧正

〈権別当、

北戒壇〉

円俊大僧都

〈東北院御方〉

隆俊

(中納言律師)

会初

初夜研学竪者宗弘 〈賢舜房〉 精義賢春擬講

問 賢春、 二問 長寛〈薬師寺〉、三問 覚祐、 四問 賢弁、 五問 経音

(26 才)

第二夜研学竪者快秀 〈小将督〉 精義善兼 〈筑前已講

問 善兼、 問 長盛 〈薬師寺〉、 三問 弁融、 四問 宗英、 五問 賢弁

御寺務助成減少、平丁衆ハ二貫文宛、新精義両人ハ六貫七百六十四文宛下

行、 〈本法ノ時ノニ三分一ヲ御減也、〉

唄師ハ覚祐 〈帥得業

宿坊ニテ従僧・力者・下部等ノ中へ酒初中後ニ下行

初夜竪者威儀供捧物代六百五十文

〈此内五十文ハ已講ノ加分、研学ハ熟調ニテアレトモ、 当年世間ツマリ、又月迫ノ故ニ生料ニテ下行、

(26 ウ)

第二夜竪者世俗捧物代四百文下行、 《此外五十文已講加分》

一、東大寺竪者只一人兼俊大進得業第四夜ニ勤行之畢、 世俗捧物代六百三十文

下行、〈此内三十文ハ已講ノ加分也、 賢春之自分大進得業二助成申候畢、

本院ノ威儀供八十六文下行、

、二百文講師坊非時供

別当坊ノ非時威儀供代百卅五文〈捧物代二百四十文、 平ハ捧物代百六十文

平丁衆別当坊非時供世俗百卅五文、 捧物百六十文良家モメサル、

本院威儀供、 弁ニ講師坊ノ非時供ハ良家ハメサレス

(27 才)

一、日供餠代一ヶ日分二二百文下行、 〈十二月廿一日安主ノ方ヨリ下行、

卧兎ハ七ヶ日ノ分時下行:

油五合下行〈一合ホトアルカ、〉

炭籠少々、 薪少々下行

一乗院ノ新御所聴衆ニテ御出仕ノ時、 初日ニハ衆会所ノ石壇ヨリ惣ノ丁衆

ヲリス、寺家ノ出仕ノ時ハカリヲル、 後日二御前ヨリシカルヘカラサ

ルヲ由ヲ、注記ノ方へ仰セラレテ、 結願、 ノ時ハミナヲル

、一乗院立問役ノ御時御出仕之時ハ、三四ノ床ノ着座ノ丁衆三十床ヨリ

下□御着座ノ後床ニ上ル、(リ)

(27 ウ)

サカタノ新加供十二月廿七日ニロ別三百五十文下行、

応永元年 (甲戌) 十二月十日ヨリ大会始行

勅使資国 〈日野〉 講師隆俊 〈中納言律師

一床七口

専寺探題

正別当 〈松林院長懐僧正〉、 権別当 〈北戒壇長雅僧正〉

実恵 〈修南院法印権大僧都、 他寺探題

円尋 〈東門院大僧都〉、 勝願院 〈律師〉、 憲覚 〈慈恩院律師〉、

弁玄 〈少納言律師

初夜研学竪者了音坊得業 精義賢春擬講

賢春、 二問 英専〈薬師寺〉、 三問 覚祐、 四問 兼俊、 五問 宗英

(28 才)

問

第 一夜研学大乗院新御 所 精義弁玄律師

尋盛、 一問 長寛、 三問 弁融、 兀 間 賢弁、 五問 公弁

問

第三日 加人 寺分 共闕畢、

> 第四夜竪者経音 〈中納言得業〉 探題修南院

一、初夜竪者捧物六束三帖〈ヲ、 カソニテユウ、 已講加分一束〉、世俗代三百五

十文

一、第二夜竪者捧物六東三帖〈三ワリノ平絹帯二筋ニテユウ、 已講加分、

世俗代四百文

]儀供請之]供事.

両御所ノ威儀供ヲハ僧綱モ良家モ請ラレ候由、 円範ノ日記ニアリ、

即下行候畢、 僧綱ノヲハヲクラルヽ事ハナシ、コナタヨリ請ニヤル、(送)

律師ニ十束、 五帖帯ニテユ イテ下行、帯ハ平ト同事也(結)

(28 ウ)

一、別当坊非時供ハ僧綱モ良家モ請ラレ候畢 四百卅文僧綱、三百七十文已講、平二百九十五文

本院ノ威供二百文下行 〈僧綱ト良家トニハ下行ナシ、〉

講師坊非時供二百文下行 〈大番仁粥土器代トテニ百文下行、 **、時アリ、只ノニハ是始也、〉** 是ハ尊勝青花

第四夜竪者中納言得業威儀供・捧物代六百文下行〈已講加分卅文〉

寺務御助成〈新袈裟〉平丁衆二貫文、已講三貫三百卅文、僧綱七貫文下行、

後年ハ式ニ本法ニ御下行アルヘキ由、御教書ヲ出サレ候畢、 未進モ後年ニ

出スへキ由ヲ、 御教書ニノセラレ畢

僧綱・良家モ日供トハター~ノ下行物ハ皆ウク、 但シ僧綱ヲハ、クシハタ

〜ヲトリテ、クシ請テヲクル、七ヶ夜ノウケーヶ夜ヲ□クシトル、

問

(29)オ

応永二年〈乙亥〉 自十二月十日ヨリ維摩会始行

勅使 権右少弁量光 講師実雅 〈大納言僧都、

松林院〉

床五口

専寺探題

政所権僧正長雅 権政所実恵 〈権僧正〉 円尋大僧都 〈他寺探題〉 東門院〉

実円 〈報恩院〉 隆俊僧都

初夜竪者厳尋 〈松輪院〉 精義尋盛擬講 新

間 尋盛、 一問 長盛 〈薬師寺〉、三問 重俊、 四問 弁融、 五問 賢弁

一夜竪者〈西南院〉 精義賢春擬講

(29 ウ)

賢春、 二間 覚祐、 三間 長賢、 四問 兼俊、 五問 隆盛

第三日寺分 加人竪者闕之

第四夜竪者宗英 〈但馬得業、 東大寺〉 精義円尋 〈新探題、 東門院〉

第五夜東大寺竪者当年闕之畢

初夜竪者世俗奉物代六百五十文下行〈此内五十文已講加分〉

第二夜竪者世俗奉物代七百五十文下行

《此ヶ内五十文已講加分

第四夜竪者世俗捧物代六百卅文下行 〈此内三十文已講加分、 但馬得業ニ助

成当年竪者也、

本院威儀供二百文下行、 〈講師坊下行、 初日)

講師坊非時供二百文、 於講師坊下行 〈第四日

別当坊非供代百三十五文、同捧物代二百文〈此内五十文已講加分、

(30 才)

油物七ヶ夜分悉下行

寺務御助成新已講六貫六百六十文〈新袈裟方、 尋盛卿擬講

寺務御助成古已講ハ三貫三百三十文下行 〈賢春〉、平丁衆二貫文下行、

講師坊大番仁粥土器代ハ下行ナシ、結月ヲ押テ訴詔アレトモ無理ニ下行ナ

比興ノ事也

八斗日供餠代、 円専房方ヨリタフ、沙汰人ニ百文下行

五斗日供餠代、 慶福丸カ申ニ、 吉祥院下人力秘計、

宿坊窪転経院、 宿坊ノ炭木油、 惣雑掌賢春カサタ、

若狭得業ノ分ハ飯料モ賢春サタ候畢

宿坊宿賃一貫文置 〈武蔵得業・若狭得業・大夫得業・賢春〉

(30 ウ)

百五十文出ス、

宿坊ハ禅花坊へ申シ借用候畢、 窪転経院

青早、 禅花坊ヨリ追借用アル間、 精義夜一ヶ夜カケ候畢

納袈裟ハ惣寺ケサ柚木ノ坊ニアリ、ソレヲ毎年借用申ス

従僧ハ眉間寺ヨリヤトウ、三度ノ出仕ノ分ナル故ニ三百文下行

一、力者福万・徳行二人質ニ各百文、威儀供代各五十文、合百五十文ツヽ下行、(賃)

一若丸・千寿丸・次郎丸ニ威儀供代各五十文宛下行

宿坊人帥公同道、 捧物代ニ百文進之

訴訟ニ依下行)

四人シテ各一

坂田加供、 応永二〈乙亥〉 年維摩会分、次年応永三〈丙子〉十二月五日城

戸辺ニテ下行、 一石ノ代二百文下行アリ、

竪者宗英 〈但馬得業〉 坂田加供九分請之、代一貫八百文云々 〈応永三〈丙子〉 十二月五日去年宛分也、〉

(31)オ

坂田加供応永三年分ヲ応永四〈丁丑〉 十一月十八日ニ下行、 等分三百文宛

下行、 竪者九口分二貫七百文下行

応永四 <u>分</u> 維摩会ニハ坂田荘ヒテリ文ヲハ、(分) 他寺ハカリヲハ、 結願ノ

日引テ東大寺分ニハ引カス、先規ナキ事ナリ

一、応永四〈丁丑〉維摩会別当東北院〈専寺探題〉・権別当修南院 〈他寺探題大

乗院御方〉、 東大寺竪者東室光海得業

聴衆

第二度

覚祐已講 〈第二夜精義〉・重俊擬講〈初夜精義〉・弁融・隆盛・良俊・英重・第二度

寛英・ 公弁 〈帰丁衆

大会十一月廿日始行、 夢見ハ廿一日白中、 是又先規ナキ事也

丑年分

坂田加供応永五 〈戊寅〉 十二月十一日ニ丑年分下行、三百三十文

(31 ウ)

、一床ハ八口、 四床ハ八口、 以外散花所 一口

応永五年 〈戊寅〉 十二月十二日維摩会始行 貞治五年分

> 初夜竪者兼弼 〈順良房得業〉、 精義権律師賢春

薬師寺

問 長寛、 二問 訓寛、 法隆寺 、三問 頼誉、 四問 俊尊、 五問

第 一夜竪者経憲 〈少納言得業〉 精義大納言擬講 〈公弁〉

勅使 宣俊 〈中御門

問

公弁、

一問

長祥、

三問

宗英、

四問

豪弘、

五問

寛英

乗院ノ御代官

御寺務一 一乗院 〈良昭〉・専寺探題修南院 〈実忠〉・他寺探題 〈松林院実雅

(32 才)

床五口

乗院 〈寺務〉・修南院 〈権別当実恵〉・実雅 〈松林院権大僧都〉 実円 報

恩寺権少僧都〉・ 賢春 〈権律師〉・講師憲寛 (慈恩院)

初夜精義役覚祐擬講用意処二、 俄ニ違例ノ間、 堅故障之畢、 既ニ大会及違

乱 自寺務堅被責伏之旨、 無力、 十一月十一日二領状申畢、 ○《十一月》

十九日ヨリ法花会始行、 第四夜精義賢春勤仕、 問因明有法差別ハ大会ト

同也、 旁依計会、 如形大会精義勤仕畢

(32 ウ)

一、因明ハ大綱ハ少納言僧都ニ談合、 大略ハ自見也、 内明ハー向自見、竪者以

外不聴之間、 問答率爾ス、 大概難ヲ加畢

僧綱ハ世俗不請之、 小箱ニ入

初夜竪者ハ、 雑紙八十帖上積三帖ノ代北百文下行候畢、 送文ニテ竪者方ア

送之、

第二夜竪者ハ、雑紙八十帖上積三帖ノ代合五百文下行 〈送文ニテ竪者方ヨ

第四夜東大寺竪者筑前得業 〈英重〉捧物代三百六十文被送之、

一貫五百文学生供皆下畢

新袈裟方助成七貫文下行畢、 〈本ハ八貫文也、〉

精義夜退出ノ時、 中綱二人松明ヲ取テ、宿坊マテ送畢

(33 才)

時

、一問得略ニーハ得タリ、一ハ未判ト判セラレ畢、常ニハ一問ヲ一ハ未判ト 云事ハナシ者、彼院家ニ加様ニシツケラレタル歟、不審、 〈松林院、 新探題

本院ノ威供ハ僧綱良家ニハ下行ナシ、平ニハ各二百文下行

宿坊ハ松院ノ下坊角院人申シテ借ル、大納言擬講・越後得業・弁得業・大

弐得業〈東室〉・尾張得業・伊与得業・賢春、若人ニハ帥殿ヲ同道候畢、已

上八人同宿候畢

六百文竪者筑前得業二助成、 兼日ニ送之畢

宿坊ノ雑事ヲハミナ賢春沙汰候畢、 〈炭一荷竹・油一升〈長器〉皆賢春カサ

惣従ノ中人三ヶ度ノ酒直ニ丁衆七人シテ、各百文出シテ、合七百文下行、

(33 ウ)

瓶子一双・慈仙一箱・茶子一ホン・コフ三東・ハス三子・茶一大海 角院

ヨリ送ラル

瓶子竹、コフ一束・ハス一子・菓子一ホン・茶一大海、 内方ヘヤル **十五**

日雪フル)

リ送之、〉

瓶子一双・サウメン一束・スサイーハチ・クシカキ五連、 内ヨリタフ、

筒 一・慈仙二箱・山ノイモ○《廿本》・ハス三テ・菓子一ホンット

シ 東院ヨリタフ、

一、二貫文宿坊ニ置ク、丁衆七人各出、〈各二百八十三文宛出之候畢、〉

夢見ハ十二月十二日夜、 修南院へ参之畢

僧綱モ惣題ヲ請ニ参ス、

(34 大)

「□□□ 様

僧綱一床〈以円範弁玄沙汰候畢、今度賢春以弁玄ノ例如此沙汰之畢、〉

従僧二人 〈眉間寺行者二人カタラウ、鈍色・白裳二具、表袴二具、腰帷二 五帖袈裟二帖、 鼻広二足、シタウツ二足、檜扇二本)

大童子二人 千寿丸・十郎丸、フタコ二具〈此ニアリ〉、コワハリ〈一ハコ クツ二足、如木、袖ヒトエノキヌ〈九尺、二百七十二文ニト レニアリ、一ハ唯心院ノ〉シャウシニ、シラ皮ノタヒ二足、 ル〉、実入賃〈二百文〉

従僧下人二人〈重直垂二具、エホウシ二具、ワラウツ二足〈カミマキ〉入 道丸・次郎丸二人、西勝院ヘヤトウ〉

大童子下人二人〈此ノ三郎丸、スワウハカマヲキスル、シヤウシモタス、 タイ松ヲモチノ下部一人、助人ニヤトウ

(34 ウ)

御童子一人〈カリキヌ一具、ワラウツ一足〈カミマキ〉、 彦四

力者八人〈衣袴八具、〈二具ハ此ニアリ、二具宰相殿ニカル、一具ハ東室帥 徳行・福万・徳寿・道性・隨徳・円仏、 殿ニカル、〉二具蓮蔵院、一具ハ唯心院ノ御力者キテ来、

力者六人〈ニハ、三ヶ度ノ出仕ハカリニ来ル、宿坊ニヲカス、百五十文ツヽ 下行、コノホカハクイ物、酒ヲモノマセス、此分マテ堅約束候

徳行一人 宿坊ニヲキテ百五十文下行

一若丸・千寿丸・十郎丸・彦四郎丸、別儀ニテ五十文宛下行

入道丸・次郎丸・西勝院ヘヤトイ申シタレトモ、 別儀ニテ五十文宛下行、

一、従僧二人ニ各三百文宛下行

(35 才)

草座ハ伊与僧都ニ借用

手輿ヲハ武蔵擬講ニカル、

輿ノ綱ヲハ唯心院へカリ申ス

唐笠袋ヲハ院家ヘカリ申ス

香爐箱居箱ヲハ、北室殿へ借用、 輔殿ノ縁ナリ、

三装衣袋ヲハ角院ヘカル、

別当坊非時供ハ僧綱ニハ下行無由ヲ申間、 円範僧都ノ例并ニ弁玄律師 ノ 時

四百卅五文下行、 此例ヲ出ス処ニ、寺務ヨリ納所ノ方へ下行アルヘキ由御

教書ナサル、其時只二百文下行、

「応永五年」

、別当坊非時供、世俗代百卅文下行、 僧綱良家供ニ請之畢、合三百卅文下行、

(35 ウ)

略題ト云ハ、 未判ト云ハ、一ハ得タリ、一ハ未判ト云也、ヒカ事ヲ申タラハ、略 一ハ得タリ、 一ハ略トモ云イ、 又ハーハ未判、 一ハ略ナント

> 題ニヲクヘシ、 存知セサル事アリテ、ヒカ事マテハナクハ、未判ニヲクヘ

シト云々、

円範美濃僧都日記云、自文和元年十一月廿日、 被始行維摩会、 去貞和四

之分口、 於此間竪者精義等事、

興福寺両院家竪義之時、 自当寺公請之名僧、 雖為凡僧 **全国** 彼精

義勤之、於久住者二令昇進 〈僧綱〉 勤之、 仍予此五六年之間、

師、 仍幸得打、 致其沙汰

(36 才)

為随分之光花者歟、 円範日記

一、円範日記云、 別当坊非時供当寺僧綱出仕耶否耶云々不同、

為律師之時、 為被定院竪義之間、 為精義今日供奉彼会、其時予為擬講令供 但先年覚聖法印

奉勤三ヶ夜精義、 其時参彼非供畢、 而彼仁当時不参之由頻申之比興也、 但

此条未審、

次之間、

今度予尋遣因幡法眼之処、

可有出仕、

則威儀供奉物令

用意之、 然而就役人難儀出来之間、 可奉下行、 不可有出仕云々、 仍不参翌

日威儀供捧物俱請之畢、 為後代記之、

(36 ウ)

一、講師坊粥土器代、当年ハ半減百文宛下行、良家ニモ下行、僧綱ニハ下行ナ

一、講師坊非時二百文下行、 僧綱・良家ニハ下行ナシ、

僧綱ニハタノーヲハ下行ナシ、 細々下行物按主方ヨリウケテ送之

油物七ヶ夜分按主請送之、取鉢分ヲハ按主取之、結句今年ハ油物九ヶ夜分

送之云々、若按主之謬歟、

一、重服ノ物ハ童擦ニハ子細ナシ、今度モ十郎丸服者ナレトモ大童子ニツレ畢、

宿坊故、僧ニハ子細アルマシ、只同道候へト野田ノ宮内祢宜ニ尋ル処ニ、一、軽服ハ廿日忌中ナレトモ、服ヲタニヌキタラハ、法師ハ子細ナシ、維摩会

クルシカルマシキ由ヲ申ス間

(37 才)

今度帥殿兄ノ忌ノ内ナレトモ、服ヲヌカセテ同道之畢、興福寺ニハ軽服ノ

忌内ニハ社頭ノ参籠ヲモスル間、惣シテ子細ナキ事也、東大寺忌マルヽ事

不審ナリ

一、三百文 帥殿ニ遣之、寺助成多ヲ取タル間遣之畢、

光十九所ニテ初日・第二日・二ヶ日仁王経一座八幡・春日マテ日参、日別十文充、又八幡宮興明興四百文(空蔵房布施〈十一月十九日ヨリ十二月十八日マテ三十ヶ日、大仏・

三百文 通証御房 堅持院ヘヤル祈禱布施、如形

一、日供代七斗 荘升定 ワニノ東荘ヨリトル、シキシニ百文タフ、

一、松林院一問ヲ未判ニヲカル、修南院後日ニ対面ノ時、物語ニ大ニ不

(37 ウ)

不審ノ由申サル、若彼院家ノシツケニテヤ候ラント申セハ、何ニトテサヤ

ウ事ハ候ヘキト申サレ候キ、

一、結願ノサヽヤキノ時、従僧出シ伝レト申ス時、一床ノ未遂講ノ人ニ座

テ出

ヘキ由、

法恩院ノ実円僧都申サル、是又大ニ不審、

後日少納言僧都ニ

ラ立

物語申セハ、我一床ノ時立タリトモ覚へス、不審ト云々、

、香爐箱ハ左、置箱ハ右ニヲクナリ、

一、開白結願ニハ、香爐箱・置箱共ニ是ヲ持テ床ニヲク、中間、

ノ夜ハ只香爐箱

ハカリ持テ三■袋ヲハ、香爐ニ箱ニ入ル、置箱ヲ略スル也、修南院・松林

院・法雲院ミナ如此

(38 才)

一、雨フル時ハ、開結ハ会堂ノ後ヲヘテ石壇ノ上ヲ東西ニ分テ烈ヲ引也、今度

結願ニ雨フリタレトモ、烈ノ時分ニ雨ヤミタル間、本式ニ烈アリ、深

語(断道) 断、

一、行香ノ時ハ、一床ハ床ヨリ下テ、行香ヲ請ク、香ヲ返納シテ後、床ニ着座

スルナリ、

一、坂田荘加供、応永五〈戊寅〉年始行分、三百五十文、応永六〈己卯〉

八日下行

一、応永六〈己卯〉維摩会十月十日始行、勅使中御門宣俊、寺務一乗院〈専寺

探題代修南院〉、他寺探題報恩院実円、講師東院光暁律師

(38 ウ)

新精義初夜 新精義第二夜

東大寺丁衆 弁融擬講、兼俊擬講、頼誉、賢弁、宗英、俊専、苹

光海〈東室、去々年竪者〉、

他寺竪者、初夜顕覚房得業〈浄瑠璃院〉、第二夜良家〈浄名院同宿〉

東大寺竪者隆盛〈実相坊弁得業〉、

十月

応永七 〈庚辰〉 十二月十六日維摩会始行

勅使豊光 〈北小路舎弟〉、 寺務実恵 〈修南院、 専寺探題

他寺探題憲覚 〈慈恩院〉、 講師訓専 〈発志院住侶

東大寺聴衆 重、経範、経範 〈新丁衆〉 兼俊々々、 賢弁、 宗英、 弘豪、 隆盛 〈帰丁衆〉、 英

東大寺竪者頼誉 〈越後得業、 第一夜十九日

(39 才)

東院円守、 行誉得業探題之時、 一問ヲ一ハ得タリ、一ハ未判ト云ハル、 法

自相ニ付テ三ト愚鈍義、 隆光所引私記ニ見タル由ヲ申サレケル歟、 別義、

云ヲ、 愚鈍ノ別義ト了見スルニテコソアレ、 分明ニ見タル事ナシト精義申

サレケル歟

東院光暁探題ノ時、 竪者寛英得業、 纂要拠、 別而説ヲ仮説ノ伝ニテ別時ト

申 ーサル、 此伝ニテハ別義ニテコソアルヲ、 別時トハ申スマシキ由ヲトカメ

ラル、 一問ヲ一ハ得タリ、 一ハ未判ト申サレ畢

円範日記 天 当竪者威供、 於大乗院被行之間、 四ヶ寺聴衆僧綱以下出仕之

电 風聞之間、 不審之余、 以使者相尋奉行因幡法眼 〈不知実名〉、当注記之

父之処、 可

(39 ウ)

有出仕、 仍威儀捧物令用意之、但就役人有違乱不可出仕、於威儀供奉物者、

可下行之云々、 翌日倶請之畢

弁玄日記云、 竪者威儀供、 貴勝之時ハ請之由、 円範僧都日記在之間、 今度

> 注記二令申之処、被下行畢、雖僧綱貴勝間請二送畢、 威供四百文捧物雑

東上品〉・厚紙 (五帖) 請之畢、 貴勝外竪者威儀ヲハ、

弁玄記云、 別当坊非時供并禅定院威儀、 今度以僧綱ノ例ヲ良家被請之畢

(40 オ)

応永十一年 (甲申) 十月廿六日維摩会始行 〈応安五年分

勅使 〈権左少弁量光〉、 寺家大乗院 〈専寺探題孝円〉、 権別当東門院

訓専権大僧都 〈他寺探題春禅房、 発志院〉、 賢春権少僧

都、 乗雅権少僧都 〈竹林院会始〉、 已上 一床五

講師良継 〈浄名院、 净善房権少僧都

初夜研学聡義大法師 〈新院〉、 精義弁融擬講

弁融、 問 祐円、 三問 英重、 四問 寛英、 五問 継寛

問

一夜研学一乗院良兼 精義賢春権少僧都

頼誉、 問 良俊、 三問 盛円、 四問 経範 五問

(40 ウ)

問

第四夜竪者普門院秀経、 精義訓専権大僧都

問 問

問

五問

第三日加人 寺分并第五夜竪者闕無之

一、学文ハ九月末ニ五六日東院ニテ尋申畢、 因内ニ共大略自見、 不審事共、

尋申畢、

初夜竪者捧物雑紙百帖• 上積= 三帖 代五百文被送之畢

下行ナルマシキ由ヲ申ス、奉行梨原弁上座方へ注記ヲ以テ、円範・弁玄僧スチ〉自是請ニ可送之処ニ、被送畢、慇懃御沙汰也、御威儀供ヲハ僧綱方、第二夜一乗院捧物紙一積・雑《紙ユカウ》十二束、杉原五帖〈白クミ、ニ

テ六百文下行候畢、

綱ニテ大乗院ノ御威儀供請申タル例ヲ勘テ、彼日記ヲ出ス、

旧記分明也ト

(41 才)

一、第四夜竪者普門院捧物代五百九十文被送之畢、平ハ各一貫文:

一、智禅坊僧都探題時、自謙句ヲハ論義声ニウタワル、開白問者ノ表白声如シ、

ルラン、余探題ノ時、更ニ不同之間、不不審也、先達ニ尋申へキ也、詮句常ニハシラへ声ニスル事也、何ニトテ加様ニ有ヤラン、定テロ伝ニテソア

取事ヲセラレス、得略句ハアリ、得略ノ句ヲ常様ニシラヘ声ニセラル、

御記ニモシルサレタル間、惣題ヲ御送アルヘキ敷処ニ、参タル条、神妙之僧綱モ題請参ス、廿六日夕東室へ参ス、僧綱ノ事ハ必シモ参セストモト、

由被仰、即惣題ヲ給畢、

、講問役ハ東大寺僧綱巳講等末寺三ヶ寺、巳上四ヶ寺勤仕、今度問役ハ僧綱

□問同先規ニ候、即今度モ用意由、返事

遁ル、由、

注記申ス処、

会所ニテ若狭已講ニサス注記ノ未練ナリ

僧綱

(41 ウ)

候畢、即賢春勤仕之畢

一床

従僧二人 本童子二人・如木〈一人ハ幸若丸、一人ハ寿菊丸〉

力者八人 藁沓履一人〈狩衣〉

従僧ノ下人三人、円範、弁玄、并賢春、先年出仕ノ時ハ二人ナリ、直垂三

具所持間、半ナレトモ、三人ツレ畢

大童子下人二人〈スワウハカマ、障子持〉、続松持一人〈次

香呂箱、居箱、香呂、新院秘計、

一、手輿、新院秘計、法雲院輿ナリ、

(42 才)

一、輿綱 西勝院ニ借用、

一、唐笠袋 院家、

一、大童子下人々体、ウツホヤノ夫、清房夫、鳥屋夫〈大進殿ヤトウ〉

一、大童子下人二人、西勝院下部、精義夜ハ〈西勝院ヨリー人、大東坊ヨリー人〉

、別当坊非時供捧物上品雑八束、杉原五帖、紙横ニツム、平絹三ワリ、帯一筋

一、別当坊非時供、世俗料百三十五文下行、

、油五合下行、三トホシハカリアリ、

、蔓草・大根、七ヶ夜分下行、此内一ヶ夜分ハ駈仕取ル、僧綱ノ分ヲハ駈仕

之方へ細々請物ヲ請テ、一ヶ夜分ヲ駈仕取テ、六ヶ夜分ヲヲクル

(42 ウ)

油物七ヶ夜分下行、此内一ヶ夜分 駈トル、

一、イモ少々下行、

三百十文、此内一ケ夜駈仕取〉日供餅五ケ夜分下行〈此内一ケ夜ハ餅廿枚、残四ケ夜一ケ夜宛四斗代

「鎰取料物堅申間、(貼紙) 別 儀ニテ五十文下行、

鎰取ニヤケ石ノ代ト堅申ス間、 別儀ニテ十五文下行事アトアリ、

(43 才)

続松百廿抱、 宿坊へ持タセテ行

力者五人、三ヶ度出仕、 皆料ニ百五十文ツヽ下行、 此外ハ飯・酒等タフ事

ナシ、宿坊ニモヲカス、三ヶ度出仕時分ニ来ル也

徳寿・徳行ヲハ、主人ニヤトウ間、下行物ナシ、去乍別儀ヲ以テ五十文ツヽ

下行候畢

一若丸・福万法師・御房丸ニ別儀ニ各五十文下行

宿坊二諦坊、 鶴丸之縁ニテ借用

尾張得業・帥得業・少納言得業・賢春・同宿蔵人大進公、

以上五人同宿坊ニ同宿

瓶子(竹) 慈仙一箱、 茶子一盆、 茶一種、 宿坊内方へ送之、

(43 ウ)

フト三、マカリニ、蔓草少々、 宿坊内へ送之

薬師寺丁衆祐円、 茶五袋タフ、 宿坊内へ送之畢

廿七日ニ慈仙一箱、 餅 一盆、 茶子一盆、 アメ、瓶子竹、 角院ヨリタフ、

、十一月一日、中院御舎利拝見候畢、南円堂内床同拝見之、 香琳房法印同道

一貫文、 宿坊ニ置、 尾張得業・帥得業・少納言得業、 賢春四人各出

宿坊炭・油等、 皆賢春無サタ

宿坊七ヶ日間雑事等、 皆賢春之サタ、

「西坊三郎・タマ丸、三ヶ夜」ヤトウ、別儀ニ各三十文下行、 (貼紙)

〇右一行は貼紙下にある

フト・マカリ十ヶ夜分ノ一斤、 夜分駈仕取

(44 才)

一、ウツホヤ・鳥屋・公人一﨟之下部、 合三人ニ各三十文下行

僧綱ハ衆会所向ノ経蔵東ヨリ二間ノ間ニテ、トホリヨリシテ輿ヨリ下ル、

会所石壇ノ下中ノ程ノ道ヨリ輿ヨリ下ル、退出ノ時ハ、右陣ノ上衆会所ノ 開結共ニ同シ、帰ル時ハ、衆会所ノ壇ノ上ヨリ輿ニ乗ル、精義ノ夜ニハ衆 南ノ辺ヨリ輿ヨリ下ル

門跡ノ御竪義ノ時ハ、御立義終テ後、 可然之由、 参セヌ精義モアリ、其ハ所存アルカ、又ハ無沙汰歟、 東院ヨリ内々申サル、参セハ梨原ノ弁上座ヲ尋ヌヘキ旨仰セ 精義門跡へ参スルヨシ御記ニアリ、 今度ハ参シタラハ

(44 ウ)

セラル、間、 御竪義以後、 参セントスル処ニ、竪義以後、 会堂ヨリスクニ

御竪者勅使坊へナル、其後探題坊東室へ拝礼ニナル、其間ハ精義賢春、 会

堂ノ後門辺ニ待申テ還御ノ後、一乗院へ参ス、弁上座引道シテ南へ出タル、

中門ノヤウナル廊ニ、 御所、 元ヨリ御着座、 御前ノイタニ蹲居シテ賀申テ

退出候畢

杉原一帖・ (×三) 厚紙 帖 雑紙 一束、 用途三百文大進殿ニ進ス、

厚紙 帖 雑紙 東、 大弐殿ニ進ス、

厚紙 帖 雑紙 東、 北室少納言殿ニ進ス、 中坊ノ留守

(45 大)

(45 ウ) 自謙歎徳句ハ、 ラル、 語句取畢後、 スヘシ、 也 退出 精義事、 并ニ得タリト云也 事アラハ、タカイタル様ヲ、 アレトモ ヲ卑下スル心也、 自謙ヲシラヘ声ニチトヒキク、 達ニ尋申へシ貴勝候事ハ、タトヒヽカ事ヲ仰セラルトモ、 ヒカ事条々ヲ申シ、 大寺精義トシテ未判事ハ、 ス事アルヘカラス、 問 ノ時 ノ語ノ重ヲワリテ後、 其時因内二明肝要ノ難ヲ申上テ《サシ声也、》、 若探題退出アラハ、案内ニ及フヘカラス、探題兎モ角ヲモト仰セ ハ精義云フ也、 問ハ第四答畢、 得略ノ句 探題以上ノスル事也、ソレモニケ夜ノ時ハ始メノ夜ハカリ 自謙句畢テ、 顕 \vdash 《歎徳ノ句トモ云也》 云テ、 加様事共アルナント難ヲ加ウ、 註記申上テ後、 探題着座アラハ、得略何様ニ候へキヤラント申 探題着座ノ時 当時ハ■ 申シ顕スヘシ、 第五ノ重ノ内明・因明ノ難ヲシラヘ声ニ云 アケツ、 並 潤色ノ儀ニテ並ニ得タリト云へキ歟 二得 タリ ヲロシツ云フ也、 精義第四ノ答ヲ牒■ニ取テ、 ヲシラヘ声ニ申スヘシ、 未 探題申上ヨト仰セラル、 1 ヘキ歟、 云 也、 竪者申ス旨ハ加様ニ ヒカ事ヲ申タラハ 若竪者ヒ サレトモ大■綱ハ(略) サノミトカメ申 竪者ヲ歎シ自身 アレトモ、 カ 事 其後 其後 探題 先 東 ヲ 一、二問以下ノ指声ノ語ノ重ノハシメニハ、只申セト云也、 一、一問ノサシ声ノ初ニスへカラクハ、牒ヲ取テ難勢ヲ (46 ウ) (46 才) · 貴種ノ者時ハ、精義モ立問役モ申サルト云也、被字ヲ加ウヘキ事ナリト云々、 貴種御竪義ノ時ハ、十題共ニ並ニ得タリト云テ、 四問以下ハ、立問役畢テ後、 二間以下ハ、 三蔵会ノ貴勝ノ御時 次夜ハナシ、并精義ハ貴勝ノ御時スルナリ、 並ニ得タリ云也 也 御立義アリ、 不審ノ事也、 ルヤウニ云ウナリ 精義常様ニ九題ハ得題 ニ東院申サル、 加ウヘケレトモ、 が御竪義 円範僧都、 詮句取事ナシ、 他寺ノ探題十題共ニ得題置ク、 今度一乗院良ー御竪義ニ、賢春さ様ニサタ申シ畢、兼 只申セト云テ、 ハミナアリト云々、 其僧都ノ日記ニ不見、 指声畢後、 精義申上ヨト云、 申□□□ 其後難ヲ加 置得タリト云也 其時御寺務ムロ殿ニテ御座ア 只ノ竪者ニハナシ、慈恩会・ ル也、 東院 註記申上テ、ヤカテ精義、チウ 皆得題タルヘキ旨 ノ物語ハ、 声色ハチトソレタ 務 ノ時、 ム(室 ロ室 東南院ノ 殿僧正 大方ハ

兼日

リ、後日ニ註記ノ日記ヲメサレテ、常ノ様ニ九題得題一ハ未判ニ書直サル、

其時ノ様ハ加様ニアリシカトモ、近来ハ皆十題ナカラ得題ナルヘシ、但シ

他寺ノ精義常ノ様ニサタ候トモ、精義ノ越度マテハアラシト、東院申サル、

旧記ハ勘得タル事ニナケレトモ、今度ノ精義役事、毎事東院ヲ指南憑申ス

間 彼ノ申サルトニ任セテ十題共ニ得題ニ置申畢、大方ハ不審ノ事也、能

先達ニ尋ヌヘシ、

、一乗院殿御立義ニ立者ノ威儀供、 僧綱ナレトモ、

立者

(裏表紙見返し)

貴種ニテ候由アル間、 請之畢、 奉行梨原ノ弁上座、 僧綱ハ訴ヘカラサル 由

ヲ被申間、 円範僧都、 禅定院御立義ノ時請申畢、 此礼ヲ以テ弁玄律師、 褝

定院ノ孝円ノ御立義時認申シ畢、此礼ヲ申ス間、 奉行梨原弁上座ヲシテ御

賢春僧都二下行之畢

「相伝澄芸」

(裏表紙)

「 初 日 (澄芸筆力)

請

維摩会本院威儀供事

合

東大寺丁衆大法師

分所請取如件、

年号

日付

請使各書之、」

209

此儀、或ハ竪義ノアル夜計ナリ、毎度可得其意、

九 愚記(東大寺図書館薬師院文書二・二五六号)	一、初夜〈廿一日夜〉研学〈勧修坊ヨリ〉廿二日ニ六百
○紙背文書があるが翻刻は省略した。	(2才)
(表紙) 亮信	文請了、
愚記 「〈法花会・維摩会事〉」 「「「人」」 「〈となっと 「「人」」 「	一、第二夜竪者〈東門院ヨリ〉廿三日ニ五百文請了、
相伝□□□	一、本院ヰキ供、講師坊ョリ二百文、廿三日ニ請之云々、存知而廿四日ニ請了、
(表紙見返し)	一、日供一ヶ夜分ヨセノ庫〈荘厳院ノ前ナリ、又者大炊歟〉ヨリ廿三日ニ請了、
「伝領 実英」(異筆)	一、炭・油、フトマカリ続松、同処ヨリ請 []□
(1才)	一、第三夜〈廿三日〉空帰諸衆西ノ[]
康正二〈丙子〉十二月廿日ヨリ維摩会始行	(2 ウ)
一、廿日夜九打程ニ鎰取御請持而来畢、御ウケ、重而ト分テ写シ了、	四床衆計而諸衆雖入堂[]戸口ノ北ノワキニ立テ相待、散花
一、夢見ハ開白已前ニ悉アル事モアリ、今度ハ不然、毎度竪義已前ニアル也、	□ロヘンへ進ムヲ見テ、内へ入、スクニ列テ行道スルナリ、堂童子来テ、
異説歟、	縦雖催如此、
一、開白廿日夜八打程ニ有之了、	一、廿四日、四百文西南院引物請了、
一、廿一日ニ御請ヲ故実ノ者ニ持セテ□□□遣シ、専当ヲ尋サセ、ハタ〳〵	一、廿五日、二百文講師坊ヰキ供、講師坊ヨリ請之、
	一、廿五日、前当坊 ■■■ 捧物二百文、福智院ヨリ請之、(非時供)
(1 _ウ)	(3才)
一、廿一日夕方夢見アリ、法□[]西向ノ広縁ニテ、先二字	一、廿五日、フト四、マカリ四請之、
ヲ被請□其□題ヲ被出了、	一、為唄役四床聴衆三床へ上ル、不可然之由注記申云々、
一、廿一日初夜夕座之時、 勅使出仕アラハ、ケイヒチノ声ヲ聞、四床衆ハ西	一、講師坊粥時、依未前不可下行云々、
戸口ノ外へ出テ、其後散花師進ヲ見テ、内へ入、スクニ行道スルナリ、但	一、廿八日別当坊非時供百文請之了、
比義、或ハ竪義ノアル夜計ナリ、毎度可得其意、	(二行分余白)

廿 「 ■(七日) ■(七月) ■六日、 講問ハカリ二座□[

第七日結願仰[

(3 ウ)

長禄四年〈庚辰〉十一月十日□□□□

修南院 〈寺家〉 出仕之時、 諸衆参向アリ、

講問役送表白因内論義歌イハテヽ後ニ沙汰之、返々論義之後ナリ、

已講 モ前ニモ表白在之、僧綱精義アレハ、其人之役也 一﨟開口ノ問者沙汰之、因内論義ノ前後ニ表白在之、 返々論義ノ後ニ

(4才) ○白紙

(4 ウ)

文明五年〈癸巳〉十二月十一日ヨリ維

行

一、十八日、御請鐘来深更之間、御請重而ト云テ返了、次日来ル、御ウケ渡之、(取脱)

下部衆代廿文ツ、下行、一床ノ下行八百文ト云テ、取之、

一、廿日、初夜研学竪者〈賢□院〉引物六百文請之、料物トテ、又米一斗トル、

十日本院ヰキ供二百文、講師坊ヨリ請之、一床ニハ無下行、道理令然敷

一、一床ハ何方ナリトモ威儀供無下行、仍不可請之、

(5オ)

講師坊粥時モ無下行、 可得其意、

一、一床ニハ日供之内、一口馳士ノ下行物トテ、立用シテ不下行、馳士トハ何

ヲ云ソト、尋レハ一床ノフト・マカリ、日供ナント送リ持テ来ル者ヲ云ト

云々、

貴種様ヨリ下行物ノ時ハ、○《カキリテ、》一床モヰキ供取之、 旧記在之、

別当坊非時供公文所目代多聞院ニテ百文、 廿三日請之、

一、同捧物百文同処請了

(5 ウ)

長享元一〈丁未〉閏十一月十[六日) 始行[

一ノ床分ニ御請ナル、御ウケ申了、鐘取ニ寺升一斗ノ代七十文下行了、時ノ和

市□□

(以下五行分余白)

6 裏表紙見返し、裏表紙)○白紙

(1オ) (表紙見返し) (表紙ウワ書) 0 寺助成弐貫文、当下行也、 竪問役当リ所ハ初夜五問也、 簡尺二十六日宿坊へ移而案内申、 天文八年講師修南院殿、 仕之、 年戒事、 之所へ、出世奉行東院ノ僧都、 面々ニ給訖已後、 使者在之、古精義衆ハ簡尺ニハ不被参、但於有問役者、可被参也、各参候 テ次第ニ付也 維摩会日記 維摩会日記 天八年 宿坊於新坊少々注之、 天文八年〈己亥〉十二月十六日大会始行 年四十五、 十六日夜於会堂之内触之、 可有対面之由被仰、各参訖、二字之書様如前 (東大寺図書館一四二・四六八号) 戒卅一と付訖、 勅使ハ町殿云々、 於地蔵院借用云々、 雖然、 重衣五帖ニテ簡尺問題一ツ、御持アツテ、 出世奉行ヨリ早々可参候由、 春祐得業頻依侘事、 雖仮虚役、 上ノ衆□□其通タルニョツ 第 私注之 聴衆宗芸 一夜二問ニ替懃 観音院へ御 一、初夜研学〈実言房〉十七日夜遂業訖、 一、十八日夜大乗院 (1 ウ) (2オ) 之間、 英厳法印暫退而出仕如此、 之 其後学侶ヨリモ書状在之、 可有成敗之旨也、 竪問役一向無音之条、 日自大乗院ヨリ対注記御状在之、 仕之、然処、 六百文請之、 重四重者、 床出仕体ハ不請之、 右、 請 力者請使也、 年号月日 合 被処罪名畢、 為東大寺聴衆宗芸得業分所請如件 維摩会本院威儀供事 一円無定也、 精義證芸擬講也 問役徳蔵院 〈尋円〉 然間、 書様 前代未聞也、 無威儀供故也、 御竪義、 依之竪者独所候也、 早朝令集会不被仰出以前ニ加罪科之由返答在之 暫退之儀也、 請使丸判 同篇之子細也、旁以□□ 〈実憲〉 精義東大寺観音院 則注記以副状、 沙汰之処ハ、 可被処厳科、 翌 日 為覚悟記之、

尽理之儀委細□存知処也、 学侶之恥辱何事如之、当寺瑕瑾失面目訖、 擬講ニ被暫退了、 能窮明大芳被申請、 此分ニ落着畢 仍自第三日、

十七日本院威儀供講師坊ニテ請之、二貫文宛也、

請取

一紙ニ認之、立紙無

〈英訓法印〉

於一床懃

四座聴衆悉以令仰失躰間、

갶

年預へ被申送、

其旨者、

万一於無沙汰者、自此方

自問題も不聞候、

剰至三

〈十八日〉於中院調鉢代下行之、

第二夜

ハ百疋被送訖、
替之旨、被申、仍二色七百文被下行訖、当重以旧記可有愁訴歟、一度体ニ
材の、捧物代四百六十文可為其通候歟之由、雖申、彼門跡ニハ相
成儀供五百文、捧物代四百六十文可為其通候歟之由、雖申、彼門跡ニハ相

百文可下行之由、如内々申之間、其外ニテ落着了、為分之由、明星院□内々雖被申、以旧記申分訖、若如専寺者、捧物等事四為分之由、明星院□内々雖被申、以旧記申分訖、若如専寺者、捧物等事四五十文下行之、興福寺モ五疋也、当寺ノ下行卅文加増如何之由、専寺擬講五十文下行也、於擬講加分ニ百、第三夜寺分薬師寺十輪院行観房遂業、捧物四百文下行也、於擬講加分ニ百、

(2 ウ)

寺々ノ規式相替歟、先規連綿不可有疑貽也、

之由被申仁モ有之、能々可尋決歟、院威儀供歟、廿一日ニ請之、使力者也、於非時供無之云々、但専寺衆可有一、講師坊威儀供二百文、同非時供百文下行之、何モ以請文遣之、書様粗如本

任申可書遣之由、被申候間、其□非時供ニ可書之由申云々、如何之由雖存之、各員数同ナレハ不可苦之由、一、別当坊非時供并威儀供可有下行歟之由申、経案内之処、威儀供ニハアラス

(3 才)

リ、是ハ非本式以略儀如此下行云々、彼役人等無案内之故歟、如近年私日記者、威儀供二百文・非時供百文見夕

第四夜竪者頼賢 仕也、 雖然雪ノ分ハ御出仕アル事之由、 程 委ハ不見、 北室ノ後ヲ御通アツテ講師坊御帰、 廻テ御待、其ヨリ又軈而御出仕、講師坊へ御帰之時モ後門方へ御廻アツテ、 六雨 講師御出仕雨儀也、 入夜雪ニ成ル、 粗注也、 〈観音院〉 勅使ノ御座モ最初ヨリ内ニ□訖 依降雨探題御出仕事、 出仕ハ如常、 廿日夜遂業云々、 依被仰相調訖、 但其時分講問役タルニョツテ不起座間 空帰リハ西ノ壇ノ上ヲ廻、 宿坊寿福院、 如何之由 第四夜ノ夕座ニ竪者モ出 以外雪降、 依有沙汰遅々、 後門へ 昼

拙者捧物等事ハ助成ニ遣之訖、

、布施物下行之事、被誂之間、於祈坊下行也、於四床光明院禅師

(3 ウ)

院殿也、 当年政所ハー乗院、 リモ別ニ被仰儀無之、 返事等不有之、 是モ御記有之、 西南院禅師御出仕、仍無威儀供之間、三百文ツ、下行之、是又旧記之趣也 但一乗院殿御着座ナシ、於彼院家者、 北林院日記之内ニ在之、専寺ノ衆モ其通被申訖、 探題御兼帯也、 於権政所者、 無出仕、 然時ハ、 雖然於捧物者、 探題分ハ無下行、 出仕無之云々、 送進之、喜多 請文并折紙 政所分也 彼門跡

、焼石代鎰取ニ廿文下行之、

一、○《廿二日終日》日供分一斗下行之云々、請文遣之、惣而御請ヲ進テハタ/

-取替、 其後日供下行之時ハ、其ハター~ニテ請也、 雖然近年自他不如

旧記之間 多篇無法之重也

雖然

(4才)

於今度者、 種々歎申訖、是併祭礼之時伶人等糺明子細有之間、 如此申歟、

同日結願後夜過ヨリ始之、 帰坊晨朝時分也

所従下行事、 従僧三百文、 力者并藁《沓》履共二十疋宛也、 今度ハ力者不

召具、 雖非本願不事闕也、 其外ニニ百文、 惣所従之中へ酒直而下行之、

人別ニ所従四人也、 分配而五十文宛取之云々、然間、 藁沓履ナントへハ五

疋下行之、於中間者余少分之間、 別ニ遣之、委細不能注置、 宿坊礼ハー貫

文并樽料而百三十疋也、 雑用共二五百八文宛下行之、於英厳擬講者! 闕請

之間、 無別所領故、 宿坊ニモ不取居之間、 於雑用之配当者、 閣之、 宿坊

ノ礼配当人数被加了、 観音院之内誓□裁判也

(4 ウ)

結願以後帰坊之刻、 宿坊ヨリ瓶子一食籠之立サマニ酒在也

(以下六行分余白

天文六年分宿坊音信分

自木津、食籠一樽一 一持来、 自井上、 食籠樽来

一、井上之次ニ御樽一荷食籠来、 一、自井上而、 上品樽 一荷 · 焼餅 盃 聴衆

惣中へ云々、

一、自四聖坊、 御樽一荷両種来

(5オ)

天文十六年極月十六日ヨリ大会始行、

講師大乗院殿、 別当一乗院殿、 権政所北院殿

専寺探題 乗院殿、 他寺探題東院兼範

十六日、 申見定簡尺仁可参之由、 当日早朝仁催状在之、仍其時分移宿坊案

内申、 則参上出世奉行修南院殿、 題共ヲ軈テ後二字ヲ進之、 其後御対面在

之

開白自後夜過始、 退散之時、 夜明訖 〈勅使御訴詔遅始故也、〉

初夜竪義者戒蔵院、 精義宗助擬講、 十九日夜懃仕之、調鉢代六百文請之、

平僧威儀供二百文、於講師坊請之、

粥土器代百文、

同前講師坊請之、

一、十八日、 第二夜研学西南院光□得業御懃仕之、 問予懃之、

(5 ウ)

翌日十九日調鉢代請之、 五百文下行之

寺分加任刑部卿得業懃仕、 調鉢代四百文下行之、

寺分修南院殿懃仕之、 調鉢代四百文下行之

三百文、 別当坊非時供請之、

六百文東大寺第四夜竪義信花坊懃之、 調鉢代者、 請之、 廿日竪義在之、大

雨風也、 雖然竪者出仕時分少晴云々、 仍探題出仕候、 無別儀、 講師出仕者

雨儀云々、

至第六日、 日供之儀 及訴詔、 唄師之出仕抑留及九過之处*、* 自当講両奉行

前 于拙者書状在之、仍各申請、 先以令同心、 至結願、可及訴詔之

由返答、仍唄師出仕在之、

一、宿坊礼配当分百五十六文出之、礼百疋也、友清へ十疋分配当云々、此外別

ニ樽料者無之、

(6才)

(らけ) 一、宿坊雑用ニ百六十四文在之、於宗助擬講者、宿坊仁不被

座之間、不被出之、於宿坊礼者、人数二被加、是以外其通也、

一、焼石代廿文鎰取下行之、

(以下余白)

(異筆)

(6ウ、裏表紙見返し、裏表紙)○白紙

御寺務

大乗院〈大御所様〉

大会之記 (東大寺図書館一四二・七九九号)

○紙背文書があるが翻刻は省略した。

(表紙ウワ書)

天正五年 宁巳 十二月 日

大会之記

専当慶印

(表紙見返し) ○白紙

(1オ)

天正五年 〈丁丑〉十二月十六日大会御執行

御講師 大乗院殿

権別当 東北院殿

勅使 中御門殿 (此時有官下向)

_ 会始 西南院殿 〈宿坊一乗院殿

(1 ウ)

読師 愛染院長厳房、 下行三百文、 此時東金堂寺役也

会奉行 摩尼珠院・金珠院両御沙汰

注記 高天殿

_ 初日十六日堂内出仕次第

四十聴衆御出仕也

御寺家并他寺探タイ東北院殿・東林院殿御両人共以御出仕也、

一、会終而行幸在之、

(2オ)

一、竪者依無之、勅使を以、下ニ御着座也、 行幸之時、 内へ勅使御出仕、 行香

之役ハ算主役、 此時慶禅沙汰事、

諸催之事、 鎰取沙汰事

第二夜《十七日》初夜研学円城院并竪者堯禅房也、催之事ハ御前六人之内

末公人役

一、堂内催之事、 当講・勅使・読師・会始、専寺ノ探タイ、以上五所也、

(2 ウ)

一、初夜ノ研学 下行物之事

壱貫文 奉物、弐百八十文 雑紙ノ代、百文 粽ノ代、合壱石三斗八升也

御前六人、算主・堂達・侍両人、十人ノ支配、一人別ニ壱斗弐升八合、此

内百文粽ノ代ハ算主・堂達両人ノ支配

当講下行三百文代米三斗、御前六人・算主、堂達・侍両人、十人ノ支配人

別三升宛、 第三夜二請取事

(3才)

一、第三夜十八日、竪者金蔵院ノ内中将公御前衆一献ニ付事!

一、催之事、 如先夜ノ御前六人ノ内、 末両人沙汰事、 勅使第二度マテ勅使坊へ

行、第三度ハ中室ニテ申事、 読師第二度ハ宿坊へ行、第三度ハクワイ廊ニ(廻)

テ申事、

勅使へ第三度ハ注記声ニテ被申也:

一、竪者在之時、勅使ノテウ内へ小綱入事、注記コエニテ被申事

一、当講第三度ハ八ノ宗ニテ申事

(3 ウ)

一、他寺探タイ東林院殿御出仕也

、第四夜十九日、催之事、如先夜沙汰事;

精義東大寺上生院

一、竪者専勝房、願春房両人、

一、探題東林院殿、御精義本松林院殿、御一献御沙汰。御前衆参事

一、第五夜廿日、催之事、如先夜沙汰事、

、竪者東大寺無量寿院一献、会堂へ持之、サケ、 膳十膳、御前六人・算主・

(4才)

堂達・侍両人也、

、他寺探題東林院殿御精儀、御一献二参者也、

廿一日、東大寺竪者下行物事、三石六斗奉物、弐百八十文雑紙代、御前六一乗院長合(代米ニ斗八升

人、算主・堂達・侍両人、十人支配、一人別ニ十合三斗三升四合宛百文、

粽ノ代算主・堂達両人拝領也、 於籠雲 院請取、(龍カ)

、第六夜会四ツ、講読師計 出仕也、

(4 ウ)

行物之儀御預リ召テ、明日廿二日日中以前ニ《従探題無御下行之御旧記、下行物半分宛可有御下行由被仰間、則御訴詔申処、会奉行并多聞院へ御下、他寺探題東林院殿御下行物之事申入之処、東北院殿御両所御探題之条、御

役ニ随者也、東北院殿御下行之儀者、東北院殿次第ニ可有沙汰候、被仰者

於出申者、

小綱衆申分無之歟、》可有沙汰旨御請乞条、

多聞院

一筆給置、

御

也

会終而金堂東ヨリ 目下ニアラ床ヲ敷、上ニタヽミヲ東ニニ帖、西ニニ

帖敷事、

(5 オ)

(な) 北ハ荒床計、東ノ方北ニ勅使御出仕、次ニ別会、西ノ北ニ御寺家代東林院

殿御出仕、次ニ注記、礼ハン中ニアリ、ケイハ別会ノ前ニ置也、注記最勝

王経御読ノ返アリ、其後誠経法師在之、古僧事ハ算主役也、礼盤ニテ三方(試)

、向三々九度礼也、タレヘー床ツヽカヘリ三度礼盤へ小之礼ス、于時別会

五師惣殊院春源房也、

試経法師終而於勅使坊番ロンキ在之、

(5 ウ)

一、金堂前試経法師料理之事、荒床ハ修理小守沙汰、壇ノ下ノ松明□同前、タヽ(ホト)

ミ会所目代ヨリ出事、礼盤并ケイハ堂トウシ沙汰事、

一、廿二日夜前ノ御筈之条、多聞院へ申処、御旧記至于今不出候上者、御下行

之儀者、明日多聞院ニテ可有御酒御返事、則会堂、中将公御房・多聞院御

両所御出、会堂ノ侍モ同前ニ如此事:

(6 オ)

一、専寺ノ探題御下行物之儀申入之処、腰差六貫四百文ヲ、従御寺家被仰給ハ、

慶音

琳賢

慶紹

枚

被下事、会所ノ斗ハ六合五夕也、 上両人二、二百文宛加分在之、人別壱石三斗二升宛四人分也、 従先規五貫六百文ノヨシ被仰、 《会所斗》壱石八斗·酒肴米壱石四斗四升、 其段之儀、 御前六人ノ支配六貫四百文ノ内四百文者、 種々申理、 是ハ会所斗定十合ニ算勘シテ 六貫四百文并御聴米 十合、上二

人ハ壱石五斗二升宛、 是ハ腰差・御聴米・酒肴米、 此三色ノ支配也

(6 ウ)

小綱衆餅之事、 卅枚此支配

慶禅 五枚、 慶真 四枚、 賢職 三枚

宗職 二枚、 慶春 二枚、 慶観 枚

慶円 一枚、 枚 慶印 二枚、 枚 慶尊 枚

賢乗 枚 慶忍 枚 琳智 枚

琳徳 枚、 以上卅

(7オ)

第七夜、 廿二日他寺ノ探題東林院殿御出仕之条、 一献二可参旨御音信之条

各参事、 専寺ノ探題大乗院殿大御所、 他寺探題東林院殿、 御両三人御出仕

也

一、行香在之、 硯ノ役末ノ小綱沙汰事、 □取 ノ役ハ算主役也

一、於食堂前ニ取飩在之、南ニ注記・威儀師・維那三人ソテヲカツキ立テ出仕、

東ニ勅使、西ニ御寺家、此時東林院殿御代官而御出仕、勅使ハ会御出仕之、

(7 ウ)

中ニ礼盤在之、 勾当役而礼盤二登、

フシニ文ヲヨムマネヲシテ如本帰事

取終ハ此分也

料理之事、南ノカリヤ、 、小守沙汰事、 荒床同前、 タ、ミ者会所目代沙汰事

礼盤者堂童子沙汰也

一、東北院殿他寺探題御下行物之儀、六貫四百文腰差〈上二人二二百文ツヽ加

分在之、

(8オ)

人別壱貫文宛也、 御聴米壱石八斗会所斗也、 酒肴米ハ人別八升宛、

ヲウテ被下事、 此時壱ヶ度御出仕之間、 四斗八升御下行

廿五日、 於大乗院ニエンネン在之、

廿六日、 御寺家参事、 御見参在之、

今度大会之儀付、 従東林院殿、 御前衆へ御下行物之事

六貫四百文腰差、 壱石八斗御聴米,

(8ウ)

九斗六升酒肴米、 一人別ニ八升宛、 御出仕二ヶ度之間、 如此、 是モ会所斗

也、 多聞院請乞之、粮米ヲ以請取申也、 従当講東林院殿へ御合力之代米ヲ

以如此也、 以米之儀モ他寺之採題御始行之有カキリ、御下行可在之者、

此ノ支配ハ御前六人支配也

四百文ハ上二人、二百文宛拝領也

(9才)

御前六人ハ六貫文ト御聴米并酒肴米此三色也

|東京大学史料編纂所研究成果報告二〇二四-一二(二〇二五年三月二八日)

中世東大寺記録東大寺法華会・興福寺維摩会関係史料

基盤研究 (A) (二○一八~二○二三年度) 「日本中近世寺社〈記録〉論の

構築―日本の日記文化の多様性の探究とその研究資源化」(代表遠藤基郎)

(課題番号 18H03583) 報告書

二〇二五年三月二八日 発行

編者 遠藤基郎・畠山聡・西尾知己

発行 遠藤基郎 (研究代表者)